

平成22年第1回定例会

市 議 会 会 議 録

平成22年2月25日（開会）

平成22年3月19日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十二年第一回定例会会議録

(平成二十二年三月)

垂水市議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2 月 25 日) (木曜)

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定について	6
1. 諸般の報告	6
1. 議案第 1 号～議案第 7 号 一括上程	8
説明、質疑	
議案第 1 号～議案第 6 号 総務文教委員会付託	
議案第 7 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 8 号～議案第 11 号 一括議題	16
説明、質疑	
議案第 8 号、議案第 9 号 総務文教委員会付託	
議案第 10 号、議案第 11 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 12 号 上程	19
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 13 号～議案第 22 号 一括上程	23
説明、質疑	
議案第 13 号～議案第 15 号 総務文教委員会付託	
議案第 16 号～議案第 22 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 23 号～議案第 35 号 一括上程	28
説明	
1. 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	40
1. 陳情第 23 号 上程	41
陳情第 23 号 議会運営委員会付託	
1. 陳情第 24 号 上程	41
陳情第 24 号 総務文教委員会付託	
1. 日程報告	41
1. 散 会	41

第 2 号 (3 月 9 日) (火曜日)

1. 開 議	44
1. 議案第 12 号～議案第 22 号 一括上程	44
委員長報告、質疑、討論、表決 (原案可決)	
1. 平成 22 年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問	45

大菌藤幸議員	45
元気な集落づくりを目指して	
降灰対策について	
学校跡地の利活用について	
垂水市における公共事業の位置認識について	
感王寺耕造議員	54
農・畜産業振興及びインフラ整備について	
市営住宅について	
機構改革について	
陳情のあり方、参議院議員選挙について	
新城、輝北プレスウッド集合材工場予定地について	
田平輝也議員	66
本市の財政状況及び給与体系について	
本市の医療体制は	
空き家対策について	
尾脇雅弥議員	75
平成22年度垂水市施政方針及び予算説明に関連して	
子育て支援（拠点づくり）について	
高齢者を中心とした医療・介護・福祉について	
長期的ビジョンでの垂水づくりについて	
川畑三郎議員	85
降灰対策について	
農林業行政について	
水産行政について	
しおかぜ街道事業について	
森 正勝議員	95
各国道、県道、市道の降灰除去について	
各学校跡地について	
地上デジタル放送について	
1. 日程報告	100
1. 散 会	101

第3号（3月10日）（水曜日）

1. 開 議	104
1. 平成22年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問	104
池山節夫議員	104
平成22年度施政方針並びに各会計予算案について	

北方貞明議員	116
桜島降灰対策について	
浜平のスタンドについて	
食肉センターの衛生管理について	
垂水しおかぜ街道構想について	
老人憩いの家について	
池之上 誠議員	126
施政方針第2の視点「協働」	
施政方針「実施計画・学びあえる地域をつくるために」	
施政方針「市民から信頼される・無駄のない行政経営のために」	
予算・2期目最後の予算編成に当たり公約達成度の自己評価及び垂水市政の展望	
持留良一議員	138
施政方針と一般会計予算案について	
宮迫泰倫議員	152
市民の目線に立った市政の推進について	
堀添國尚議員	156
降灰対策について	
環境対策について	
交通安全対策について	
教育行政について	
1. 日程報告	165
1. 散 会	165

第4号（3月19日）（金曜日）

1. 開 議	168
1. 議案第1号～議案第11号、議案第23号～議案第35号、陳情第20号から陳情第24号 一括上程	168
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第1号～議案第11号、議案第23号～議案第35号（原案可決）	
陳情第20号～陳情第23号（採択）	
陳情第24号（不採択）	
1. 議案第36号～議案第38号 一括上程	175
説明、全協、質疑、討論、表決	
議案第36号～議案第38号（原案可決）	
1. 意見書案第23号～意見書案第26号 一括上程	177
質疑、表決	
意見書案第23号～意見書案第26号（原案可決）	

1. 閉 会 180

平成22年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
2・25	木	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
2・26	金	休 会	
2・27	土	〃	
2・28	日	〃	
3・1	月	〃	(質問通告期限：正午)
3・2	火	〃 委員会	産業厚生委員会(21年度補正予算審査)
3・3	水	〃	
3・4	木	〃 委員会	総務文教委員会(21年度補正予算審査)
3・5	金	〃	
3・6	土	〃	
3・7	日	〃	
3・8	月	〃	
3・9	火	本会議 委員会	議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、平成22年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
3・10	水	本会議	平成22年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
3・11	木	休 会 委員会	産業厚生委員会(22年度予算・条例等審査)
3・12	金	〃	
3・13	土	〃	
3・14	日	〃	
3・15	月	〃 委員会	総務文教委員会(22年度予算・条例等審査)
3・16	火	〃	
3・17	水	〃	
3・18	木	〃	議会運営委員会

3・19	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
------	---	-----	--

2. 付議事件

	件	名
議案第 1 号	垂水市防災会議条例の一部を改正する条例	案
議案第 2 号	垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例	案
議案第 3 号	垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	案
議案第 4 号	垂水市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	案
議案第 5 号	垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	案
議案第 6 号	垂水市屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	案
議案第 7 号	垂水市特別会計条例の一部を改正する条例	案
議案第 8 号	大野原辺地に係る総合整備計画の策定について	
議案第 9 号	内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更	
議案第 10 号	垂水市道路線の廃止について	
議案第 11 号	垂水市道路線の認定	
議案第 12 号	平成 21 年度垂水市一般会計補正予算（第 8 号）案	
議案第 13 号	平成 21 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案	
議案第 14 号	平成 21 年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）案	
議案第 15 号	平成 21 年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案	
議案第 16 号	平成 21 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案	
議案第 17 号	平成 21 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 18 号	平成 21 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 2 号）案	
議案第 19 号	平成 21 年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第 3 号）案	
議案第 20 号	平成 21 年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第 2 号）案	
議案第 21 号	平成 21 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）案	
議案第 22 号	平成 21 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 3 号）案	
議案第 23 号	平成 22 年度垂水市一般会計予算	案
議案第 24 号	平成 22 年度垂水市国民健康保険特別会計予算	案
議案第 25 号	平成 22 年度垂水市老人保健医療特別会計予算	案
議案第 26 号	平成 22 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算	案
議案第 27 号	平成 22 年度垂水市交通災害共済特別会計予算	案
議案第 28 号	平成 22 年度垂水市地方卸売市場特別会計予算	案
議案第 29 号	平成 22 年度垂水市介護保険特別会計予算案	
議案第 30 号	平成 22 年度垂水市老人保健施設特別会計予算	案
議案第 31 号	平成 22 年度垂水市病院事業会計予算	案
議案第 32 号	平成 22 年度垂水市と畜場特別会計予算	案
議案第 33 号	平成 22 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算	案

- 議案第34号 平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案
- 議案第35号 平成22年度垂水市水道事業会計予算 案
- 議案第36号 平成21年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案
- 議案第37号 平成21年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第3号）案
- 意見書案第23号 「我が日本国において外国人参政権を容認するいかなる立法も法改正もしないこと」
を要請する意見書（案）
- 意見書案第24号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求
める意見書（案）
- 意見書案第25号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）
- 意見書案第26号 「陳情の窓口一本化」に反対し、国民の基本的権利の一つである請願権を尊重し、
保障するよう求める意見書（案）

陳 情

- 陳情第20号 「我が日本国において外国人参政権を容認するいかなる立法も法改正もしないこと」
を要請する意見書を国会並びに関係行政庁に提出することを求める陳情
- 陳情第21号 快適な生活環境を守るために養豚場の移転を要望する陳情について
- 陳情第22号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書
- 陳情第24号 中小自営業者・家族従業員の人権保障のための「所得税法第56条の廃止を求める意
見書」の採択を求める陳情書

平成 22 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 22 年 2 月 25 日

本会議第1号(2月25日)(木曜)

出席議員 15名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠 員)
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	宮 迫 義 秀
市 民 相 談		次長兼消防署長	野 元 豊 一
サービスク長	島 児 典 生	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	城ノ下 剛	教委総務課長	北 迫 睦 男
生活環境課長	迫 田 裕 司	学校教育課長	有 馬 勝 広
農 林 課 長	山 口 親 志	社会教育課長	橋 口 正 徳

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成22年 2月25日 午前10時開会

△開 会

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成22年第1回垂水市議会定例会を開会します。

ここで、去る1月1日付で課長の異動があり、紹介のための発言の申し出がありますので、これを許可します。

○消防長（宮迫義秀）おはようございます。

1月1日付で消防長を拝命いたしました宮迫義秀でございます。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

○消防本部次長兼消防署長（野元豊一）おはようございます。

1月1日付で消防本部次長兼署長を拝命いたしました野元豊一です。よろしく願いいたします。（拍手）

△開 議

○議長（川尻達志）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（川尻達志）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において川畑三郎議員、大菌藤幸議員を指名します。

△会期の決定

○議長（川尻達志）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る19日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月19日までの23日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月19日までの23日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（川尻達志）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成21年度定期監査結果の報告及び平成21年11月分及び12月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一）おはようございます。

12月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、御報告を申し上げます。

まず、活発化しております桜島の噴火活動につきましては、市民生活に大きな影響を与えているところでございますが、1月12日には、爆発による災害を想定しての防災訓練を牛根麓地区、海潟小浜地区で関係機関の協力のもと実施したところでございます。

また、1月25日には、議員の皆様と、海潟地区の農水産物被害を中心に現状の視察を実施いたしましたところでございます。

今後、具体的な対策につきましては、関係各課と協議し、鹿児島市、霧島市、鹿屋市、垂水市の4市で構成いたしております「桜島火山活動対策協議会」の要望事項に盛り込み、国への要望としてまいりたいと考えております。

次に、12月議会後の火災について御報告を申し上げます。

建物火災3件、その他火災1件の火災が発生しております。

建物火災は、12月17日蛸迫において、ふろの空たきによるぼや火災、12月17日旭町において、焼死者1名、住家1棟を全焼した火災、1月1

日柘原において、仏壇を焼損したぼや火災が発生しております。

その他火災は、2月6日牛根深港において、枯草5アールを焼失した火災が発生しております。

次に、主な出張用務について御報告を申し上げます。

1月22日から23日にかけては、定住体験モデルツアーの説明会のために企画課職員2名と大阪市へ出張いたしました。

説明会には、関西垂水会の全面的な御協力により、約100名ほどの参加者があり、垂水市の概要説明の後、各テーブルを回りながら、垂水市への定住のお願いを申し上げてきました。

また、その後、木津市場を視察いたしまして、関係者と今後の当市の特産品の取引の可能性について意見交換してまいりました。

2月2日は、県市長会定例会及び知事と市長との意見交換会に出席し、県市長会定例会では、平成22年度事業計画外5件の議案が全会一致で承認され、また、知事との意見交換会では、住宅用太陽光発電システム設置者に対する県補助制度の継続及び予算枠の拡大などについて意見交換がなされました。

2月3日から4日にかけては、特別交付税に関する要望活動のため上京いたしました。

特別交付税の所要額確保のため、総務省の事務次官初め、関係部署などを訪問し、桜島の現状等も説明し、特段の配慮をお願いしてまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川尻達志）以上で、市長報告を終わります。

次に、議会運営委員会委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可します。

[議会運営委員長篠原静則議員登壇]

○議会運営委員長（篠原静則）おはようござ

います。

私ども議会運営委員会の6名及び随行1名は、去る1月13日から15日まで、東京都立川市及び羽村市で、主に議会改革についての所管事項調査を実施いたしましたので、報告をいたします。

最初に、立川市でございますが、人口17万7,500人、面積24平方キロメートルで、「基地のまち」であったことで知られております。

改革の取り組みとして、平成20年4月に議長発議により「立川市議会のあり方懇談会」を設置し、翌21年2月まで、他市の視察を含め、20回にわたり検討され、計3回の答申を行ってまいりました。

この中で、現在取り組まれているのは、小・中学生を対象とした開会中の社会科見学であり、21年度は12月議会で実施されていますが、これは、開かれた議会の推進や傍聴者をふやす新たな試みであると言えます。

また、一般質問の一問一答方式の導入については、市民にわかりやすいだけでなく、論点、争点が明確になるとのことから、昨年9月議会より試行的に実施し、質問は、答弁を含め60分とし、一括方式は3回まで、一問一答方式は制限なしで行っていますが、一問一答方式を行っている議員は、試行の段階でもあり、少数であるとのことでありました。

休日・夜間議会の開催についても検討されていましたが、休日・夜間は市民が余暇を楽しむ時間帯であることから、費用対効果は期待できるとは言えず、それよりも、インターネットによる議会中継を行ったほうが効果があるとのこと、この導入を22年度を目途に行うとしてまいりました。

次に、予算及び決算特別委員会については、持ち時間制を採用しておりますが、会派制をとっていることから、各会派ごとの質問時間の設定を設けており、そのため、会議日数を5日間と4日間とし、一日の会議予定時間は6時間を

目途に行っているとのことであります。

さらに、議員提出による政策的条例案の提出については、平成18年度から22年度まで16件の条例案が提出されており、いずれも否決となっておりますが、やはり執行部との十分な事前調整が必要ではないかと感じました。

そのほか、議会基本条例や議会報告会など、その他の案件は、本年7月以降の改選後に検討するとのことであります。

次に、羽村市は、平成3年に市制を施行し、人口5万7,600人、面積9.9平方キロメートルで、日野自動車やカシオ計算機等の工場を有する地方交付税不交付団体であり、積極的に議会改革の取り組みを行っている市であります。

改革の目的として、「地方分権時代にふさわしいより開かれた議会運営の実現をめざして」をテーマに議会改革検討委員会を設置し、平成16年2月から平成21年3月まで、3次にわたり検討をされておりました。

その中で、一般質問の一問一答方式については、平成17年6月定例会から本格導入し、質問方法として、第1回目の質問のみ一括で行い、答弁者は理事者、再質問からは理事者または部長職とされており、時間は質問・答弁合わせて60分以内で、回数は制限なしで行っておりました。

また、議会日程で本市と違うところは、会議の初日から3日間程度一般質問を行い、その後、議案、陳情等の審議を行っている点でありました。

次に、議会傍聴をふやす対策として、モニターを一般市民向けのロビーに設置し、本会議の様子を中継しているとのことであります。

さらに、特色ある取り組みとして、常任委員会の行政視察の報告会が昭和51年から毎年3時間程度の日程で行われており、議員の報告に対して市民からいろいろな質問を受けることで、議会の活性化が図られているとのことであります。

した。

しかしながら、最近では参加者数も少なくなってきており、このまま継続するか凍結するか等、賛否両論の意見が出ているとのことであります。

そのほか、議会日程の年間公表や議員の資質向上を図るため、数回にわたる「政策研修会」が実施されたり、また、議会のインターネット配信等の検討が行われていました。

最後に、今後も随時、議会運営委員会において、議会改革を継続していくとのことであります。

今回の所管事項調査では、いずれの市も、開かれた議会を目指し、真摯に改革に取り組まれており、参考とすべき点が多々ありました。

特に、羽村市においては、検討委員会のメンバーであった副議長みずから説明をされるなど、改革への熱意が感じられました。

本市におきましても、これまでさまざまな改革に取り組んできましたが、昨年9月議会より、懸案でありました一問一答方式を導入したことは、いまだ課題があるとはいえ、改革に向けての一步前進であると思っております。

今まさに地方主権時代の中、議会の果たす役割はますます重要性を増している中で、二元代表制の一翼を担っている自負のもと、今回の研修を生かし、さらなる改革を目指していかねばならないと考えております。

以上で、議会運営委員会の所管事項調査の報告を終わります。

○議長（川尻達志）以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第1号～議案第7号一括上程

○議長（川尻達志）日程第4、議案第1号から日程第10、議案第7号までの議案7件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市防災会議条例の一部を改正する条例 案

議案第2号 垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第3号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市特別会計条例の一部を改正する条例 案

○議長（川尻達志）説明を求めます。

○総務課長（今井文弘）おはようございます。

議案第1号から議案第4号まで、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第1号垂水市防災会議条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

まず、本会議であります。災害対策基本法において、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び促進を図る垂水市地域防災計画の作成及び実施のために置くこととされております。

本市では、地域防災計画に基づきまして、災害発生に際し、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策が迅速・適切に行われるように、防災体制の確立を図るとともに、あわせて、市民の防災意識の高揚を図ることから、これまで総合防災訓練を実施してきているところであります。

また、平成17年の台風14号災害を受け、その後、災害による人的被害ゼロを目指して、平成18年度からの総合防災訓練には自衛隊の協力もいただいているところでございます。

そこで、今後の垂水市地域防災計画等への助言をいただくために、今回、海上自衛隊第一航空群及び陸上自衛隊第12普通科連隊の代表者を垂水市防災会議委員に追加したいことから、改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

第3条第5項に「海上自衛隊第1航空群司令又は陸上自衛隊第12普通科連隊長若しくはその指名する自衛官」を加え、第3条6項中の第5項第7号を前項第7号に改めようとするものであります。

なお、附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第2号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

市長、副市長及び教育長の給料月額を昨年に引き続き、減額しようとするもので、関係条例の3条例を一括して改正しようとするものでございます。

なお、後もって御説明いたします議案第4号の垂水市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案の中で、特別職の退職手当についても一部改正することとしております。

教育長の退職手当につきましては、垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例中に規定されていることから、教育長の退職手当については、本議案の中であわせて改正しようとするものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、改正案の第1条垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正でございますが、本則第5条の一部改正につきましては、議案第4号垂水市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案に関連した改正ですので、議案第4号で御説明いたします。

附則第23項におきまして、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間の教育長の給料月額を、本則に規定する額に100分の90を乗じて得た額とし、附則第24項におきまして、この減額は、期末手当及び退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を規定するものでございます。

次に、改正案の第2条垂水市長等の給与に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

附則第25項におきまして、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間の市長及び副市長の給料月額は、本則に規定する額に、市長にあっては100分の75を乗じて得た額、副市長にあっては100分の90を乗じて得た額とし、附則第26項におきまして、この減額は期末手当の算定の基礎となる給料月額に適用しない旨を規定するものでございます。

次に、改正案第3条、垂水市長等の退職手当に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

附則第2項におきましては、市長、副市長の給料減額は、退職手当の算定の基礎となる給料月額に適用しない旨を規定するものでございます。

なお、この条例は、平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第3号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、職員の給料減額及び管理職手当の減額について、附則に定めようとするものでございます。

給料の減額につきましては、市長等の給料減額と同じく、今後の財源確保のため、職員労働組合との協議を経まして、2月8日の両者合意に基づき、改正しようとするものでございます。また、管理職手当につきましても、昨年同様に

減額しようとするものでございます。

条例改正の内容でございますが、附則に2項を加える一部改正でございます。

添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、附則第24項ですが、一般職員の給料月額の減額を規定するものでございます。

期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間で、職務の級ごとに給料減額の率を定めるものでございます。

表にありますとおり、1級と2級は1%の削減、3級は2%の削減、4級と5級は3%の削減、6級は4%の削減をするものでございます。

また、同項ただし書きでは、地方自治法に定められております各種手当等のうち、期末・勤勉手当など、給料月額を基礎とする手当及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎給料月額には、給料減額分は反映させないこととしております。

次に、附則第25項につきましては、管理職手当の減額に関するものでございます。

現在、管理職手当は定額制で、手当額は5万1,100円となっておりますが、歳出削減策の一環としまして、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、管理職手当の額に100分の70を乗じた額、つまり30%を昨年同様にカットしようとするものでございます。

なお、この条例は、平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第4号垂水市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が施行されたこと、また、地方公務員の退職手当制度におきましても同様の措置を講ずる必要があるとの指針に基づき、本市の関連規定を改正しようとするものでございます。

本議案の改正の趣旨であります、退職手当

制度の一層の適正化を図り、公務に対する市民の信頼を確保するため、退職後に懲戒免職等の処分を受けるべき行為をしたと認められる職員の退職手当の全部又は一部を返納させることとするなど、退職手当について、新たな支給制限及び返納の制度を設けようとするものでございます。

議案の説明につきましては、改正項目が多いため、概要について御説明いたします。

主な改正点としましては、4点ございます。

第1点目ですが、退職手当を支払った後に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとしております。

第2点目ですが、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、既に当該職員が死亡しているときには、支払い前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払い後であれば遺族等に返納を命ずることができることとしております。

第3点目ですが、退職手当の支給制限に際しまして、非違の性質などを考慮して、退職手当の一部を支給することが可能な制度を創設、返納についても一部を返納させることが可能な制度を創設するものでございます。

第4点目ですが、処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分を受けるべき行為であったことを認めることによる支給制限や、すべての返納命令を行う際には、新たに設置する退職手当審査会に諮問しようとするものでございます。

以上で、改正の概要説明を終わります。

次に、改正条文についてであります。第1条につきましては、市職員を対象にした垂水市職員退職手当支給条例の一部改正でございます。今、御説明しました概要説明の全般にわたり改正するものでございます。

次に、最後のほうからの2ページ目になりますけれども、改正条文の第2条につきましては、垂水市長等の退職手当に関する条例の一部改正でございます。市長及び副市長についても、職員同様に退職手当の支給について改正しようとするものでございます。

なお、教育長の退職手当につきましては、垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例中に規定されていることから、さきの議案第2号でお示ししておりますとおり、垂水市長等の退職手当に関する条例の一部改正と同様に、教育長の給料条例を一部改正するものでございます。

改正条文の3条につきましては、垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例中に企業職員の退職手当の規定があることから、市長部局の職員と同様に一部改正をするものでございます。

改正条文の第4条につきましては、垂水市職員退職手当支給条例の平成18年の改正附則中に本則からの引用条文がございまして、その引用条文の繰り下げに伴い、改正附則中の条項を本則の改正に準じて、一部改正をするものでございます。

次に、附則について御説明いたします。

附則第1項は、条例の施行日を公布の日からとしようとするものでございます。

附則第2項ですが、経過措置としまして、この改正する条例の規定は、この条例の施行日以後の退職者に対して適用しようとするものでございます。

以上、4議案についての説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○市民課長（葛迫隆博） 議案第5号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

平成20年4月に創設されました後期高齢者医療制度において、後期高齢者の資格取得から2年間は保険料の軽減措置が定められております。

また、後期高齢者医療制度に移行されたことに伴い、被扶養者が国保の被保険者となった際の国保税につきましても、資格取得から2年間は後期高齢者医療制度と同様な保険税の軽減措置を行うため、垂水市国民健康保険税条例にて規定いたしております。

先般、後期高齢者医療制度の保険料の軽減措置の2年間は、当分の間継続するというので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成22年2月3日に公布され、同日に施行されたところでございます。そのため、垂水市国民健康保険税におきましても、同様な措置を講ずる必要があるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

附則第16項で、本則第26条第1項第5号による減免措置の期間について、読みかえ規定することとし、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○社会教育課長（橋口正徳） 議案第6号垂水市屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

新旧対照表で御説明申し上げますので、お聞きください。

今回の改正は、平成22年4月の市立中学校の統廃合に伴います関係条例の整備でございますが、廃校となる中学校の屋外運動場照明施設はそのまま存続することから、施設の名称を改めるものでございます。

まず、別表第1でございますが、別表第1に関係場名を付し、「垂水南中学校」を「旧垂水南中学校」に、「牛根中学校」を「旧牛根中学校」に、「協和中学校」を「旧協和中学校」に改め、あわせて、本市における算用数字の取り扱いでは、通常3けたごとに区切るようにして

おりますが、年号、地番、電話番号など特別なものは区切りをつけないこととしておりますので、今回、三和センター運動広場照明施設の地番を改めるものでございます。

次に、別表第2でございますが、別表第1と同様に、関係場名を付し、「垂水南中学校」を「旧垂水南中学校」に、「牛根中学校」を「旧牛根中学校」に、「協和中学校を旧協和中学校」に改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○生活環境課長（迫田裕司） 議案第7号垂水市特別会計条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、垂水市潮彩町排水処理施設特別会計は、決算統計上、普通会計に属するとの県の指摘があり、財務会計事務の適性化を図る観点から、垂水市特別会計条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

垂水市特別会計条例第1条第1項第6号を削り、第7号を第6号に改正しようとするものでございます。

なお、附則におきまして、第1項で、この条例は平成22年4月1日から施行するものとし、第2項で、平成21年度のこの条例による改正前の垂水市特別会計条例第1条第1項第6号の規定は、平成22年5月31日まではその効力を有するとの経過措置を定め、第3項は、今回の改正に伴い、関連する条例の整備を行おうとするものでございます。

先ほどの新旧対照表の裏面をごらんください。垂水市潮彩町排水処理施設整備基金条例の一

部を改正するものでございます。

垂水市潮彩町排水処理施設整備基金条例第2条及び第5条中、「潮彩町排水処理施設特別会計歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川尻達志）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 議案第3号について質疑をしたいと思います。

要は、質疑の内容は、今回、給与の削減ということがこの条例で打ち出されたわけですが、基本的には、先ほど言われたとおり、組合との合意があったということですが、その理由等を含めて、どういう形で議論され、その主だった、いわゆる削減の求める理由というのは何だったのか。

私たちが聞くところによりますと、ラスパイレス指数の問題が中心だったということをお聞きをしているんですが、要は、その指数が本当に削減ということから含めて、妥当なのかどうなのか等を含めて、その中身によってちょっと議論したいんですけれども、その点についてお聞きをしたいということと、そのことによって指数がどんなふうになるのか、そして削減額はトータルとしてどのぐらいの削減額になるのか、そしてなおかつ、地元経済に与える影響というのをどのように認識されているのか、この4点についてお聞きします。

○総務課長（今井文弘）まず組合との、先ほど申し上げましたとおりに、交渉を経まして、今回のカットに至ったわけですが、組合との交渉につきましては、給与制度のあり方、それから行革を推進していく上の市民への理解、給料減額に伴う職員の士気、サービス残業との兼ね合いなど、労働条件を全般にわたり協議を

重ね、職員の理解を得たところでございます。

ラスパイレス指数が100を超えたというような理由につきましては、議員も御承知のことと思いますが、いろいろな理由があるわけでございます。今回の職員の給与減額につきましては、ラスパイレス指数が100を超えたということによる理由だけによるカットではございません。もちろんラスパイレス指数と経常収支比率への対策も理由の1つではありますが、今回の減額の一番の理由は、本市も財政的にはある程度立て直してきてはおりますけれども、先行きが明るいとは言えないわけでありまして、厳しい状況が続いているところでございます。そのようなことから、市長等の特別職、給料減額、こういうものと同じく、財源確保のために職員への協力を求め、理解をいただいて、実施をしようとするものでございます。

それから、今回の給料削減の額でございますけれども、特別職給料の減額、それから管理職手当、合計、合わせて申し上げますけれども、まず特別職の給料減額、これが458万3,664円、それと管理職手当が386万3,160円、それと職員の給料減額分でございますが、これが3,686万9,642円、合わせて4,531万6,466円の削減ということでございます。

このことでのいろんな市内、経済的な効果を言われましたですけれども、それだけ職員の方々が給料減額されるということでの市内でのいろいろ支出をしていく分は、ある程度、節減したりという形でのいろいろ経済的には影響は若干あるかと思っておりますけれども、このことにつきましては職員もそういう中での理解をいただきましたので、経済的な確かに影響はあるかもしれませんが、そのことで、今回、単年度の実施ということでございます。

次年度以降は、また財政状況等の状況、それから経常収支比率、そういうまた職員のいろいろな意見等も聞きながら、また次年度以降は検討

していきたいというふうに考えております。

○持留良一議員 ここに組合の機関紙があります。この中には、今回、ラス指数が国家公務員給与と比較して高いとみなされ、100%を超え、県内で鹿児島に次いで2位とされたことを受けて、類似団体とされる都市並みに引き下げたいということが最大の理由であり、国との特別交付税折衝でラス指数について厳しく指摘されることで、交付税額が抑制されるという事態を避けたいという云々かんぬんと、そういうことが書いてあります。だから、基本は、このラス指数が非常に大きなウエートを占めたということ組合のほうは指摘をしているんです。

ところが、この指数というのはあくまでも職員の給与を数値化して、国と地方の給与水準を比較するという、あくまでも比較する1つの方法だと言われていますよね。そして、いろいろなこれは問題点も指摘をされています。

そしておまけに、県内の状況を見てみますと、例えば長島町は94%です。ところが、この給与は40万9,000円です。垂水市は101%で39万3,000円です。曾於市は96%ですけど、垂水市とほぼ同じ39万2,000円というような中身なんです。だから、この指数が、イコール給与が高いというふうにはならないんですよ。単純にはならない。だからこそ、このラス指数というのはあくまでも比較する方法の1つだということだということは、もうこれは歴然とした事実だろうというふうに思うんですよ。

だから、今回、この組合の機関紙にも書いてあるとおり、基本はこのラス指数が大きな中心で、類似団体並みに引き下げたいということの理由と、そのことによってイコール、市民から見たら給与は高いんだというようなことですが、しかし、この実態から見ても、この中にはいろんな学歴とかさまざまなものが、勤続年数ということも非常に加味されますので、単純にそれが比較できないような中身だというこ

とは、この実態の数字からも明らかだと思うんですよ。

だから、今後やはりこのことを使って云々かんぬんというのは非常にある意味での、誤解も含めてですけれども、逆に言うと、市民との理解ということも含めて、折衝していかないと、じゃ今後これが引き下がって70になったら、じゃ、逆に言うと上げるのかという議論も出てくると思うんですよ。

だから、そのことを本当に今後も中心にしながら、このラス指数というのを考えていく、検討材料にしていくという考え方をとられるのか。こういう実態を踏まえて、市長に見解をお聞きしますけれども、どうでしょうか。

○市長（水迫順一） ラスはですね、議員おっしゃるとおり、いろんな問題があるということは事実だと思います。だけど、一方で、同じ尺度で比較をしておるわけですから、市民の目線から見ますと、やはり垂水は高いんだなという映り方がするというふうにも思います。

ですから、今後、ラスを中心にした交渉は、当然、控えるところは控えていかなければいけません。あくまでもやはり市民の今後、協力をいただくという中、行財政改革をやっておるわけですから、市民も大変大きな協力をいただきながら実施している中で、ただ、ラスがこうやって各市が比較されますと、どうしてもそういう見方があるというのは事実だと思いますので、その辺はやはり考えて、組合とも交渉をしていかなければいけない、そのように思います。

○持留良一議員 確かに1つの指数という見方はあると思います。しかし、市民の皆さんの理解というのは、結果としての数字の中身なんです。その経過、中身とか含めては十分明らかにされていない。先ほど言いましたとおり、学歴とか勤続年数との関係あります。国家公務員だと、こちらだと、例えば高校卒の方でも当

然、課長職にもなられます。ところが、向こうは国家公務員ですから、いろいろそういう意味では厳しいです、条件がですね。そうしますと、いやが応でも地方が高いという構図は出てくるわけなんですよ。

だから、そういうことも含めて、やはり市民の皆さんにはラスパイレス指数の中身というのをきちっと説明して、市民の皆さんにも理解していただきながらこの問題というのを考えていかないと、あくまでも、このことが今後、そのあたりの構造的なものが変わらない限りは、やはり地方のほうが結果的に高いという現状は生まれてくると思うんですよ。

だから、そういう意味でもやっぱり、先ほど市長も言われたように、今後、そういうことでこれを中心に議論することもいろいろ検討したいということでしたけれども、やはりそういうところはきちっとやっていかないと、先ほど言いましたとおり、地域経済にもさまざまな影響も出てくるし、またそのことによって、このことが、やっぱり指数自体がずっとひとり歩きすると思うんですよ。

だから、そういう意味では、きちっと市長のほうからも市民に、いろんな方法を通じて、この内容を、説明を含めて行っていくということが大事だと思うんですが、最後にその点についてお聞かせください。

○市長（水迫順一）説明する機会は得たいとは思いますが、あくまでも、今後、市民の協力をいただきながら、垂水市の改革、垂水市づくりをしていかなければいけません。ですから、市民の目線で見ても納得がいける給与体系、これは目指していきたい。

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

○宮迫泰倫議員 議案第7号についてお願いいたします。

この条例は4月1日から施行されるというこ

とで、経過措置の中で、5月31日まではその効力を有すると書いてあります。これはどういうことなのか。なぜ4月1日からできなかったのか。一応それを確認しておきます。

○財政課長（三浦敬志）一般会計でも5月31日までは出納閉鎖期間を持っております。その関係で、潮彩町排水処理施設特別会計につきましても出納閉鎖期間を設けたということでございます。

○宮迫泰倫議員 そうすれば、経過措置の3、これは5月31日以降は、次の1/2ページに書いてあります、現行と改正案ありますね。現行は、このとおり5月31日まではやるということですね、現行どおりで5月31日までは。

それで、改正案のところで、今度は6項がなくなりまして、7項が6項になっています。そうすれば、この簡易水道事業特別会計、簡易水道事業というのは2つ種類があるということですね。6項についてはそういうことですね、そういうことを理解してよろしいですね。

○財政課長（三浦敬志）この条文につきましては、5月31日までこの会計は残りますという意味でございます。

○宮迫泰倫議員 そうすれば、この場合、規定があるのは、第1条の6項だけですよ。7項も書かないかんのじゃないですか。どうなんでしょうか、そこら辺。

○財政課長（三浦敬志）簡易水道が項が1つ繰り上がったということじゃないでしょうか。

○宮迫泰倫議員 そうなんです。そうすればですね、例えば……

○議長（川尻達志）宮迫議員、3回までです。（宮迫泰倫議員「大体わかったんです。わかりました」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

○尾脇雅弥議員 議案第1号と第6号について質問をいたします。

今回、第1号なんですけれども、海上自衛隊

第1航空群司令と陸上自衛隊第12普通科連隊長ということで、それぞれ各トップじゃないかなと思うんですけども、今回、どういうケースを想定して、必要性を感じてこういった方々に加わっていただいたのかということと、そういった場合のかかわり合い方といいますか、メリットはどのようなものがあるのかということをお尋ねをいたします。

それと、議案第6号ですけども、統廃合に向けてということですが、各施設の耐久年数といいますか、垂水南中は私が中学生のころに建ったわけなんですけれども、ほかのところの耐久年数、大丈夫なのかということについて質問をいたします。

○総務課長（今井文弘）今回、防災会議のほうに、委員に自衛隊のほうの委員を加えるということでの、どういう理由なのかということですが、先ほど御説明いたしましたとおり、この会議の目的が、地域防災計画の見直し、そういうものを重点的にやっていくわけですので、その中でいろいろ、その中には水防計画あるいは桜島の爆発の関係、防災計画、そういうものも含まれております。そういうものを毎年見直していくというふうなところで、各関係の委員の方々からの意見を伺うということで、年1回、開催をしてきているところでございます。

先ほども申し上げましたとおりに、防災訓練につきましても、今、鹿屋自衛隊、それから陸上自衛隊、非常にいろんな協力をいただきまして、県と同じような規模でのいろいろな訓練ができております。そういう意味でも、市民の皆さんへの防災意識を植えると、高揚を図るという意味では大変ありがたいというふうに思っているところです。

それから、桜島がこうして活発化してきている中においては、やはり普通の関係団体でできない支援、そういうものもできるということで、

陸上自衛隊の方々がそういう形で協力をいただくようにしておりますが、そういうことを、今までにない、地域防災計画に載っていないそういうものも含めて、いろんな意見を反映させるということでは、本当にメリットがあるんじゃないかというふうに考えております。

○社会教育課長（橋口正徳）今回の改正は、4月から学校統合ということで、そのこのいわゆる名称の変更をお願いしたいというようなこととございまして、まだ、今後の施設自体の管理をどのようにしていくか、ここらあたりについてはまだ何ら、例えば社会体育施設として管理していくのか、そこあたりも全然まだ決まっておられません。今後、運営していく中で関係課と協議をしながら、もちろんそこあたりの耐用年数の問題等も協議をしながら、管理方法を今後、詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号から議案第7号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第7号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△議案第8号～議案第11号一括上程

○議長（川尻達志）日程第11、議案第8号から日程第14、議案第11号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第8号 大野原辺地に係る総合整備計画の
策定について

議案第9号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の
変更について

議案第10号 垂水市道路線の廃止について

議案第11号 垂水市道路線の認定について

○議長（川尻達志）説明を求めます。

○企画課長（太崎 勤）議案第8号及び議案第9号は、辺地に係る総合整備計画書でございますので、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第8号大野原辺地に係る総合整備計画の策定について、御説明を申し上げます。

今回、新たに、大野原辺地に係る総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

整備計画の内容につきまして、2枚目の総合整備計画書に基づき御説明をいたします。

大野原地区は、年々過疎化・少子化が著しく進み、平成18年3月、大野小・中学校が閉校となるなど、地域の活力の衰退が顕著となっております。

このような状況下、閉校となった学校施設を利用し、本市のグリーン・ツーリズムの拠点として、鹿児島大学や地域住民との連携による大野ESD自然学校の設立に向けての準備を行っております。

現在、年間2,000名を超える市内・市外の子供たちが自然体験型環境教育等に利用しておりますが、シャワー等の設備がないために不便を強いられている状況でございます。また、同地区は、地域のすぐれた農産物を活用した二次加工等の技術や設備が不足し、生産性が低い状況であります。

したがって、今回の辺地総合整備計画に

おいて、学校施設を改修したシャワー施設や農産物加工室を整備し、自然体験型環境教育やグリーン・ツーリズム等の利用者の利便性を高め、あわせて、農産物の二次加工品の製造・販売の強化や、食材の提供・供給による農林業の振興を図ろうとするものでございます。

また、現在進めている高峠公園の整備や、体験型観光としてのユズ園の整備等、大野原地区の一体的な整備を図ることで、交流人口の受け入れ体制が整い、観光客の増加による観光振興が図られ、地域の活性化を推進しようとする整備計画でございます。

1ページの総合整備計画書の下段の3、公共的施設の整備計画書をごらんください。

今回、整備計画年度は平成22年度から平成24年度までの3年間とし、全体の事業費は5,580万円の整備計画としております。

次に、裏面2ページ、様式5の年次計画表で御説明いたします。

閉校利用交流施設改修事業は、平成22年度、国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を受けて、学校施設跡を改修し、シャワー施設や農産物加工体験施設等の整備をしようとする計画でございます。

次に、高峠公園の整備事業は、平成22年度、駐車場の整備と、平成23年度、登山道の整備と、平成24年度、公園内のトイレやあずまの整備をしようとする計画でございます。

次に、議案第9号内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更について、御説明申し上げます。

内ノ野辺地に係る総合整備計画につきましては、市道及び観光・レクリエーション施設等について既に議決をいただいておりますが、今回、さらに総合整備計画を見直し、変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

総合整備計画の変更内容につきまして、資料に基づき御説明いたします。

お手元の総合整備計画書2ページ、下段の3公共的施設の整備計画書をごらんください。

なお、表中の金額は、上段に記載してある括弧書きの数値が変更後、下段の数値が変更前でございます。

今回、整備計画年度は、平成18年度から平成22年度までの5年間とし、全体の事業費は8億3,805万1,000円で、2,645万円増額し、平成22年度までの整備計画としております。

次に、あけていただきまして、年次計画表4ページ、様式5-2の欄中、平成22年度計画について御説明いたします。

平成22年度整備計画で、新たに、県の地域振興推進事業の補助を受け、猿ヶ城溪谷総合整備の観光・レクリエーションに関する施設整備に係る遊歩道整備事業と、防災機器設置の防災対策事業として、合計945万円を追加し、また、さきの6月議会において議決されました市道内ノ野線二木地区の道路改良事業整備計画を、家屋等の補償費等の増大による1,700万円の増額の整備計画の変更をしようとするものでございます。

なお、両議案の総合整備計画の策定及び変更につきましては、県との協議が調っております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○土木課長（深港 渉） 続きまして、議案第10号と11号は関連がございますので、一括して説明いたします。

まず、議案第10号垂水市道路線の廃止について、御説明申し上げます

提案理由でございますが、内ノ野2号線の道路改良工事が完了し、さきの12月議会で認定されたところでございますけれども、この路線に関連する既存路線の起点を見直し、新たに認定する必要があるために、先に道路法第10条第3項の規定に基づき、市道路線廃止の議決を受け

ようとするものでございます。

廃止します路線は、路線番号331、路線名、内ノ野4号線、起点は垂水市新御堂鍋久保1337-19番地先、終点は垂水市新御堂上之宮担当区113林班70小班でございます。

続きまして、議案第11号垂水市道路線の認定について、御説明申し上げます。

提案理由でございますが、今回認定しようとする路線は、先ほど説明いたしました内ノ野2号線改良工事完了に伴い、12月議会、同路線認定に関し、関連する既存路線の起点を新たに見直す必要が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道認定の議決を受けようとするものでございます。

認定します路線は、路線番号331、路線名、内ノ野4号線、起点は垂水市新御堂湯ノ谷1345番地先、終点は新御堂上之宮担当区113林班70小班でございます。

以上でございます。

○議長（川尻達志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第8号から議案第11号までの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第11号までの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

次は、11時15分から再開します。

午前11時2分休憩

午前11時15分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第12号上程

○議長（川尻達志）日程第15、議案第12号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（三浦敬志）よろしくお願ひします。

議案第12号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正は、国の第二次補正予算で創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金を財源とする地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備と、そのほか、本年度の事務事業費の確定に伴う増減などの予算措置をしようとするのが主な理由でございます。

なお、最終的な定年前早期退職優遇制度に伴う退職者の退職手当も計上いたしております。

今回、歳入歳出とも1億7,004万6,000円を追加しますので、これによる補正後の歳入歳出予算の総額は91億7,547万6,000円になります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページにかけての第1表歳入歳出予算補正としてお示ししております。

地方債にも補正がありましたので、7ページにお示ししております。

変更内容は、冒頭申し上げました定年前早期退職優遇制度に伴う退職者の確定に伴う増額、並びに各事業の終了に伴う起債額の清算により、その借入額を右の欄に示す限度額に示しております。

本年度の借入総額は、9億4,460万円にしようとするものであります。

次に、8ページからの歳入歳出事項別明細の

うち、22ページからの歳出のうち事務事業の確定に伴う予算整理に係るものは、説明は省略させていただきます。

今回の補正の主な理由であります地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業につきましては、本日お手元に配付いたしました資料をごらんください。

この事業の総額は、1億1,677万4,000円でございます。このうち、1億270万1,000円が国から交付されるものです。事業数は30事業、事業を趣旨、目的ごとに分類しますと、ごみ対策の推進、農業の活性化、地元経済の活性化、防災対策の推進、学校施設の充実・安全の確保に分類されます。具体的な事業内容はお示ししてあるとおりでございます。

なお、3月議会での議決をいただきましたも、本年度中の予算執行は難しいと思われまので、新年度に繰り越して予算執行することを想定しております。

それでは、予算書に返りまして、その他の補正で主なものを御説明いたします。

金額については、お示ししてありますので、読み上げないことを御了承ください。

22ページをお開きください。

下段に退職手当がございます。これは、冒頭御説明いたしました定年前早期退職優遇制度に伴う退職者3名増に伴う不足分の補正であります。

23ページの中段、財産管理費の積立金の財政調整基金積立金は、地方財政法第7条の規定に基づき、前年度繰越金の2分の1を積み立てようとするものであります。

次は、飛びますが、31ページの児童福祉総務費の委託料の電算委託料であります。これは、子ども手当支給に係るシステム改修であります。全額国庫補助であります。

33ページの環境衛生費の負担金、補助及び交付金の簡易水道施設整備費補助金は、牛根麓・

二川地区の施設整備補助に充てるものであります。

あけて35ページの上段の病院費につきましては、交付税措置額の確定に伴う増額補正であります。

36ページの中段、畜産業費の負担金、補助及び交付金の畜産環境整備事業負担金は、畜産事業者の堆肥舎建設に伴う受益者負担分でございます。

飛びまして、49ページをお願いいたします。

上段の公共土木施設災害復旧費の消耗品費につきましては、降灰袋購入に関するものであります。

歳出に関する説明は以上でございます。

今まで御説明いたしました補正事業に要します歳入の補正予算は、前に返っていただきまして、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表にお示ししております。

具体的には、10ページからの歳入事項別明細にお示ししておりますように、補正財源のほとんどに、それぞれの事業に伴う分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入及び市債などの特定財源を充てております。市税などの不足する部分につきましては、地方交付税を充て、収支の均衡を図りました。

なお、一般寄附金は、株式会社福岡ソノリクの代表取締役園田壽俊様から100万円、関西垂水会から10万円賜ったものであります。

以上で、議案第12号の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川尻達志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 12号議案ですけれども、2点ほどお聞きしたいんですけれども、先ほど説明があったとおり、きめ細かな臨時交付金というのがインフラ整備等を支援するということで、

ハード事業が中心の中身なんです。限定されているんですけれども、国の説明というか、この交付金のそういう目的との関係で、なぜこの原資がこういう形に使わなきゃならないとなったのかというのが1点と、もう1つは、ここに先ほど、後で見ておいてくださいと言われた資料のインフラ整備事業の中身ですけれども、これは次年度、22年度との関係でいくと、これは22年度に計画する予定がすべて網羅されていたのか、それを前倒しをしてこの交付金でされたのか、この関係についてお聞きします。

○財政課長（三浦敬志） 持留議員の御質問にお答えいたします。

原資につきましては、国のほうからこういう形で使ってほしいという要望ですか、そういうような資料が参りまして、それに基づいて、インフラ整備に使うんだよというふうに各課をお願いいたしまして、事業を上げていただきました。

それから、今年度と次年度にまたがる部分かといいますと、次年度の分を持ってきたのかということでもありますけれども、それは各課をお願いしました、各課が計画していました事業等が前に来た部分もあるかと思えます。

以上であります。

○持留良一議員 建設国債ということで、国がハード事業に使うんだと限定したということだということでしたが、要は、限られた予算の中で、ある意味では本当に使い勝手のいい中身で、国が交付金という形で経済対策という意味合いも含めながら、交付金を実施してきたと思うんですが、そうしますと、簡単に言えば、先ほどその中身も含むと言われましたけれども、そうしますと次年度、その分の財源が、簡単に言うと浮くのではないかなと単純に思っちゃうんですよね。

そうしますと、これだけハード事業を中心にやりながら、市長も新年度の予算の説明では、

雇用対策それから経済対策も含めて、公共事業を中心にとということが説明もされていたようですけれども、しかし、一方では、やっぱり生活の安定と考えたときに、ソフト部分というのも相当やっぱり力を入れていかないと、暮らしの問題というのは大変だろうなと思うんですが、これから新年度の議論は始まるかというふうに思うんですが。

そういう意味では、この補正予算を次年度との関係、どのように位置づけられたのか。単純に、そういうハード事業が国から来たと、経済対策だと、雇用対策だという形でされたのか。そのことによって次年度はそれなりの、今度はその点が財源として浮くから、何らかのそこに市民の、もっとそういうソフト面も含めた形で考えないといけないのかなというふうになったのかどうなのか。そういう意味での補正予算の位置づけをどんなふうに議論されたのかですね、この点について。

○財政課長（三浦敬志） 補正予算の位置づけでありますけれども、今まで公共、ハード部分に対して投資ができなかった部分、そういう部分が、この予算で十分ではありません、若干はこの事業でできるというふうにして、財政当局としては喜びました。今までできなかった事業部分がこの事業の中に入っているというふうに御理解ください。

○持留良一議員 もう1点、質疑に対して回答がなかったのです。

そうしますと、そこの部分がそれだけできるとなると、もう一方でのやっぱり市民要求という中で、この部分が先ほど言いましたとおり、ある意味では前倒しになる部分もありつつ、そうしますと、次年度の関係でやっぱりここで財源的にも確保、1億数千万円確保された部分について、次年度に対してはやっぱりそのあたりを浮く関係で、もっともっと、先ほど言いましたとおり、ソフト面もきちっと位置づけていこ

うと。そういう意味でここで、補正予算でその部分を前倒しして、完結していくような中身で議論があったのかどうなのか、その点について。

○財政課長（三浦敬志） この交付金によって、ソフト部分等に充てられる次年度の財源が出てくるのではないかということでもありますけれども、今までできなかったハード部分、この部分が相当積み残しがあつたと思います。この部分をできるというふうに我々は理解いたしました。以上です。

○議長（川尻達志） ほかに質疑はありませんか。

○池山節夫議員 きめ細かな臨時交付金事業のこの概要をちょっと今、見たんですけど、垂水41号線というのを、どこかをちょっと教えてください。

あと一般質問でも、中央地区の道路の悪いというのを何回か質問をしているんですけど、そういうのが1つも入ってきていないと。優先順位的な、こう決めたその理由を教えてください。

○土木課長（深港 渉） ただいまありましたけれども、お配りしてある資料のほうに41号線も計上してあるかと思っておりますけれども、場所としましては、これは通称の早馬通りでございます。

と申しますのが、さきの経済対策交付金のほうで、いわゆる小学校までの、図書館から小学校までの垂水1号線、これが整備されたことに伴いまして、そこに関連しますといえますか、直角に交わっておるわけでございますけれども、同じように側溝のふたがない場所であると、なおかつ路線的に幅員が狭いということで、側溝の改修をして、同時に路線の確保も図りたいという事業を持ってきたところでございます。

また、全体的な計画としましては、いわゆる新年度予算が、順番的に申しますと、いわゆる振興会等からの要望を先に組み込んでおりまして、その後、きめ細かな交付金が来たという

ことで、今までの相当数の積み残しの中で、課のほうで、ランク的といいますか、優先順位を決めて、この分を先に今度は交付金のほうで実施したいということで載せた経緯でございます。

そのほか、以前にも、今、池山議員のほうからありましたけれども、以前にも議員のほうから御指摘がありました市道4号線、警察署下のほうも、きめ細かな交付金のほうに入れてございます。後ほどまた、これは4号線ですね、また細かくはそれぞれの所管の課のときの説明で申し上げたいと思います。

○池山節夫議員 ほかにいろいろあるんですよ。それで、いいでしょう。

市長、私にも中央地区で何か所か来ているんですよ、道路が悪いからと。私の上町より、市長のお宅にあるほうに近いところなんです。だから、恐らく市長にじかには行ってないのか、それとも全然聞かれないか、その辺だけちょっと。例えば下宮、旭町、あの辺の道路で、市長のほうには直接、ここを何とかしてくれという要望は直接は来っていないのか、それだけ。

○市長（水迫順一） 私に来ておるのは振興会のほうから、下宮神社から信号の1つ目のところまでの歩道の片方がふたがないものですから、通学生が多いと、そういう意味では、車両の通行も多いし、ここを何とかしてほしいというのは前から来ておりますが、自分のところを優先するわけにいきませんので、できるだけ緊急なところ、そういうのからやっているという状況でございます。

○池山節夫議員 今の箇所は、私に要望が来ているところとはちょっと違うんですよ。ですからまた、今回、一般質問でそういうことはやめようかなと思ったんですけど、検討してみますね。市長にじかに言うというのがちょっとはばかられるということで私に言ってきたりするんですけど、土木課長に相談をしてみましよう。はい。

○大藪藤幸議員 個別に土木課長に私の意見を申し上げたことがあるんですけども、今、こういう交付金等でいろんなインフラの整備も、若干市民の要望にこたえられるのかなという点がありますが、基本的に、道路維持工事、道路維持に充てられる財源とか、年間2,000~3,000万円と、そして、行政連絡会等を通じて上がってくる要望を工事金額に算出しますと、毎年1億5,000万円とかいう話をよく聞きます。

その中で、この要望箇所を、だれがどういふふうにして優先順位を決めていくのか。役所の方たちが当然決められるわけですが、議会でも各議員の各地域からの要望を一般質問等でよくされておりまして。だから、例えば南地区が、北地区がというような、自分の地域の要望を議会でお願ひされると、財源が不足するわけですから、全部をやりたいのはやまやまはずなんです。だから、個別にそのような意見を吸い上げることなく、議会の中で、その答弁の中でもやはり含みを持たせて話をしなければ、そして、どこが一番大事なんだということを決めなければいかんと思うんですよ。

だから、「土木課長に言っあったっどん、してもらえない」とかいう話をよく聞きます。課長が悪いんじゃないんですよ、財源がないんですよ。だから、どこかで一定の線を引いて、どこが、市長の前年度の施政方針にも入っておりますね。あれもこれもから、あれかこれかを選ばないかんのだと。だから、そういう体制を少し変えられれば、行政のほうも楽されるんじゃないかと。

土木課長が、私が決定権を持って決めたんじゃないんだと、財政課長が決めたんじゃないんだと、市長が決めたんじゃないんだと、全体に責任を持って、やはり新城なり、境なり、いや、このほうが最優先だよということをそれなりの組織をつくられて決められて、そしてその財源を優先的に充てるべきだと思うんですが、市

長、いかがですか。

○市長（水迫順一）実は、新しい政権がかわる前に経済対策も打っていただきました。そのおかげで整備が進んできましたし、また、新政権で、きめ細かなこの補助をいただくことになりましたので、非常にうれしく思っております。

ただ、振興連のいろんな会合等で、要望の会合等でも重要性を指摘していただいております。それと、土木課にいろんな市民からの声が来るのも事実でございますし、そのいろんなことを総合しながら順位を決めておるわけですが、私は全体的に考えますと、やはり中山間地域がまだかなりおくれおるなというふうに思いますし、岳野にしても、松尾にしても、この辺まだ厳しい状況でございます。そういうところをできるだけ、要望が余り届かないところなんですね。ですけど、そういうところはやはり時に足を運んで状況を聞くなり、そういうこともやっておりますので、そういうことを考慮しながら、振興会のそういう要望も、緊急度、重要度を勘案しながら決めていくという形をとっておるのが現状でございます。もちろん議員の皆さんからも、ここが重要だというような御提案があります。それも参考にさせていただいておりますし、このやり方でやってきました。

こここのところ、そういういろんな経済対策等の事業で、かなり振興会要望も6割ぐらいは、かなり要望にこたえてきたかなと、そういう気はしております。ただただ、今度も、金額で申しますと、各課がやりたい事業をとにかく緊急に出してみなさいということに対して、出たのが6億数千万円なんですね。その中から約1億2,000万円弱の事業を絞ってやっておるということございまして、全体の、中山間地域を除きますと、中央地区がおくれているのも事実でございます。この辺もまた今後、考えていかなければいけない、そういうふうに思っております。

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本議案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第13号～議案第22号一括上程

○議長（川尻達志）日程第16、議案第13号から日程第25、議案第22号までの議案10件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第13号 平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第14号 平成21年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第15号 平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第16号 平成21年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第17号 平成21年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第18号 平成21年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

議案第19号 平成21年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第3号）案

議案第20号 平成21年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第21号 平成21年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案

議案第22号 平成21年度垂水市水道事業会計補

正予算（第3号）案

○議長（川尻達志）説明を求めます。

○市民課長（葛迫隆博）議案第13号平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について、説明申し上げます。

6ページと7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出とも1,332万3,000円追加し、歳入歳出予算の総額を27億1,280万1,000円とするものでございます。

今回の主な補正理由、6点ほど申し上げます。

1点目ですが、保険給付費につきましては、これまでの実績と今後の動向を勘案し、各費目において所要額の補正を行いました。

2点目として、共同事業拠出金、高額医療分でございますが、国保連合会からの通知に基づき、増額補正を行いました。

3点目として、国保税及び諸収入において、作成日の調定額と今後の動向を勘案しまして、各費目におきまして所要額の補正を行いました。

4点目としまして、国・県支出金及び共同事業交付金において、直近の交付通知額に基づき、所要額の補正を行いました。

5点目として、保険基盤安定繰入金等の確定に伴い、一般会計繰入金の補正を行いました。

6点目として、歳出に対する歳入の不足を基金繰り入れにより補てんすることとし、補正を行っております。

以上で、議案第13号平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案の説明を終わります。

次に、議案第14号平成21年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出とも4,552万7,000円

減額し、歳入歳出予算総額を639万9,000円とするものでございます。

補正の主な理由でございますが、平成20年3月診療分支払いをもって老人保健制度は廃止され、後期高齢者医療制度へ移行したことに伴い、清算事務の補正であります。

以上で、議案第14号平成21年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）案の説明を終わります。

次に、議案第15号平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出とも1,021万円減額し、歳入歳出予算の総額を2億714万2,000円とするものでございます。

補正の主な理由でございますが、後期高齢者保険料及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合納付金の納付見込みに伴う補正であります。

以上で、議案第13号、議案第14号及び議案第15号の特別会計補正予算案の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）それでは、議案第16号から議案第18号まで一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第16号平成21年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、事業確定による予算の整理と、介護給付費準備基金への積み立てが主なものでございます。

今回の補正の額は、歳入歳出にそれぞれ402万4,000円を減額し、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ19億1,503万円とするものでございます。

最初に、歳出について御説明いたします。

9 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の報償費及び需用費は、事業確定による減額でございます。積立金は、地域支援事業確定により歳出予算が減額となったことと、滞納繰り越し分の保険料収入が予算より多く徴収できたため、基金積み立てを行うものでございます。

次に、2 項要介護認定諸費、1 目認定調査等費でございますが、2 目介護認定審査会費は、事業確定により減額するものでございます。

次に、2 款保険給付費、1 項サービス等諸費、3 目の地域密着型介護サービス給付費は、認知症対応型通所介護費に不足が生じるため、予算の組み替えを行うものでございます。

次に、2 項介護予防サービス等諸費の1 目介護予防サービス給付費及び3 目の地域密着型介護予防サービス給付費は、1 目から3 目へ、要支援者の利用見込みが多くなり流用を行った結果、国庫支出金等の財源更正が必要となったものでございます。

次に、3 項高額介護サービス等費につきましては、予算の組み替えを行うものでございます。

あけていただきまして、5 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費及び次ページの2 項包括的支援事業費・任意事業費は、これは事業確定により減額をするものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

事項別明細書の歳入で御説明申し上げます。

1 款保険料、2 款使用料及び手数料、9 款諸収入を増額し、3 款の国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款の県支出金、6 款の財産収入及び7 款繰入金を減額いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号平成21年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案につ

いて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、収益の確定見込みに伴い、追加補正をしようとするもので、補正の額は、歳入歳出にそれぞれ1,290万3,000円を追加し、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ5億4,475万7,000円とするものでございます。

まず、歳出について御説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

1 款事業費、1 項老人保健施設事業費、1 目の老人保健施設事業費の13委託料は、老健施設の指定管理料でございます。

次に、歳入について、3 ページの事項別明細書で御説明いたします。

1 款療養費収入を減額し、2 款使用料及び手数料、4 款繰越金及び5 款の諸収入を増額し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号平成21年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、病院事業収益及び病院事業費用の増額補正と、医療機器の入札結果に係る企業債及び建設改良費の減額補正をしようとするものでございます。

1 ページをお開きください。

第2条、業務の予定量でございますが、入院患者数の見込みにより2,522人減、外来患者数見込みにより2,537人増とし、年間の患者総数を10万8,785人としております。

次に、第3条でございます。

収益的収入及び支出の補正でございますが、収入につきましては、病院事業収益を1億642万1,000円増額し、総額を22億1,859万9,000円としております。

内訳でございますが、入院、外来等の医業収益を7,016万2,000円に、医業外収益の一般会計

負担金を、地方交付税確定により3,625万9,000円に増額しております。

支出につきましては、病院事業費用を1億593万3,000円増額し、総額を21億8,959万2,000円としております。

内訳としまして、医業費用を1億1,101万8,000円増額し、医業外費用を25万2,000円、特別損失を483万3,000円それぞれ減額しております。

次に、第4条資本的収入及び支出の補正でございますが、垂水中央病院の医療機器等購入に伴う減額補正でございますが、第1款資本的収入、第1項企業債を1,760万円減額し、総額を2,760万円とし、次に、第1款資本的支出でございます。第2項建設改良費を1,756万2,000円減額し、総額を1億6,868万6,000円としております。

これに伴いまして、次のページでございますが、企業債の補正は、起債の限度額を4,520万円から2,670万円に減額しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○生活環境課長（迫田裕司） 議案第19号及び議案第20号につきましては、生活環境課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第19号平成21年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第3号）案について、御説明申し上げます。

補正の主な理由ですが、垂水市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う、と畜場特別会計で支弁しております職員給与等の減額と、金融機関の利率引き下げに伴い、基金積立金利子を減額補正しようとするものでございます。

5ページの歳出から御説明いたします。

1款総務費の1目一般管理費は、職員給与等の減額補正でございます。

2目財産管理費は、基金積立金利子を減額補正するものでございます。

次に、4ページの歳入につきましては、1款

事業収入の1目と畜場使用料と3款財産収入の1目利子及び配当金を減額しまして、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億1,776万5,000円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第20号平成21年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

補正の主な理由ですが、前年度決算確定による繰越金の増額、及び維持管理手数料の増額に伴い、排水処理施設整備基金を増額補正し、金融機関の利率引き下げに伴い、基金積立金利子を減額補正しようとするものでございます。

5ページの歳出から御説明いたします。

1款総務費の1目一般管理費、25節積立金は、排水処理施設整備基金を増額し、基金積立金利子を減額補正するものでございます。

次に、4ページの歳入につきまして御説明いたします。

1款使用料及び手数料、1目使用料、1節施設使用料の排水処理施設使用料の減額は、昨年6月補正で、排水処理施設の非常用エンジンポンプ取りかえ修理分139万3,000円を予算計上いたしました。前年度繰越金が決定していなかったため、使用料で同額計上してしまいましたが、今回減額補正しようとするものでございます。

また、2世帯の世帯数減により、10万円の減額補正するものでございます。

同じく、排水処理施設使用料の過年度分は、平成20年度使用料でございます。現在、使用料の滞納はございません。

次に2項1目手数料につきましては、平成20年度垂水市土地開発公社が新たに住宅団地を分譲し、その際、下水道は土地売買の契約締結時、全区画加入していただきますが、加入時には処

理施設の修理及び改修費用として、積立金10万円を納入していただきます。本年度、1件加入していただいたものでございます。

2款1目利子及び配当金は、排水処理施設整備基金利子を減額するものです。

次に、5ページの3款繰越金は、前年度決算確定による繰越金を増額するものでございます。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ912万7,000円といたします。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（迫田義明） 議案第21号、議案第22号につきましては、水道課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第21号平成21年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正は、年度末決算見込みに伴う所要額の減額を行い、予算の整理等を行おうとするものでございます。

既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ33万1,000円を減額し、予算総額をそれぞれ3,730万6,000円にしようとするものでございます。

歳出からですが、5ページをおあげください。

まず、増額補正するものから申し上げます。

1款総務費、1項一般管理費、12節役務費の通信運搬費2万4,000円でございますが、簡易水道使用料の督促及び催告状の発送件数増加による切手等の費用でございます。また、残りの節でございますが、今後の執行見込みや執行残の不用額を減額補正するものでございます。

対応します歳入につきましては、4ページをおあげください。

1款使用料及び手数料、1項使用料の簡易水道使用料でございますが、当初見込みより使用水量増加に伴い、120万7,000円増額するもので

ございます。

2項手数料の簡易水道手数料でございますが、住民異動の増加に伴い、閉栓手数料として1万2,000円、増額補正するものでございます。

2款繰入金の一般会計繰入金は、減額補正することによりまして、収支の均衡を図っております。

次に、議案第22号平成21年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案について、御説明いたします。

まず、補正の理由でございますが、浄水場改修工事及び配水管の布設がえ工事等に伴い、固定資産の除却費が生じたため、補正が必要になったものでございます。

1ページでございますが、第2条におきまして、収益的収入及び支出の支出について補正を行っております。

補正内容は、営業費用を2,118万9,000円増額いたしまして、総額を2億2,113万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川尻達志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第13号から議案第22号までの議案10件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第22号までの議案10件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

次は、1時10分から再開します。

午前11時58分休憩

午後1時10分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、財政課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○財政課長（三浦敬志）午前中、御説明いたしました平成21年度垂水市一般会計補正予算案の説明に一部間違いがございましたので、訂正させていただきたいと思っております。

予算書でいきますと、一般会計補正予算36ページでございますが、中段の「畜産業費の負担金、補助及び交付金の畜産環境整備事業負担金は、畜産事業者の堆肥舎建設に伴う受益者負担分を補助しようとするものです」というふうに御説明いたしました。が、「補助」ではなくて、「負担分でございます」ということでお願いいたします。

以上でございます。

△議案第23号～議案第35号一括上程

○議長（川尻達志）日程第26、議案第23号から日程第38、議案第35号までの議案13件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第23号 平成22年度垂水市一般会計予算案

議案第24号 平成22年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第25号 平成22年度垂水市老人保健医療特別会計予算案

議案第26号 平成22年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第27号 平成22年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第28号 平成22年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第29号 平成22年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第30号 平成22年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第31号 平成22年度垂水市病院事業会計予算案

議案第32号 平成22年度垂水市と畜場特別会計予算案

議案第33号 平成22年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第34号 平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第35号 平成22年度垂水市水道事業会計予算案

○議長（川尻達志）説明を求めます。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一）本日、平成22年3月定例市議会の開会に際し、平成22年度予算案及び関連諸議案の御審議をお願いするにあたりまして、私はここに、市政運営に臨む所信を明らかにし、議員各位をはじめ市民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

私は、市長就任以来この7年間を「市民の目線に立った市政の推進」をモットーにして、3つの視点「改革」「協働」「前進」を念頭に置きながら、経済、環境、福祉のそれぞれの領域が調和のとれた、そして財政的にも「持続可能な垂水」を目指して、全力で市政運営に取り組んでまいりました。

そして、市民の皆様が中心となる、共生・協働のまちづくりが着実に進み、さらなる行財政改革の取組により、財政状況も徐々に改善されております。これもひとえに市議会をはじめ関係者の皆様の温かい御理解と御支援の賜であり心から感謝申し上げます。

さらに今後も、先人の方々に引き続き本市を
発展させるためには、長期的なビジョンでの垂
水づくりが必要であり、本市だけではなく、広
域的に、大隅地域そして鹿児島県の発展なくし
ては、本市の発展は難しいものと考えます。そ
のために桜島架橋実現への活動、東九州自動車
道の利活用のための高隈山トンネル実現への活
動が欠かせないものと思っております。また、
昨年10月に鹿屋市と協定を締結いたしました大
隅定住自立圏の形成に関しましては、それぞれ
の政策分野で関係市町と連携しながら、大隅圏
域全体の活性化を図っていきたいと考えており
ます。

平成22年度の市政運営にあたりましては、市
長として2期目の最終年度となる訳ですが、こ
れまでと同様に3つの視点「改革」「協働」
「前進」を念頭に置き、第4次垂水市総合
計画を基本とし、市民と協働のまちづくり、住
んでよかったと思えるまちづくり、きらりと光
るまちづくりを目指し、全力で市政運営に取り
組んでまいります。

第1の視点「改革」でございますが、改革な
くして発展なしを基本として、市民の視点に立
った行政経営を進めるために、引き続き行財政
改革を着実に実行し、持続可能な財政づくりに
努め、積極果敢な行政改革に努めてまいります。
しかしながら、本市の厳しい財政状況の中でも、
市民生活の維持、福祉の向上、産業の振興・発
展の基となる必要不可欠な事務事業などにつ
きましては、限られた財源の中で、より効率的、
効果的に施策の目的を達成できるように創意工
夫しながら、これまで以上に施策の選択を図り、
市民満足度が得られるよう市政運営を行ってま
いります。

次に第2の視点「協働」でございますが、住
んで良かったと思えるまちづくり、元気な垂水
を基本として、安心して暮らせるまちづくり、
災害に強いまちづくりを進めてまいります。

市民と協働のまちづくりのためには、市民の
皆さんに「自分たちのまちは自分たちでつくる」
という意識を持っていただくことが必要です。

そして、「たとえ障害や疾病があっても自分
の家や地域に住み続けられる」ために市民・行
政・関係機関が理念や意識を共有し、地域ケア
体制整備を構築していくことです。

少子高齢化や地域のコミュニティが崩壊し、
どこの地域でも後継者や人材育成の問題がでて
きています。このことは医療・保健・福祉の分
野においてはもっと深刻で、後継者・人材の問題
が制度の持続性、運用にも大きく影響してき
ます。

「最後まで自分の家で暮らし続けたい」とい
う願いに近づけるために地域のセーフティネット
を在宅に活かすことを、市全体で真剣に議論す
る時期になってきています。

そのためにはまず、家で過ごす期間を長くし
ていくという“在宅”をキーワードにおいた視
点から行政を押し進め、行政内部の横断的つな
がりや関係機関との連携、市民の意識改革を進
めてまいります。

また、地域担当職員制度を充実させると同時
に、地域の振興につながる公民館活動の活性化
を図り、さらに、市職員や市民のボランティア
活動への積極的な参加を促すことにも取り組ん
でまいります。

最後に第3の視点「前進」でございますが、
市民生活の安定それぞれの地域力の振興を基本
として、限られた財源、自然・社会資源、市民
の皆様能力・知恵を有効に活用したいと考え
ています。

本市の豊富な農林水産資源の魅力と恵みを活
かし、農・畜・水産品の流通の強化やPRに努
めるとともに、インゲン・キヌサヤ等に続くポ
スト商品の確立を進めてまいります。

観光に関しましては、九州新幹線全線開業を
いよいよ1年後に控え、関連イベントなども始

まっております。本市もこの期に併せて、猿ヶ城溪谷森の駅たるみずの開設や道の駅たるみずの増改築など行ってまいりました。観光による交流人口の拡大が図れ、観光における大隅の玄関口としての役割も果たせますよう今後も取り組んでまいります。

まちづくりは人づくりからと言われます。次代を担う子供たちの子育て環境の整備のため、児童クラブの増設、小・中学校の施設整備に取り組みます。

また、生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習等の充実、高齢者や子育て中の方々に対応する傾聴ボランティアの充実にも引き続き取り組んでいきたいと考えております。

「ふるさと納税」制度が導入されて2年が経過しました。この間、本市出身者をはじめ多くの方々から、3,000万円を超える寄附をいただき、平成21年度は一部を事業に充当したところです。また、寄附者の意向を事業に反映させ有効に活用するために、庁内に使途選定委員会を設置し、平成22年度実施事業の募集・選定を行い予算に反映させたところであります。

平成22年度は、寄附金の有効活用と、引き続き市民の皆様や各ふるさと会の御協力をいただきながら、寄附募集に取り組んでまいります。

続きまして、「第4次垂水市総合計画」の基本計画に沿って、主要な実施計画について順次御説明申し上げます。

「自立した地域を作るために」、共生協働による地域づくりの推進、市民の多様な交流と連携の促進、地域を支える人材の育成に取り組んでまいります。

男女共同参画社会の実現のために、人権の尊重を基に、生き方・価値観の多様性を認め合い、支えあう意識・環境づくりを進めてまいります。

市民や各種団体の多様な交流と連携に対する支援体制づくりの取組を進め、たるみず市民活動ネットワークの活性化を図ってまいります。

また、鹿児島大学公開講座を開催し、地域づくりの核となる人材づくりを進めてまいります。

「学びあえる地域をつくるために」、子育て支援体制の充実、学校教育の充実、学びあう社会の構築、地域文化の促進・保護・活用に取り組んでまいります。

児童福祉につきましては、平成21年度の市民の子育て支援に関するニーズ調査結果等を踏まえまして、垂水市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）を策定いたしました。関係計画と併せまして各種施策を実施することで子育てしやすい環境づくりに努めてまいります。

子どもは次代の担い手であり、また、次世代の親として健全に育つためにも社会・地域全体での子育てが重要でございます。本市でも独自の子育て支援策を実施し、少子化に歯止めをかけるよう努めておりますが、未だ効果が見えない状況です。少子化は地方、都市部に関わらず、全国的な問題であり様々な面でその深刻さを増しています。このために、国も思い切った政策を打ち出し、経済的負担の軽減やきめ細かな育児支援施策など、子どもを産み育てやすい環境の整備を進めております。これら諸政策に合わせ、新年度も引き続き当市独自の取組を加え、少子化対策を実行してまいります。

延長保育を実施する保育所に対しては、子育て世代の保護者が就労と育児が両立できるよう引き続き支援し、保護者が育児休暇中、保育所在園中であります当該新生児の兄・姉の退所を求めず、継続入所ができるよう取り扱うことといたしました。また、放課後の児童対策としては、長年、垂水小の放課後児童クラブ1か所にとどまっておりますが、平成22年度、新たに水之上小学校区に放課後児童クラブを開設するよう準備を進めております。

近年の児童・生徒数の急激な減少に伴い、学校の小規模化が進んでいます。このことが学校の活力低下につながりかねないと懸念されます

ことから、垂水市の未来を担う大切な子供たちの生きる力を育むために教育環境を整備し、学校教育の一層の充実を図り、活力ある学校づくりを目指してまいります。また、学校の安全・安心づくりのため、耐震化を最優先課題として取り組み、平成22年度は柗原小学校、協和小学校、松ヶ崎小学校、牛根小学校、境小学校の耐震補強工事を実施し、施設の整備を進めてまいります。

いよいよ平成22年4月1日に市内4中学校を統合し、垂水中央中学校が開校いたしますが、保護者、地域住民から統合してよかったと思われる中学校になるよう更なる努力をしてまいりたいと思います。また、垂水中央中学校の施設整備につきましては、今後3年間をかけて大規模改造工事を行い、リニューアルを図ると同時に耐震補強工事を進めてまいります。

市内唯一の高校である県立垂水高等学校は、年々進む児童生徒数の減少や、生徒や保護者の意識の変化、更には高校の授業料の無償化等で市外の公立・私立の高校への進学が増える可能性もあり、存続が危惧されます。学校、地域、行政が危機感を持ち一体となって存続のために努力する必要があります。

学校教育につきましては、生涯学習の観点に立ち、知育、徳育、体育に食育を加え調和のとれた教育の充実により「垂水の子らに光を」の実現を図り、感性豊かでたくましい児童生徒の育成を図ってまいります。

そのために、垂水の海や山、川などの自然や歴史、文化を生かしながらそれらのすばらしさに気づかせるとともに、農業・漁業などの体験学習を通して、「生きる力」を備えた「ふるさと垂水を愛し、誇りにする子ども」の育成に努めてまいります。

垂水中央中学校につきましては、新しい伝統づくりを目指して、地域に開かれ信頼される学校経営がなされるよう、特色ある教育課程の編

成と実施に努力いたします。

その他の事業につきましては、垂水市小中教育研究会をはじめとした教職員の研修の充実、さらに垂水市らしい教育として、理科大好きな子ども育成のための諸事業、和田英作ジュニア絵画展、ふるさと俳句コンクール、複式学級のある小学校を対象とした交流学习やセカンドスクールなどの充実に取り組んでまいります。

社会教育につきましては、「学びの成果を暮らしに生かし、地域活力に満ち溢れたまちづくり」を目指し、多様化・高度化する学習ニーズに対応し、各地区公民館を核として市民の誰もが主体的に学ぶことができる環境を充実させ、学びあう社会を構築するとともに、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて継続的にスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現を目指します。重点的な課題として、心豊かで活力あふれる生涯学習のまちづくりの推進、青少年の健全育成とよりよい地域づくりのための「垂水さわやかあいさつ運動」の推進、史跡等文化財と垂水市文化財インストラクター制度の活用、「健やかスポーツ100日運動」の推進と「スポーツ振興計画」の策定、総合型地域（コミュニティ）スポーツクラブの支援・協力と次の設立に向けた取組強化に努めてまいります。

具体的事業として、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールや市民文化祭・自主文化事業・市民体育祭・生涯学習のつどいなどの開催を関係団体の協力により実施するとともに、市民の学習機会を拡大するため市民講座や公民館講座の充実を図ります。

また、大野ESD自然学校につきましては、教育施設及び地域活性化施設としての機能を充分発揮できるよう、地域住民の方々や鹿児島大学との連携のもと、“生きる力”と“持続可能性のある社会実現能力”を備えた人材づくりに取り組んでまいります。

「生きがいをもち、健康に暮らすために」、

地域保健の充実、高齢者保健福祉の推進、障害者保健福祉の推進、医療体制の充実に取り組んでまいります。

すべての市民がこころ豊かに安心して、いきいきと暮らせるまちを目指して、5か年計画として策定いたしました「健康たるみず21」をもとに、平成22年度から健康づくり活動を推進してまいります。

市民一人ひとりが自らの健康づくりに努め、心身ともに自立し、「健康寿命」を延ばし、いきいきと生活できることが垂水市民全体の健康度の向上につながります。

また、人と人との交流を通して健康づくり活動を展開することで、保健・医療・福祉全体の連携を強化し、元気な垂水市を目指します。

この計画を効率的に遂行するためには、健康づくり推進協議会の各団体や地域の自主的な健康づくり団体が一体となって連携し、活動の輪を広げることが重要ですので、市民の皆様と協働して推進してまいりたいと考えます。

代表的な事業について申しますと、各種がん検診の受診率向上や生活習慣病対策、こころの健康づくり対策、母子保健活動の充実、新型インフルエンザ等の感染症予防対策など、関係機関と連携し、充実強化に努めます。

さらに、健康づくりの推進役としての保健師等、専門職員を確保し、保健事業の推進体制を確立してまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、垂水市第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標である市民一人ひとりが生きがいや夢を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる垂水を推進するために、市民・行政・関係機関が理念を共有しながら連携してまいります。

現在、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでおりますが、近年の社会経済の破綻から高齢者や障害者の権利擁護に関する相談も増えてきており、関係者の連携がますます重要

となります。

また、障害者や要介護者等の在宅での生活を維持する上で欠かせない交通の確保として、福祉有償運送にも取り組んでまいります。

今後は、地域福祉の要である社会福祉協議会やNPO法人等とも一緒に、適切なサービスや多様な支援を提供してまいります。

障害者福祉につきましては、政府が「障害者自立支援法の廃止」とそれに代わる「（仮称）障がい者総合福祉法」の制定を打ち出していますが、改正内容や時期等が示されておられませんので、当面は「障害者自立支援法」の枠組みにより引き続き、相談支援・コミュニケーション支援・移動支援・日常生活用具給付事業等の「地域生活支援事業」を実施してまいります。

次に、地域医療の充実につきましては、市民のニーズに応えるため、在宅当番医制度や病院群輪番制などを実施しますとともに、在宅医療の充実を図るため、市内医療機関と連携して、調査・研究をしてまいります。

地域福祉の充実につきましては、助け合い、支え合う地域社会づくりが求められております。ボランティア等の育成・支援を行うとともに地域住民等の連携により高齢者・障害者を見守り支援する地域包括ケアシステムを引き続き推進してまいります。

少子高齢化や過疎化の進んだ本市においては、高齢者自身も社会の一員としてその役割を果たす必要があります。世代間交流の場を多くつくることで高齢者や障害者福祉についての関心と理解を深めてまいります。また、誰にでもできるボランティアとして傾聴ボランティア講座を平成21年度に引き続き開催し、市民の意識の中に傾聴する心を育ててまいります。

次に、母子・父子福祉につきましては、母子・父子家庭の生活安定と自立を図るため、国の制度と併せまして関係機関との連携を強化しながら、相談や支援を行ってまいります。

また、生活支援の必要な市民が健康で文化的な生活水準を維持できるよう支援し、自立に向けた相談や助言を行ってまいります。

「暮らしの安全を守るために」、地域防災対策の推進、安心安全な地域社会の構築、快適な都市基盤の整備に取り組んでまいります。

平成17年度からの3年続きの台風、豪雨災害、平成20年3月の竜巻災害、そして平成18年6月には、桜島の昭和火口から58年ぶりの噴火活動が再開し、昨年から一段と活発化してきている状況でございますが、あらゆる災害を想定した、危機管理体制の更なる強化を図り、災害に強い安心・安全なまちづくりを進めてまいります。特に現在の桜島降灰対策におきましては、本年1月末緊急的に鹿児島市所有の路面清掃車を借用し、路面清掃に対応しているところでありますが、先般は桜島火山活動対策特別委員会を主体としました市議会や自民党・公明党鹿児島県議団による、本市降灰状況の現地視察が実施され、2月5日には鹿児島県による桜島火山降灰対策連絡会議も設置されたところであります。このような動向を踏まえ緊急課題としまして、あらゆる省庁の所管事業の見直しや新規編入などを図っていただくよう取り組んでまいります。

ソフト面での「防災対策」でございますが、近年の異常気象にみられるように、今後も予測困難なゲリラ豪雨に伴う土砂災害や、台風の強大化による風水害等の発生が十分に予想されます。本市内の土砂災害警戒区域の県指定が終了したことによりまして、平成22年度はその区域等を表示しました「ハザードマップ」を警戒区域内の全世帯に配布し、自分が住んでいる周りの危険箇所を確認してもらい、また、自力での避難ができない要援護者対策や、確実な情報伝達、避難誘導體制づくりに努め、地域防災計画の見直しも行いつつ、「人的被害ゼロ」を目指した防災体制の整備充実を図ってまいります。

その1つ目としての「自主防災組織」につき

ましては、「自助」「共助」の防災意識が住民の方々に醸成されつつあるなかで、さらに、自主防災組織の結成に積極的に取り組んでいただけるよう啓発に努め、地域特性に応じた組織の育成と連携を推進してまいります。

また、自主防災組織の役員や地域防災推進員といった方々と職員を対象にした、地域防災力を高めるためのリーダー育成研修会に今後も引き続き取り組むとともに、自主防災組織による防災点検や防災訓練などの活動推進のための支援も行ってまいります。

2つ目の、災害時に自力で避難できない方々の「災害時要援護者対策」につきましては、引き続き関係課と連携し対象者の把握と、要援護者台帳の整備につとめ、避難支援体制が迅速に図れるよう取り組んでまいります。

3つ目の、市民の生命と財産を守るため、災害対策基本法及び垂水市地域防災計画に基づいた「総合防災訓練」につきましては、情報連絡・伝達・救出・救護・避難誘導等及び災害応急対策が迅速・適切に行われるよう、また防災体制の確立と住民の防災意識の高揚を図るために、防災関係機関が相互に緊密に連携し、平成22年度は新城地区を会場に訓練を実施いたします。

消防力の整備につきましては、市民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守るためには、複雑多様化した社会生活環境に対応できる消防力の整備を図ることが必要となります。平成22年度も引き続き消防職・団員の資質向上を図るため、県消防学校における教養・訓練を実施いたします。また、救急救命士の増員を図り、救急救命士の教育実習を実施することにより、今後の消防体制の充実に努め、市民に対する防火・防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、産業及び市民生活を支える社会基盤となる道路につきましては、国土交通省の事業では本市の基幹道路である国道220号におきまして、海潟地区の鶴田川までの改良の残り400mが21年

度予算としまして工事発注がなされ、本年、秋に完了予定であります。また、昨年、事業再開となりました早崎改良におきましては、用地測量などが順調に進捗しておりますが、新城・柘原改良と併せまして早期完成を要望してまいります。さらに、牛根地区の歩道整備事業につきましても、早期の工事着手を要望してまいります。県道につきましても、垂水・南之郷線及び垂水・大崎線改良工事の早期完成を要望してまいります。市道につきましては、平成21年度に引き続き元垂水原田線、内ノ野線の整備を進めてまいるとともに、21年度「きめ細かな臨時交付金事業」で、市道や集落道を各地区にわたり整備してまいります。

そのほか、土砂災害防止対策としましては、引き続き急傾斜地崩壊対策事業で新城横間地区や、新規に城山団地南側の平之地区を整備してまいります。併せて農村災害対策整備事業の推進により災害を未然に防止できるよう取り組んでまいります。

また、潮彩町における用途未指定地区や、近來のと畜場構想などの見直しや変更に必要であり、将来の本市都市計画行政に不可欠といえる「都市計画マスタープラン」の策定を行います。

昨年12月に運行を開始しました乗合タクシーにつきましては、今後も市民の皆さんからの要望や利用状況を考慮し、関係機関及び事業者等の協力を得ながら、利用しやすい効率的な運行に努めてまいります。

「自然と共生していくために」、循環型社会の構築、環境の保全、地域資源の活用に取り組んでまいります。

循環型社会の構築につきましては、バイオマスタウン構想を策定し、バイオガスをはじめとする今後の地域資源の利活用についての構想をまとめてまいります。

ごみは、地球の限りある資源からつくられています。ごみを捨てることは、地球の資源を捨

てていることにほかなりません。これから少しでもごみを減らすためには、ごみ減らしのポイントである3つのR「リデュース（減らす）」「リユース（再使用）」「リサイクル（再利用）」を実行することが大切です。今後も、この3つを推進することで、ごみ問題の解決につなげ、循環型社会の構築を目指してまいります。

続きまして、環境の保全について申し上げます。地球温暖化防止のため、環境負荷の少ない低炭素社会の実現は、個人の取組なくしてあり得ません。温暖化は個人の問題であることを市民の皆様一人ひとりに自覚していただき、まずは自分から行動を始めていただくため、広報などを通じて個人でできる取組を紹介していくなど、市民の問題意識向上に努めます。

市の事務事業としましては、平成19年度策定した実行計画をもとに温室効果ガスの排出抑制のための施策を推進してまいります。

快適で住みよいまちの実現には、良好な住宅環境の整備はもとより、市民の参画と協働によるまちの美化や環境に配慮した取組が欠かせません。このことから、毎年7月に実施する錦江湾クリーン作戦などの市内一斉海岸清掃活動をはじめとした市民活動を推進し、環境意識の高揚に努めるとともに、環境を守り育てる実践の輪を拡げるため、今後も市職員による職員ボランティアを中心とした活動に、各種団体や市民の参加を呼び掛けてまいります。

生活雑排水対策といたしましては、川や海の水質保全を図るため、引き続き合併浄化槽の普及促進に努めてまいります。

「経済が持続発展していくために」、魅力ある農林業の振興、魅力ある水産業の振興、活力ある商工業の振興、働く環境の充実、魅力ある観光の振興に取り組んでまいります。

温暖な気候と自然環境に恵まれた地理的条件を活かした産業振興が必要であり、特に観光振興は、すべての産業に波及効果があり、経済効

果も大きいと考えております。

本市の農業は、温暖な気候を活かした、園芸・畜産・果樹を中心とした複合経営がなされております。しかしながら、国内・外の産地間競争の激化、消費者の景気低迷による購買力の低下等による農畜産物価格の低迷、資材等の高騰、さらに、担い手の高齢化や減少、環境との調和、食の安心・安全等農業を取り巻く情勢は一段と厳しくなっております。

このような状況を踏まえ、垂水市の農業・農村を支える担い手づくり・産地づくり・地産地消の推進等に積極的に取り組み、垂水市に即した農業の構造改革の実現に向けた推進を行ってまいります。

併せまして、農業振興に重要な防災営農対策事業につきましては、市議会のお力もいただきながら、国や県へ新たな要望を行い、事業の充実を図ってまいります。

次に、豊かな森と海づくりに向けて、森林が持つ多面的な機能と水土保持の役割を、十分発揮できるよう、間伐実施事業や森林環境税関係事業などを利用し、適切な森林整備を行ってまいります。

堆肥センターの運営につきましては、環境にやさしい土づくりを進め、堆肥の安定供給に努めてまいります。

畜産振興対策としましては、地域環境に配慮した生産基盤の整備を進め、畜産農家の組織強化と経営安定に努めてまいります。

また、耕作放棄地の防止及び農地の多面的機能の確保に努めるとともに、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備を図るため、中山間地域等直接支払事業と農地・水・環境保全向上対策事業を推進し、新たな中山間地域総合整備事業の導入を図り、環境整備に努めてまいります。

次に、水産業の振興につきましては、長期にわたるブリ、カンパチ等の魚価低迷や一昨年来

の世界的な不況による消費の落ち込みにより、依然として厳しい経営環境になっております。今後も引き続き両漁協と連携し、各関係機関の協力を得ながら水産物の販路拡大の支援や消費拡大に向けたPR活動の支援を行います。

また、垂水市漁協より平成18年からの要望でありました台風時における漁船等の避難施設として、桜島入江の身代湾の係留施設整備を行います。今後漁船の避難がこれまでより安全かつ安心して、係留できるものと考えております。

漁業生産の基盤となる漁港整備につきましては、昭和58年度から長年にわたり整備してまいりました垂水南漁港が、平成22年度をもって完了する予定でございます。また、県管理の海潟漁港は継続して整備促進に努め、牛根麓漁港につきましては、平成22年度からいよいよ防波堤工事に着手する予定でございます。

活力ある商工業の振興につきましては、本市の商工業の経営環境は依然として厳しい状況が続いており、今年度も引き続き運転資金や設備投資などの借入に関する商工振興資金利子補給や会員の減少などマイナス要因を負う商工会運営に対する商工会運営費補助などによる支援を行ってまいりますほか、本市特産品の販路拡大のための物産展への参加支援や普及事業に取り組んでまいります。

次に、働く環境の充実ではありますが、景気の低迷で雇用の改善が進まない現状にあり、今年度も新商品や観光商品開発による雇用創出を図る地域雇用創造実現事業の実施や緊急雇用創出事業などによる雇用の創出に引き続き取り組んでまいります。なお、平成19年度から事業を実施してまいりました地域雇用創造支援事業が平成21年度をもって終了しますので、次なる事業の掘り起こしにも努めてまいります。

次に、魅力ある観光の振興についてではありますが、今年4月に猿ヶ城溪谷森の駅たるみずがオープンいたします。これを機に体験型観光の

推進や道の駅たるみず、高峠公園、宮脇公園、海潟漁港関連の連携した情報の発信など交流人口の拡大に努めてまいります。また、農漁家民泊や教育旅行受入れなどによるグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムの推進にも積極的に取り組んでまいります。

「市民から信頼される行政経営のために」、市民参画による行政経営、市民の目線による行政経営、市民の期待に応える職員の育成に取り組んでまいります。

人口減対策につきましては、空き家バンク制度や定住促進住宅などを活用し、Uターン・Iターン者に対する定住促進、若い世代の定住促進を図ってまいります。

職員の育成につきましては、垂水市職員人材育成基本方針に基づき、職員の能力開発に努め、市民に求められる職員像を目指して取り組んでまいります。

また、職員数の適正化につきましても、垂水市新定員適正化計画に基づき職員数の削減を図ってまいります。

「無駄のない行政経営のために」、行政改革の推進、財政運営の健全化に取り組んでまいります。

昨年は、政権交代が行なわれるなど、地方自治体の行政運営に大きな影響が及びつつあります。そのためこれまで以上に国政の状況や社会情勢を把握しながら、本市が基礎自治体として持続していくため改革の取組を確実に進めていく必要があります。

平成22年度は、第5次垂水市行政改革大綱及び第2次垂水市財政改革プログラムのいずれも初年度となります。これら新しい計画を着実にスタートさせ、更なる効率的で質の高い行政経営を目指します。

平成22年度の市政運営にあたりましては、これまで申し上げた考え方にに基づき、第4次総合計画のまちの将来像「水清く 優しさわき出る

温泉の町 垂水」を目標に、私を先頭に職員一丸となって頑張ってまいりますので、市議会をはじめ市民の皆様方の一層の御理解と御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に平成22年度の一般会計及び特別会計予算の概要を説明いたします。

平成22年度の国の予算は、新政権の下、予算編成を国民に開かれたものとするため「事業仕分け」を公開して実施するなど、予算編成過程が大きく刷新されました。また、鳩山内閣が掲げる「コンクリートから人へ」という基本理念に則り、マニフェストの主要事項である「子ども手当」の予算化や公共事業の削減などが行われ、予算の配分方法についても、これまでとは異なる予算編成となったところです。

しかし、財源確保では、税収が前年度当初に比べ18.9%減にとどまる一方で、国債発行額は33.1%増の44兆3,000億円に上り、戦後初めて当初予算段階から借金が税収を上回る状況になっており、将来に与える影響が懸念されます。

地方財政対策においては、「地域主権改革」として、地方交付税総額が1.1兆円増額され、地方に配慮した予算となっておりますが、一昨年秋からの不況の影響で税収は大きく落ち込んでおり、地方財政計画全体としては、前年度比0.5%の減となっております。

本市におきましても、平成22年度予算は、不況等によって一層の市税の減が予想される中で、これまで以上に地方交付税等の依存財源に頼る構造となっています。

そのような中、予算編成方針を昨年度に引き続き、①聖域を設けない徹底した財政構造の改革②事務事業の優先度による峻別と重点化などの6項目として、歳入・歳出両面から徹底した見直しを進め、予算を編成したところでありませ

それでは、一般会計から説明申し上げます。

歳入においては、市税は不況による市民税の

減などで前年度に比べ3.5%減の13億9,000万円を見込み、歳入の柱である地方交付税は3.9%増の41億1,000万円を計上しております。また、借金である市債については、垂水中央中学校の大規模改造などにより、16.7%増の8億9,000万円を計上しております。

歳出においては、財政改革プログラムに基づき、一層の節減合理化を推進することであるゆる経費の見直しを図っておりますが、特に人件費のうち、職員の基本給を引き下げる給与構造改革と管理職手当の一部カット、特別職の給料の一部カットを引き続き行います。加えて、平成22年度は職員給料の一部カットの実施を予定しております。

一方、市民生活に直結する部分では、国の施策による「子ども手当」の新規実施や、昨年から市単独で行っている中学校卒業までの医療費助成を引き続き実施するなど、特に子育て支援等に重点的に予算を配分するとともに、市民生活に甚大な影響を与えている桜島の降灰対策にも対処していきます。

また、教育関連として、統合にあわせた垂水中央中学校の大規模改造事業やスクールバス運行委託、市内小学校校舎の耐震化事業、特別支援教育支援員の配置増などに取り組めます。

歳出の性質別内訳では、人件費や借金の返済である公債費が、前年度比で減となった一方で、学校施設整備費の増により普通建設事業費が38.4%増、子ども手当の創設などにより扶助費が16%増と、公共事業や福祉分野の予算は大幅に伸びております。

なお、平成22年度の歳入歳出予算の総額は89億5,800万円で、前年度より8.6%の増となっております。

次に、特別会計につきまして、説明いたします。

まず、国民健康保険特別会計について説明申し上げます。

国民皆保険の最後の砦であります国民健康保険制度は、市民の医療を確保し、健康の保持と増進のために必要不可欠な役割を果たしているところです。

しかしながら、国民健康保険を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。これまで、国においては度重なる制度改正が行われ、また、本市においても保険税収納率向上対策や医療費適正化などの内部努力を行ってきましたが、少子高齢化の進展や雇用の不安定化、無職者や低所得者の増加などにより、国民健康保険制度が抱える脆弱な財政基盤の構造的問題は、一層深刻なものとなっております。

さらに、昨年度に高医療費市町村として、厚生労働省から指定されたところではありますが、平成22年度においても国の指定を受けることとなりました。この指定を受けたということは、本市が、他の市町村と比べ医療費がかなり高いことを意味しており、国が定めた指針に従い医療費抑制の計画いわゆる「安定化計画」を策定していくこととなります。

「安定化計画」に基づき、①「保険税収入確保の推進」、②「医療費適正化の推進」、③「特定健診・保健指導の推進」などの6項目を推進し、国民健康保険の安定的運営に取り組んでまいります。

歳入歳出予算の総額は、24億9,234万8,000円を計上しております。

次に、老人保健医療特別会計でございますが、後期高齢者医療制度の創設により老人保健医療制度は廃止となりましたが、平成20年3月以前の診療分の保険給付費及び過誤調整に係わる精算のできていない費用については、平成22年度の老人保健医療特別会計から支出することとなります。

歳入歳出予算の総額は、107万6,000円を計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます

が、後期高齢者医療制度は、「医療保険制度を維持するために、高齢者世代と現役世代が公平に負担し、社会全体で支え合う制度」を設置の目的として3年目を迎えております。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営にあたっており、医療費の支払いと保険料の設定は広域連合が行い、保険料の徴収は市が行っております。

これにより、歳入においては、後期高齢者医療被保険者の保険料及び「低所得者等の保険料軽減分を市と県が公費において補填する保険基盤安定制度」に対し一般会計からの繰入金を、また歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金を主なものとして予算は構成されております。

歳入歳出予算の総額は、2億1,375万3,000円を計上しております。

次に、交通災害共済特別会計でございますが、交通事故で被災された市民の相互扶助を目的に昭和45年に設置されたこの共済事業は、市民各位の御理解と御協力によりまして順調に運営されてきております。今後とも、関係機関や各種団体の協力を得て、市民の交通安全に対する意識の高揚を図り、事業の健全運営と合わせて加入者促進に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、660万8,000円を計上しております。

次に、地方卸売市場特別会計でございますが、市民に、新鮮な野菜等を豊富に、かつ、安定的に流通させる拠点として、昭和54年12月に開設された公設地方卸売市場も、近年、流通構造の多様化や情報化の進展、食の安全への関心の高まりなど、生鮮食料品を取り巻く情勢は大きく変化している中、市場関係者の御努力のもと、市民の食生活の安定と農業生産の振興に大きく寄与しているところであります。

そのような中、卸売市場は市場利用者や消費者のニーズに応じてその機能の充実が一層求められております。

今日、流通業、農業とも厳しい時代ではありますが、社会・経済情勢の変化に適應できるよう、垂水の特徴を生かし健全な市場運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、520万円を計上しております。

次に、老人保健施設特別会計でございますが、「垂水市介護老人保健施設コスモス苑」は、要介護状態となった方々の心身の自立を支援し、家庭生活への復帰を目指す施設として、平成9年の開苑以来14年目の年を迎えました。

施設運営につきましては、利用者の尊厳の保持と、その有する能力に応じた自立への支援という介護保険法の理念に則り、利用者の側にたったサービス向上に努め、より健全な施設運営が行えるよう引き続き努力してまいります。

歳入歳出予算の総額は、5億3,587万6,000円を計上しております。

次に、介護保険特別会計でございますが、「介護の社会化」を目指し平成12年度スタートした介護保険制度は10年が経過しましたが、この間、市内事業所のヘルパー、ケアマネジャー、介護福祉士らがお年寄りや家族を支え、制度の充実を図って参りました。

本市の介護保険事業も地域包括支援センターを中心に、介護予防事業や総合的な相談支援を実施しながら、身近な在宅介護支援拠点としての小規模多機能型居宅介護や、認知症の人が共同で生活できるグループホームの整備など、身近で多様なサービスが受けられるような介護サービス体制の確立に努めてきたところです。

このような中、第4期介護保険事業計画の2年目にあたる平成22年度は、第3期で整備した地域密着型サービスなどの「サービスの質」の向上を図るとともに、次期計画策定に向けた高齢者実態調査を実施してまいります。

歳入歳出予算の総額は、第4期介護保険事業計画に基づき、18億9,768万6,000円を計上して

おります。

次に、病院事業会計でございますが、垂水中央病院は、昭和62年度の開設以来23年目となりますが、診療の質、経営の質を高め地域の中核医療機関として、その役割を果たしてきました。

全国の自治体病院においては、医師不足と国の医療制度改革による診療報酬の引き下げにより極度の経営難に陥っており、地域医療は崩壊の危機に瀕しているといわれております。

本市の中央病院は、中核医療機関として市内医療を担う公的病院であります。また、他の自治体病院と同様、医師不足の状況にあります。また、現状においては黒字を維持しているものの採算面で極めて厳しい状況にあります。このため、本年度も、開放型病院としての機能充実を図るため、市内開業医との協力の下、地域医療連携を重点に更なる医療サービス提供に引き続き努めてまいります。

平成22年度の予算は、収益的収支につきましては、収入の総額が22億5,643万5,000円、支出の総額が22億783万5,000円であります。

資本的収支につきましては、企業債償還金のみの1億4,802万9,000円を計上しております。

事業運営につきましては、今後とも独立採算を維持しながら、経営の安定・信頼性・安全性の向上を目指し、医師会と協力してまいります。

次に、と畜場特別会計でございますが、昨今、食肉流通は不安定な市場環境が続いており、市食肉センターにおきましては、施設の老朽化が進んでおりますが、安全で安心できる食肉を提供することが、と畜場の社会的使命でございます。

国が示している「と殺・解体」時の衛生管理基準に適合する施設の維持管理に努めるとともに、経費等の節減を図り健全な運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、1億272万円を計上しております。

次に、漁業集落排水処理施設特別会計でございますが、今後も、牛根境地区の生活環境の改善と川や海の水質保全の向上を図るために、引き続き加入促進を推進し、円滑な施設の運営管理に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、2,494万9,000円を計上しております。

次に、簡易水道事業特別会計でございますが、上水道と同様に、ライフラインとしての機能の確保・水道水質等の情報提供など、万全な体制の維持管理に努めますとともに、コストの縮減等事務事業の効率性の向上に努め、地域住民の「安全で安心な水の安定的供給」に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、3,390万1,000円を計上しております。

次に、水道事業会計でございますが、本年度も国道整備に伴う配水管布設を行うとともに、ライフラインとしての機能の確保及び災害に強い管路網の構築を図るため、バイパス管の整備を実施し、信頼性と安全性の向上を目指してまいります。

給水件数につきましては、減少傾向にありますが、平成22年度もなお一層の行財政改革に取り組むなど、企業経営努力をし、事業の安定的供給に努めてまいります。

予算の概要につきましては、業務予定量としまして、給水戸数7,000戸年間給水量190万立方メートルとして、所要の経費を計上いたしております。

収益的収支につきましては、収益総額2億9,527万9,000円で、その主な財源は水道料金となっております。事業費用につきましては、総額2億6,805万2,000円で、対前年度比1,288万2,000円の増となっております。

次に、資本的収支につきましては、収入総額5,040万1,000円、支出総額1億3,362万7,000円で、支出総額は対前年度比4億669万1,000円の

減となっております。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は内部留保資金を充当してまいります。

なお、潮彩町排水処理施設特別会計は、県の指導により平成22年度から一般会計で運営するため、平成22年3月31日で特別会計を廃止する条例改正案を今議会に提案しております。

以上をもちまして、予算案の説明を終わりますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、私ほか、それぞれの担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議賜われますようお願い申し上げます。

○議長（川尻達志） ただいま平成22年度の施政方針並びに各会計予算案について説明がありました。これに対する総括質疑及び一般質問のための本会議を3月9日及び10日の午前9時30分から開きます。

質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、3月1日の正午までに、質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

なお、当日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（川尻達志） 日程第39、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

今回、市議会議員区分に2人の欠員を生じた

ため、候補者受け付けの告示を行い、届け出を締め切ったところ、3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項に規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 異議なしと認めます。

よって、選挙の結果については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（川尻達志） ただいまの出席議員数は、13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条の規定によって、立会人に田平輝也議員、北方貞明議員及び池山節夫議員の3人を指名します。

候補者名簿を配ります。

[候補者名簿配付]

○議長（川尻達志） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 配付漏れなしと認めます。投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（川尻達志） 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（川尻達志）異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、1番議員から順番に投票願います。

それでは、順次投票を願います。

[1番議員から順次投票]

1番	感王寺	耕造	議員
2番	大 藪	藤幸	議員
3番	尾 脇	雅弥	議員
4番	堀 添	國尚	議員
5番	池之上	誠	議員
6番	田 平	輝也	議員
7番	北 方	貞明	議員
8番	池 山	節夫	議員
9番	森	正勝	議員
10番	持 留	良一	議員
11番	宮 迫	泰倫	議員
12番	川 尻	達志	議員
14番	徳 留	邦治	議員

○議長（川尻達志）投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

田平輝也議員、北方貞明議員及び池山節夫議員は、開票の立ち会いをお願いします。

[開票・点検]

○議長（川尻達志）選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

そのうち

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち

池田 守君 0票

大津亮二君 9票

崎田信正君 4票

以上のおりです。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

△陳情第23号上程

○議長（川尻達志）日程第40、陳情第23号垂水市議会議員定数削減についてを議題とします。

お諮りします。

ただいまの陳情第23号については、議会運営委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、陳情第23号については議会運営委員会に付託することに決定しました。

△陳情第24号上程

○議長（川尻達志）日程第41、陳情第24号中小自営業者・家族従業員の人權保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題とします。

お諮りします。

ただいまの陳情第24号については、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、陳情第24号については総務文教委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（川尻達志）明26日から3月8日まで、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、3月9日及び10日に開きます。

△散 会

○議長（川尻達志）本日は、これを持ちまして散会します。

午後2時24分散会

平成 22 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 22 年 3 月 9 日

本会議第2号(3月9日)(火曜)

出席議員 15名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠 員)
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	宮 迫 義 秀
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	島 児 典 生	教委総務課長	北 迫 睦 男
保健福祉課長	城ノ下 剛	学校教育課長	有 馬 勝 広
生活環境課長	迫 田 裕 司	社会教育課長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成22年 3月 9日 午前 9時30分開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第12号～議案第22号一括上程

○議長（川尻達志）日程第1、議案第12号から日程第11、議案第22号までの議案11件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第12号 平成21年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案

議案第13号 平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第14号 平成21年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第15号 平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第16号 平成21年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第17号 平成21年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第18号 平成21年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

議案第19号 平成21年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第3号）案

議案第20号 平成21年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第21号 平成21年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案

議案第22号 平成21年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案

○議長（川尻達志）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長北方議員。

[産業厚生委員長北方貞明議員登壇]

○産業厚生委員長（北方貞明）皆さん、おはようございます。

それでは、報告をいたします。

去る2月25日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、3月2日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第12号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成21年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案、議案第17号平成21年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案、議案第18号平成21年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案、議案第19号平成21年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第3号）案、議案第20号平成21年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案、議案第21号平成21年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案及び議案第22号平成21年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川尻達志）次に、総務文教委員長田平議員。

[総務文教委員長田平輝也議員登壇]

○総務文教委員長（田平輝也）皆さん、おはようございます。

去る2月25日の本会議におきまして総務文教委員会付託となりました各案件について、3月4日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第12号平成21年度垂水市一般会

計補正予算（第8号）案中の所管費目・歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案、議案第14号平成21年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）案及び議案第15号平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川尻達志）これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
お諮りします。

議案第12号から議案第22号までの議案11件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。
よって、議案第12号から議案第22号までの議案11件については、各委員長の報告のとおり決定しました。

△平成22年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問

○議長（川尻達志）日程第12、ただいまから、平成22年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑及び再質問は質問席からお願いします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁を含めて1時間以内とします。また、質問回数につ

いては4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可します。

最初に、2番大菌藤幸議員の質疑及び質問を許可します。

〔大菌藤幸議員登壇〕

○大菌藤幸議員 皆さん、おはようございます。足元の悪い中、きょうは傍聴者の方もたくさんおいでいただきまして、本当に市政に関心を持っていただいて、そしてまた協力的な市民の方だと理解しております。

今回、3月議会に市長の22年度の施政方針も示されておりますが、施政方針を拝聴し、自分なりにしっかり熟読してまいりましたが、理解を示しながら、そして問題点のあることに対して少し質問させていただきます。

議長に許可を得ておりますので、早速質問に入りたいと思います。

まず1点目、元気な集落づくりを目指して。

市長は、施政方針の中で、3つの視点、「改革」「協働」、前進」を念頭に、市民と協働のまちづくり、住んでよかったと思えるまちづくり。単位を少し変えますと、市民と協働の集落づくり、住んでよかったと思える集落づくり。よって、自分たちの集落は自分たちでつくる。

さて、垂桜地区振興会の総会資料を見せていただいた経緯からお話を申し上げますが、平成10年度から15年度まで、年間、概算でございますが、4万円から6万円ぐらいの道路作業交付金、道路草払い代金名目の収入が記されております。しかし、平成16年度からは同様の収入が記されていない。なぜ、垂水市からこのカットが集落に対してなされたのかをお聞き申し上げます。

2 番目に、降灰対策について。

昨年は桜島の爆発回数も548回、しかも年末に向けて一日2けたの爆発回数がありました。もちろん、年末年始といいますと、季節風、北西の風に乗ってこの垂水市に舞い込んでまいります。この降灰の被害、農林漁業はもちろん、市民に多大な苦勞を与えていると思います。

まず、基幹産業である農業分野では、主要産物のキヌサヤ、インゲンへの影響、とりわけ商品の減少。しかし、作物をつくった以上、労働力は変わりません。商工業者では商店への足はすっかり途絶え、降灰を洗い流すための水道料金の高騰。これは、水道料金は上水道を使用されている御家庭においては料金としてはね返ってまいります。簡易水道、地下水を併用されたり、利用されているところではこれが料金として表に出てこない。灰を洗い流す労働力、宅配袋に詰める作業、指定収集場所への運搬など、肉体的・身体的なストレスははかり知れないと思います。朝起きて外を見た途端にやる気をなくしてしまう。これが現実だと思います。

農業用のハウスにおいては、15年度まで垂水市が10%を営農対策で負担しております。これもカットされております。この営農対策のハウスへのカットされた理由をお聞き申し上げます。

3 番目に、学校跡地の利活用について。

来月1日には、現4中学校を統合し、新しく垂水中央中学校が開校されます。平成22年4月、来月1日、跡地の利活用法は決定をすべき、までにですね、平成22年4月までに。これは、学校統合の議論の中で私は幾度となくお願いをしてまいりました。統合するに当たって、垂水市における地方の学校の過疎化を、そして疲弊を食い止めるために、22年の4月には活用法を決定して、開校と同時に進めるべきだということをお話しているはずでございます。

高齢化の波が急激に押し寄せの中で、いつまでも閉校した学校を安易に放置する案件ではな

いと思っております。よって、これまでの跡地利用の経過をお知らせ願いたいと思います。

4 番目に、垂水市における公共事業の位置認識について。

土木行政と建設業者の立ち位置について。

垂水市は、過去において甚大な災害を経験。そのような局面において、いち早く災害現場に駆けつけるのはだれなのでしょう。建設業者であることは紛れもない事実であります。今後も、願わずとも過去と同様なことが想定されます。

そこで、財政改革の名のもと公共事業を削減し続け、建設業が衰退し、業者数も減少し、重機、車両等も手放さなければならない状況に陥ってしまった場合、だれが垂水市民の安心と安全を守るのでしょうか。簡潔にお答えをいただきたいと思っております。

これで、1回目の質問を終わります。

○土木課長（深港 渉） おはようございます。

それでは、大藪議員の1回目の御質問の中の集落におけます公共施設の維持管理作業等における助成等について、お答えいたします。

御案内のとおり、平成15年度までは集落における道路などの草払いや補修などに助成をしていた経緯がございますが、いわゆる行財政改革推進の一環として、その後なくなっているようでございます。したがって、現在のところは以前に行っておったような助成はしていないという、そのような状況でございます。

○農林課長（山口親志） 大藪議員の降灰対策事業についての質問にお答えいたします。

まずは、キヌサヤ、インゲンの垂水市場での実績についてを、昨年度と比較を申し上げたいと思っております。

昨年度と比較しまして、もちろん日照不足もありませんが、垂水市公設地方卸売市場の取り扱い実績について申し上げてみたいと思っております。

数量と金額で比較を申し上げますが、まずインゲンであります。11月が約500キログラムで

約270万円、12月が約1トンで約700万円、1月が約500キログラムで約200万円、2月が約25トンで100万円、1月の金額の200万円だけが増になっておりますが、あとはすべて数量も金額も減となっております。

それから次に、キヌサヤの比較であります、11月が約9トンで約270万円、12月が約5トンで約500万円、1月が約16トンで約1,500万円、2月が約33トンで1,200万円、11月だけは前年度比較で増になっておりますが、1月から2月はすべて減額となっているようであります。

続きまして、補助金のカットの理由であります、行財政改革推進を進める段階で補助金の見直し等を行いまして、10%のカットを行っております。16年度からです。現在の補助率は、激甚地域としまして75%の補助をいただきまして、農家負担、組合負担が25%となっているようであります。

○教委総務課長（北迫睦男）おはようございます。

学校跡地の利活用についての御質問にお答えします。

統合後の跡地利用につきましては、これまで、地元の意向を大事にしたいという考えから、各地区の統合協議会に意見の集約をお願いし、提案をいただきますようお願いしてきました。また、行政側では、学校跡地有効活用研究ワーキンググループを設置するなど、情報提供できる資料作成に取り組んでまいりました。

しかしながら、各地区の統合協議会では、閉校記念事業に一生懸命取り組んでいただきまして、跡地活用の協議まではなかなか手が回らなかったようでございます。また、教育委員会でも、中央中学校の開校に向けた事務を優先して取り組んでまいりましたので、跡地活用の協議までは至っておりません。ワーキンググループも、資料作成は終わっておりますが、利活用の具体案の提示まではできなかったところでござ

います。

そのようなことから、跡地活用の方向性がまだ決定していない状況でございます。ただ、垂水南中跡地につきましては、商工観光課主管の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業での活用が検討されております。

○水道課長（迫田義明）降灰対策についての水道利用者への影響についての御質問にお答えいたします。

降灰量が多くなり出しました昨年暮れからの水道利用者への影響でございますが、平成21年1月とことしの1月とを比較した場合、一月1世帯当たりの平均使用水量は、一番降灰量の多かった海潟地区で1.9トン、ドラム缶換算で9.5本分の増加、中央地区を含めたその他の地区で1トン、ドラム缶換算で5本分の増加となっております。これを水道料金に換算しますと、海潟地区で一月当たり200円、中央地区を含めたその他の地区で103円の増加となっているところでございます。

以上です。

○土木課長（深港 渉）次に、4点目の垂水市における公共事業の位置認識について、土木課でお答えいたします。

まず、本市におけます現状認識としまして、土木一般の建設業者で言いますと、本市の指名登録社が43社でございまして、この業種で生計を営んでおられます経営者でありますとか従業員並びに関連する事業の関係者、そしてこの家族まで含めると、市内人口での割合は相当なものであると推察されるところでございます。

長年本市の公共事業を支えていただきました建設業関連の持続的な安定を図るためには、市が安定的な発注工事等を行えるのもその一翼であることは認識しているところでございます。しかしながら、先行きの公共工事につきましては、国を挙げての抑制方向であることは御案内のとおりでございまして、本市におきましても、

人口減が加速する中、公共工事縮減は喫緊の課題であり、そのような方向性であることは現実と言えるところでございます。

このように、公共工事のみに頼るような経営は厳しくなる方向性の中、一部の建設業におかれましては農業参入などを図られておられるなど、みずからの開拓などの努力は原則とは言えますが、行政側からの賛助も必要不可欠であると思っております。

このようなことから、今後は、建設業者が異種参入できるような施策などの調査研究や、国を含めました公共工事の動向など、関連する情報のきめ細かな提供や、建設業者との共同での研修会などを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○大園藤幸議員 これからは一問一答方式でお願いいたします。

元気のある集落づくりを目指して。このタイトルからまいります。垂桜地区の草払いの委託ですね。これ集落に委託をされておたそうですが、その後、森林組合等に委託をされているのではないかと。このようなことを集落でお聞きしております。財政改革のために4万円から6万円の委託金なり交付金なりをカットしておきながら、森林組合に委託して何十万円も払われている。これはちょっと矛盾するんじゃないかなと。

そのことと、集落ではみんなが寄り集って草払いをし、側溝の掃除をし、終わったら、会長さんを中心にみんなで寄り合って談議が始まるそうでございます。お茶菓子等もその場で提供をされるから、みんなは自分たちの集落をきれいにしようよというようなことで奉仕活動なり、自分たちの集落を守っていくためにやっているんだと。

財革のもとに、4万円から6万円のものが何十万円にもはね上がれば、まさに行政は何をやっているんだということになるんじゃないでし

ようかね。要するに、財革のもとにやったことが、精査が足らなかったということか。4万円から6万円で済むのが何十万円も出費をしている。そして集落のやる気もなくしてしまう。

自立した地域をつくるために、共生・協働による地域づくりの推進。「健康たるみず21」をもとに、平成22年度から市民一人一人がみずからの健康づくりに努め、心身ともに自立し、「健康寿命」を延ばし、生き生きと生活できることが市民全体の健康度の向上につながります。これは施政方針の内容です。やはり、やる気のある集落には自分たちの集落は自分たちで守れないか、守りたいという集落であれば、それなりの行政の考えを示して集落のみんなに頑張ってもらいたいことが、自分たちの集落は自分たちでつくるんだと、住んでよかったと思える集落づくりなんです。ですから、今後、このことはやはり精査されて実行されるべきだと思います。

例えば、公園等にしてもしかりなんですね。公園にしても、垂水市が管理をする河川等にしても、アシが生い茂り、河川の堤防に。集落の人たちはどう考えていらっしゃるのか。垂水市がしなければならんことだと、行政に言ってもらえばいいことだというような意見を持っておいでなんです。これを、自分たちのところは自分たちでやっていただきたい。そのためには、機械を使う、草払い機の燃料代、そして作業終了後にみんなが集って話し合いができるようなお茶菓子代等は出していただいて、そうすると集落の方々もやる気が出てくるんです。だから、行政連絡会等でそういう話をしていただいて、やる気のあるところは手を挙げていただきたい。そして、「自分たちの集落は自分たちで守る考えのある方はどうぞ」というような方針を示していただきたいと思います。

この垂桜に関してもう1点ですね、高齢者クラブで、大野でカラオケ大会をやりたいというような案が出ております。カラオケが好きな方

がたくさんいらっしゃいます。そして、なぜ大野なんだということなんです、大野でやるんだと。小・中学校を水之上小、垂水中学校に統合しまして、ESD自然学校の活動もありまして、極力行政も力を入れていただき、そしてまた集落も協力をされていると。まず学校が廃校になった、閉校と呼ぶのが正しいのかよくわかりませんが、この集落を再度元気のある集落にするために、垂水市の高齢者クラブに呼びかけてやりたいんだということでございますので、そのこともひとつ、とめておっていただきたいと思っております。

あと、先ほど申し上げました集落の草払い等を行政連絡会等を通して、ほかに候補もあるかもわかりませんが、集落に周知されるお考えがあるか、お尋ねをいたします。

これで、この件に関する2回目を終わります。

○土木課長（深港 渉） 2回目の、いわゆる15年度まで行っておりました助成制度のこと等につきましてお答えいたします。

その当時の助成につきましては、いわゆる今、御指摘、御提案がありましたとおり、一部の集落などに限定されておることや、かつ、年間を通してといいますか、その都度の作業に対してそういうお茶菓子程度の助成といいますか、そういうことをしておったような経緯があるようでございます。

そしてまた、御指摘のとおり、その後の市道の草払いにつきましては、通常、維持費の中ですと、緊急雇用の創出事業並びに直営の維持班のほうで対応しております、これも総体的に申しますと、年に1回から2回程度行っているという状況でございます。

そのような中で、今、御提案がありましたとおり、例えば高齢者の多い地区でございます、自分たちで維持していこうという意欲のある集落におきまして、いわゆる持続的に維持管理的なものを行っていただけるとすれば、まさ

に共生・協働であり、元気な集落づくりの一環になると思われま。

そのようなことから、まずはその維持管理が十分にできていないと言える道路や集落内にある公園の草払いにつきまして、その都度ではなく、年間を通したような維持管理を集落へ委託できないか等々、方策などを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大藺藤幸議員 今後、その件は検討をしていただくということで、早目に集落等に振興会等を通じまして打診をされるべきものだと思っております。

次に、降灰対策について。

我が議会の特別委員会も含め、陳情活動を精力的にやっていたらいいものだと思っておりますが、これ市長に少しお答えいただきたいんですが、市民の総意として、あらゆる手法を用いて、署名活動等を通し、県及び国に熱く、粘り強く訴え、陳情を行っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（水迫順一） 降灰対策、昨年度から、議員おっしゃるように、市民生活に重大な影響を及ぼしております。このことは本当に、豪灰と言われるような降り方になったのは、約20年ぐらいいさかのぼってあった経験があるわけですが、今回はもう本当に爆発回数がひどいだけに、それに匹敵する影響を当市では受けておると、そのように思っております。

このことはしっかりと国のほうにも、県のほうにも実情を訴えながら、陳情をしていかなければいけないと、そういうことで現にそういうような陳情を国にも県にも行っておるところです。

あとまた議会のほうとも一緒になってこの実情を訴えながら、もうこれ以上耐えられないというようなところまで来ておるんだというような実情等をしっかりと訴えていきたい、そのよう

に思いますし、それから見えてくるいろんな対策を打っていききたい、そういうふうに思っております。議会とともにぜひやらせていただきたい、今後も引き続きやらせていただきたい、そのように思います。

○大園藤幸議員 次に、学校跡地の利活用について。

これ先般の湧水町における記事が社会面に載っておりましたが、学校は地域における文化の拠点と言われましたけれども、今後、地域の核の設定が必要なのではないかと。栗野工業が統合された問題でございますが、行政として学校跡地の利活用法、これ栗野工業ですから県の問題でございますが、100%の約束ではなくても、何を核に地域を振興していくのか、明確な意思表示があれば住民の心は動く、市も振興の核を明確化していく必要があると、このように書かれております。

教育委員会は、統合によりまして閉校式典等も重なり、中央中学校の開校に向けて本当に事務作業が膨大な量だったと思います。しかし、これを、地域の地区別協議会等を通して跡地利用を協議をしていただいたということでございますが、地域の方々は、野球場をつくってくれ、サッカー場をつくってくれ、莫大な予算のかかる要望を出してこられたのではないかと思います。そこで、これをその協議会にお任せをしておいたのでは、いつまでたっても結論は出ないわけでございます。学校を統合したときに行政主導でやられたじゃないですか。ある程度の調査をされ、精査をされて、これならできますよと行政が主導をして、そしてそれに地区が乗らなければ次のステップに進む。でないと、いつまでたっても決まらない。

身近なところでは、民間企業でございますが、なぎさ荘を見てごらん下さい、どうなっていますか。あんな物騒な建物はございませんよ。それが目に見えているから言っているんですよ。

本当にお忙しいでしょうけれども、やはり並行してやるべきだったんです。そして、一定の時期にはというのは22年のことしの4月でございます。方針を示していただきたかった。地元の方々は閉校式典等に追われて大変だったでしょうけれども、今後、まだ遅くはございません、なるべく早い機会に学校跡地の活用法を教育委員会はしっかりと方針を示すべきだと思います。答弁は要りません。

次に、以前、教育長にお尋ねをしておりますが、きょうは総務課長にお答えいただきたいと思います。

牛根の3小学校の統合すべきか否かのアンケート調査をやりますと、教育長、言われましたね。前は地域運営校、コミュニティースクールの研究調査等をやります。簡単にいく議題ではないでしょう。しかし、この牛根の3小学校の統合に関しては、総務課あたりで学校を通じて、PTAを通じて簡単なアンケート調査ぐらいは一月もあれば十分上がってくるんじゃないでしょうか。やられたんですか。これは保護者からの切実なお願いなんですよ。それを事務量がふえるからというような理由で放置してはいけない。最終決定機関である教育委員会が提案されたことを放置するのか。この件について答弁をください。

○教委総務課長（北迫睦男）まず、実施したかということについては、アンケートは実施はしておりません。中学校の統合に向けまして全力を傾注させていただきたいということで、平成20年の12月議会のほうでも教育長のほうからも答弁しておりましたけれども、まず、意見を伺う機会を設けたいというふうな形でしてございましたけれども、なかなかそういうところまで至っておりませんでした。（「地域運営校は」と呼ぶ者あり）

地域運営校の問題につきましても、そのような機会は設けておりません。

○大藺藤幸議員 本当に仕事量が多くて煩雑だとは思いますが、この牛根の3小学校の問題は私だって議会で話をしたくはございません。しかし、教育的配慮を言われて中学校を統合された教育委員会としては、避けて通れないはずなんです。現実問題として五十数名しか3小学校でいないわけです、児童生徒は。本当に教育をわかっていらっしゃる保護者は、なぜそれなりの議論も、アンケートもされないのか。

私だって「小規模校が悪い」と言っているわけじゃないんです。小規模校は小規模校なりに素晴らしいところがございます。でも、中学校の統合のときに、教育的配慮をという理由から統合を推進された教育委員会としては、やはり調査ぐらいはすべきじゃないのか。そして、そのアンケート調査等の結果を踏まえて、教育委員会を開かれて方針を決められるべき。

ですから、「調査をいたします」と言われてから何カ月たっておりますか。それをそのまま放置していただきたくない。だから、再度私はきょうは話をしなければならぬことになるんです。前回は申し上げたはずでございます。「検討します」。この返事がいつ返ってくるのでしょうか。12月議会では全協ですぐ調査研究の結果が示されました。行政も変わったな、私はこういうふうに思っております。

ですから、今後やはり、私の提案が間違っていれば「間違っている」と言ってほしいんです。でも、検討委員会の中では「中学校よりも小学校を先にしてくれんか」という声が大多数だったことは教育長、御存じですよ。だから言っているんですよ。そしてまたその後、いろんな経緯で変化している可能性もあります。「いや、もうそのままでもいいよ」という保護者の意見になっているかもしれません。ですから、与えられたテーマはやはり迅速に処理すべきだと、このようなふうに思います。この件に関して答弁はもうよろしいです。

次に4番目、垂水市における公共事業の位置認識について、このテーマで。目が見えんもんですからね、ごめんなさいね、眼鏡を外さんと読めないんですよ、何も。

先ほど、維持班等を活用して集落の、そしてまた市道の清掃作業に力を今後は入れていきたいと、今もやっているというような御答弁をいただきましたが、この道路維持班ですね。つい先般、道路維持班の方がある地域で作業をされておりまして、私も土建業をしていた経緯がございます、私なら人力じゃせんよ、何をやっているんだと。本当に人力で積もっていた、ためますの中の灰及び土砂といいますか、石ころもいろいろまざって流れ込んでおりましたが、人力で5人もかけてやっていたらいいました。

「何をしているの」と言ったら、「きょうはちょうど維持係長も休みで、課長とも朝、接触ができずに許可をいただいていないから人力でやっているんだ」と。ある市民の方も通りがかりに寄られまして、「今ごろ効率の悪いこんな仕事をされるの」。やはり土建業でも、業者でも機械でできるものは全部機械でやっております。危ないなとかいうところを人力で作業をされる。これ効率の問題もありますね。そして維持班の職員、臨時の方かもわかりませんが、本当にかわいそうでたまらない思いがいたしました。

よって、2カ所、人力で2カ所しかできないところを、一日のうちに重機なら5カ所も6カ所もできると私は思います。ですから、今後、住民のニーズがどんどんふえてくると思います、高齢化社会に向けて、市民に対する行政からのサービス。実際はサービスじゃないんですよ、市民が、国民が、県民が払った税金でやっているわけですからね、サービスじゃない。ただ、「サービス」という表現を使っていますけど、この住民サービスはどんどんふえてくると思います。

よって、維持班を本当に2班ぐらいで稼働できるような、そして重機にしましても維持班の持ち合わせの車で運搬可能な重機を購入なり、ランニングコストを考えられて年間契約がよければ年間契約でリースをするなり、そのような方向を探るべきではないかと、私はこう思っております。このことにちょっとお答えいただきたいんですが。

次に、公共工事の入札に関しまして、「落札率」という言葉はよく全協あたりでも、委員会あたりでもお聞きをいたしますが、これ入札残、例えば1,000万円の予定の工事が850万円で落札がされた。150万円、これを入札残と呼んでいるわけですがけれども、この入札残をいかに処理されるのか。これは、市の単独事業と補助事業によってまた規定が違うと思えますが。

それと、入札執行の時期ですね。といいますのは、工期に関係をしまります。3月末に工期は重なってまります。以前、私が議席をいただいたときの1回目の問題がいろいろ議論されましたが、事故繰越の問題ですね、これは2年またがってやった場合ですね。だけれども、単年度、翌年度なら繰り越しても何ら問題はないはずだと、私はこのようなふうに思っておりますが、ただ、業者に、それを甘く見るのではなく、やはり入札のときに閲覧の中に工期はいついつまでですよということは記されております。それは守る必要があろうかと思えます。しかし、現場の状況等によっては考慮しなければならないことも十分あるのではないかと、こう思っておりますが、いかがでしょうか。

そのことと、これは通告しておりませんので、答弁していただかなくても結構でございますが、今度、猿ヶ城の活性化施設じゃなかったですね、バンガロー等を含めて工事が相当垂水市の業者に発注をいただいております。しかし、建築工事に関しては一切追加変更を認めないというのが我が市の方針であるように見えます。

しかし、あそこのバンガロー等を設置の計画のときに、あそこはもともと岩肌で岩が出るわけですね。そして、それをまず決定をして、位置決定をして、園路の水道工事、排水工事の位置を決定をすべきだったと思っております。設計図と違うところに水道も排水も入っておりますね。余りにもずさんな計画だったのではないかと。

それによって、業者はそれなりの負担を強いられております。図面にかいていないことは、する必要は本当はないんですよ、公共事業は。しかし、それを共生・協働だという意味合いから、辛抱をしてくださいよと、企業努力でお願いしますよと。それにも限度があるような気がします。

これは、水道事業、土木工事に関しては、掘ってみないとわからないから追加変更があって当たり前、建築は上に建つものだから見えているから、追加変更をするのはおかしいというふうな論理みたいですがけれども、それだけで片づけていいものなのか。課長さん、少し、余裕があったらお答えいただきたいと思えます。

○土木課長（深港 渉） それでは、今の御質問でございますけれども、まず、維持班におけます重機類の充実といいますか、これについてお答えいたします。

維持班におきましては、道路だけでなく河川、海岸、公園や、さまざまな公共施設の維持管理に対処しております。今後はますます多様化していくものと思われるところでございます。当然、言われるとおりに、人力だけでは対処し切れない施設もあり、現状の所有機械以外の場合は適宜にリースで対応しているところでございます。

たまたま御指摘のときは、そういう経緯で現場サイドでは申しておるかもしれませんが、そこにつきましても当然、現場状況に合わせてリースなり対応していただくような指示はしている

ところでございます。

以前にも、パワーショベルいわゆるユンボのことでございますけれども、この購入計画も計上した経緯もございますけれども、財政事情でありますとか、あるいは重機の運転免許の保持者の見地から断念した経緯がございます。

今後におけます作業の多様化や安全性を考えた場合に、パワーショベルなども導入できればと考えますが、その場合は、御提案にもありましたとおり、一日当たりの単価が非常に安くなるというような長期的なリースも考慮しまして、経済的試算でありますとか効率的な作業体制などを踏まえて、導入の方向性を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから次に、いわゆる入札残、それから工期延長といいますか、そのことについてお答え申し上げます。

入札残の執行についてでございますけれども、当然これは現場状況により、計画限度額、予算額と申し上げますか、そこまでの変更や増額、あるいは逆に不必要な部分の削除などの減額、絶えず予算や財政状況を考慮しつつ、効能のある完成を心がけているところでございます。

また、補助や単独の違いということも申されておりますけれども、一般的に補助事業では、当初で計画事業費を上げまして、それに対する補助がある程度先に決定されますので、実際のやり方としましては、できるだけ当初の工事業計画に合わせて変更をとっているのが常でございます。維持のほうは、先ほども申しましたように適宜にといたしますか、現場に合わせてそのような形をとっている場合もあるということでございます。

また、工期延長のことでございますけれども、建設業におけます工期の観点を申し上げますと、当初発注時の工期の設定につきましては、それぞれの工種における標準工期を県の土木部が示しておりまして、これを市のほうも基本として

おります。また、工期延長につきましても、県の建設工事請負契約の取り扱い、これがございまして、これを準用しておりますので、現場における施工条件の変更や工事の追加、天候不順など自然要件による施工不能日の判断等々、受注者側と相互協議して行っておるところでございます。

しかしながら、年度末の発注につきましては、年度内完成、これを原則としておりますために工期延長を図れないこともありまして、結果的には受注者へ頼っているといえますか、そのような現実もあるところでございます。

それから、猿ヶ城の出しておりますいわゆる建築工事のことについてでございますが、御指摘のとおり、計画段階から予期しておりませんでした基礎部分の大きな石といいますか、転石といいますか、非常に動かされない、そういうような事情もあったわけでございますけれども、一般的には資材や建築方式が規格化されておりましたので、変更対象とされないことが常であることは否定できないところでございます。

と申しましても、必ずしも建築の場合で変更はできないということではございませんで、今言われたような目に見えない部分、例えば新たに建築をするにしても基礎工事でくいなどを打つ場合に、当然、下の地質とか条件によって変更が生じる場合がございますので、そういうときは変更している経緯もあったようでございます。

しかしながら、今般の猿ヶ城のことにつきましては当然、当然といいますか、御承知のとおり、似たような建築物をそれぞれが1社ずつ請け負っておられるという観点から、共同して協議会なりもつくられておりましたので、そこに頼ってといいますか、そういう形で今のところ推進しておりますので、言われますとおり、そのような対応をしていないのは事実ということでございます。

しかしながら、先ほども申しましたように、当然、業者ばかりに頼るのではなく、そのようなあくまでも変更対象となるような事実がある場合には、今後におきましては適宜に対処していきたいと考えているところでございます。

そこにつきましては、当然、県の建築の関係の考え方でありまして、ほかの市町村のそういう動向等も踏まえて、そこも調査研究といたしますか、してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大園藤幸議員 これは答弁は要りませんが、今、建築に関しましては「業者に頼るだけではなく」というような表現をいただきましたが、現実問題として、図面にかいていないこともしなければならぬことがたくさんある。じゃ、だれがこの絵をかいたんだ。コンサルなんですね。コンサルに罰則規定ないんです。図面に記さずにおいて、それをつけなければ機能しない。これも少し私はおかしいと思うんですね。責任を持って、監理費を払われているんですよ、コンサルに。設計をされて、監理費を払われて監理をコンサルに発注される。しかし、図面上のミスでもコンサルには何ら負担は負わせない。これはちょっと問題だと思いますけれどもね。よく検討していただきたい、今後。そう思います。

最後に、これは答弁要りませんが、先般、先月ですけれども、これ、私はローカル紙しか読みませんけれども、社会面に「揺れる建設業」と、「災害県の鹿児島で、緊急時にいつでもどこでもどんな工事でも安価で引き受けてくれる業者は、行政にとってありがたい存在だ。でも、気がかりなことがある。公共工事の減少に伴い、維持費のかかる重機を手放したり、社員を減らす業者が後を絶たない。このことが災害時の復旧体制がとれなくなるおそれがあると懸念する」と書かれておりました。

これをおもちまして私の質問を終わります。あ

りがとうございました。

○議長（川尻達志） 次に、1番感王寺耕造議員の質疑及び質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、おはようございます。

それでは早速、議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

まず、農・畜産業の振興及びインフラ整備について伺います。

現在、市内認定農業者71名の平均年齢は53.6歳であり、その年齢構成は、20代2名、30代3名、40代16名、50代32名、60代15名、70代2名、80代1名となっており、平成20年に実施された認定農業者等意向調査によりますと、「農業経営は自分の代でやめる」、「農業経営は譲りたいが、後継者はいない」と回答された方が46%にも上っております。農業従事者の高齢化、後継者不足とともに、耕作放棄地も約126ヘクタールにも上っております。

市の基幹産業である農・畜産業の沈滞を防ぐために、農業後継者、市外からの新規就農者の育成に関する事業、また、農地法改正を受けて法人等の参入を積極的に図る必要があると考えますが、農林課長に見解を伺います。

また、防災営農についてですが、昨年、桜島の噴火、爆発回数は548回にも上っており、1平米当たりの降灰量も累計4,876グラムとなっております。本年になってからも火山活動はますます活発化しており、3月7日現在で爆発回数は289回にも上っております。桜島降灰を克服し、営農を継続するためには、防災営農対策事業の役割がますます盛んになってきております。

防災営農につきましては、平成18年度より交付金事業化されておりまして、予算確保については国へ、また実際の運用については県への要望が重要となってきております。本市の農家の要望を踏まえ、今後、防災営農について県へど

のような要望を考慮しておられるのか、この点についても農林課長へ伺います。

続きまして、農道、水路等のインフラ整備について伺います。

平成22年度施政方針演説の中で市長は、「耕作放棄地の防止及び農地の多面的機能の確保に努めるとともに、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備を図るため、中山間地域等直接支払事業と農地・水・環境保全対策事業を推進し、新たな中山間地域総合整備事業の導入を図り、環境整備に努めてまいります」と表明されておりますとともに、共生・協働のまちづくりについても言及されております。

共生・協働につきまして、新城地区の中山間地域等直接支払事業について説明させていただきますと、当地区では、平成17年度から平成20年度の4年間の交付金総額が1,400万円、このうちのほぼ50%の680万円をかけて、水路整備5カ所、農道整備8カ所の工事をみずから地元民の手で行っております。新城だけではなく、海潟、水之上地区でもこの事業を活用したインフラ整備が行われております。市民の側は共生・協働の考え方を十分認識し、自助努力しているのが現状でございます。

確かに、21年度の経済対策事業、また今議会に提案されております第8号補正予算、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を活用した農道整備事業に9事業、2,230万円を重点的に配分されておりますし、これまでも市単独事業によって農道整備をしていただいております。これについては評価できます。

しかし、新城初め、水之上、市木地区など人家が点在している地区では、農道整備への要望が数多くあるのが現状です。農道といえども、日々通行する生活道路であるのが実情でございます。より一層、市単独事業、原材料支給などにより、一層の予算措置が必要だと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、市営住宅について伺います。

各団地の入居率、建設の経過年は。及び建築構造の内訳はどうなっているのか。また、耐震性、防火など安全性は担保されているのか。また、順次建てかえの考え方はないのか、伺います。

家賃滞納整理についてですが、平成20年度の決算特別委員会資料によりますと、住宅使用料の滞納状況は、昭和62年度から平成19年度までが3,760万円、平成20年度現年分が510万円、合計4,270万円と多額に上っております。その後、どのような滞納回収の努力をなされたのか。また、古い債権については不納欠損の扱いも検討する必要があるのではと考えますが、見解を伺います。

以上2点、土木課長にお願いいたします。

3点目に、機構改革について伺います。

本年度末で18名の職員が退職すると聞いております。平成22年4月1日での職員数は何名になる予定なのか。また、平成22年度の採用予定は。また、地方分権により市の業務量はふえておりますが、18名の大量退職で通常業務に支障はないのか。また、その対策についてどのように考えておられるのか、総務課長に伺います。

平成17年、集中改革プランによりますと、職員50名を減らし、平成27年4月1日までに235名の職員体制を目標とするとなっております。職員各課内への業務のしわ寄せが考えられ、職員235名体制で市民サービスの質を落とすことなく業務を遂行できるのか。また、235名体制でやるとしますと、各課の事務事業の大幅な見直し、各課の整理統合等も必要となると考えますが、市長の見解を伺います。

4点目に、陳情のあり方、本年夏に執行される参議院選について市長に伺います。

政権交代後、自治体、業界団体などからのすべての陳情を民主党の幹事長室で一元化するシステムが統制化されつつあります。また、民主

党は、事務次官を頂点とする官僚ピラミッドを崩して台形にし、その上に政務三役が乗る新たな統治機構、公務員改革を実行しつつあります。官僚と政治家の接触についても、大臣、副大臣、政務官の政務三役の監督のもとに置くことにしております。従来の陳情のあり方ではなかなか要望が通らないと考えますが、これからの陳情のあり方について市長の考えを伺います。

また、この夏執行される参院選についてですが、特定の候補を応援されるのか。

以上2点、市長にお願いいたします。

5点目です。新城字中原の輝北プレスウッド集合材工場建設予定地に鶏舎建設計画があり、本年1月15日新城麓地区で、地区住民に対し、県の農業団体、不動産業者等が説明会を開いたと聞いております。農林課、生活環境課のこの事実を把握しているのか。また、この説明会に両担当課が出席したのか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。

次は、10時55分から再開します。

午前10時40分休憩

午前10時55分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

感王寺議員の質問に対する答弁を求めます。

○農林課長（山口親志） まず、感王寺議員の今後の農・畜産業の振興に対する見解について、お答えいたします。

垂水市の今後の農業振興における問題としましては、指摘のとおり、従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地等、クリアしなければならない案件が多くあります。

まず、耕作放棄地対策としましては、農地利用集積円滑化事業があります。この事業は、市、J A等が農地利用集積円滑化団体となり、農地

の所有者の委任を受け、代理で農地の貸し付け等を行います。上野地区の耕作放棄地の調査を農業委員に調査していただきまして、所有者の意向のアンケートもとっておりますので、この事業を活用することで新規就農者、法人、企業等への対応が行えるのではないかと考えておりますので、各組織の協力をいただきながら推進していかなければならないと考えております。

また、現在、21年度中の新規就農者調べも農業委員の方々へ依頼しているところでありますので、新規就農者のための資金の相談等も行ってまいりたいと考えております。

次に、防災営農対策事業の交付金事業等の対応という質問についてですが、国の事業仕分けにより、国の予算カットの方向性が示されましたが、早速、県や防災営農推進協議会で、防災営農対策事業の重要性を陳情しております。県からは、防災営農対策事業の22年度予算のカットの連絡は来ておりません。今後も、県推進協議会及び桜島火山活動対策協議会を通じまして、事業要望に対応していくようお願いしていきたいと考えております。

次に、中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全対策事業についてであります。2つの事業で地域の整備に努めていただいておりますことには感謝申し上げます。特に、中山間地域等直接支払事業における農道整備については、事業効果を上げていただいております。

市としましては、なかなか単独事業での農道整備は難しいですので、予算範囲内での原材料支給等を行っております。重要な農道、排水整備については調査し、予算の協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○土木課長（深港 渉） 次に、2番目の市営住宅関係ということで、市営住宅各団地の現状についてお答えいたします。

現在、本市で公営住宅法に基づき管理してい

ます市営住宅は22団地で、総戸数は300戸でございます。建設後の経過年数でございますけれども、ほとんどが昭和30年から40年代に建設され、築40年以上が102戸、40年から30年経過が126戸、30年から20年経過が64戸、そのほか20年未満が8戸の現状でございます。構造別の内訳でございますけれども、木造がすべて平屋で27戸、簡易耐火構造が2階建ても含めまして153戸、耐火構造いわゆる鉄筋コンクリート造が120戸となっております。

次に、耐震性及び防火などの安全性についてでございますが、ほとんどが耐震性を考慮していない昭和56年以前の建設でございます。また、防火の観点も考慮されていないと言えますが、21年度ですべての住宅に火災警報器を設置しましたことから、防火という観点とは若干違いますが、火災発生時の素早い対応には効能があると思われるところでございます。

建てかえの計画でございますけれども、現在のところはその計画はいたしておりません。これには、現状及び将来の住宅状況を盛り込んだ住宅施策の基礎となります住宅マスタープランも策定する必要がありますことから、22年度には、このプランも含め、準備期間とし、23年度には、長期的な住宅整備を踏まえた管理計画を作成したいと考えているところでございます。

次に、2点目の市営住宅の家賃滞納整理の状況についてお答えいたします。

20年度末におけます滞納額でございますけれども、御指摘のとおり、昭和62年度からの合計が4,270万3,901円、本年2月末での滞納収入額が303万7,470円でございます。

滞納の事務につきましては、滞納整理要領によりまして、督促状あるいは催告書の送付、それから連帯保証人への納付指導協力依頼書の送付、場合によりましては夜間等の徴収を行っておりまして、これにつきましても一定の成果があったと考えております。

また、平成10年度以来となりますけれども、平成21年3月に策定しました、先ほども申しましたけれども、家賃滞納整理要領、これによりまして、21年度不納欠損額として831万7,834円を計上する予定でございます。現時点でこれを考慮しますと、滞納額合計額が3,134万8,597円となります。

なお、この不納欠損につきましては、退去されてから5年経過し、既に対象者が死亡されているか、市外へ転出された方などを対象としておりまして、今回の対象者数は26名ということでございます。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘）次に、機構改革についての御質問にお答えいたします。

本年度の退職予定者は、議員おっしゃるとおり、18人でございます。そこで、平成22年度の新規採用者でございますが、一般事務職は14人の退職に対しまして8人を、消防職は2人の退職に対しまして4人を予定をしております。その結果、平成22年4月1日の職員数は251人となり、計画での職員数259人と比較しますと、8人の前倒しでの削減となります。

なお、運転手や用務員等の技能労務職につきましては、欠員に対する新規採用者の補充は平成9年から実施しておらず、今回も補充をいたしません。

次に、業務量についてであります。議員の御指摘のとおり、権限移譲や職員削減に伴い、職員1人当たりの業務がふえてきておりまして、また業務内容も複雑かつ多様化してきているところでございます。職員も執務時間内に業務を終えるように努力しているところではあります。部署によっては無理が生じているところもございます。

その対策としましては、職員削減をした部署には、代替職員、臨時職員を配置して対応をしてきているところでございます。また、一方で

は、平成20年度に策定しました垂水市職員人材育成基本方針を踏まえて、職員の能力向上を目的とした研修制度の充実を図っているところでございます。

次に、機構改革の時期ではないかということでもございますが、ここで、平成17年度以降の主な機構改革を申し上げますと、市民相談サービス課を新設、都市計画課を廃止し、土木課へ統合、耕地課を廃止し、土木課と農林課へ、体育保健課を廃止し、社会教育課と学校教育課へ、支所を市民課へ統合など、課の統合やその他、係の一本化をするなど、組織の見直しを実施してきております。その結果、組織のスリム・機能化が図られ、現在は、消防を除きますと、17課、2室、4事務局、53係となっております。

さらに、事務事業の精査も行ってきてはいるものの、組織の見直しが進まない中で単なる職員削減となりますと、御指摘のとおり業務に無理が生じ、組織の機能低下や市民サービスの低下を招くおそれがございます。

そこで、今後につきましては、全課長で構成します事務改善委員会におきまして、集中改革プランや行政改革大綱との整合性を図りつつ、事務事業や組織・機構の見直しについて協議・検討していくとともに、職員の能力向上と組織の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 感王寺議員の陳情のあり方と、それから夏の参議院選挙についての質問にお答えをしたいと思います。

陳情のあり方につきましては、今まで、政権が変わる前と、本当にがらりと変わった内容についてはもう御承知のとおりでございます。今までは本当に直接、地域の、垂水市の実情を官僚にも訴えることができましたし、自民党の国会議員の皆さんにもしっかりと訴えることができました。ところが、これがぐるっと変わって、民主党の県連を通じて地域主権推進会議にかけ

て、それから幹事長室へ集約するというような方法でございますので、本当にこういう形で垂水の実情を訴えることが、把握していただけるのかどうか、その辺、一抹の不安がございます。制度は制度として、変わってきたわけですから、今後、本当に垂水の実情を今までとおり訴える方法はどのような方法があるのか検討していかなければならないと、そのように思っております。

参議院選挙の、夏の、特定の候補を応援するのかということでございますが、まだ候補者名もはっきりしておりませんし、全く今のところ考えておりません。

○農林課長（山口親志） 最後に、新城、輝北プレスウッド集合材工場予定地について、動きを把握しているのか。業者への指導は、対策はという質問にお答えします。

質問のその土地は、住民説明会及び同意書受領の動きを業者が行っているという情報は把握しております。

ただし、現在、その土地は、まだ農地法第5条許可による輝北プレスウッド集合材工場建設予定地であり、鶏舎建設のために県知事への事業変更申請が必要であります。また申請は提出されておりませんし、鶏舎建設における計画書も示されておりませんので、農林課、生活環境課においても、当然なことであります。対策、対応はとっておりません。

相談等がありましたら、鶏舎建設に必要な事項等を指導し、あわせて、畜産振興及び環境保全意見書等の関係上、生活環境課と協議をしてまいりたいと思っております。

以上であります。（「説明会は出席したんですか」と呼ぶ者あり）

市のほうからは説明会にだれも出席はしておりません。

○感王寺耕造議員 これからは一問一答方式でお願いいたします。

まず、後継者対策、また市外からの新規就農者ですね、法人の部分です、法人参入の部分についてお伺いいたします。

どこの地区も農業後継者、新規参入少ないと私、思っていたんですけども、ちょっとインターネットを開いてみまして、ちょっと調べてみました。この資料は社団法人鹿児島県農業・農村振興会というところの資料なんですけれども、平成12年、県内の新規就農者100名強でございました。それが、平成20年度は、平成13年から8年連続して300人を超えておまして、平成20年度につきましては314人ですね、この方々が県内で就農されております。また、314名のうちに47名が農家出身者以外ということでございます。

そうしますと、県内ではこれだけの就農者があるんですけども、市内では就農者がいないと。20代の方、2名が新規に、2年か3年前、同時に就農されたわけですけども、この方々については、お茶農家と菊をつくっている花卉農家でございます。跡取りさんですね。そういう部分で就農がございました。

なかなか新規就農者が少ない、また市外からの参入、農家以外からの参入も少ないという部分、何が原因なのかと考えると、まず育成面ですね、育成面の部分で対策をとられておられない。またハード部門ですね、農業収益を上げるためには当然、農地が必要となってきますし、そしてまたそれに合わせた農業用施設、ハウスとか畜舎とか必要になってきます。農業機械も入りますね。育成面とハード部門、この部分が一番重要なわけですけども、この部分の対策が少し手薄ではないかと考えております。

そこで、都道府県の部分でもいろいろな形で、県の部分でもいろいろ新規就農者受け入れということで対策をとられておまして、一例を挙げますと、就農支援資金貸付金償還助成制度とこういうものもございます。新規参入者、Uター

ン者に対して110万円、新規学卒者に対して160万円ですね。この事業の部分では市町村、この部分が3分の1を助成することが必要となっております。

また、県の施策としましては、かごしま営農塾設置事業ということで、かごしま営農塾につきましては、働きながら、休みの時間、夜間でですね、また土・日の休みを活用して、この部分で農業知識を学ばせるという施策も行われておりますし、また農業後継者育成基金事業、青年農業者就農支援事業、数々あるわけでございます。

また、市町村段階の部分での就農受け入れ支援対策としまして、県下で32団体の部分で取り組まれております。この内訳を見てみますと、一番、形は支援金であったりとか就農のための貸与、無利子ですね、また一時金としての奨励金、お祝い金という形、3つの系列に分かれておるわけですけども、特に日置市の例を見ますと、ここは農業公社を立ち上げている地域でございますが、この部分が一番多くて、この部分が新規学卒者、Uターン者、また新規参入者、それぞれ月額、単身者に12万円、夫婦で18万円、また住居手当として1万5,000円、この部分を支給されております。やっぱりこういう制度があるからこそ、やはり就農という部分が進むと思うんですね。この部分について、市独自で新規就農支援金を設立する考えがないのか、まず市長にお伺いします。

次に、ハード面の部分ですけども、先ほど農林課長のほうから円滑化団体の話が出ました。この部分については、農地法改正以前では農地保有合理化法人、この部分でしか農地の利用集積を進められない、この部分がJA鹿児島もつきさんであったもんですから、本市の農業公社設立の部分の1つのネックになっておった。これが事実であると思います。また、農業公社を断念する、これは農業公社を断念したことは、

もう私はしょうがないとは思っておりますけれども、1つの原因であったかと思っております。

ところが、平成21年、昨年12月の法改正、農地法改正を受けまして、農地集積円滑化団体といたしまして各市町村、垂水市もできますし、土地改良区でもできると。それと、あとどこでしたかね、また地域担い手協議会ですね、この部分でも利用集積ができるということですね。この部分の事業を活用することによって、円滑化団体をどこの部署が担当するのかこれから協議が必要でしょうけれども、この部分を立ち上げることによって優良農地を集積していくと、この農地を集積してまた就農支援をしていくという部分ができるようになったんですけれども、まず、この円滑化団体を設立する意思があるのか、この点についてもお伺いいたします。

また、もう1点、農業用施設、また機械、この部分の整備ですけれども、なかなか農業という部分は利が薄いんですけれども、金食い虫でございます。一例を挙げますと、防災営農ですね、この部分で活用したとしましても、補助残25%ですが、この事業を活用したとしましても、連棟ハウスで250万円から200万円と費用がかかるわけですね。それでまた、インゲンでしたら30アールないと専業農家として成り立ちませんから、この部分だけでも700万円、800万円かかってしまう。また、小型のトラクターを入れると、またさらに200万円とかですね、生活資金もありますから、簡単に1,000万円を超えてしまいます。

また、生産牛の場合、50頭規模で何とか経営が回っていくという部分の県の指針がございますが、この部分についても、母牛1頭当たり、今80万円から100万円。90万円と見ましても、4,500万円から5,000万円かかります。牛舎建設についても2,000万円、また農業機械ですね、トラクターの部分考えていきますと、またこれも2,000万円、3,000万円とかかかっていく。ランニン

グコストにも1,000万円、2,000万円。すぐ1億円の金が必要になってきます。

そうした場合、リース事業の設立はできないのか。市、またほかの部分の団体をお願いするのか、この部分は議論の余地はございますけれども、まずハウスの場合、例をとりますと、耐用年数が8年でございます。リース事業を8年間の部分で組んでいただくことによって、初期投資が抑えられる。こういう効果がございますので、新規参入の部分でも進むんじゃないかと考えております。

リース事業の補助率の高い事業がございますから、一例を挙げますと、先ほど来議論しております防災営農、また、強い農業づくり交付金事業、地域担い手経営基盤強化総合対策事業、こういう補助率の高い事業がございます。補助残の分だけリース事業化して、このためには基金積み立てですね、市のほうでやっていただかなければ無理だとは思いますが、基金設立の意思ですね、リース事業化、この部分が育成面、またハード面を整備することによって可能となるわけですが、この3点について、導入の意思はないのか、市長の答弁を求めたいと思います。難しい部分については、専門的な部分については農林課長でも結構でございます。

防災営農につきましてですけれども、県との協議の中でなかなか課長のほうも思い切った答弁ができなかったと思うんですが、常日ごろ、話を聞かせていただきますと、農家の要望を受けて、積極的に県へ要請活動をさせていただいていることは十分理解しております。

ただ、1点だけ、農林課長、防災営農についてお伺いしたいのは、県の防災営農対策事業、この部分の総事業量の8割が国の交付金事業、この部分を活用して県単事業としてやられておられるわけですね。残りの総事業量の20%、この部分が農地保全の部分、本来は地滑り対策でしか使われないわけですが、この部分につい

て、県特認の部分で防災営農として活用されていると、こういう実情があります。

ところが、民主党政権になりまして、この農地保全の部分、この部分が削られるという話を聞いておりますけれども、そうしますと、本市の防災営農の計画に影響はないのか、この点、農林課長に1点伺います。

またもう1点、財政課長、これは大菌議員も聞かれたんですけれども、平成15年まで10%の市の上乗せがございました。この部分、取りやめた経緯はということで大菌議員も質問されたんですが、ちょっと私の記憶違いでなければ答弁いただいておりますので、この点について、財政課長の答弁を求めます。

以上で、2回目を終わります。

○市長（水迫順一） 感王寺議員の農業、新規就農者対策について、いろいろ御意見や質問等もいただき、また提案等もいただいたわけですが、農業政策の中で非常に頭の痛い問題でございます。新たな就農者がふえていく環境づくり、これはもうどうしても必要なわけですが、なかなか思うようにいかない。国・県初め、市町村もそれぞれ、それぞれの対策でもって頑張っておるんですが、非常に思うような成果が上がらないというのが現状だろうと、そういうふうには思っておりますし、当市におきましても全くそのとおりだと、そういうふうには思っております。

要は、やはり農業をやりたいと、しんから農業をやりたいと思うには、私はやはり1つ、安定した収入を得るといことが何をしても一番大事じゃないかと、そういうふうには思っております。そういう意味からしますと、つくったものが本当に思うように売れる販路開拓については、今まで農林課も一生懸命取り組んでくれておりましたし、また今、インゲンとかキヌサヤとか園芸作物が本市は中心でございますけれども、反収を比べますと県内でも有数な反

収を上げておるわけでございますね。そうすると、本当にいつまでもこれが持続できるかというと、その辺の不安もございますので、新規の農産物、ポストインゲン・キヌサヤも考えなきゃいけない。そういう対策も農林課で今、一生懸命努力してくれておるということでございます。

その他につきましては、その他、ほかの市町村の例も挙げられました。それぞれにいろんな対策、支援金を払ったり、農業従事者に対しての生活費まで面倒を見るというような市町村もございましょうし、それらのいいところは、本当にいいところと申しますか、成果が上がる分、本当に一たん就農して、もう2～3年でやめちゃうよというような就農のあり方ではだめなんですから、その就農者が本当にずっと持続して農業をやってくれるよというようなものにならなければいけません。そういうような対策、そういうようなものも見据えた上での支援金その他のあり方、ソフト面のあり方が、どの地域でどのような形でやっておるかというのはもう1回、やはりこの際、うちが今やっておるほかに見直さなければいけないかなと、そういうふうにも思っております。

県のほうも、本当に就農塾とかいろんな対策を講じておられますので、そういうものもひっくるめまして、県・国の動向も見ながら、本市で今、本当に新たに何をやるべきか、これは考えていきたい、そういうふうには思っております。

リースその他につきましては、農林課長のほうから答弁させます。

○農林課長（山口親志） 感王寺議員の質問に今、市長もお答えになりましたけど、ただ、今、垂水で、現在で新しく新規就農者の21年度、22年度から新規就農者をされる方が、農林課で実際相談に来られる方が3名の、農大を出られた方が2名、それから営農塾を卒業された方が1名ということで、農業に関しては新規就農者も

ふえていると思います。それとあわせて、21年度中の新規就農者の数も今、農業委員の方々に調査をしていただいております。農林課へ直接相談に来られる以外に、新規就農者はふえているんじゃないかという認識でおります。

そうした中で、新規就農者のための利子補給の補助も垂水市は、県が行っていない部分も、終わった部分も、垂水市はそのような形で資金面の利子補給も行っているんじゃないかと思っております。

次に、2点目の円滑団体の取り組みであります。先ほども申し上げましたとおり、耕作放棄地対策をどのようにしていくか、それから法人、企業がどのように垂水市に参入をしていただけるかは、この農地利用集積円滑化事業に取り組んでまいらないと今後の農業に大変なことになるんじゃないかと思っておりますので、市ですか、JAですか、そこあたりはきちっと整備をしながら、この事業には取り組んでいくべきであろうと思っておりますし、また取り組んでいかないといけないだろうという認識でおります。

それから、リース事業の件であります。先ほど委員も指摘のとおり、市がリース事業の中心になった場合は、積み立て基金の問題、それから受け入れるための条例整備等の問題もあるかとは思いますが、このリース事業についても、JAなのか、市なのかいろいろ協議をしてまいりまして、これは、リース事業というのは今後は検討課題になってくるんじゃないかと思っております。

ただ、降灰事業で、ちょっとその後に検討・要望した事業も言うんですが、今まではトンネルハウスをJAのリース事業という話でしたが、今回はトンネルハウスが、もう組織・団体でトンネルハウスができるんじゃないかというところまで協議もしておりますので、そこあたりも含めながらこのリース事業には対応し

てまいりたいと思います。

あわせて、あと、担い手に対する支援策としましては、国・県のお力をいただきながら、農業機械の導入のための経営体育成交付金、それから農畜産業機械等リース支援事業というこのような事業も取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、降灰対策ですが、降灰対策は県のほうに早速、議員の方々のお力をいただきまして、県と協議をしている要望事項が数点、協議・要望をしておりますので、そのあたりが決まり次第、農家へ申し込みをとってやっていきたいと思っております。

内容については、ビニールの張りかえの補助、それから施設作物の洗浄施設器具の補助、ミスト機とか動噴の補助ですね。それから、施設に堆積した降灰除去等の持ち出しの補助とか、そのあたりも県と十分協議を今している段階であります。

最後に、農地保全整備事業の2割の事業費のカットについてであります。先ほども申し上げましたとおり、22年度の降灰事業の県の予算のカットはありませんので、今後も皆様のお力をいただきながら、桜島火山活動対策協議会とか、このあたりのお力をいただきながら、県もそのような降灰対策に対しては十分御理解を示していただいておりますので、要望を随時、皆様のお力をかりながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○財政課長（三浦敬志） 感王寺議員の防災営農対策事業に10%程度の単費の追加上乗せはできないかについてのお尋ねにお答えいたします。

今回、3組合の事業の予算要求額が財政課へ提出されました。要望された予算額につきましては、全額が国・県の補助ではありますが、予算措置は行われております。

市にとって、市単独分を追加上乗せを行った

場合の費用対効果が目に見える形であらわれるようでありましたら、考慮の余地もあると思われれます。ただ、現状において、追加上乗せしても、その効果がなかなかあらわれてこなかったのが今までの実情ではなかったでしょうか。また、現在の垂水市の財政状況では現状維持を続けざるを得ないと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 3回目に入らせていただきますけれども、農業後継者対策ですね、確かに市長がおっしゃるように農家が収益を上げること、これが一番の後継者対策だと思うんですね。やっぱり、もうかっている農家には後継者が育つ、そのような部分だと思います。

また、農産物価格の低迷、今すごい部分がございます、野菜関連にしましても20%ぐらい、ほとんど下がっているのが現状でございます。市長もこの部分では専門家でございますので、新しい新規作物とか、あと販路の拡大ですね、この部分に市長初め、農林課長、尽力いただければと思っております。

いろいろ私、この後継者対策言いましたけれども、市の持ち出しが少なくて育成して、またハードの部分まで導入していく、基金の部分ですね。基金の部分はまた単年度ごと回収できていきますので、そういうシステムの構築という部分も必要だと思いますので、この部分はぜひ善処して、前向きに検討していただきたいと思っております。この分については答弁要りません。

また、防災営農について、予算の確保の部分は大丈夫だということですが、財政課長、上乗せの部分、費用対効果が見られないという部分でお答えいただきました。多分、税収が上がらないということですね、そういう部分もありますし、国保の会計の部分にも影響してくる部分ですから、こういう部分で目に見えないということだと思います。

この部分につきましては、確かに農家所得が

少ない部分で、農家自体が減価償却で食っていくのが現状でございますね。ただ、費用対効果だけではなくて、これは税制の部分の問題もございますし、また今、桜島降灰で、私ども海潟に行きますと、もう営農を続けられる状態じゃないんですよ、もう商品率が物すごく劣ってきていると、被害が甚大です。そういう時期ですので、この部分で何とか御一考いただければと思いますので、これは市長への要望とさせていただきます。

先ほどインフラ整備の部分が1点抜けておりましたので、農林課長に1点だけ答弁を求めたいと思っております。

中山間の部分ですね、この部分、3次整備も決まりました、また地域でも整備していこうと思うんですけれども、1点だけ気にかかっているのがございまして、例えばうちの地区でもあるんですね。中山間の部分の半分以上、また個人配分の部分まで使って農道を整備しようという地域もあれば、自分たちでこの部分は日当に使うよとか、ビーバーの歯を買うよというような地域もございまして。

予算の優先順位という部分もあるんでしょうけれども、同じ事業を導入した地域、中山間を導入したときは、努力した部分には努力した部分だけ、農道整備の予算配備という部分を考えていただきたいと思うんですけれども、重点的にですね。事業が合わないところはしょうがないです。同じ事業をやっている、この部分は何もしていないのに、全線、農道整備を市の金でやっているんじゃないかという地域もございまして。この分について考え方、短く、済みません、お願いします。

○農林課長（山口親志） 今、御指摘のことは、共生・協働の観点から本当に、先ほども申し上げましたとおり、共同利用の分、それから個人負担の分まで入れていただいて整備をしていただいていることには感謝申し上げますし、

その地域が十分、そういった地域は十分元気が出ているという認識もしております。

そのようなことで、その中で単独事業を入れているということですが、単独事業の整備については、今言われました要望、重要性を考慮しているつもりではあるんですが、今言われましたそのことを今後、十分考慮し、また検討してまいりまして、そのあたりで、中山間地域直接支払等の代表者の方々とも御意見を聞きながら、単独事業の整備とあわせて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○感王寺耕造議員 2番目の市営住宅に入りたいと思います。

昭和55年以前の建物、これが多いとお聞きしました。耐震性、防火性の部分でも問題があるということもございます。建てかえの部分ですね、今の部分、ないということなんですけれども、22年度から住宅マスタープラン、この部分を使って整備していこうと、考えていこうと、作成しようということのお話を伺いました。

協議の中で、これは居住者の方の意向はどうなのかという部分を協議させていただいたんですけれども、そのとき担当者のお答えの中では、古くてもいいんだと、安ければいいんだという部分の方も多いというお話も伺いました。ただ、それだからといって、このままこの住宅を放置していいという考え方にはならないと思うんですよね。

いろいろ条例をつくっておられますけれども、垂水市条例の上にあるものとして公営住宅法があるわけですが、この中では第1条、法律の目的として、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と書かれてあります。

これを受けて、当然、本市の条例もつくられておるわけですし、施行規則もそのような形になっているわけですが、果たして、この古いままでほっといて、この部分の責任を担保できているのかという部分が問題であると考えますので、早急に建てかえの方向という部分で考えていただきたいと思っております。これは要望にとどめておきます。

ただ、1点だけお聞きしたい部分が、新城大都地区ですね、この部分が平成20年度、解体されております。70万4,000円の部分の解体費用を使って解体されているわけですが、これについても計画、マスタープランを作成された上で年次計画、どういう建てかえ方をするのかという部分の問題はあるんでしょうけれども、跡地利用、この部分をどうするのか。また、この部分を行政財産として使わないのであれば、早急に普通財産に移して、売却の方向性という部分も考えられると思うんですが、この点について、1点だけお伺ひいたします。

あと、滞納整理についてなんですが、滞納整理の部分については、平成21年3月13日、訓令第3号ということで垂水市市営住宅家賃滞納整理要領という部分をつくられております。この部分で、これで、今までの反省の上に立って滞納整理をやっていくんだという部分でつくられたと思うんですけれども、ただ、一番不思議なのが、そもそもなぜここまで、4,270万円も滞納総額が膨れ上がったのかという部分ですね。この1点について、もう1回原点に戻って真摯に反省しないといけないと思うんです。この部分の問題点は何だったのか、また、検証の結果どういったことがあったのかという部分ですね、簡単に結構ですから、この点について、2回目、質問させていただきます。土木課長、お願ひします。

○土木課長（深港 渉） 感王寺議員の言われます、市営住宅におけます取り壊し後の跡地利

用ということにつきまして、お答えいたします。

御指摘のとおり、新城の大都団地につきましては20年度に取り壊しをしております、実際、1件の問い合わせもあったことは、その跡地利用についての問い合わせが民間の方からあったところも事実でございますけれども、当然、そのような話がありますれば、御提案のような普通財産に切りかえた上で、一般への売却というのにも検討してまいらなければならないと考えているところです。

総体的な考え方を申しますと、取り壊し後の跡地利用につきましては、場合によりましては、必要とされる公共施設がありましたら、それへの転用でございますとか、先ほども申しましたように、一般への売却も含め、有効利活用は図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、次の住宅におけます家賃滞納整理についての考え方でございますけれども、この4,200万円以上の滞納額につきましては、1点として、考え方が、先ほどもちょっと触れられました中にいわゆる連帯保証人というのがございまして、現実的には今のところ、入居者本人への滞納の指導協力の依頼という形で文書で通知しているところでございまして、今までは、これもここ約10年間ほど行われておりません上に、実際は法的に申しまして、連帯保証人でございますから、入居者の債務も負われるということが現実でございますけれども、これが今まで實際上、請求した経緯がないということから、このように数字にずっと上乗せして繰り越されているという現実でございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 滞納整理の部分ですけれども、1点だけ問題点を指摘しておきます。

といいますのは、確かに条例、施行規則、滞納整理要領の部分で、連帯保証人の変更という部分がうたわれておったかと思えます。死亡で

すね、12条です、ね、「連帯保証人の変更等」ということで、死亡したとき、破産、失職その他の理由により保証能力をなくしたとき、住所または居所が不明になったとき、後見開始、補佐開始または補佐開始の審判を受けたとき、5番目に、その他市長が必要と認めてその変更を認めたとときという部分でうたっているんですが、この部分が果たして課内で、住民票がなくなったら自動的に土木課が来るのか、また各関係機関の部分から、後見開始とかあった部分が自動的に来るのかですね、この部分ですね、情報収集といいますか、この部分が大事だと思いますので、この部分をぜひとも運用される上で考えていただきたいという部分を1点、指摘しておきたいと思えます。

ちょっと時間がありませんので、いつものことですが、一応これで市営住宅については終わりたいと思えます。

機構改革についてですけれども、この質問通告書を出した後にまた垂水市行政改革大綱という部分を見せていただきました。企画課の皆さんで、よくできているわけですが、ここに書いてありますように、「市が基礎自治体として持続していくためにも、行政改革は決して終わりではなく、引き続き進化していかなければならないものである」という部分で書いてあるわけですが、私もこの点についてはそのとおりだと考えております。

ただ、平成17年の集中改革プラン、この部分がひとり歩きすることがあってはいけないという部分だけ考えておるわけです。また、この部分で、臨時職員、代替の部分での対応という部分でも話があったわけですが、そうしますと、責任は重いのに、責任は重い、職員と同じ仕事をしているのに報酬は少ないとか、そういう問題も出てきますね。同じ仕事内容と能力があるのであれば、臨時職員にも同等の労働報酬を支払うべきだという問題もやっぱり出てく

ると思いますし、また、雇いどめの問題ですね、臨時職員さんが仕事を続けていきますと専門性が身につけてまいります。そうしますと、各課長さんも専門的な能力を持った人たちを活用したいはずなんですよ、絶対。そうしますと、3年間働き続けますと、雇用をしなきゃなりませんから、雇いどめ等の問題も出てまいりますので、この辺も十分に勘案して、行政改革は必要ですけれども、この部分について考慮いただきたいと思います。

陳情のあり方、参院選については、市長もなかなか答弁しづらかったんですが、陳情のあり方、我々、桜島降灰対策、議会のほうも、特別委員会の部分でも陳情等をまたやらなければいけないと思っております。変えなきゃいけないとは思っておりますし、参院選については大変失礼な質問をしたと思いました。本当に、憲法に思想、信条の自由、また結社の自由はあるんですから、市長がどこで、どの方を応援されてもいいと思うんですよ。ただ、これだけ政治が混沌としておりますとですね、やっぱり対等の関係を各政党と築いていただきたい。その部分だけ老婆心ながらちょっと考えておりましたので、失礼ですが、質問させていただきました。

また、最後の鶏舎の問題ですね。この問題については、新城の高塚地区で昭和62年のころ、建設計画がございました。このとき、自然の家をつくるということで知事の部分ですぐ切られました。知事の部分で一括、自然の家をつくるんだから鶏舎を建ててはならんという部分もありましたし、その後また、麓地区の上流のちょっと上のほうで、この部分で廃鶏を使った養鶏という部分が出てきました。このときも住民の皆さん、大反対しまして、できませんでした。また、この質問をする前にちょっと先輩の田平議員のところに御相談したりとか、地域の方々の声を聞くうちに、田平地区でもこういう計画が持ち上がっているんだという事実もちょっと

小耳にしました。そうしますと、この部分の地域につきましても、昭和60年ぐらいでしたかね、60年ぐらいに建設計画が持ち上がりまして、この部分も経済連の部分でしたけれども、とめられておりました。

そういうことですので、情報がありましたら地元にもお知らせいただきたいと思います。

真摯なお答えをいただきましてありがとうございます。

これで、質問を終わらせていただきます。

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。

次は、1時10分から再開します。

午前11時45分休憩

午後1時10分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番田平輝也議員の質疑及び質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 皆さん、御苦勞さまでございます。

毎日桜島の噴火が続いており、いろいろところで降灰の被害などが発生しております。一日でも早く静まることを願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問させていただきます。また、同僚議員と重複する質問もあるかと思いますが、御了承ください。

本市の財政状況は、平成19年度に制定された地方財政健全化法に基づく健全化判断基準であります実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率など、それぞれ努力されて年々改善されてまいりました。ところが、財政健全化判断比率とは別の意味でよく使われております財政指数に、經常収支比率があります。これは、市税、地方交付税などの經常的な収入のうちから、人件費、公債費、扶助費などの經常的な支出にど

れだけ充てられたかを見るもので、この割合で財政構造の硬直性、弾力性がわかるとお聞きしております。

平成20年度の経常収支比率が公表され、新聞報道もありましたが、本市の指数が98.8%で、県内市町村の中でワースト5団体の中に入っております。新聞で見た市民の方などから、どうして垂水市はこんなに悪いのかと聞かれます。

まず、経常収支比率の高い原因をお尋ねいたします。

また、平成17年度から始まった5カ年の財政改革プログラムでは、本年度、いよいよ最終年度になるようです。詳しい報告は決算を待たなければなりません、これまでの達成見込みと、新たに策定されようとしているプログラムでの取り組みの目標の中で、借金に当たる地方債残高と貯金に当たる財政調整基金の積立額について、以前もお聞きしたかと思いますが、再度お尋ねいたします。

あわせて、人件費削減効果の大きい定員適正化計画の職員数の推移、見通しをお伺いいたします。

次に、本市の医療についてですが、私どもにとっては、病院などは一生のうちにだれもが何回もお世話になる大変大切な施設であります。垂水市民として、中央病院を初め、ほかの病院などや介護施設などの存在を大変ありがたく思っております。

そのような中、近年、全国的に医師や看護・介護職員などの不足がいろいろと話題になっておりますが、垂水中央病院やコスモス苑においての現状と今後の見通しはどうか、伺います。

また、現在の中央病院での診療科目の内容と、今後、この標榜科目は変更や増減する可能性はあるのでしょうか。

現在、中央病院は、特定の科目を除けば午後

の外来診療は行っていないようですが、市民から、午後の診療もあればとよく聞きます。この体制について今後も変動することはないのでしょうか。中央病院などに対して、市民の要望などはどのような要望が多いのか。これらのことについて、市民、行政、中央病院と連携体制は十分にとられておられるのか、お伺いいたします。

次に、空き家対策についてですが、市長は今回、施政方針の中で、人口減対策を述べられ、「空き家バンク制度や定住促進住宅を活用して定住促進を図ってまいります」と言われております。平成18年1月に全国の主要都市で「垂水に住みませんか」などのテレビ放送がされ、大変大きな反響だったとのことでありました。そして、私どもの校区にも空き家バンク制度により移住されておられる方々がおられます。

空き家バンク制度で18年度より、どれぐらいの方々が垂水市に移住されておられるのか、それらの推移をお伺いいたします。

そして、水之上などの定住促進住宅の現状、入居率をお伺いいたします。

また、市内に住むことのできる空き家、全く住むことのできない空き家などの調査などされたことがあるのか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○財政課長（三浦敬志） 田平議員の御質問にお答えいたします。

まず、経常収支比率の高い原因を平成19年度と比較分析いたしますと、平成19年度の経常収支比率は95.4、平成20年度は98.8という数値でありました。平成20年度はなぜこのような数値となったか、平成19年度と比較した場合、原因としては人件費であり、その中の退職手当が主な原因になると判断されます。

平成19年度の退職手当の総額は6,595万1,000円であり、平成20年度は3億869万6,000円あります。ただ、平成20年度の数値がすべて経常

経費でとらえられたわけではありませんが、仮に、平成20年度の退職手当の総額が平成19年度と同額の6,595万1,000円であったとした場合の平成20年度の経常収支比率を求めますと、94.2となります。このような結果から、平成20年度分の経常収支比率が高くなった原因は、退職手当が主な原因と判断されます。

次に、第1次の財政改革プログラムの達成見込みにつきましては、先日の全員協議会において、指標、財政改善効果額等の達成状況については御説明いたしました。改めて地方債残高と財政調整基金残高について、第1次財政改革プログラム初年度の平成17年度と今年度、平成21年度決算見込みと比較した数字で御報告いたします。

まず、地方債残高であります。平成17年度当初は126億1,000万円、平成21年度決算では106億9,400万円を見込んでおります。差し引きしますと19億1,600万円、地方債残高を減らす見込みであります。

財政調整基金残高であります。平成17年度末は2億3,100万円、平成21年度決算の現時点での見込みでありますけれども、4億9,300万円を見込んでおります。差し引きしますと2億6,200万円、財政調整基金をふやす見込みであります。

続きまして、平成22年度からの新たな第2次財政改革プログラムでの地方債残高と財政調整基金残高の、平成26年度、5年後の目標値であります。地方債残高は、21年度決算見込みでは約107億円でありました。これを5年間で17億円減らし、平成6～7年ごろのレベルである残高90億円まで持っていきたいと考えております。

財政調整基金残高であります。一般的に財政調整基金の適正規模は標準財政規模の10%から15%程度と言われております。本市の標準財政規模は、約53億円です。そこで、財政調整基金残高の目標額は、災害の多い本市であることを加味し、標準財政規模の約13%の7億

円といたしました。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘） 私のほうから、人件費削減効果の大きい定員適正化計画の職員数の推移、見通しについての御質問にお答えいたします。

職員数についてであります。新定員適正化計画によりまして、平成27年4月1日には、教育長を除きますと、234人まで職員を削減することとしております。

これまで、早期退職勧奨制度の推進とあわせて、新規採用者の抑制を行い、また技能労務職の採用を控えてきているところでございます。その結果、平成22年4月1日の職員数は251人となり、計画での職員数259人と比較いたしますと、8人の前倒しでの削減となっております。また、平成17年4月の当初計画の職員数と比較をしますと、33人の職員削減をしてきているところでございます。

今後の見通しにつきましては、職員削減の推進が市民サービスの低下とならないよう配慮するとともに、各種計画との整合性を図りながら、削減を実施していく予定でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 田平議員の御質問にお答えいたします。

最初に、垂水中央病院やコスモス苑においての現状と今後の見通しについてでございます。垂水中央病院における医師数は、平成22年1月1日現在、常勤医師12名、耳鼻咽喉科や神経内科等の診療科等におきましては、非常勤医師に診察をお願いしているところでございます。

その常勤医師につきましては、鹿児島大学から派遣してもらっているところでございます。大学においても研修医の確保が難しくなっており、今後、大学からの派遣が困難となり、現在の体制を保持できなくなる可能性がございます。

このため、鹿児島大学との連携を一層密にし、継続した派遣を強く要請するとともに、研修医

の受け入れ促進や、医学部学生の奨学金制度の創設など、医師の確保に努力し、また、看護師等についても、看護師養成学校訪問や奨学金の支給、准看護師への看護師資格取得支援を行っているとお聞きしております。

コスモス苑につきましても、同様に看護師等の確保に努力しているところでございます。

次に、中央病院の診療科目の内容と、今後、この標榜科目の変更や増減の可能性はないかということですが、垂水中央病院においては、現在、内科、循環器内科、消化器内科等13科目を標榜しているところでございますが、これらの標榜科目は、疾病構造の変化や、医師の確保状況や市内の病院・医院の開設状況及び2次医療圏における連携強化等により、変更や増減は当然あり得るものと考えております。

次に、午後診療について、今後、変動することはないかということですが、垂水中央病院においては、1番目に、市内の医療機関で治療が困難な患者を重点的に治療すること、2番目に、入院患者の治療に尽力すること、3番目に、数少ない医師の負担を軽減することなどから、特定の診療科目を除いて午後診療を行っていないというところでございます。現時点では、医師の絶対数が足りないことから、当面このような状況は続くというふうに考えております。

最後に、市民の要望はどのような要望が多いのかということですが、市民の要望と言われますと、やはり議員が先ほど言われたように、午後診療を挙げられるのではないかと思います。

平成17年5月から、救急を要する患者や特定の診療科目を除いて午後診療をやめております。当初は混乱もあったと思われまます。先ほども申し上げましたが、中央病院の医師不足等の現状について、市報や病院の広報紙等を通じ、市民の皆様にお知らせし、住民の皆様にご理解をい

ただいているところでございます。

連携につきましては、管理委員会等を含めまして、十分協議を今やっているところでございます。

以上でございます。

○企画課長（太崎 勤） 3番目の空き家バンク制度による人口の推移についての御質問にお答えいたします。

平成17年12月に定められた空き家バンク制度に基づく利用実績の推移でございますが、平成18年度は14世帯の45人、平成19年度は15世帯の25人ふえて、29世帯の70人、平成20年度は10世帯の23人ふえて、39世帯の93人、平成21年度は2月末現在で、3世帯の9人ふえて、42世帯の102人となっております。

現在の42世帯、102人の内訳は、売り家15世帯の34人、貸し家27世帯、68人でございます。

なお、ただいま申し上げました数字は、定住促進住宅の利用者は除いた数字でございます。

また、空き家調査についての御質問でございますが、平成19年12月議会の一般質問にお答えしてあります平成10年度調査は、約300軒の空き家の報告実績、その後、平成17年度に、貸していただける空き家調査時はわずか2軒しかなかったとの回答がなされておりますが、その後、平成20年度、定住希望者のニーズに的確に対応するために、財団法人地域活性化センターの移住・交流受入システム支援事業として採択された100%事業におきまして、市全体の空き家の実態把握ができていないために定住希望者への情報提供が十分できず、まだ登録されていない利用できる空き家、バンク制度に登録できる空き家の候補を、振興会長等からの情報収集や不動産業者による現地確認した空き家調査を実施した結果、149軒ございました。

なお、現状では、住むことができない空き家、いわゆる廃屋についての実態調査は実施いたしておりません。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉） 定住促進に関しまして、定住促進住宅の入居率と移住された方の推移等もお尋ねでございますので、それもあわせて、その内訳等を、管理しております土木課でお答えいたします。

定住促進住宅につきましては、平成19年7月より市で運営しております錦江町住宅と水之上住宅のデータでお答えをいたします。

まず、19年7月の運営開始時の入居率でございますけれども、錦江町が総戸数79戸のうち入居者45戸で、入居率57%、水之上が80戸のうち12戸で、15%でございましたけれども、本年2月末時点では、錦江町が71戸の入居で90%、水之上が58戸で73%の状況でございます。

また、移住された方につきましては、市外からの転入者ということでお答えしますが、本年2月末時点の数値でございますが、錦江町が先ほど申しましたとおり71戸ございまして、この入居者のうち31戸でございまして、入居者の内訳率ということで言いますと44%、同じく水之上が58戸のうち15戸で、26%という転入者の現状でございます。

○田平輝也議員 それでは、2回目の質問に移ります。

昨年12月29日に経常収支比率と同じように公表され、新聞報道もありましたラスパイレス指数に市民の方々などからいろいろと疑問と批判があります。

ラスパイレス指数は、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与との比較ですが、職員の年齢層や構造などさまざまな要因があると思います。平成19年度の100ポイント以上は鹿児島市と垂水市だけで、本市は100.1ポイントで県内2番目の高さでありました。それを受けまして平成20年度は、全職員の給与カットなどの改善策をされて、96.8ポイントまで下がっております。

そして、平成21年度も公表されまして、報道されましたが、100ポイント以上は県内では鹿児島市と垂水市だけで、鹿児島市が101.4ポイント、垂水市が昨年度より4.3ポイントふえまして、101.1ポイントでありまして、市民より、次は県内一になるのではないかと批判もありました。21年度はこれらの対策、検討はされていなかったのでしょうか、伺います。

今回、給与に関する条例の一部を改正する条例案が提出されましたが、今まで行財政改革を推進している中で、この数値をどのように考えておられたのか。また、職員組合との交渉経過などをお伺いいたします。

次に、医療についてですが、今、全国的な少子・高齢化は垂水市も同様でありますし、また、本市はそれ以上に進んでいるのではないかと考えております。市民の高齢化が加速していく中、医療、介護に対する不安は年々増大していると思っております。

私ども市民にとって垂水中央病院やコスモス苑など、大切な施設で心強く思っております。現在、指定管理制度の下で、垂水市と肝属郡医師会との間で、中央病院及びコスモス苑の管理について協定を締結され、その運営を実施されておられますが、それらの施設の経営状況はどのような状況なのか、そして今、法などの改正で今後の見通しはどうか、お聞きいたします。

次に、空き家対策についてですが、空き家バンク制度は本当に素晴らしい制度であると思っております。これらの制度について、現在の状況はどうか。また、どのような内容の希望者の方々などがおられるのか。また、定住促進住宅も入居者がふえているようですが、計画どおりの入居率なのか、伺います。

そしてまた、本市も住むことのできない空き家が年々ふえております。曾於市のことが先月新聞で報道されました。曾於市の調査では、空

き家が大体1,200軒ありまして、そのうち、住めることのできない空き家、住める家、そして改修を必要とする家が何軒などと調査されておられます。そして、廃屋などの解体に対しまして、最高30万円の補助金制度をされておられ、いろいろと効果があるようでございます。

本市も、今後、振興会長さんなどの御協力をお願いして、空き家調査など検討すべきではないかと考えますが、どうでしょうか、伺います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○総務課長（今井文弘） 田平議員の2回目の御質問にお答えいたします。

職員の給料削減につきましては、本市の財政状況やラスパイレス指数、経常収支比率、いろいろな要因を総合的に判断し、また職員の理解を得て実施するものでございます。

まず、ラスの対策、検討についてであります。平成20年度は、議員も言われましたとおり、職員給料の一律3%の削減を1年間実施してきたところであります。平成21年度につきましては、本市の財政状況がある程度改善されたと見込めたことや、当初予算が組めたことなどによりまして、職員の給料削減をしなかったところでございます。

次に、ラスの数値をどう考えていたのかということでございますが、平成21年度のラスの数値が100を超えたのは、本市が給与制度を独自に改正して、上がっているわけではございません。要因としましてはいろいろございますが、特に大きな要因としまして、国の昇給抑制によるところがございます。

このラスの数値は、市民にとっては、国家公務員より本市職員の給料が高いという認識を与えることになろうかと思いますが、そこには、国家公務員がラスで比較する基本給以外に、地域手当等として地方の自治体にはない手当を支給している部分もございます。市民の方々にこのような給与制度の違いを説明しても、なかなか

か理解していただくことは困難であります。

市民との協働により行財政改革を推進している中、市民の行政に対する理解と協力は不可欠でございます。また、ラスの影響が、国庫補助事業や特別交付税にも影響する可能性があります。このような理由から、ラス指数は単純に国家公務員と比較できるものではございませんが、公表された結果は、市民感情や市民の事業等に大きな影響を与える可能性があるものと認識をしているところでございます。

次に、職員組合との交渉経過はということでございますが、今年1月12日の最初の交渉の申し入れから、4回の団体交渉と3回の事務レベル協議を経まして、今回の職員の給料削減について妥結をしたところでございます。

協議内容としましては、職員の給料削減、人事院勧告等の取り扱い、具体的には、持ち家に係る住居手当の廃止、超過勤務の取り扱い、勤務時間、休暇・休息の取り扱い、臨時職員の身分の見直しなど、多岐にわたる協議をしてきたところでございます。

最終的には、協議事項が多かったということから、職員の給料減額を主に協議をしまして、妥結をしたところでございます。ほかの案件につきましては、継続協議としたところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 田平議員の2回目の中央病院、コスモス苑の経営状況及び法改正による今後の見通しについてでございますが、まず、中央病院から申し上げます。

平成20年度決算につきましては、常勤医師の退職による病床稼働率の低下や非常勤医師の増員、平成21年度の7対1看護体制に向けた看護師の増員により、人件費がふえ、5,600万円余りの赤字が出ました。今後、単年度的には損失を計上することはあっても、中・長期的には安定した経営がなされるものと考えております。

法改正による見通しにつきましては、平成22年度、診療報酬改定があるようでございます。その改定情報によりますと、病院での再診療点数のアップなどがあり、病院には有利と思われませんが、それなりの条件を満たさなければならぬ課題もあるようでございます。

ちなみに、21年度決算では、推計でございますが、5,000～6,000万円の黒字というふう聞いております。

次に、コスモス苑の経営状況について申し上げます。

コスモス苑については、開設以来、毎年黒字を計上しており、肝属郡医師会との契約の中で、コスモス苑の会計をゼロ精算し、市に返すこととなっているのですが、市においての基金積立金も、平成22年度末で1億7,957万円を予定しております。厳しい経営環境の中で、コスモス苑の指定管理者である肝属郡医師会には大変頑張らせていただいていると思っております。

また、法改正による今後の見通しについてですが、法改正は基本的に3年間に1度行われ、不透明な部分が多いことはありますが、平成21年度の改正においては、介護報酬単価等が上がり、経営の改善につながることを考えております。

以上でございます。

○企画課長（太崎 勤） 空き家対策について、2回目の御質問にお答えいたします。

現在、毎月5件程度は電話での問い合わせや、来庁されて、担当職員が現地を案内することなどございます。市内の不動産業者からの提供が主であります。本市のホームページによる問い合わせもございます。当然に、安い価格、家賃での一軒家の物件が人気があるようございます。

次に、廃屋の解体に対する補助金制度についての御質問ですが、大隅地域では曾於市が昨年

7月に危険廃屋解体撤去補助金制度を創設されておりますが、この制度は、廃屋解体工事費の30%、最高30万円の補助で、予算額が1,500万円の予算到達時点で終了となるようございます。

今後、本市におきましては、先進地曾於市の検証結果を踏まえて調査・研究しながら、また、財政上の問題等も勘案しながら、制度実施するかどうか検討してまいります。

○土木課長（深港 渉） 定住促進住宅の計画入居率に係る推移につきまして、お答えいたします。

御案内のとおり、錦江町及び水之上定住促進住宅につきましては、雇用促進住宅として運営されておりました独立行政法人雇用能力開発機構より垂水市が購入し、平成19年7月より本市で運営しているところでございます。

この購入に係る際に、議会の全員協議会にもお諮りしておりますが、購入後の収支計画案の中に、購入後の入居率を提示してございまして、それによりますと、21年度で錦江町が75%、水之上が36%の入居率を計画しております。

先ほども答弁したところでございますけれども、現時点で錦江町が90%、水之上が73%ということで、それぞれ計画以上の成果を上げており、特に水之上におきましては、子育て支援策としての家賃軽減を図っていることから、入居率の飛躍的な向上があらわれていると考えているところでございます。

○田平輝也議員 それでは、3回目の質問に移ります。

鹿児島県におきましては、過去数年間にわたり給与カットをされて、今回もラスパイレス指数が94.7ポイントまで下げておられます。市民には、ほかの市は合併して、合併した町村の分などが合算されてポイントが下がっているなどと私なりに説明をしますが、市民はなかなか納得をしないようございます。

今後毎年、さきの経常収支比率やラスパイ

レス指数の公表、報道が行われると思います。毎年公表されるこれらの数値や指数を、市民が納得できるような数値にするための方策、改善策をどのように考えておられるのか、また、1年ごとの改善策なのか、市長にお尋ねいたします。

次に、中央病院、コスモス苑についてですが、先ほど経営状況などお聞きしました。

全国の自治体が運営する病院は本当に厳しいと、よく聞いております。垂水中央病院、コスモス苑と努力され、それぞれ頑張っておられるようでございます。

そこで伺いますが、年間委託料、補助金、交付金などでしょうか、それぞれの施設に対して支給額はいかほどなのでしょうか、お伺いいたします。

また、その中で、コスモス苑はどうか。経営が厳しくなった場合、一般会計からの負担なのか、お聞きいたします。

次に、空き家、廃屋対策についてですが、垂水市の人口減対策として、空き家バンク制度や定住促進住宅の活用など、すばらしい制度であります。今後はどのような方法でされるのか。

また、垂水市は、県内でも景観のすばらしいところであると思っております。しかし、国道を通りますと、住めない廃屋の倒壊した家など、目に映ります。曾於市のような、市が補助を少しでもすれば、今まで解体を迷っておられる方々も決断される方々があり、そして、防犯、防災、景観などの改善も図られ、また、建設関係の会社におきましては仕事やいろいろの面でメリットもあると考えますが、どうでしょうか、伺います。

19年度に廃屋対策で質問いたしましたときは、まだ県内の市町村の中ではそういう対応はされていなかったようですが、曾於市の補助金制度について、今後はほかの市町村もいろいろ検討されるのではないかと考えます。本市も今後、

補助金制度などの検討をすべきではないかと思っております。

また、住めない空き家の所有者に対して、解体しないほうが税法上の優遇措置があるとよく聞きますが、どのような措置なのか。また、それは全国一律なのか、お伺いをいたします。

以上で、3回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一）本市の財政状況及び給与体系についての3回目の質問の中で、ラスの件を今後どうするのかという御意見だと思っておりますが、ラスがああいう新聞で報道されて、市民の皆さんには理解しがたいというような御意見があるのは私も承知をしております。

市民と協働のまちづくりを目指しております本市でございますので、やはり、結果として市民の納得がいく、理解が得られるような給与体系というのはどうしても必要であろうと、そういうふうに思っております。

また、一方で、職員のほうもどんどん削ってきております。減らして、削減してきております。仕事の量は、分権その他でかなりふえてきておるんですね。ですから、今後は、一方では職員の能力をフルに発揮していただくということも大事でございます。本当に、カットだけあっていいのかという意見もあるのはもう事実でございます。ですから、その辺の調和をどうとっていくかということは非常に大事だと、そういうふうに思っておるわけでございます。

ただ、やはり最初申しましたように、市民に理解得られる給与の体系、いつも鹿児島県で1番だよ、2番だよというようなものが理解されるかということ、決してそうじゃないと思っておりますので、その辺は、やはり本市の財政状況、そのときの財政状況をいろいろ勘案しながら対応をしていきたい。また、組合側との交渉が、給与カットにつきましてはありますので、組合並びに職員に十分理解をいただきながら、そういうことができる方法がベターだと、そういうふう

に思っております。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） それでは、田平議員の3回目の御質問にお答えします。

中央病院及びコスモス苑の年間委託料の支給金額についてでございますが、中央病院につきましては、平成21年度予算では、指定管理料7億6,996万4,000円、交付金としまして11億3,179万7,000円でございます。予算につきましては企業会計から支払っており、一般会計から企業会計へ、普通地方交付税の基準財政需要額と特別地方交付税相当額を繰り入れているところでございます。

コスモス苑につきましては、平成21年度予算では、指定管理料1億5,691万6,000円、交付金としまして3億186万3,000円でございます。予算につきましては特別会計で支払っており、一般会計から特別会計への繰り入れ等はないところでございます。

次に、コスモス苑の経営が厳しくなった場合ということでございますが、肝属郡医師会とコスモス苑に関する基本協定書第22条の中で、運転資金の過不足等について規定されていることから、老人保健施設特別会計において、「運転資金不足が生じた場合、一般会計から無利子で借り入れをすることができる」となっております。

以上でございます。

○企画課長（太崎 勤） 今後の空き家バンク制度や定住促進住宅の活用についての御質問でございますが、空き家バンクや定住促進住宅の利用者は、Iターン・Uターン者だけではなく市内の住民も多く、市民の方の住みかえの掘り起こしにもなり、市外への人口流出を食い止めることにもつながっております。また、定住促進住宅は、台風や水害等の多い本市では、被災者の入居施設への活用や、子育て世帯への家賃減免による利用などございます。

このような空き家バンク制度や定住促進住宅

利用が市内外で活用されるよう、ホームページ等、あらゆる広報媒体を駆使し、全国に広く情報発信して、活用してまいります。

次の廃屋解体のメリットは、議員の言われますとおり、市民の安心・安全など、住環境及び良好な景観を促進し、市内の雇用創出など、産業の活性化を図るメリットが十分にあるものと考えます。

また、家屋解体に伴う市税の措置についてでございますが、住宅が建っている場合、その住宅の部分につきましては特例措置がございまして、これは、一定の要件を満たす場合、固定資産税の基礎となる課税標準額を評価額の6分の1に減額するものでございます。したがって、住宅が解体されますとこの特例措置が適用されなくなりますので、宅地の固定資産税が従来より高くなることとなります。

なお、この特例措置につきましては、地方税法に規定され、この法律に基づき、本市を含め、各自治体も実施しているところでございます。

以上でございます。

○田平輝也議員 それでは、最後になりましたので、要望を主に、一部質問をして終わりたいと思います。

ラスパイレス指数、給与のことについて、こういうのを言うのは私の本意ではありません。今、行財政改革を進めているわけでございます。新聞などでそのような中で報道されれば、市民の皆さん方に誤解を持たれます。今後、市民の方々が理解する方法を検討されるよう要望いたします。

中央病院、コスモス苑についてですが、先ほども申しましたとおり、いろいろな報道などで、全国的に自治体などが運営する病院などは経営が厳しいとよく言われております。中央病院やコスモス苑などの運営につきましては、今後、市も協力して、今後も安定した運営をされることを要望いたします。

空き家対策についてですが、私ども新城校区より鹿屋方面に仕事に行かれている方々が数名おられます。先週も新城に貸家はないかと相談がありましたが、水之上の定住促進住宅がありますよと紹介したんですが、仕事が鹿屋のほうだということで新城に住みたいということでございます。

新城につきましては、今まで市営住宅も数戸ありますが、もう少しあればなというふうにも思っております。今後、それらを考慮して検討していただければ、まだ鹿屋の方々も来られるんじゃないかというふうに思っております。

それから、ちょっとお聞きしますが、つい2～3日前、空き家の視察などが何かあったとお聞きします。市が主催されたツアーなのか、それであればその内容などどうだったのか、わかっておられれば、それらの参加者の反応などどうだったのか、簡単でよろしいですでお聞かせ願えればと思います。

○企画課長（太崎 勤） 4回目の御質問にお答えします。

今、議員のおっしゃるツアーというか、これは内閣府の地方元気再生事業に基づいた事業をやっております、市外からの定住者、Iターン・Uターン者を少しでもふやそうという事業でございます。

定住体験モデルツアーということで、鹿児島市内から1組、8名の方が来ていらっしゃいます。それと、2月に関西方面から15名と、つい先ほど3月の5日から7日にかけて3日間、関西方面の方を、18名の方をこの定住体験モデルツアーということで御参加をいただいたところでございます。縮めて41名の方が垂水のほうで、こういう定住をされそうな、可能性のある方を抽出いたしましてやっております。

今年度でその事業は終わりましたけれども、参加者全員からアンケートをとりまして、いただいたところでございますが、すべての方がと

ても満足したということでございます。その理由を聞きましてところが、垂水の歴史が一応学べたとか、あるいは心の温かさを感じたとか、あるいは料理講習やら、えさやり体験ができて非常に良かったとか、大変好評でございました。

以上でございます。

○議長（川尻達志） 次に、3番尾脇雅弥議員の質疑及び質問を許可します。

[尾脇雅弥議員登壇]

○尾脇雅弥議員 議長に発言の許可をいただきましたので、通告のとおり、平成22年度垂水市施政方針及び予算説明に関連をして、大きく3つのことにつきまして質問をいたします。

まず初めに、子育て支援、特に拠点の充実について質問をいたします。

昨年の10月、水迫市長の御英断、議員の皆様方の御理解、そして関係者の皆様方の大変な御尽力によりまして、キララメッセの1階に、子育て支援の拠点となります「垂水市子育て相談センター」がオープンをいたしました。お母様方の要望を受けてスタートしたわけですが、約半年が経過しようとしております中で、1点目、現在までの利用者数の推移を初めとした利用状況。2点目、運営状況。また3点目、お母様方の反響等について、保健福祉課長に答えを求めます。

次に、高齢者を中心とした医療・介護・福祉の問題につきまして質問をいたします。

持続可能な垂水づくりの3つの視点の中で、第2の視点であります協働について、特に、障害や疾病があっても自分の家や地域に住み続けられるまちづくりについて、質問いたします。

1点目、垂水市の一般会計と特別会計のうちで、医療・介護・福祉などに関連する主な事業と平成20年度決算ベースでの各金額、2点目、トータルの総額、3点目、同項目の近年の総額の推移はどのような傾向にあるのか、保健福祉課長に答えを求めます。

最後に、長期的ビジョンでの垂水づくりについて質問をいたします。

桜島架橋実現への方針が今回も明記されております。経済同友クラブの皆様方の活動などが大きな原動力となりまして、県が平成21年度スタートした錦江湾横断交通ネットワーク可能性調査の結果が発表されました。先日、森正勝特別委員長からも詳細な資料をいただきましたけれども、市民の皆様にお知らせする意味を含めて、1年目の調査結果と予算を含めた2年目の取り組みの中身につきまして、企画課長に答えを求めて、1回目を終わります。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 尾脇議員の子育て相談支援センターについて、お答えいたします。

最初に、利用状況でございますが、利用状況につきましては、おかげさまをもちまして、10月オープン以来、利用者数も順調にふえてまいりまして、2月時の登録者数56組70人と、利用者累計は1,401名、子供724名、親が677名となっております。一日の平均の利用者は10月が12.5人、2月は17.3人となっております。

次に、運営状況でございますが、運営時間等につきましては、月曜から金曜日までの平日午前10時から午後1時までの3時間としまして、夏休み等の長期休暇期間は休館としております。これに1人の指導員が対応している状況でございます。また、月1回ずつではございますが、市の保健師、管理栄養士による育児相談や健康相談、栄養指導もあわせて行っておるところでございます。

次に、利用者の反響でございますが、多くの方々から、相談支援センターができたこと、楽しく過ごせる場所ができたこと、子育ての相談ができるようになったことなど感謝の声が多数寄せられております。一方では、専用施設ではないことから、使い勝手等に対する御指摘もい

ただいているところでございます。

続きまして、尾脇議員の高齢者を中心とした医療・介護・福祉についての高齢化社会に関する現状と、今後目指すべき方向性・課題についてということでございます。お答えいたします。

最初に、医療・介護・福祉に関する主な事業と平成21年度決算ベースでの各会計の金額とトータルの金額について、お答えいたします。

医療・介護・福祉に関する主な事業としては、介護給付費適正化事業、介護予防事業、地域包括支援センター運営事業等が主なものでございます。20年度決算によりますと、総予算145億円に対しまして、医療・介護・福祉に費やした費用は、一般会計の民生費と衛生費で23億円、また国民健康保険で28億4,000万円、老人保健医療3億5,000万円、老人保健施設5億9,000万円、介護保険17億4,000万円、後期高齢者医療2億3,000万円でございます。一般会計と特別会計を合計しますと、81億円でございます。割合で56%となるようでございます。

続きまして、医療・介護・福祉の5年後、10年後の予測についてということでございますが、一般・退職・国保老人のここ8年間の総医療費の推移としまして、平成14年は45億6,000万円、平成16年は49億3,000万円、平成18年は52億円と右肩上がり推移しているようでございます。これらの増加につきましては、今後5年後、10年後も確実に増加するということが予想されております。

以上でございます。

○企画課長（太崎 勤） 3番目の錦江湾横断交通ネットワーク可能性調査の結果についての御質問にお答えいたします。

平成21年度、鹿児島県は、錦江湾を横断する交通ネットワークについて検討を行うための基礎的調査として、既存資料や文献調査をもとに地形、地質等を把握し、錦江湾を横断する道路として想定されるルート選定、概算工事費の算

出、今後の検討課題の抽出、整理等行うことを目的に行った調査結果を、ことし2月5日に公表しております。

調査概要は、自然・社会条件の整理、錦江湾横断交通ネットワークに期待される役割と懸念される課題、道路構造及び形式、錦江湾全体を対象としたルート選定、及び今後の検討に当たっての主な課題となっております。

まず、現状における地形等は、海上距離が最も短いのは鹿児島―桜島間で2キロメートル程度、水深が最も浅いのも鹿児島―桜島間で、水深40メートル程度となっております。

ほかに、錦江湾及び周辺地域の環境、桜島火山活動等や薩摩半島地域と大隅半島地域の交通の動向についての現状調査が報告されております。

次に、期待される役割として、薩摩・大隅半島の一体化による県全体の発展、大隅地域の産業発展への貢献と通勤・通学の利便性、救急医療などの安全性の向上など、また、懸念される課題としては、大隅地域の消費者流出による地域商業への影響、鹿児島市街地への自動車流入増に伴う交通渋滞や環境負荷、及び大型構造物の将来にわたる維持管理コスト負担が報告されております。

次に、錦江湾横断交通ネットワークの検討について、車線数を2車線及び4車線の両方を想定するなどの道路構造規格や、橋梁及びトンネルの形式の検討、また、錦江湾全体を対象としたルート選定として、地形、地質及び交通動向等を考慮して、3案のルートを抽出しております。

第1案ルートは鹿児島―桜島間、第2案ルートは鹿児島―垂水間、第3ルートは指宿―根占間で比較されておりますが、本調査においては、第1案の鹿児島―桜島間が、海底の水深が最も浅く距離も短い、また交通需要も見込まれることから、適当と考えられるが、桜島の火山活動

による影響を受ける可能性もあることも報告されており、今後のさらなる調査の結果も踏まえる必要があるとされております。

この第1案は、橋梁で延長3,300メートル程度、概算工事費、2車線整備の場合1,300億円程度、トンネルでは6,400メートル程度、概算工事費、2車線整備の場合1,200億円程度で、地質の状況等によって概算工事費が大きく変動する可能性があると言われております。

今後の検討に当たっての主な課題であります。が、錦江湾の海底地質の詳細な調査、自然環境、景観への影響、火山活動への対応、道路の規格・構造の検討、橋梁についての航路への影響、地域経済への効果が期待される一方で地域商業への影響など懸念されることからの経済調査、及び将来の交通需要の把握の必要などを課題として報告されております。

次に、2年目の取り組みを含めた今後の見通しですが、県は、3月の定例県議会の平成22年度予算案に、錦江湾横断交通ネットワーク可能性調査事業として、どういう条件のもとにプロジェクトが成立するかの検討をするため、経済調査や自然条件調査などを行うことの2,149万1,000円を計上いたしております。

以上でございます。

○尾脇雅弥議員 それでは、一問一答方式によりまして、まず、子育て支援の2回目から質問させていただきたいと思っております。

私のところにもよくお母様方からメールや手紙をいただくことがあります。総じて好評で、予想以上の反響に喜んでいる一人でありますけれども、利用者の推移も今お示しいただいたような形で、スタート時、一日10名前後だったのが、15名、20名と月を追うごとにふえているという現状でございます。このまま40名、50名というふうにはいかないにしても、現状でもかなりちょっと手狭な感じがございます。これまでは冬場で寒くて灰も降っていましたので、室内

で過ごすということがほとんどだったんですけれども、今後は暖かくなるにつれて、外で遊ぶという機会もふえるんじゃないかなと思うんです。半年を経過して、そういった現状を踏まえて、ハード・ソフト両面におけるさらなる整備が必要ではないかと考えますけれども、どのような希望があって、そのことに対してどういうふうに対応されるか、お尋ねをいたします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） ただいまの尾脇議員の質問にお答えいたします。

オープン後4カ月を経過しました2月に、子育て相談支援センターを利用される保護者の方を対象に満足度調査を実施いたしました。何が満足か、何が不足しているかを検証いたしました。結果、多くの設問で「満足している」との評価をいただいておりますが、開設当初は「できただけでよかった」との声が大多数でございましたが、今回の調査では、施設の面積拡充や設備の充実、利用時間の変更、指導員の増員等に対しまして、多くの方が要望をお持ちであるというふうに出ているようでございます。

以上でございます。

○尾脇雅弥議員 私のところにも違ったアンケートがあるんですけれども、簡単に、①職員についてどうかと、②施設についてどうかと、③利用時間についてということでアンケートをとっていただいたわけですが、スタッフの方に関しては、いつも明るく声をかけていただいて、いろいろ相談に乗っていただいて非常に満足をしていますと。ただ、さっき申し上げたような形で、人数がふえてきますと対応が十分できませんので、サポートするそういった人員を確保していただけないかという要望もあるようでございます。

また、施設整備につきましては、場所の確保もそうなんですけれども、階段の上り下りとか、また外で活動するために砂場みたいなものとか、そういったその辺の対策の要望が出ているよう

でございます。

それから、利用時間につきまして、今、10時から1時ということで3時間、月曜日から金曜日までの実施ということなんですけれども、もちろん、なかったところにこうやってスタートしていただいたことの喜びはあるんですが、できれば、希望として、お昼からどうなんでしょうかということや、土曜日・日曜日、お父さん方も交えてそういった場が欲しいという要望もあるようでございます。

ただ、現在、平日はパソコンの利用ですとかそういった関係もございまして、早急には難しいとしても、今、月曜日がたしかお休みなんですよ。ですので、せめて月曜日だけでも3時から4時ぐらいまでとかいうような形で門戸を広げていただければ、その日にいろんなイベントも集中的にやれるんじゃないかなと思っております。

現在、大体70組を超える方々に御利用いただいておりますけれども、いわゆる垂水市全体の潜在的な数というのは300組を超えていると言われておりますので、まだ利用者というのは4倍の可能性があるとございまして。

そういう状況の中、平成22年度予算説明書の中に、社会福祉協議会への委託ということで51万4,000円が計上してありました。体制が変わることへ少し不安の声もあるように聞いておりますので、課長、その辺のところの運営体制、中身について少し教えていただきたいと思っております。

それと、市長に1つ、提案を兼ねた質問なんですけれども。現在、情報発信基地のキララメッセにこの場所がありますので、そのことを生かす取り組みを検討していただけないかと思っております。具体的には、垂水市、今、ホームページを活用して、そこにブログ、日記みたいなやつなんですけれども、それを掲載して、毎日のセンターの様子を情報発信をすればどうかと思

います。現状は、垂水のホームページで「子育て」というのがあるんですけども、そこへアクセスしましても、ほとんど最初の半年ぐらい前の情報でとまっておりますので、1回見たら次は見ないというのが現状でございます。

職員の方に携帯で1枚写真を撮ってもらって、そのときの様子をちょっと書き込むだけで、10分程度でできる作業ですし、お金も手間もそんなにかかりませんので、そうやって新鮮な情報を、日記みたいなものでどんどんどんどん更新すれば、先ほど申し上げました、なぜそれが必要かという、市内だけでも300組ぐらいの方がまだいらっしゃる、それ以外に隣の鹿屋市ですとか、霧島市とか、桜島を含んだ鹿児島市まで目を向けますと、相当な数がいるわけですね。こういったところに新鮮な情報を発信をすることによって、今はほとんどお母さん方の口コミで広がっているという現状なんですけれども、場合によっては、東京とか大阪の垂水出身者の方も見られて、IターンですとかUターンなんかもつながる可能性はあるんじゃないかなと思います。

今は、子育て環境のよしあしで住むところを決めるという方も非常に多いですので、逆に言いますと、垂水は子育て環境が悪かったのではかへ出ているという方もいらっしゃると思いますので、その辺のところを検討していただいて、お願いしたいなと思います。

それと、市報がありますよね。市報のほうに、ある程度掲載を連続的にしていただくとか、あるいは2階がFMたるみずがありますので、ここの連携をとっていただいて子育てに関しての情報発信をすれば、さらに充実をしていくんじゃないかなと考えますけれども、その辺のところの見解を市長に伺いたいと思います。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）先ほどの質問の件ですが、社会福祉協議会への業務委託についてでございます。

先ほども申し上げましたが、運営を指導員1人で行っておりますことから、開設当初から、利用者数の増加や休みの取得など、代替の確保が必要であることは承知しておりました。事務執行上、対応が困難であることから、ある程度支援センターの運営が軌道に乗った時点で、社協に業務委託を行いたいと考えておりました。

社協へ委託をすることで、指導員の休暇取得や、イベント開催日等、利用者が多い日は代替要員など複数人充てることができるなど柔軟な対応ができ、今以上にきめ細やかなサービスができるものと考えております。また、社協は長年、子育てサークルの育成・支援に努めていらっしゃいますので、情報の発信・提供といった面でも充実するものと期待しております。

今後は、私どもとともに連携を図りながら、子育て相談支援センターの発展に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（水迫順一）尾脇議員にお答えをしたいと思います。

子育て支援センターが順調に発展をしてきておること、大変うれしく思っております。これにはまた尾脇議員も大変御尽力をいただいておりますし、スタッフの大変な努力があつてこそ思っております。また、議会の理解をいただいたということでどんどん発展をしてきておるわけでございます。これは、先ほどから出ておりますように、まだまだ需要があるんだということは理解をしております。まだ3割ぐらいの方しか利用しておられないというふうにも伺っておりますし、そして一方では、やはり核家族化が進んで子育てに悩んでおられるお母さん方が非常に多いんじゃないかと、そういう環境にある中、そしてまた当市は年少人口が18市の中で1番低いんですね。

ですから、このことを考えますと、やはり子育て支援の環境を十分これからも引き続いて支

援、環境を整えていかなければいけない、そういうふうに思っております、いろんな施策を議会の理解をいただいて、今、去年から実施しておるわけでございます。今後も引き続き、子育て支援センターには力を入れていきたい、そのように思っております。

その中で、この支援センターの広報関係、本市のホームページを使った、そこからブログへのアクセスというお話もありました。それと、FMを使った広報のあり方というのもございました。具体的にいろんなお話をされましたが、これはもう結構なことだと思うんですね。これはもうやっていかなければいけないし、残り7割の方に早くやはりこの支援センターを利活用していただいて、子育て環境がさらに全市で、市内全域で充実する、そういうことを早く目指すという意味では非常に大事だと思いますので、今後、具体的にいろんなことに取り組んでいきたい、そのように思います。

それから、4月から社会福祉協議会に籍を移すということの一抹の不安もあると問われました。これは、我々としては、より小回りのきく社会福祉協議会に籍を置いて、小回りがきいた上に、社会福祉協議会が持っているそういう子育ての経験を加えることができるんじゃないかと、今、福祉課長が話をしたとおりでございまして、そういうものを目指すわけでございますから、発展的な籍の移しかえというふうに御理解をいただきたい、そのように思っております。

○尾脇雅弥議員 ありがとうございます。お二人の前向きな御答弁をいただきまして、安心をいたしました。今後もしっかりと連携をとっていただきたいなどお願いをいたします。

4回目、最後です。ここに2月9日南日本新聞に、今、市長も言われましたけれども、2009年10月1日現在の鹿児島県下45市町村の高齢化率と年少人口率の結果が掲載をされております。

いわゆる人口に占める65歳以上の高齢者の割合というのは、垂水は45市町村の中で9番目です。市では、伊佐市、阿久根市に次いで3番目に高い35.2%です。ちなみに、1位は南大隅町で43.3%でした。

一方で、さらに深刻だと考えますのがこの年少人口率ですね。0歳から14歳までの子供の数の割合ですけれども、最も少ない南大隅町の10.1%に次いで、今お話ありました、市では一番少ない10.2%という数字なんですね。高齢化率は9番目に高いのに、年少人口率は2番目に低いというのが垂水の現状でありまして、逆に言いますと、これらを改善する施策を講じることが垂水浮揚につながるということも言えるんじゃないかなと思います。

原因の1つとして、今、取り上げております子育て環境の悪さというのが、これまで1つ挙げられるんじゃないかと思っております。データからも、現状を考えたときに、さらなる支援が必要であると言わざるを得ません。

ただ、冒頭申し上げました水迫市長の御英断や議会の皆様、関係者の皆様の御尽力によりまして、ここ最近、急激に環境は改善されているというふうに思っております。他市町村に先駆けまして、例えば中学生までの医療費の無料化とかですね、やっていただきました。今、いろんなところがどんどん手を挙げてやり始めているという現状でございます。

また、水之上住宅の半額近い家賃の軽減措置を行うことで子連れの入居の方がふえて、前回、池之上議員の要請等もありまして、結果として、22年度から水之上小学校の学童保育の新設につながっているということもあります。今回の拠点づくりを初め、プラスの効果があらわれてきていると言えると思います。

私が考えますに、子育て支援をするということは、子育て世代を支援をするということにつながりますので、今申し上げましたような高齢

化の問題や年少人口率の問題にも改善がされるというふうに思います。

同じようなことですが、最後に、子育て支援全般への今後の取り組みについて、水迫市長に総括的に御答弁をいただいて、この問題は終わりたいと思います。

○市長（水迫順一）先ほど総括的な話もさせていただきました。いずれにしても、本市のやはりおくれておった部分だというふうに反省をしております、先ほど申しましたように、議会の御理解もいただきまして、昨年度あたりからの子育て支援環境づくりには一生懸命取り組んでおるわけでございます。

このほかにも、学童保育の拡充も、まだ水之上だけでございますので、今度計画しているのは。新城とか牛根方面を本当にどうするのかと、全域での対応という問題も残っております。また、いろんな子供たちの対策はまだまだそのほかにもいろいろあろうというふうに思っております、先進的ないろんな事例も参考にしながら、今後さらに取り組んでいきたい、そのように思います。

○尾脇雅弥議員 ありがとうございます。ぜひ牛根、新城あたりも積極的にまた御支援をいただきたいと思います。

次に、高齢者を中心とした医療・介護・福祉につきまして、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど課長のほうから数字をいろいろ述べていただきました。本市の医療・介護・福祉が占める金額は、平成20年度決算ベースで145億円のうちの81億円ということで、56%を占めているということでした。一言で言うと、大変高いということですね。さらに、年々この割合というのが上昇傾向にあるということでございます。

そこで、2回目に質問したいのは、これはもちろん高齢化に伴う原因というのが一番だと思いますけれども、それ以外の原因というのはど

ういった理由が考えられるのかということと、また、このまま5年、10年、15年と推移した場合にどのような状況が考えられるのかということ、もう一度お尋ねをいたします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）ただいまの高齢化に伴う理由以外、どのような原因が考えられるかということでございますが、本市の医療の特徴といたしまして、専門医志向、市外の大病院志向、悪くなってからの受診による入院日数の長期化、夜間・休日受診が多い、精神科受診が多いなどの理由が挙げられます。また、一方、地域コミュニティの衰退も主なものと理解しております。

このような状態で推移した場合、どのようなことが考えられるかということでございますが、国民健康保険や介護保険など、医療・介護・福祉に係る市民の負担が確実に増加するということが予想されると思っております。

以上でございます。

○尾脇雅弥議員 ありがとうございます。このままでは、各方面にわたって大変厳しい影響があるということだろうと思います。

先月でしたか、垂水温泉病院の池田忠先生の講演を私も聞かせていただいたんですけども、15年後の垂水の医療・介護・福祉をテーマに問題提起をしていただきました。私自身、介護の現場で働いていた経験もありますので、現場の大変さ、問題の深刻さはある程度理解しているつもりです。そのような現状の中で、将来の見通しを熟慮されて、今回は「在宅」をキーワードに施政方針の考え方を示されたんだろうと思います。

今、絵を描いた段階で、また関係各方面との調整等もあろうかと思っておりますので、すべてとは申しませんが、新しい取り組みとして施政方針の中に打ち出されておりますので、現段階での考え方なり、また手順なりにつきまして、もう1回、課長に質問いたします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） ただいまの尾脇議員の御質問にお答えいたします。ちょっと抽象的な表現が多いということで、御理解いただきたいというふうに思います。

本市では、高齢化率もさらに上がり、高齢者を取り巻く環境も変化してまいります。独居高齢者や認知症、老老介護、災害や買い物や医療機関への交通機関の問題、ごみの問題、過疎地における高齢者の住まいなど、市全体で取り組む問題が顕在化してくると予測されております。また、そのような中、人口も緩やかに減少していくことが予想され、地域で支える支援者としての家族や担い手も少なくなり、若年者層一人一人への負担が大きくなってくると予想されます。

今後、将来の本市の状況をきちんと見据えた、将来につなぐ計画や短期的な目標、長期的目標の策定が急務と考えているところでございます。施政方針にもありましたように、担当課のみが行うものではなく、市全体で「在宅」をキーワードにした計画を策定しなくてはならないと考えております。

たとえ障害があっても、少しでも家に長くいる施策といたしまして、通院や往診を支援する医療機関、介護施設の充実、高齢者の住まいなどハード面の整備はもとより、市民一人一人が人生の最後まで家で暮らすという意識を持つこと、そのためには、やはり住みなれた家や周りの環境、従来みんなが集い、集まっていた商店や見守りをしてくれた人たちへの活性化、学校や公民館など子供のころからの思いやりの教育、また介護の必要な方々へ福祉サービスの充実など、総合的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

これらのことを確実に行うことが、将来的には、逼迫している国保や介護保険財政の緩和にもつながるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○尾脇雅弥議員 ありがとうございます。もっと具体的に伺いたいところなんですけれども、調整段階と理解をして、課長への質問は終わります。

最後に、市長に伺います。

御縁がありまして、よく葬儀に参列をさせていただく機会があるんですけども、人間はいつか死ぬわけですけども、できるだけ自宅で過ごしたいという思いがこれは当たり前なんだろうと思います。ただ、そういう中でよく耳にしますのは、3年とか5年とか寝たきりでしたとか、病院とかそういった老人ホームなんかで最後を迎えましたという話をよく聞きます。そういう中で、先ほど課長から話がありました在宅の方向性というのは非常に同感ですし、すばらしい考え方だと思います。

財政の面から見ても、現在、国保の医療費だけでも本市の1人1年間の平均は約29.8万円、県平均が23.4万円ということですので、約6.4万円上回っているということです。このため、国の高医療費指定市町村の指定を受けて、改善のために今、取り組んでおられることだと思います。また、高齢者に限っても、鹿児島市に次いで、鹿児島県下2番目に高い、約100万円近い高額医療市町村となっているのが現状でございます。必要な方にはしっかり対処しなければいけませんけれども、必要以上の長期入院の対策をしっかりとっていく必要もあるんじゃないかなというふうに考えます。

先ほどの数字で現状81億円かかっている医療・介護・福祉の分野を、在宅をキーワードとしてハード・ソフト両面の環境整備をして、長期入院などの要因を改善することで、例えば全体の1割程度、約8億円ぐらいの削減ができれば、新しく画期的な取り組みだと考えているところであります。そのために、1億円ぐらい予算をかけて、例えばドクターや保健師さんとか、看

護師さんとか、そういった方々を新たに配する考え方もあっていいんじゃないかなと思います。

このまま何も策がなければ、この医療・介護・福祉の分野は財政的にどんどん大きくなる一方でございますので、例えば、先ほどありましたけれども、今春18名の方が退職をされて、新たに一般職の方を8名、消防の方が4名でしたか、合計12名の新しい採用に当たって、先ほど田平議員もおっしゃったような形で、ドクターとまではいなくても、保健師さんとか、先を見越して長期的な戦略に基づいた人員の採用ということも考えていかなければいけないんじゃないかなと思っているところです。最後に、その辺を含めて、市長のほうから御答弁をいただきたいと思います。

○市長（水迫順一） 医療・介護・福祉、これにつきましては、今、議員のほうから説明ありましたように、高齢化が進む段階においでますその費用が膨らんでいくということは、全くそのとおりだと思います。何か施策をしなければいけない中で、なかなか施策が、これはという施策が見つからないのも現状だろうと、そういうふうにおいでるところでございます。

特に本市の場合は、今、指摘されましたように、県内で鹿児島市に次いで高齢者の医療費が99万円を超しておるんですね。そして鹿児島市が100万円ちょっとですか。本当に高い順に2番目に高いということでございまして、この辺の分析もいろいろやって、いろんな対策も講じているわけですが、なかなか一朝一夕にはいかないというようなところもございます。

そしてまた、国の高額医療の市に2年続きで指定されたと、こういうこと等も考えますと、今後、本市がますますこの分野での費用で、近い将来にわたって大変な状況になるということは今から考えていかなければいけないと、そういうふうにおいでしております。

ですから、先ほどから池田先生のお話もございました。山村医療を専門に実践しておられますので、非常にインパクトのある講演を、本市の職員を対象に2回講演をしていただきました。やはり市役所職員が今後の垂水市の医療費、介護・福祉全般にわたって今後どうなっていくか、今、何をすべきかということ、その辺を考えるいい機会になったかなと、そういうふうにおいでしております。

ですから、先生からのいろんなお話を私自身も伺っております。やはりおっしゃることは、できるだけ在宅の期間を長くすることが、結果として医療費や介護費を抑えることになるんだというような一端の説明も直接受けたことがございます。

これは考えてみますと、今ほとんど、ついの場所、最後に亡くなられる場所が病院であるという方が非常に多いわけですね。だけど、全国的なアンケート等も見ましても、ついの場所を自宅に求めるという方は非常に多うございまして、6割ぐらいになっておるんじゃないかと、そういうふうにおいでしております。そういうことであれば、その方向というのは何かできないものか、この辺を今後、研究していかなければいけませんし、いろんな協力者の協力が必要ですし、また理解が必要ですし、その辺を今後、考えていかなければいけない、そのようにおいでしております。

○尾脇雅弥議員 ありがとうございます。非常に重要ですがけれども、なかなか簡単にはいかない問題ですので、ただ、前向きにいろいろまた頑張っていただきたいと思います。

最後に、可能性調査について質問をいたします。

先ほど企画課長のほうから、いろいろ1年目の結果と2年目の中身についてお話をいただきました。見守るしかありませんので、よい結果となるように2年目の調査結果を待ちたいとい

うふうに思います。

それと、先月2月18日、南日本新聞の「ひろば」の欄に個人的にもちょっとうれしい記事が掲載されておりましたので、御紹介をしたいと思います。

「架橋の検討に胸躍り大賛成」、福山浩光さん、47歳の鹿児島市の方でございますが、「薩摩半島と桜島あるいは大隅を結ぶ橋かトンネルの建設が、検討の段階に入ったという記事を見て、胸が躍った。桜島や大隅半島に用事があるときに、今は陸路で回るほかはフェリーに乗るしかない。それはそれで風流なのだが、急ぐときなどは『車でそのまま走れたらな』と、時計とにらめっこしたことも数え切れない。『あと1台』というところで満車になり、1便待たされるという悔しい経験もあるので、時間短縮の意味では大賛成である。少し意外な感じもするが、橋よりトンネルのほうが安価でつくれるそう。しかし私としては、ひたすら海底を走るトンネルより、やはり錦江湾の絶景を堪能できる橋のほうがいい。そして途中に駐車スペースと、おしゃれなカフェやお土産グッズ店があったら、さらにいい。デートスポットにもなるのではないかと。ネーミングは『桜島大橋』とか『鹿桜トンネル』とかいう安直ではなくて、何か夢のあるすてきな愛称を公募してほしい。県外の方にもわざわざ訪れてもらえるような、愛される施設をつくってほしい」という内容でございました。なかなかですね、そのようにいくかどうかは別として、こういった世論が出てきたということは非常に、今回の調査結果の1つの成果ではないかなというふうに思います。

それと、来春には、皆様御承知のとおり九州新幹線が全面開通をいたします。福岡・博多から鹿児島中央駅までを1時間20分でつなげるようになります。しかし、そこから垂水まで1時間20分かかってしまう現状があります。現状のままでは、仮に全面開通をしても、その恩恵と

いうのは部分的なんじゃないかなというふうに考えます。

今回の可能性の調査の結果が良好で、架橋なりトンネルなりでつなぐことができるようになれば、ここから30分から40分で行けると。そうなりますと、福岡まで2時間ということですので、垂水のあり方というのが大きく変わってくるんだと思います。

私は、この問題を時々取り上げるんですけども、利便性とか経済効果だけで申し上げているのではなくて、前もお話したことがありますけれども、1年間に400台を超える救急車が半島からフェリーを使って鹿児島に搬送されるという実態があります。深夜帯なんかは1時間に1本ですから、鹿児島市を眼前に見ながら、救急車の中で命を落とすというケースも少なくないんだらうと思います。私自身もそういう経験もありますし、友達がそうやって亡くなったこともありますので、ぜひそういった意味からも、この架橋というか、橋なりトンネルなりというのは必要なんだというふうに思っております。

本日、いろいろ質問させていただきました子育て支援にしても、高齢者の医療・介護・福祉にしても、根本的な解決にこの問題もつながるんじゃないかなというふうに思っております。少子・高齢化、過疎化が年々進んでいく中で、このまま衰退を待っていくのか、それとも前向きに未来へ活動していかれるのか、立場の違いはありますけれども、同じ政治家として最後に水迫市長の思いを伺って、今回の私の質問を終わりたいと思います。

○市長（水迫順一） 錦江湾横断交通ネットワーク問題については、議員が今申されましたように、今回の質問に出されましたように、県が積極的に取り組んでいただいて、また2年目の調査費がついたと、2回目の調査費がついたということで、さらにまた期待が膨らんだところで

ございます。

この運動に関しましては、本当に長年、垂水・鹿屋の経済同友クラブ初め、それから森議員を中心とした議員の皆さんも大変な運動を展開していただきました。垂水だけの問題じゃなくて、やはり垂水の今後、長期にわたる将来ビジョンを考えた場合に、やはり大隅全体の発展、それからやっぱり鹿児島全体の発展が垂水の発展につながるんだという思いもしておるわけでございまして、そういう意味からも、この横断道路、架橋あるいはトンネルというのは非常に大事だと、そのことは将来の子供たちのために、今、我々が一生懸命取り組まなければならないことなんだというふうに、自覚をまたさらに新たにしておるわけでございます。

垂水市の代表としまして、大隅総合開発期成会とか、あるいは大隅を1つとした会合が幾つかございます。そういう席でもこの訴えは今までもやってきましたし、今後、県のこういう動きにやはり乗りまして、大隅が一体となってさらに燃えなければいけないと、その燃えた火が対岸の鹿児島市に移っていくと、そして鹿児島市も燃えてくると、県全体が燃えてくるということが一方では大事だろうと、そういうふうに思うわけでございます。

ですから、今後は、まず大隅全体をさらに1つとして、重要項目として大隅総合開発期成会もこのことを取り組んでおりますので、さらに民間だけに任すんじゃないくて、行政の立場としても、また為政者の立場としても、議員の皆さんとともども、このことには取り組んでいかなければいけないし、ぜひそのことをお願いをしたいと、このように思っております。

○尾脇雅弥議員 どうもありがとうございます。

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。

次は、3時から再開します。

午後2時50分休憩

午後3時 開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番川畑三郎議員の質疑及び質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 2月の後半から長雨が続いて、特産のキノサヤ、インゲンに被害を与えています。山の桜も咲き、春の便りがあちこちで聞こえてまいりました。きょう、明日は公立高校の入試、16日は市内中学校の卒業式があります。垂水南中学校、垂水中学校、協和中学校、牛根中学校もそれぞれ長い歴史を閉じる最後の卒業式となります。この1年間、閉校に向けての準備に大変だったのではないのでしょうか。13日の垂水中学校を初めに、閉校式及び閉校記念式典が開催される運びとなっているようです。降灰のない、よい日であればと願うものであります。

暖かくなると、北から西の季節風も少なくなり、桜島の火山灰も垂水方面を避けることとなります。活発な活動を続ける桜島、爆発回数も去年は548回と過去最高になり、3月20日現在で215回と過去最多のペースで推移しているようでございます。降灰量も1月の降灰量が昨年1年分に迫った地域もあるとのこと、積もった大量の灰は砂嵐のように風で舞い上がり、町も山も灰一色で、市民生活への影響も深刻であります。ロードスイーパーもフル活動しても追いつかない状況であります。そういった状況の中、これまで垂水市がとってきた降灰対策とこれからの対策について、お知らせ願います。

市道改良について。

市道小浜・大浜線はバスが走っていた道路であり、協和地区では旧道と言われている道路がありますが、側溝にふたが大部分ありません。協和地区の集落座談会でも毎年と言っていいぐ

らいお願いがございます。抜本的な改良が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

農林行政について。

政権交代で農業政策がどう変わるのか心配ですが、平成22年度施政方針で農業への取り組みも示されました。新規事業や継続事業等それぞれの予算が計上されておりますが、今年度の主な事業をお知らせください。

長期にわたるブリ、カンパチ等の養殖も、魚価低迷や世界的な不況もあり、また消費者の魚離れもあり、依然として厳しい経営環境が続いております。垂水の基幹産業であります水産業が元気にならなければ、垂水市の発展もないのではないのでしょうか。水産振興資金を初めとして水産行政に力を入れていただいていることに、関係者の1人として感謝いたしているものであります。22年度水産関係の事業をお知らせください。

しおかぜ街道事業について。

鹿児島県は、錦江湾未来総合戦略推進計画で、錦江湾しおかぜ街道の一環として錦江湾岸の景観整備を行う計画がなされ、今回、垂水市に事業が配分されました。垂水市も、37キロメートルの海岸線を生かした整備計画を立案していた経過もあり、大変ありがたい事業であることは言うまでもありません。

2月25日の全員協議会でも説明がございましたが、再度事業についての説明をお願いし、1回目の質問を終わります。

○土木課長（深港 渉） 降灰対策につきまして、土木課関連からお答えいたします。

1点目の今までの対策についてでございますけれども、本市におきましては、基本的に活動火山対策特別措置法による補助事業として実施しておりますが、その21年中実績として、申請予定の事業費は、路面清掃が753万円、宅地降灰が189万6,000円でございます。

なお、本年1月からの宅地降灰は、2月末時

点で既に昨年事業費の約3倍強の実績となっている状況でございます。

そのほか、単独事業としましては、市直営車による路面清掃や維持班によります側溝清掃などを行っておるところでございます。

また、本年になりましてからは、御案内のとおり鹿児島市からの借入車を、維持班によりまして随時路面清掃も行っているところがございます。

2点目の今後の対策でございますが、事業費で御説明いたします。

まず、22年度予算案への計上額につきましては、工事請負費だけを申しますと、例年と同様に、補助事業としまして路面清掃が5,000万円、宅地内が500万円でございます。

また、今般の豪灰状況によりまして、側溝清掃の工事請負費を1,000万円計上しておりますが、補助事業として行います側溝清掃は断面の3割以上の部分のみとなっておりますような制約がございますので、単独費として計上をしているところでございます。

○農林課長（山口親志） 川畑議員の降灰対策について、農林行政でどのような対策をしてきたか、また、今後の対策についての質問にお答えさせていただきます。

まず、露地対策についてであります。22年度事業のため土壌等矯正事業の申し込み及び事業費の確定を2月中に行いまして、県と協議をしております。

施設、農道については、市長より、圃場脇に出してあります降灰除去分、河川沿いに出してある降灰除去分の調査を行い、把握をするように指示がありました。

平成21年度防災営農対策事業関係の予算の実績としましては、農家負担金を含めまして、被覆施設1組合の3,985万8,000円であります。

また、今後の対策については、市単独の事業導入は厳しいですので、県へ要望事項を事務レ

ベルで早速協議に入っております。

平成22年度防災営農対策事業関係予算としましては、被覆施設3組合と土壌等矯正事業の農家負担金分を含め、1億6,513万3,000円を予算計上しているところであります。

以上で終わります。

○水産課長（塚田光春） 水産関係の降灰対策について、お答えいたします。

水産関係におきましても、昨年からことしにかけての桜島の降灰については心を悩ませているところでございます。特に、両漁協では、漁港施設用地も広いことから、灰が降ったり、場内にたまった灰が風で舞い上がり、漁港内はもちろんのこと、漁港に隣接した住家へも影響を及ぼしております。

そこで、降灰にどういった対策をしてきたかという質問でありますが、ブリ、カンパチの水揚げ漁港であります県管理の海潟漁港と牛根麓漁港が、出荷時に降灰に対する影響を一番受けていますので、県のほうへ路面や側溝清掃をお願いし、路面は2月に実施して、側溝については後日、3月中には清掃をする予定でございます。

また、今後の対策についてでございますが、漁港内の降灰除去は補助制度がないため、財源確保という観点から、4市で構成する桜島火山活動対策協議会へ補助制度の構築をしていただけるよう垂水市として要望するように、準備しているところでございます。

なお、そのほか、桜島関連として、軽石除去事業を毎年両漁協へ委託して実施しており、その効果もあるため、今後の事業の継続及び必要な予算枠の確保と、海上における漂流軽石の効果的な回収対策の検討を要望しているところでございます。

以上でございます。

○教委総務課長（北迫睦男） 川畑議員の降灰対策について、どういった対策をしてきたかの

御質問でございますが、教育委員会の対策としましては、本年度予算でシルバー人材センターに委託し、協和小など4校の校舎屋上、体育館のひさし部分等に堆積した降灰の除去をいたしました。ほかの学校につきましては、今回の補正予算で経費をお願いしておりますので、今月中には対応する予定でございます。

そのほか、体育館や校外活動等授業の実施につきましては、児童生徒への健康被害等を配慮するように学校側へお願いしているところでございます。

また、桜島の爆発時に振動で校舎の窓ガラスが破損するおそれがあり、児童や職員のけがを防止するために、窓ガラスにフィルムを張り、ガラスの飛散を防止するという空振対策事業を平成18年度から19年度にかけて、協和小、松ヶ崎小で実施しております。

次に、今後の対策についての御質問でございますが、新年度予算におきまして、各学校の校舎屋上など、施設の降灰除去費用としまして、作業員賃金を30万円ほど予算措置をお願いしているところでございます。

また、学校校庭の降灰除去につきましては、今後、様子を見ながら、過去に実績のあります補助事業での除去を検討してまいりたいと考えております。

○土木課長（深港 渉） 2点目にございました、海潟地区のいわゆる旧道と言われております市道小浜・大浜線の改良について、お答えいたします。

この路線の特に大浜地区から脇登地区までの区間は、住宅密集地でありながら、幅員が狭い上に、御指摘のとおり側溝のふたがほとんどかぶさっておらず、車両往来においては容易にすれ違うことができない現況でございます。また、路面も側溝側へ傾斜しておりまして、降灰も流入しやすい形態であると言えます。

このような旧態依然の道路につきましては、

特に今般の各種臨時交付金事業あたりから改修路線の対象としておりまして、一部の路線につきましては既に工事着手も実施しているところでございます。

御指摘の路線も、改修すべき路線として認識はしておりますことから、今後の改修予定の緊急度の高い路線として位置づけ、延長も長いので、将来、財政状況を勘案しながら、年次ごとに整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○農林課長（山口親志） 農林業行政について、今年度の主な事業と、あわせまして農道整備についてお答えいたします。

22年度の主な事業は、農林関係の事業では、被覆施設の3組合と土壤等矯正事業の防災営農対策事業を行い、継続を心配しておりました中山間地域等直接支払事業を引き続き実施していきます。耕地関係の事業では、23年度実施予定の中山間総合整備事業、農村災害対策事業の事業採択に向けて協議してまいります。農道整備については、繰り越し事業で実施します地域活性化・きめ細かな臨時交付金で整備をしてまいりたいと思います。

以上であります。

○水産課長（塚田光春） 次に、今年度の主な水産行政についての質問にお答えいたします。

水産業は、農業と並びます垂水市の基幹産業でございますが、長期にわたるブリ、カンパチの魚価低迷や一昨年来からの世界的な不況による消費の落ち込みにより、漁業経営は依然として厳しい状況になっております。

そのような中で、漁業者は、21年度の国の漁業緊急保証の支援により養殖漁業経営を持続しながら、今後の漁業経営安定化のために、コスト削減に鋭意努力しているところでございます。

そこで、平成22年度の水産業関係の事業の主な取り組みについての御質問でございますが、まず、水産振興関係では、水産物の販路拡大や

消費拡大を図るために、関西の取引店等でのPR販売活動やイオン九州福岡店で開催されます「鹿児島うまいもんフェア」物産展での販売促進活動等を行い、両漁協のカンパチ、ブリなどの販売促進の支援をしております。

次に、昨年度に引き続き、国のふるさと雇用特別事業を利用しまして、両漁協が県内外に水産物の販売促進を図るために、市が両漁協へ委託しまして、各漁協2名ずつの雇用の確保を図ってまいります。

次に、以前から垂水市漁協より要望のあった桜島入り江の身代湾に、台風時の漁船等の避難施設として、国の補助事業により係留施設の整備を行います。

次に、つくり育てる漁業の一環として、21年度に引き続き、豊かな海づくりパイロット事業により、ヒラメ、マダイを牛根及び垂水市漁協管内にそれぞれ放流しまして、漁船漁業の振興を図ってまいります。

次に、養殖漁業を取り巻く環境は依然として厳しいことから、両漁協は資金繰りに苦慮しており、漁協経営の安定と養殖漁業振興策のために短期の貸し付けを行うこととしております。

次に、中小漁業者が漁業経営に必要な資金を金融機関から融資を受けやすくするために、昨年度に引き続き、22年度も鹿児島県漁業信用基金協会への出資を行います。

次に、漁港建設でございますが、長年にわたり整備してまいりました新城地区の垂水南漁港の整備も22年度で完了する予定でございます。また、県管理漁港の海潟漁港につきましては、21年度に引き続き、護岸や物揚げ場の整備を実施し、牛根麓漁港におきましては、いよいよ防波堤の工事に着手する予定でございます。

次に、漁場の環境をよくするために、21年度に引き続き、22年度も桜島から流れ出す軽石等の除去作業を実施してまいります。

以上で、水産関係の主な事業の説明を終わり

ます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） しおかぜ街道についての御質問にお答えします。

本市は、本市の有する自然環境の特徴の1つであります、37キロメートルにも及ぶ美しい海岸線を活用していくための長期的展望を「垂水しおかぜ街道構想」と位置づけ、今後、整備を進めていく方針を持っております。

今回は、その区間の中で、桜島口から荒崎パーキングエリアに至る約6キロメートルの区間の整備を進めたく、県が力を入れて進めておられる観光戦略の1つであります魅力ある観光地づくり事業の実施箇所として、本市が事業提案していたものでございます。

今回、この事業提案が県の御理解をいただき、平成21年度補正予算措置され、県事業として事業実施していただく計画になったものであります。

具体的な実施計画につきましては、市と連携して、地元意見の聞き取りや海岸施設の所管先との調整等を行い、今後の実施設計作業に反映させ、作業を進めていただくことになると思います。

このようなことで、今回の事業範囲や施工方法などの詳しいことは今後のこととなりますが、市が実施箇所提案いたしました内容で参考までに御説明しますと、既設護岸背後の通路を舗装して、現在の利用形態も考慮しながら、ウォーキングやトレッキング、サイクリングなどにも活用できるようルート化してほしいこと、また、中間点付近にあります海潟漁港に隣接する垂水市漁協所有地を活用して、休憩所などの園地整備を行ってほしいことなどを提案いたしております。

なお、全体的な構想など、先般、資料を配付させていただきましたとおりでございますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○川畑三郎議員 一括して質問したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

順を追っていききたいと思います。

降灰対策についてでございます。

去年の暮れから久しぶりに桜島の降灰が降り出して、大変な被害をこうむっている状況でございます。今、風がちょっと変わっておって、大したこともないようすけれども、年末から1月、2月の初旬は北の風に乗って大きな、市民に被害を与えたと思っているところでございます。

そういった中で、対策といたしまして、緊急に降灰袋の配布がなされまして、1度、2度と続けて配布されたわけで、それで足りるかと思っただけではおりましたら、しかしながら、降灰量が多くて、たくさん、袋が足りないという方々がいらっしやって、どこで降灰袋を売っているのかというような声までいただいたところですが、最近のこの大雨で灰もちょっと流れまして、一段落はしておりますけれども、大変な対応を迫られたのではないかと感じております。それぞれの課でもそれぞれ対応をしていただきまして、ありがたく思っております。

今後の対策ですけれども、今年度の予算で1,000万円の側溝の整備の予算が計上されているようです。課長のほうで説明がございました。これも地域によっては量も違うわけですけれども、この点について、側溝に相当入っていると私は思っているんですけれども、その場所とか延長とかというのが、大方、量によっては決まると思うんですけれども、わかっておったら、どういう状況なのか、そこ辺を少しお知らせください。

それと、国道の側溝ですね、これにも相当私は流れ込んでいると考えております。管轄は国道でしようけれども、ここら辺の状況で、今後、どう国道がされていくのかですね。国道の降灰の除去も、ことし、私も気がつきましてけれど

も、1月1日の元旦からロードスイーパーが国道を走っておりまして、一生懸命されている状況であったのではないかと思います。そういった中で、この国道の側溝等はどういう状況になっているのか、おわかりであったら、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、対策と対応については以上ですけれども、市道の改良について、今、土木課長が丁寧に説明されました。この問題は、いつも協和地区でも問題になっておりまして、集落のほうから、ふたをしてくれということで、あちこちはされてはいますけれども、しかしながら、抜本的にやっぱり改良せんと、あそこが海潟の主な道路と言われるほどの市道ですので、車の行き来も多いです。ぜひ今後、この改良を、土木課長で年次的にやろうかということであるようですので、答弁はいいですけれども、ぜひここを、きょうのこの私の質問を機会にぜひ前向きに検討してください。よろしくこれはもうお願いいたしたいと思います。

農林行政についてですが、課長のほうからいろいろ説明がございまして、垂水の基幹産業といえますか、第一次産業の最たる事業でございまして。いろいろな事業が取り組まれているわけでありまして、今年度もまた対策として県のほうに要望をしたということですが、この要望についてはどういったものを要望されたのか、わかっておりましたら、それを少しお知らせいただきたいと思います。

それと、農道の整備についてですけれども、1回目の質問でちょっと省きましたけれども、それぞれ、農林課としても農道の整備には幾分予算は計上されていると思います。限られた予算の中で、受益者とする分は材料支給をするといったような状況が主でございまして、これが今、海潟のほうも鉄道跡地をきれいにさせていただいて、もう本当に見違えるようになりまして、ありがたく思っております。その中で、

一環として、1カ所だけまだその舗装がされていない部分があります。

いつも私、前も質問したと思いますけれども、鉄道跡地のあの脇登の鶴田川のところの鉄道跡地で、農道なんですけれども、今、きれいに我々の農家の皆さんが農地・水・環境保全事業、中山間支払制度で整備をいたしまして、土手がちょっと高いもんですから、両方しますと相当な面積になります。それもお金を入れまして、農家の皆さんが草を払って、大きな木を切って、今きれいにしつつあります。そういった中で、去年はコスモスとヒマワリの種をまいたわけですが、もうちょっと見ばえがしなかったですけれども、今後、きれいになっていくのじゃないかと思います。

そういった中で、まだその舗装はされていません。それと、ちょっと高いもんですから、道路の部分が、ガードレールでもやらんと大きな、私は将来的には事故が起こるんじゃないかと思っているところですが、この件について、農林課でどういった状況か、できるかできないか、どういう方向で、課長もよく知っておられると思うんですけれども、その状況を見ていかなものかと質問いたしたいと思います。

次に、水産行政についてです。主な事業を挙げていただきました。

市長はかねてから水産業には力を入れていただいて、今、苦しい漁業ですけれども、去年も政府の緊急融資で、今、幾分一段落したのではないかと思いますけれども、まだそれも業者におかれましては、借りたお金で経営を一段落ということでありまして、これから値段も上がっていかないと、返済に大きな苦勞をするという状況であります。魚の値段も大分、今、上がってはきておりますけれども、これからが漁業者の正念場ということではないかと思っております。市もですね。去年は、水産振興資金を1億円という大きなお金を貸し出していただい

るわけですが、これも相当助かっているのではないかと思います。その点についても、昨年は大藪議員が水産振興資金の拡大をお願いされたようですが、今が本当に正念場ですので、もしもということがあれば、また漁協の方々の御意見を伺って、また、できたらと思うわけですが、そこら辺はまた今後の展開ですので、お耳をかしていただいて、していただければというただ気持ちであります。水産行政についてはいろいろ事業を取り組んでいただいておりますが、また今後もよろしくお願いたしたいと思っております。

次に、しおかぜ街道事業についてでございます。

ありがたい事業を県が補正で取り入れていただいて、今回は海潟ルート、垂水市は垂水しおかぜ街道ということで整備計画の区域を4つに分けて計画されている中で、今回、県のほうがこの一環として海潟ルートを整備するというようなお話になりまして、先日も説明があったわけですが、本当に地域としてはうれしく思っております。

商工観光課長から説明がございましたように、特に、漁協の所有地にトイレや休憩所、私が説明を受けたのは販売所も何かできるんじゃないかというようなことで、提案をされているということで、はっきりとできるかできないかは別として、大変いい事業であると思っております。これが今年度で完成するということですので、本当にありがたいことです。

それに付随して、この事業が取り入れられますと、水産課長にちょっとお尋ねしますけれども、前、海潟の迫田、脇登のほうに、台風時に大きい波が来て被害があるということで、住民の方々の要望を受けて、私も一緒だったわけですが、お願ひして、離岸堤か何かできないかということでお願ひしたわけでありまして、それが、県のほうにお願ひをされているという

ことでありますが、今の状況はですね、それと関連して、今度、しおかぜ街道がその地域に整備されようとしております。

県の事業が、管轄が違うでしょうけれども、2つの、1つの事業はもう確定ですけれども、1つの事業が今お願ひしているということで、これとの関連が大変、どうなるのかなと私は心配しているわけですが、これについておわかりでございましたら、よろしく御答弁をお願いいたします。

この事業で、今後、ルートが牛根ルート、垂水ルート、柘原・新城ルートと、あと残されるわけで、今後どうなっていくのか。今からでしょうけれども、この主体は、これの立案というのは市が行っているわけですが、今回のように県がこれに乗かってしてくればありがたいことですが、今後、そういった予算面にももしも進めるとすれば、どんな方向に進んでいくのかですね、そこら辺を少しお願ひいたします。

そして、予算額についてはどうだったのか、もう少し全体の予算の、今年度の補正予算の額もお知らせいただきたいと思っております。

それと、今さっきちょっと私も資料をもらった分を見ておった中で、橋の関係ですね、迫田、脇登の海岸線の、もしもこれが採用されて整備されとなれば、鶴田川に、海岸線であれば橋がないわけですよ、海岸線に。普通の市道には大きな橋がかかっているわけですが、そこら辺はどうなっていくのかなと、今ちょっと不意に考えましたけれども、課長も現状はわかっているかなと思うんですが、もしも、そこら辺の関係はどうなっていくのかなと思えますけど、おわかりだったら、ちょっと課長のお考えをお知らせください。

そういうことで、一応これでいいです。2回目の質問を終わります。

○土木課長（深港 渉）2回目の側溝清掃で

ございますけれども、先ほどの質問の中で、今年度予定とおっしゃいましたけれども、これは来年度実施予定ということでございますので、それにつきましてお答えいたします。

まず、実施する場所でございますけれども、特に降灰が多い海潟地区から中央地区を主体とし、人家の密集地でありますとか、縦断勾配の緩い地区、あるいは路面まで冠水するような箇所が優先となりますけれども、現況を確認、精査し、効能のある側溝清掃を行おうと考えているところでございます。

また、実施できる延長でございますけれども、単価的には、堆積している量や断面の大小でありますとか、あるいは蓋板の、ふたでございますけれども、この有無によりまして一律的には言えないところでございますけれども、総延長でおおむね12キロから13キロメートル、両側としますと、道路延長で6キロから7キロメートル計画できるようでございます。

国道の側溝清掃につきましては、管理されます垂水国道維持出張所に問い合わせましたところ、現在のところ、連続的降灰状況であるため、路面清掃を主体に行っている。特に、降灰のひどい海潟から中央にかけては、側溝清掃も段階的に行ってまいりたい。なお、通常においても、地区住民からの要望箇所や冠水状態が発生する箇所、直接点検などにより行っているとのことでした。

以上でございます。

○農林課長（山口親志） 農林行政の本年度の事業の国・県への要望事項等はどういったものかということでありますが、今年度の主な事業の中で即対応をしないといけなかった部分の防災営農対策事業について、国・県へ要望をしていることを御説明させていただきます。

早速、降灰がひどい状況の中で、22年度予算を確定する中で、今後のことも考えまして、要望事項の主なものを県と早速協議をいたしまし

た。まず、ビニールの張りかえの補助はできないかと。次に、施設及び作物の洗浄機械器具として、ミスト機、それから動力噴霧機等の購入補助はできないか。それから、施設に堆積した降灰の除去作業及び持ち出し等に対する経費の補助はできないかという、内容的には非常に厳しい内容なんですけど、このことを早速県と現在も要望をし、協議をしているところであります。

それとあわせて、先ほど申し上げました22年度実施の土壌等矯正事業は、今後のこともありますので、採択要件等について引き続き要請をしまっているところであります。

続きまして、農道整備についての鶴田川にかかっております陸橋の安全対策についてであります。指摘の地区の安全対策については、地域の住民の方々からも要望もありまして、危険であることは十分察しております。

舗装整備等については、きめ細かな事業の中の該当には入っておりません。財政的には厳しいんですが、先ほど御報告にもありました中山間等直接支払事業の部分の相談をしたりしながら、何らかの安全対策をとってまいっていくつもりであります。

以上で終わります。

○水産課長（塚田光春） 川畑議員御指摘のしおかぜ街道事業と、既に要望がされております海岸高潮対策事業の関連について御説明いたします。

平成19年8月6日付、迫田・脇登振興会長連名で垂水市長あてに、迫田・脇登地区高潮対策として、漁港海岸約600メートルの離岸堤設置の要望が提出されております。

市は、その要望に対し、海岸の管理者である県へ、平成19年8月24日付、県知事あてに、漁港海岸の離岸堤設置に係る要望書を進達したところでございます。

その間、県からは、補助事業採択の要件として、宅地や家屋の被災写真の提出を求めら

れておりますけれども、その後、大きな台風が来ないため、被災写真は撮れておらず、台風待ちをしている状況でございます。

なお、県では今年度、事業採択の可能性を探るため調査費を計上し、概略の工法検討を調査をしていただいております。工法として、離岸堤で施工した場合、約22億円かかり、海岸護岸天端のかさ上げで施工した場合、約4億円で整備ができるため、費用対効果の面では、離岸堤はかなり厳しい状況でございます。

そこで、しおかぜ街道事業は、海を眺めながらトレッキングやウォーキング等をする景観整備をするものでございますので、海岸事業で護岸天端のかさ上げを今以上した場合、海が見えず、景観が損なわれることとなります。したがって、要望が提出されております海岸整備区間については、今後、地元民の整備に対する意向を踏まえ、県関係課と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） しおかぜ街道についての2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の今後の予算面について、どう進めるのかという御質問でございましたが、本市が策定しましたしおかぜ街道構想の中で、整備計画という欄に「具体的な整備計画（整備年度、事業等）については、関係機関と調整の上、別途検討するものとする」というふうに御説明させていただいております。

今後、県において事業を実施していただけるような機会がありますれば、チャンスは生かしていきたいと思っております。ただ、今後の県の事業展開は現時点ではわかっておりません。

なお、市の事業とする場合、有利な財源の活用を含めながら検討することとなりますが、いずれにいたしましても、37キロメートルに及ぶ長い海岸線でございますので、長期的な展望で計画を進めていくことになろうというふうに考

えております。

2番目に、今回の予算についての御質問でございましたけれども、今回、平成21年度補正予算措置されました金額は、8,000万円というふうにお聞きしております。

3点目の橋のない場所ということでございますけれども、このことにつきましては、今回の事業分の中で、本市は海岸線をルート化してほしいということをお願いいたしておりますので、橋の設置というものも今回の整備の中で検討していただけるものというふうに思っております。

○川畑三郎議員 大変いい答弁をいただいて、本当にありがとうございます。

農林行政の農道整備なんですけれども、これも先日、1月24日でしたっけ、農地・水・環境保全事業でワーキングを地区の皆さんが、これは海潟が4つ、中俣が1つという5チームで20数名ずつ分散して地域を回って歩いて、した中で、特に海潟で2つに分けたわけですが、脇登のほうで、1つの1班でガードレール、物すごく危ないということでこれも指摘を受けて、これは、その事業の農地・水・環境の本体の海潟がするのか、行政がするのか、老人会がするのかと、その分けた中で、この事業はやっぱり行政でもらわれないかんという振り分けになったわけですから、そこら辺もよく今後、検討していただいて、地区の私もよく知っていますので、そこら辺の中山間直接支払制度とも連携しながら、きれいにここをしていくように、後押しを課長のほうでよろしくするようにお願いしておきます。

水産行政はもうそれでいいですけども、しおかぜ街道ですね。ありがたいこととは思いますが、その橋の部分も、もしもそのルートが決定すればもうこれは大事なことで、お金もかかるでしょうけれども、大変いいことですので、地域の皆さんとのまたお話をしながら進めなけ

ればならない事業ですので、どっちがいいかです。きれいにするか、ちょっと並のほうをやるかということになりますけれども、この事業についてはどっちも県ですけれども、対応をですね、高潮についても19年度、したわけですけれども、そういうことで、今度はその予算等はどうなるかということもいろいろ今、県で、今、説明があったように進めていってしまつてということで、もう本当に地元の声を聞いて進めていってしまつて、県がですね。ありがたいことだと思いますが、このしおかぜ街道との連携がありますので、一方を生かしつつ、一方は後にやるとかというようなことで、住民とよく話し合つて進めるようお願いしていきたいと思つています。

大変いい事業ですので、この件について、しおかぜ街道事業と垂水市で一番苦しい降灰の対策ですが、今後の対策について、市長にひとつこれに対する思いをちょっとお聞かせいただければと思うんですけれども、2つでいいです。

○市長（水迫順一）降灰対策につきましては、前も午前中の議員にも申し上げましたとおり、非常に、20年ぶりにこういうような豪灰と言われるような状況を本市が特に受けていると。このチャンスを本当に生かしていかなければいけないと、そういうふうに思つております。

産業、農業、水産業にもかなり影響を受けておりますし、市民の生活にも重大な影響を受けております。ですから、今までいろんな規制がかぶされておつた補助事業、降灰対策のですね、そういうものについても、規制緩和もひっくるめて、桜島活動火山対策協議会も入れて、大きな形での訴え方をしていきたい。そのことに、午前中も申し上げましたように、議員の皆さんのお力もかりながらやっていきたい、そのように思つております。

それと、しおかぜ街道は、これはもう議員もおつしやるとおり、我々垂水市にとってはいい

事業だと、そういうふうに思つております。海岸線を生かすと、37キロも海岸線を持っておりますので、これをまた1つの観光ルートとして開発していこうというのは、今までも議員のほうからの提案もございました。これは本当に生かしていかなければいけないと、そういうふうに思つております。

たまたま県のほうも、錦江湾を生かした観光ということをしきりに今、進めておられます。それに垂水市が呼応した形での事業でございますので、とりあえず海潟地区を、4つのゾーンに分ける中、海潟ゾーンをやろうということは、いつも最近申し上げておりますように、ブルー・ツーリズムによる漁業観光、漁協をひっくるめた観光の中で、漁業が不振だけに副収入を得られるような観光事業につながるんじゃないかと、そういうことで、まず海潟からやっていただくということは非常にありがたいことだと思つますし、海潟から見た桜島、これは本当に本市にとってはすばらしい景観なんですね。ここの景観をまた生かすという意味からも、ブルー・ツーリズム初め、いろんな漁協との絡んだ中での観光振興、これに大きく寄与するというふうに思つております。

その後もそれぞれ核があるわけですから、牛根のゾーンについては道の駅が核になりましょうし、それから、中央のゾーンにつきましては垂水港、新港あたりもゾーンになるわけです。それと、新城・柁原ゾーンについては宮脇公園が核となるわけでございます。それぞれ4つのゾーンに核を持っておりますから、それを線をつないで、錦江湾を本当に楽しめる垂水であるよと、山のほうに猿ヶ城が開発され、高峠がありますし、この辺を海岸と山とあわせて相乗効果もねらっていくという意味でも大事なことだと、そういうふうに思つております。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。私の質問をこれで終わります。

○議長（川尻達志）次に、9番森正勝議員の質疑及び質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさまです。

鳩山内閣が誕生して間もなく6カ月になろうとしております。支持率は30%台に下落し、予算委員会等で見かける総理の顔に覇気が感じられません。政治と金の問題で相当苦勞されているようです。小沢一郎氏の幹事長辞任と企業・団体の献金禁止を明確に打ち出し、北教組問題の小林議員の辞職を促し、景気対策をさらにを行い、5月に結論を出される普天間問題が最大のハードルとなりますが、アメリカともっと詰めて話し合い、意見を集約して、いろいろなところでいろんなことを言わせないことも大事だろうと思います。もちろん、沖縄の県民感情を最も考慮しないとイケないと思います。そうすれば、支持率も少しは上がるのではないのでしょうか。私は自民党員ですが、個人的には鳩山さんを応援しております。鳩山さんにはぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、質問に入ります。

まず、国道、県道、市道の降灰除去についてでございますが、国道220号線、県道南之郷線及び大崎線、それから市道の降灰除去の現況についての説明をお願いいたします。

次に、学校跡地についてでございますけれども、午前中、大藪議員が質問されましたけれども、重複しますが、よろしくお願ひします。

平成22年度の施政方針の中に触れられておりませんが、どのように対処されるのか、お答えをお願いいたします。

3番目は、地上デジタル放送でございますけれども、地上アナログ放送は平成23年7月24日に終了し、地上デジタル放送に移行いたします。これによる行政の役割と責任はどうなりますか、お考えをお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○土木課長（深港 渉）各道路におきます降灰除去の現況について、お答えいたします。

まず、国道220号でございますけれども、国土交通省が委託している業者が、全線にわたり毎朝点検を行っており、降灰があるときは、道路区画線が見えなくなった場合に清掃を指示しているとのことでございます。

また、国土交通省みずからの道路パトロールにおきましても、降灰の粒状、粒の状態のことでございますけれども、これを確認し、大きな粒があったときも、車両が滑るおそれがありますので、量に関係なく清掃を実施しているとのことございました。

県道につきましては、降灰が確認された場合は、清掃委託業者に降灰状況を確認してもらい、道路区画線が見えなくなった状態や、道路の端に堆積している場合は清掃の指示を行っているとのことございました。

また、清掃路線でございますけれども、垂水・南之郷線と市役所前にございます垂水港線でございます。この路線の中でも、人家があるところのみを対象としているということでございました。御指摘の垂水・大崎線につきましては、現在のところ、清掃区間に入っていないということでございます。

次に、市道の路面清掃作業でございますけれども、先ほども申しましたとおり、原則的には活動火山対策特別措置法に基づき、実施しております。1年を1月から3月、4月から8月、そして9月から12月の3期に分けて、それぞれ、市道幅員などの規模により、大型車対応路線を3つの校区、小型車対応路線を2つの校区、それと、歩道については人力清掃としまして、2つの校区を発注しているところでございます。

出勤基準につきましては、国土交通省や県と同じように、道路の区画線が見えなくなったときとしておりますけれども、これ以上の豪灰時

や、また反対にこの基準に達していない場合には、市で保有しております直営車で対応しているところがございます。

そのほか、御案内のとおり、現在は鹿児島市から大型車1台、小型車1台を借用しており、維持班の直営として、市道はもとより、補助対象とならない集落道などにも対応しているところがございます。なお、この借用車につきましては3月末で返納する予定となっております。

以上でございます。

○教委総務課長（北迫睦男） 学校跡地についての御質問にお答えします。

統合後の各中学校の跡地利用の現状につきましては、大菌議員にもお答えしましたが、各地区の統合協議会も教育委員会も、跡地利用の協議まで至っておりませんので、牛根中、協和中につきましては、具体案はまだ決まっておりません。垂水南中学校跡地につきましては、商工観光課主管の事業での活用が検討されているところがございます。

本年4月に統合中学校がスタートいたしますので、今後は、跡地につきましても重要課題として取り組んでまいりたいと考えております。

○企画課長（太崎 勤） 3番目の地上デジタル放送についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、平成23年7月24日までに地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に全面移行されます。このことについての周知広報は、国、放送事業者、メーカー、販売店等の関係者が協力して、テレビコマーシャル、ポスター、パンフレット等によって行われているところがございます。特にテレビコマーシャルは、鹿児島版として「茶碗蒸しの歌」の替え歌が県内各放送局で放送されており、御存じのことと思います。

本市も、鹿児島県地上デジタル放送普及推進会議に参加し、情報収集、広報活動等を行っているところがございます。行政の役割といたし

ましては、まずは広報であり、本市としても、公共施設へのポスター掲示、市報への掲載など、地上デジタル放送の周知に努めているところがございます。

○森 正勝議員 これから、一問一答方式で質問いたします。

各国道、県道、市道の降灰除去についてでございますけれども、2月中旬の降灰で、牛根二川地区については、国道、県道いずれも、ロードスーパーも散水車も出動しておりません。よっぽど電話しようと思いましたが、ロードスーパーも足りないだろうと思ひまして、電話いたしませんでした。特にひどいのは県道大崎線でございます。この数カ月というより、もう何年か降灰除去などということは行われておりません。幸いにしてあの後、比較的強い雨が降りまして、ある程度はできた状態のようでございます。

県道に対する、国道はある程度降灰除去をされているようでございますけれども、県道大崎線についてはされていない状況です。それから、南之郷線についてはよくわかりませんが、このあたりの県道についての状況がどうなっているのか、教えていただきたいというふうに思います。

○土木課長（深港 渉） 2月中旬におきます二川地区の降灰の路面清掃につきまして、それぞれの所管よりお聞きしたことをお答えいたします。

まず、国道でございますけれども、2月13日には、桜島口より上ノ原付近までを3回往復実施されたということでございますけれども、このようなことで二川地区の近くまでの清掃だったようでございます。二川地区の降灰はその後であったことも考えられますけれども、その後も現在まで清掃されていない状況のようでございます。

また、県道につきましては、二川地区につき

ましては、垂水・大崎線ということで県道が該当しておりますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、対象路線に入っていないことから、指示はしてないとのことでした。よろしいでしょうか。

○森 正勝議員 大崎線については対象外ということでございますけれども、せめて住宅がある国道から1キロぐらいまでは何か手を打っていただかないと、住民の方々も、何もしていないというようなことを言われるものですから、ぜひここについては、住宅がある1キロぐらいについては清掃できないかどうか、お答えをしていただきたいというふうに思います。

それから、鹿児島市と比較したらいけないんですけれども、鹿児島市では、降灰があり、道路の路側線、白線が見えづらくなった状況や、道路に降灰がまき上がり、歩行者及び車両の通行に支障を来し、市民の生活に影響がある場合で連続しない降灰に対して、通常3日間で一通り除去作業を終えるというような体制をとっているようでございます。垂水市でも、これらに対応するような早急な対応が必要だと思うんですが、この点をどのようにとらえていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

それから、これは市長にお聞きしますけれども、今後、こういう降灰の状況がひどいようであれば、またしばらくこういう状況が続くようであれば、垂水市もロードスイーパーあるいは散水車が必要ではないかと思うんですが、この点については市長にお答えをお願いいたします。

○市長（水迫順一） 森議員にお答えをしたいと思います。

鹿児島市が3日で一応完了というような体制をしいているというのは、議員おっしゃるとおりでございます。

垂水市も、国交省から3台借りまして、それから2台を加えて5台体制で、一応3日間で完

了するという体制だけはしいておるんですが、ただ、非常に車両が、国交省から借りておる3台は即対応できるわけでございますけど、あと2台につきましては、降り出してからまた市が貸付車として対応しますので、借りに行ってくださいというようなそういう期間が出てまいります。ですから、その辺から言いますと、3日体制も完全じゃないということが言えると思います。

ただ、今後の問題としまして、これだけ大きな影響を受けておりますので、今、計画を立てて交渉中なのが、鹿児島市から2台譲り受けて、分けていただけませんかという交渉を実はしております。これをやって、即対応ができると。それと、市で持ちますと、先ほどから問題になっております漁協の広場とか、そういうところまで対応ができるし、あるいは県のほうがなかなかやってくれないような、二川のその住宅地あたりにも対応できるようなことになろうかなと、そういうふうにも思っておるわけです。ですから、これはぜひ鹿児島市の御了解をいただいて、その契約、譲っていただくことができる努力をしていきたい、そういうふうにも思っております。

いずれにしても、それも古い車両でございますので、長い目で見ていきますと、おっしゃるとおり新車を購入することも検討していかなければいけない、そのようにも思っております。ですから、新たな車両の購入につきましては、どのような有利な借り入れの方法があるのか、あるいは有利な補助はないのか、その辺もひっくるめながら、今後長引くであろうそういう降灰対策に、そういうこともひっくるめて検討をしていきたい、そのように思います。

○土木課長（深港 渉） 私のほうにも答弁が来たんですけれども、今、市長のほうで全部回答をしていただきましたので、省略させていた

だきたいんですが、ただ、1点、垂水・大崎線を対象路線として要望していただきたいということでございましたので、これは当然要望しておきますし、今、市長のほうからありましたとおり、私どもに手持ちの車両がふえましたら、それで直接対応することも可能かと思われておりますので、そのような体制をとりたいと考えます。

以上でございます。

○森 正勝議員 降灰の除去につきましては、市長の御英断を仰いで、ぜひ、中古では故障が多いでしょうから、新しいロードスイーパーを予算が許す範囲で購入していただければというふうに思います。

あと1回よろしいんですね。関連ということでお聞きいたします。

桜島が大体100年から200年の周期で大正3年並みの大爆発を起こすと言われておりますが、今後の桜島の火山活動についての予測を、わかる範囲で教えていただければというふうに思います。

○土木課長（深港 渉） 桜島火山活動の今後の予測につきまして、最新情報としまして、2月2日に開催されました第115回火山噴火予知連絡会において発表されておりますので、原文を要約して紹介いたします。

特に昭和火口の噴火活動において、昨年10月ごろからは爆発的噴火が頻発し、火山灰の噴出量も急増している。噴出物の分析でも、マグマの活発化が見られる。観測結果から見て、現在のところ、大正噴火クラスの兆候は認められないものの、今後、さらに噴火活動が活発化する傾向が高いと考えられる。昭和火口からの溶岩の流出も考えられ、今後の火山活動の推移に注意が必要である。なお、溶岩流出については、ただちに居住区域が危険にさらされる可能性は当面のところ低いと考えられる、ということでございます。

○森 正勝議員 次に、学校跡地についてでございますけれども、北海道の新冠町がホームページ等で跡地を再利用される方を募集して、7小学校中5校の利用が決定しております。

その内容に触れてみますと、「小学校の統合により、平成20年4月で7小学校が閉校しました。これらの施設を民間業者の総合力で再利用していただき地域の発展につなげたく譲渡（売却）します。また、町ではこのたび、施設を取得して再利用事業を行う方が円滑にかつ早期に事業を開始できるよう、施設の改修費など財政面を中心とした支援制度を創設し、再利用事業の支援を整えるなど、まちを挙げてサポートさせていただきます。支援制度を活用され、ぜひ新冠町での事業を御検討ください。何かに活用したいと考えておられましたら、ぜひ御一報ください。譲渡以外にも、事業主の方との話し合いでリース方式なども検討します」というようなのが載っておりますけれども、垂水市もホームページ等で再利用される方を募集したらどうかと思うんですが、このことについてのお考えをお聞かせください。

○教委総務課長（北迫睦男） 北海道の新冠町の御提案について、お答えします。

情報をいただきましたので、私のほうもホームページを見させていただきました。新冠町では、議員からもございましたように、小学校の統合によりまして、平成20年4月に7小学校が閉校になったことに伴いまして、その学校跡地を民間事業者の力で再利用していただいて地域の発展につなげるため、民間に譲渡という方向性を出され、町のホームページ等を通じて、募集されているようでございます。

町の総務企画課が主管課となりまして、まちづくりの一環として、財政面を中心とした支援制度を設け、民間業者への募集をされ、これまでに、美術館、有料老人ホーム、会社の事務所、児童自立援助ホームとして再利用されることが

決定しているようでございます。

本市におきましては、学校統合の説明会時に行ったアンケートによりますと、地域の活性化につながるような、地域民がいつでも利用できる施設にしてほしいという意見が圧倒的に多いようでございましたので、垂水市においても、民間に譲渡あるいは賃貸という方向が出されれば、新冠町のようなやり方も参考にしていけるのではないかと思います。

○森 正勝議員 3回目の質問をいたします。

牛根の場合は、統合協議会の中でほとんど学校跡地については検討しておりませんが、私は、牛根は、老人福祉施設か、または市営住宅に改造して若い人に住んでもらえるようにしたらどうかというふうに考えているのでございますけれども、これについてはどのように考えておられるか、お聞かせください。

○教委総務課長（北迫睦男）牛根中学校跡を老人福祉施設か市営住宅にしたらどうかの御提案でございますけれども、牛根中学校跡につきましては、牛根地区の中央に位置する関係上、将来、牛根の3小学校が統合した場合の統合小学校として活用すれば、地域のコンセンサスを得られるのではないかとこの考えを、以前から教育委員会では持っておりました。

議員御提案のことも含めまして、地域の御意見等をお伺いしながら、関係各課と十分協議してまいりたいと思います。

○森 正勝議員 学校跡地については、最後の質問をいたします。

牛根については、将来、小学校の統合の可能性があるので、それに対応するというところでございます。一応そういうことで理解はいたしたいというふうに思います。

最後ですけれども、統合協議会の任期が5月いっぱいというふうに聞いております。その後、やはり学校跡地検討委員会なるものを立ち上げて、各地区とも検討するのがいいのではないかと

と思いますので、ぜひ学校跡地検討委員会の立ち上げを要望しておきたいと思いますので、もうそれについての答えは要りません。

それから、地上デジタルでございますけれども、この切りかえは総務省とメーカーが何か仕組んだような気がしてなりません。総務省は天下り団体までつくっているわけです。そういった意味では市町村に余り責任はないと思うんですけれども、役割としては、情報の収集と広報活動があるというふうに理解いたします。

地上デジタル放送の垂水市の普及率はどのぐらいなのか、また、デジタル放送を受信できない地域があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○企画課長（太崎 勤）地上デジタル放送の普及率につきましては、本市で独自に調査していないために数字は持ち合わせておりません。

総務省が昨年5月に公表しました資料によりますと、地上デジタル放送対応の受信機の世帯普及率、全国で60.7%で、アナログ放送停波の認知度は97.7%ということでございます。

次に、デジタル放送を受信できない地域でございますが、新たな難視地区と言われる地域が発生をいたしております。これは、従来の地上アナログ放送は受信可能ですが、地上デジタル放送は受信困難となる地域のことで、本市では、現在のところ、新城の浦川内地区、牛根麓旧養魚場付近の溶岩地区、牛根の高野地区の3地区が確認をされております。

その対応としましては、共聴施設の新設が考えられます。浦川内地区につきましては、昨年11月21日に、総務省九州総合通信局並びに放送事業者により、振興会役員に対しまして、調査結果と共聴施設について説明会を行ったところでございます。今後、他地区におきましても、総務省九州総合通信局、放送事業者と連携し、地元の意向を尊重しながら、対応してまいりたいと思います。

○森 正勝議員 新たな難視地区として、浦川内ですか、それから牛根麓の溶岩地区、高野地区が挙げられております。浦川内については一応対応が進められているということでございますけれども、溶岩地区と高野地区はデジタル放送が受信できるようになるのかどうか。それからまた、経済的な負担が困難な方への支援策はないのか、お聞きいたします。

○企画課長（太崎 勤） 議員御心配の牛根2地区の対策について、説明をいたします。

まず、牛根麓溶岩地区は、昨年9月、新たな難視地区に追加されておりますが、対策が必要な世帯は3世帯で、共聴施設を新設した場合、国の補助、NHK補助及び県の補助を合わせても、3世帯で割ると個人負担が大きく、また完成後も維持管理の負担も大きいと予想されます。新聞報道では、共聴施設新設に対する助成額の引き上げの情報もありますので、詳細がわかり次第、総務省及び放送事業者と連携し、対処してまいりたいと考えます。

また、高野地区につきましては、新たな難視地区にことし2月に追加されたとの連絡がございまして、今後、対応をすることとなります。対策が必要な世帯は12世帯であり、有線共聴施設の新設が示されておりますが、施設維持管理が課題となると思われまので、地元意向を尊重し、対策を進めていきたいと考えております。

それと次に、経済的な理由で受信できない方への支援制度につきましては、地上デジタル放送の簡易チューナーを無償給付する支援制度が始まっています。これは、生活保護などの公的扶助を受けている世帯、障害者がおられる世帯でかつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯、社会福祉事業施設に入所されていて、みずからテレビを持ち込んでおられる世帯の中でNHK受信料が全額免除されている世帯が対象となっております。本年度は、21年10月1日から22年2月26日までに受け付けが行わ

れ、保健福祉課と連携をとりながら、市報等で広報活動を行ったところでございます。

○森 正勝議員 最後の質問をいたします。

2月下旬に地上デジタルの説明があったようですけれども、さらに広報の徹底が必要と思われまいます。今後、相談窓口等を設置する考えはないか、お聞きいたします。

その前に、先ほどの牛根の難視地区については対応をよろしく願いいたしたいと思ひます。

これで、私の質問を終わりたいと思ひます。

○企画課長（太崎 勤） 2月22日から24日まで、市内の9地区公民館で合計18回の地デジ説明会が、総務省鹿児島県テレビ受信者支援センター主催で行われました。合計で125名の市民の方が参加をされておられます。説明会終了後は、個別の相談も行われております。アンテナ調整やチューナーの価格等について、相談が多かったとの連絡を受けているところです。

相談窓口につきましては、今のところ、本市で設置する予定はありません。総務省が設置しております、地上デジタル放送の受信相談センターを利用していただきたいと考えております。また、鹿児島市に総務省鹿児島県テレビ受信者支援センター、通称デジサポが設置され、先ほど申しました地デジ説明会や難視地域への調査を実施をいたしてしております。したがいまして、地上デジタル放送についての相談の問い合わせは、総務省の受信相談センターに電話していただくよう周知をしているところでございます。

なお、受信相談センターの電話は、0570-07-0101でございます。

○森 正勝議員 どうもありがとうございます。

○議長（川尻達志） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（川尻達志） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、総括質疑及び一般質問を続

行します。

△散 会

○議長（川尻達志）本日は、これもちまして散会します。

午後 4 時 21 分散会

平成 22 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 22 年 3 月 10 日

本会議第3号(3月10日)(水曜)

出席議員 15名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠 員)
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	宮 迫 義 秀
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	島 児 典 生	教委総務課長	北 迫 睦 男
保健福祉課長	城ノ下 剛	学校教育課長	有 馬 勝 広
生活環境課長	迫 田 裕 司	社会教育課長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成22年3月10日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△平成22年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問

○議長（川尻達志）日程第1、昨日に引き続き、平成22年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を続行します。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可します。

最初に、8番池山節夫議員の質疑及び質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 おはようございます。

きのうの議会が一番最後で質問が終わるかと思っておったんですが、2日目の一番最初になりました。余談なんですけれども、きのう市長が、ある同僚議員に腕を組んで話しかけられました。私はそれを見て、何とか、寂しいとか、友達1人去っていくんじゃないかと、そういう思いがしたわけです。それで、私もきょう、きのう終わるからと思っていたんですけど、きょうの1番になって、私にも市長が腕を組んできたらどうしようかと思っただけなんです。

そういうこともなく、ということで、余談ですが、それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、平成22年度施政方針並びに各会計予算案についての総括質疑と一般質問に入らせていただきます。さきの通告順に従って質問をさせていただきますので、市長並びに関係課長の御

答弁をよろしくお願いいたします。

政府は、来年度から5年間の新たな少子化対策大綱である「子ども・子育てビジョン」をまとめました。少子化対策は、1990年代のエンゼルプランから、2000年代の子ども・子育て応援プランなど多様な取り組みがありましたが、余り実効は上がっておりません。昨年10月の内閣府の調査で、「結婚しても必ずしも子供を持つ必要はない」と答えた人は過去最高の約43%で、20から30代の女性では60%以上に達しております。若者が出産や育児をためらう状況の改善が急がれるところであります。次の時代を担う子供たちの育ちを社会全体で応援するために、子ども手当として、親の所得にかかわらず、中学生以下の子供1人当たり、初年度の2010年度は1万3,000円が4月から支給されるようになります。一般会計予算書の子ども手当支給事業費1億6,143万6,000円の内訳について、教えてください。

子育て相談支援センター委託費については、わずか51万4,000円の予算が組まれておりますが、内容についてお示してください。

乳幼児医療費助成事業は、前年度予算の保健衛生費から、本年度は児童福祉費に変わっておりますが、この点について伺いをいたします。

特別保育事業費については、内容と、それと、認定こども園について垂水市の現状を教えてください。

商工業の振興について。

ふるさと特産品普及事業補助金については、ふるさと応援基金から200万円を拠出した事業と理解をいたしますが、この事業の概要を教えてください。

地域雇用創造実現事業については、先月の垂水経済同友クラブの新年会の折に開発商品を試食いたしました。今後の展望を伺います。

緊急雇用創出事業については、割愛いたします。

自治体の生産性について。

2月3日、民間シンクタンクが全国780市の2006年から2007年度の決算や職員数などのデータに基づき、人口1人当たりの自治体職員の人件費を試算いたしまして、生産性ランキングとして発表をいたしました。

この内容は、自治体間でばらつきがある面積や人口、職員の年齢構成などの影響を取り除いた上で、各自治体の職員数と給与から全体の人件費を算出して、人口1人当たりの人件費を試算をしております。

その結果、生産性の第1位は富山県小矢部市で、人口1人当たり人件費は年間1万838円で、最下位は大分県津久見市で、人口1人当たりの人件費は4万6,346円です。ちなみに、標準的な人口1人当たりの人件費は2万5,179円となっております。

この調査は、地方税の徴収業務、窓口業務、ごみ収集などの業務ごとの生産性も示されております。垂水市は、ごみ収集処理業務が全国で15番目ではありますが、労働コストは、後でちょっと変更もあったと思うんですが、私ちょっと気づいていないんです、そこで749番目となっております。これは低い評価となっておりますが、見解を伺います。

「わたり」について。

地方公務員に実際の役職よりも高い給料を支払うわたりが、鹿児島県内では鹿児島市など11市6町であり、計2,371人が対象となっております。行政改革や財政改革を進めてきた中で、垂水市も80人がわたりと指摘されておりますが、なぜこのような結果になったのか、教えてください。

図書購入費について。

2009年度に国が必要と認めて算定した公立小・中学校の図書購入費のうち、予算化率は77%にとどまっています。図書購入の財源は地方交付税に算定されており、使い道は自治体の判断に

任せられており、財政難の中で約2割が目的外に充てられた格好であります。垂水市での予算化率についてお聞きいたします。

寡婦控除について。

我が国の所得税は、戦後シャウプ勧告を受け、世帯単位から個人単位の課税方式に改められたにもかかわらず、税制面では配偶者の有無や世帯の状況に応じて負担が変動する各種の措置があります。つまり、結婚や出産、結婚後の配偶者の就労状況など、人生選択によって税負担が変わります。男が働き、女は家を守る、そういう時代につくられたこの仕組みは実情に合わなくなっていると感じますが、まず、寡婦控除についてお示してください。

市長の給与について。

議案第2号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案で、垂水市長等の給与に関する条例の一部改正が提案されておりますが、昨年、垂水市特別職報酬等審議会が十数年ぶりに開催をされております。

この審議会では、県内各市との比較や財政状況、特別職の職責の重要性など、総合的に踏まえて審議を行った結果として、議員の報酬、市長、副市長及び教育長の給料の額を現行のまま据え置くことが適当であると、委員全員の意見の一致を見たという答申がなされております。妥当と答申されたものを毎年減額するについての疑問は感じられないのか、市長に伺います。

市役所庁舎の耐震構造について。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業によって、かねてより要望をしておりました垂水幹部派出所から精寿庵までの市道4号線と、早馬通りの市道41号線の補修改良工事が行われることが、昨日決定されました。速やかな工事着工がなされますようお願いを申し上げます。

昭和33年に建設されて以来、既に50年以上が経過している市役所庁舎について、まだ当の間はこの庁舎で行政の業務を行わなければなり

ませんが、地震等に対する不安は大きなものがあります。地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業のような新しい補助事業などで耐震補強に取り組めないのか。また、耐用年数と耐震診断の現状について教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）おはようございます。

池山議員の少子化対策についての各項目について、お答えいたします。

最初に、子ども手当につきましては、皆様も御承知のとおり、紆余曲折を経まして平成22年4月から、0歳児から中学3年生までの子供1人に対しまして、月額1万3,000円を支給するものでございます。支給月は、6月、10月、2月を予定しております。本市の対象受給者数は約1,700名、予算につきましては、1億6,143万6,000円を予定しております。

対象者の把握につきましては、今回の補正で要求しております子ども手当支給システムにおいて対応をしているところでございます。支給につきましても、何ら問題なく支給できるものと考えておるところでございます。

次に、少子化対策の子育て相談支援センター委託費について、お答えいたします。

子育て相談支援センターは、オープンから5カ月経過いたしました現在、利用者登録者数も70名と順調にふえ、1日当たり平均して17～18名の親子が利用されております。月1回ではございますが、市の保健師と管理栄養士における育児相談、健康相談、栄養相談もあわせて行っております。子育てに奮闘されている利用者の皆様方から、大変好評をいただいているところでございます。

現在、1人の指導員で運営を行っており、利用者がふえたこと、休みがとれないなど、どうしても代替の確保が必要であることから、また、ある程度、支援センターの運営が軌道に乗って

きたことなどを踏まえまして、それと、イベント開催や利用者が多い日は指導員が複数人で当たることができることなど、さらにきめ細やかな対応ができるものと考え、平成22年度から、長年子育てサークルの育成に努めてこられました垂水市社会福祉協議会と協議を行い、業務委託をお願いすることとしております。今後も、社会福祉協議会と連携を図りながら、子育て相談支援センターの充実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、乳幼児等医療費助成事業についてでございますが、今まで衛生費支出、これを民生費支出に変えたのは、本来の支出が妥当であろうという指摘がございまして、変えたところでございます。

内容につきましては、垂水市では、平成21年度から子育て支援、次世代育成のための施策として、0歳児から中学校卒業までの子供を対象に医療費の助成をしてきているところでございます。現在、登録対象数は1,563名、本年度4月から12月までの乳幼児等医療費支払い実績といたしまして、376万6,524円の支出をしております。例年より247万円ほど多くなっているようでございます。また、年間にしますと、乳幼児等医療費市単独分の予算額740万4,000円に対しまして、現在のところ、330万円の支出を予定しているところでございます。今後につきましては、まだ事業導入1年目であることから、今後検証していきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、特別保育事業についての認定こども園について、お答えいたします。

認定こども園につきましては、都市部では、働く母親が増加し、基本的に延長保育のできない幼稚園ではなく、預かり時間の長い保育園に子供を預ける傾向があるようでございます。その結果、幼稚園は定員割れの状況がふえ、保育園では定員オーバーになり、待機児童が生じて

いる状況が発生しているようでございます。そこで、幼稚園と保育園が一緒になる認定こども園であれば、双方の問題が解決する施設になるとの思惑があるのが事実でございます。

一方、過疎地では、少子化により未就園児の数が少ないため、幼稚園、保育園とも運営が困難な状況にあります。来年度も待機児童のいない本市では、幼稚園とか保育園が新たに認定こども園をつくるとなれば、幼稚園、保育園のすみ分けがなくなり、既存の幼稚園、保育園の運営が成り立たなくなるのは明らかだろうと考えております。

このようなことから、入園に際しましては、お子さんをお持ちの世帯の就業形態に応じた施設選択をしていただければと考えておるところでございます。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 御質問の2点目の商工業の振興についての御質問にお答えいたします。

まず、ふるさと特産品普及事業費補助は、消費低迷による商工業不振への支援策として、地域特産品の消費の拡大及び販路の開拓などを主な目的に、例えば、他の市町で行われておりますふるさと便という地域の旬の特産品をパッケージして送る取り組みがありますが、このような取り組みを市内の企業で事業化する提案をしていただき、選考の上、2～3件程度の提案を選定し、事業化に当たってのパッケージ経費や宣伝費用などについて、その費用の2分の1程度を補助し、支援しようとするものでございます。

次に、地域雇用創造実現事業でございますが、この事業は、新商品開発と旅行商品の開発部門がございまして、御質問は新商品の開発についての御質問であったと思っておりますので、そのことについてお答えさせていただきます。

この事業は、垂水市観光・地域産業活性化協議会で事業を行っているものでございまして、

地域の低利用・未利用の農水産物を活用した商品開発並びに販路開拓など行うもので、ビワ、インゲン、ブリ、カンパチ、エビなどの例えば流通に乗りにくい産物を利用して新商品の開発を行い、商品としての販売が見込めるかなどを検討した上で、開発した企画品を企業に紹介し、実際の商品として売り出してもらおうとするものであります。

これまで、カンパチかまのバジル焼きなど69品目の新商品を試作し、試食、アンケート調査などが行われておりまして、このうちからインゲンのポタージュレトルトなど7品目の試験販売を近く始めると聞いております。また、このようなことで、農水産物の市場価値のつかなかったものに加工して付加価値をつけることで、例えば、曲がったインゲンや傷のついたビワなどでも農産物としての価格形成ができるのではないかと考えております。

なお、この地域雇用創造実現事業は平成22年度まで事業実施する計画でありまして、今回の事業を行うことで新たな雇用の開発につなげ、雇用の受け皿となる事業所等の育成を図ることを事業目的といたしております。

○総務課長（今井文弘） 池山議員の質問にお答えいたします。

自治体の生産性についての見解ということでございましたが、労働コスト、それから徴税業務、窓口業務、ごみ収集処理業務について、各自治体生産性のランクづけが1月の新聞で発表がありまして、私も拝見をいたしましたけれども、ごみの収集業務につきましては、議員おっしゃいますとおりに15位というところでありましたので、納得する部分もございまして、ほかの分の順位につきましては、議員と同じで、かなり低いというようなことを思ったところで満足しているわけではございません。本市におきましても、これまで職員一丸となって行政改革に取り組み、成果を上げてきているというふう

には考えております。

ただ、この民間のこの調査の今回の目的といえますか、これは、民間委託をできる部分はしてコスト削減を図っていくことで、人口1人当たりの人件費も削減されていくんだということで、民間委託できる部分は民間委託していく必要もあるんじゃないかと、この調査から言えることではないかなというふうには感じております。

いずれにしましても、報道発表されたこの調査結果でございます。それはそれでしっかりと受けとめて、市民への効率よい市民サービスが提供できるように行政改革、さらなる行政改革に取り組んでいかなければならないのではないかとこのように思っております。

次に、わたりについての御質問にお答えいたします。

わたりにつきましては、読売新聞の記事では、地方公務員に実際の役職よりも高い給料を支払うものとして、県内17の地方自治体が記事として掲載され、本市も含まれているところでございます。

それではなぜ、わたりに該当するということと新聞に載ったのかということになりますが、これは、昨年、総務省のわたりに関する調査が全国の地方自治体に対して行われまして、その中で、わたりの基準が設定され、具体的には国の級別職務分類表と、地方自治体の級別職務分類表が合わない部分をわたりとして位置づけられたということとでございます。

そうした場合、本市では、給料表の5級に格付をしている係長と副主幹の29人、4級に格付をしている主査の51人、合わせて80人がわたりの対象者となったところでございます。

これまで、級別職務分類表に、国に準じるようになってはならず、各地方自治体が組織規模等に応じた役職を設定し、運用することが認められてはいました。また、国からの指導としま

しては、その運用に際して、条例、規則等で規定した上での適正な運用を求めており、これまで本市では、国の指針に基づき、適正に運用をしてきたところでございます。

本年度からわたりの定義が変わり、全国の多くの自治体が「わたりの実施あり」ということになったところでございますが、今後、総務省から何かしらの是正措置の指針が示されるものではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（有馬勝広） 池山議員の学校図書購入予算についての御質問にお答えします。

学校図書は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で学校教育上、重要な役割を担っております。本市におきましても、学校教育予算の中で重点としている予算でございます。平成21年度は、小学校費で162万4,000円、中学校費で125万3,000円と、前年度比、小学校費で120%、中学校費で113%増額しております。

本市におきましては、学校図書の充実に対する推進策として、文部科学省が設定しております学校図書館図書標準に基づく図書の充足率を基準に、学校別に配当を行い、本市全体の学校図書の充足率の向上を年次的に推進していくように計画しているものでございます。

なお、御質問の交付税措置による予算化率につきましては、平成21年度、小学校91.6%、中学校81.7%、計87%となっております。

以上でございます。

○税務課長（川井田志郎） 池山議員御質問の6番目の寡婦控除について、お答えいたします。

議員御質問の寡婦控除は、女性の納税者が所得税法上の寡婦に該当する場合に受けられる控除でございます。控除額は27万円となっております。

寡婦控除の要件としまして、納税者本人が、

原則として、その年の12月31日の現状で夫と死別し、もしくは離婚してから結婚していない人、または夫の生死が明らかでない一定の人で、扶養親族がいる人または生計を一にする子供がいる人が対象になります。

この場合の子供は、総所得金額が38万円以下で、ほかの人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人に限られます。また、夫と死別してから結婚していない人、または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人です。この場合は、扶養親族などの有無は要件になっておりません。

さらに、寡婦に該当する方が次に申し上げます3つの条件を満たすときは、特定の寡婦としまして、寡婦控除27万円に8万円を加算した35万円の控除とする特例があります。3つの条件を申しますと、1番目に、夫と死別または離婚した後結婚していない人や、夫の生死が明らかでない一定の人、また2番目に、扶養親族である子供がいる人、3番目に、合計所得金額が500万円以下であるという内容となっております。

次に、本市の市民税の寡婦所得控除の金額及び平成21年度該当者件数でございますが、一般寡婦の場合は26万円で、該当者が43件、特定寡婦の場合は30万円で、該当件数が46件、寡夫、男性の場合もあるんですが、26万円で、該当件数は26件、以上のような状況でございます。要件は所得税と同様になっております。

また、申告書を送付するときに、申告書に手引きとしまして詳しい説明書も同封いたしております。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘） 7番目の市長の給与についてでございますが、市長への答弁を求められましたが、報酬審議会等の経緯等がございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

市長等や議員の報酬の額に関する条例を議会

に提出しようとするときは、垂水市特別職報酬等審議会条例に基づき、あらかじめ当該報酬等の額について報酬審議会の意見を聞くものとなっております。

最近では、昨年1月21日に報酬審議会を開催しましたが、その結果としまして、議会議員の報酬、市長、副市長及び教育長の給料の額を現行のまま据え置くことが適当であるとの答申をいただいております。審議内容としまして、人事院勧告、他市の状況、市職員の給与、本市の歳入や市民所得との比較、職責の重要性など、総合的に審議された結果でございます。

なお、特別職の給料減額は平成14年度から継続して実施してきております。

今回の特別職の減額改正について、報酬審議会に諮らずに上程している理由としましては、報酬審議会は、第三者の意見を聞くことにより給料の適正化を図る目的で設置されておまして、市長が自分の都合のいいように取り扱わないようにする予防手段として、また暫定的な減額措置は市民に負担を強いるようなものでないことから、報酬審議会に諮る必要がないものと解されております。特別職の給料削減は、市の財政状況等を考慮し、経費削減の一助として、毎年市長等が独自に判断しているところでございます。

仮に、削減後の給料額で本則を改正すると申しますと、現在、特別職の給料は県内18市中17位でございますので、飛び抜けて最下位になるということになります。

また、市長が報酬審議会に諮問しても、先ほど申しましたように、いろいろな要因を総合的に審議する機関でございますので、他の自治体の報酬審議会でありましたが、市長の個人的な金額の提示は報酬審議会の役割を逸脱している諮問として、答申されない可能性もございます。

本則で規定されております額は、報酬審議会で審議を経た垂水市の特別職に対しての適正な

給料額と判断されておりますので、市長が独自の判断で議案上程し、本則を改正することは問題があると考えております。

以上でございます。

○財政課長（三浦敬志） 池山議員の市庁舎の耐震構造に関するお尋ねにお答えいたします。

議員御承知のとおり、本市庁舎本館につきましては、昭和33年の竣工でございます。新館が平成5年の竣工、別館、旧あけぼの食堂であります。昭和53年の竣工で、平成7年に取得しております。

消防庁舎につきましては、昭和37年、38年、44年に、順不同ではございますが、事務所、車庫、倉庫が竣工し、平成13年に取得しております。

耐震構造につきましては、建築基準法等の法の改正の中で、昭和56年及び平成12年に大きな改正が行われてきておりますが、本館、別館及び消防庁舎につきましては、どちらも改正時のものを満たしておりません。新館につきましては、昭和56年の新耐震設計基準は満たしておりますが、平成12年の基準につきましては満たしておりません。

鉄骨鉄筋、または鉄骨コンクリートづくりの法定耐用年数としてうたわれているのは、50年というふうに記されております。ただ、構造、それからコンクリートの素材、用途、竣工年月日、地震の揺れ方等、さまざまな条件で耐震度につきましては変わってくるようでございます。

以上です。

○池山節夫議員 大体わかりました。

順番にいきますけど、子ども手当、総額が1億6,000幾ら、全額支給、私は事務手数料が要るのかと思ったんですけどね、国の補正でシステム改修は前倒しでされているわけですね。だから、要らないということで、その点は安心したんですけど、システム改修のほうが前倒しでやられているということは、さっき課長が言わ

れたように、問題ないということで受けとめていいんだろうと思います。

質問なんですけど、国は、まだ決まっていないうけど、未納の学校給食費なんかがあったら、それを子ども手当から差し引こうとかかのような動きがあるんですけど、その辺に関して何か国のほうから来ているのか、それとも全然来ていないのか、そこだけちょっと教えておいてください。

それと、おとといイータックスで税の申告をしようと思って、住基カードですか、あれを取りに行ったら、結構暇が要るんだというので、ことしはもうやっぱり郵送にしようと思ったんですけど。別にこれから先、ずっと1万3,000円、来年から2万6,000円、ずっといくんだろうけど、その分に関しては問題ないんでしょうけどね、みんなに。ただ、所得によって差がついてきたときには、住基カードなんかが必要になったりするのかなと思ったりしているわけですよ。定額でずっといけば問題ないんでしょうけど。これは質問には当たらんから、まあいいわ。ここを、ちょっと住基カードの番号なんかを活用して、やっぱり本当は必要な人に、額が違って支給されるようになるのかなという思いがあったんですけどね、この点に関してはいいです。さっきの分だけでいいです。

子育て相談支援センターの委託費、51万4,000円で余りにも低いんじゃないかなと思ったんですよ、私。受けるほうもよく受けたなと思ってね。安いなと思ったんですが、だから、この予算書を見て、51万4,000円で社協がという話ですけど、よく受けたなと思ってね。それで、増員したりしたらもうちょっと予算がつくはずだし、これで大丈夫なのかなという思いで質問したんですけど、今後、ふやす方向へとか、検討するというようなことでしたから、その点に関してはいいですけど、51万4,000円のその中身ですね、給料とかそういうものなのか、それとも時

間給なのか、それを教えてください。それと、今後、やはり登録する人もふえてくるようになったときに、ふやすときに、どんな、今後補正でとか措置をしていくつもりなのか、そこを教えてください。

乳幼児医療費についてはいいですね。

それから、認定こども園、垂水は待機児童がないからまあ大丈夫なんでしょうけど、ただ、例えば幼稚園と保育園ありますよね。同じところで経営しているとか。例えば違った幼稚園と保育園とで一緒になってやろうとか、そういうことの、そうさせてくださいとかそういう動きはないのか、その辺のこと、ある、ないだけでいいです。教えてください。

商工業の振興についてなんですけど、この前見本をいただいて、おいしいんですよ、それなりにね。ただ、あれですね、例えばインゲンの曲がったのを使って何かつくった。レベル的にはおいしいんですよ。それで、私も商売やっているから、いろんな新商品が出てくるんですよ、会社から。その中で、ヒットするというのは本当に何年かに1品なんですよ。もう我々がこれはいいと思っても、なかなかお客さんには受けなかったりね。どこに問題があるか、私がずっと長年の商売の経験から話をちょっとさせてもらいますと、とにかく、安いか、とびきりうまいか、どっちかですよ。

それで、例えばインゲンのポタージュ、おいしかったですよ。おいしいほうの部類に入るんだろう。インゲンに関して、ピワに関して、それなりのレベルにあると思いますよ。ただ、じゃまた食べたいと思うか。また食べたいと思わないと売れないんですよ、商品というのは、必ず。で、それか、もうむちゃくちゃ安いか。そのどっちにも、これから値段設定もされるんだろうけど、例えばインゲンの佃煮、そのポタージュ、それは例えば曲がったのでつくったんだったら、原価的には安いもんだから、何でこ

なにこのインゲンのポタージュは安いんだというぐらいの量でいこうと思うのか、そういう感じでないと、まず商品として市場に流通するときにヒット商品にはなっていないと思うんですよ。そうでないと、普通に、曲がったものを普通の商品に加工したのと同じ値段で売ったんでは、まず売れないんですよ、間違いなく、同じだから。もうむちゃくちゃ安いと、それともむちゃくちゃうまいか。その辺のことを課長自体がどう考えておられるか。

いろいろピワの加工品とか、インゲンの加工品とか、ブリの胃袋だったですかね、サンジャというの、あれもうまかったですよ。だから、うまいんだけど、ほかの市場に出回っている類似商品と同じぐらいの量とか、同じ値段じゃ絶対に勝てないんですよ。倍、量があるとか、もう何か独特うまいとかないと。その辺について今後、これは観光・地域産業活性化協議会、前の谷口課長がやっておられるところなんですけど、一応所管になると思うから聞くんですけど、その辺のことについて考えを聞かせてください。

それと、自治体の生産性、これはさっき言われたように、私はこれは市長に聞きますけど、もう7年、水迫市長になってですね、その前から行財政改革は進められてきて、私は頑張っているほうだと思っているんですよ。そこへ来て、次のわたりもそうなんですけど、一生懸命やっている割には七百何番と、新聞開かないとあれですけど、ごみの収集業務だけが15番で、あとは全体的な生産コストは七百何番、それで窓口業務と何だったかな、そのほかも五百何番、七百何番です。行革をここまでやってきた割には低いなど、私が思うんですけど、その辺に関して市長もそれをどう感じられたのか。あれだけやってきてこれかいと、そういう思いもあると思いますよ。その辺も、これは民間のシンクタンクが調べたことだから異論はあると思うんで

すよね、その辺について感想をお聞かせください。

それから、わたりについてなんですけど、これも一緒に、きのう田平議員がラスパイレス指数について質問されたんですけど、財政課長が、前年度の退職給与が3億幾らあって、それを省いたのでラスパイレス指数を計算すると、94点幾らになるんだと、101点幾らがね。そういう説明で、それは納得するんですけど、やっぱり一緒に、これだけ努力してきて、私もそうですけど、垂水市民も、当然もう垂水にはわたりなんていうのはないんだろうとと思っているわけですよ、思っていたわけですよ。それが全国的にもあると。それで、垂水は入っていないだろうと思っていたら、80人という数字が現に出てきている。その辺について感想があれば、市長に。

これはけさちょっと見たんですけど、名古屋はおもしろいんですよ。さっきちょっと見たんですけど、課長、課長補佐、係長、その課長の横に困難課長というのがいる。で、課長補佐の横に困難課長補佐、係長の横にも困難係長、いる。それで、聞いていたら、この困難係長、困難課長、困難課長補佐というのは何だということ、それは業務的にすごく困難なことをこなしている人を、係長じゃなくて困難係長としていると。ほかのそれも一緒だと。後日調べたら、困難係長が例えば何人かだったな、いると。困難係長が三百何人いて、じゃ、ちゃんとした課長は何人いるんですかと言ったら、こっちはゼロだと。全部困難係長、困難課長補佐、困難課長だ。正規の課長、係長、それはゼロだと。ということはどういうことですかと聞くと、みんな困難な仕事をしているから、それに応じた給与が1回上がっているわけですよ、普通の正規の係長の職より、給与体系より。これは岡山の例だったんです。

だから、垂水市も、さっき総務課長が言われたように1回目の答弁を聞いていたら、これは

全国一緒なんでしょうけど、総務省が基準を変えてきたと、今まではわたりにあたらなかったのを、急に基準を変えられて、わたりになるようになってしまった。それは理解します。その辺について、もう課長に聞くのは酷だから、市長に、市長も当然、これがわたりだなという認識は市長のほうにはなかったと思いますよ。その辺を認識していて、わたりだなと認識しながらやっていたというのは問題になるんだろうけど、その辺の認識はなかったと思いますけど、今まで行財政改革を一生懸命やってきて、こういうわたりが80人というふうに指摘されたこのことについて、感想をお聞かせください。

図書購入費については、垂水市は前年に比べて80何%ですか、まあいいんでしょう。私がちょっと調べたところでは、さっき課長が言われた学校図書館図書標準で図書費を割り当てる。全国的には小学校は45%、中学校は39%。それからすると、90何%、80何%、まあよしとしましょう。

ただ、これからもなるべく、地方交付税の中に算定されてある金額で、教育長の部局のほうでは算定金額はこれぐらいだというのはわかるんでしょうけど、大体国の金額が214億円、国から算定したのが額が出ていて、地方自治体が実際に図書費に計上したのは214億円のうちの164億円だということですから、だから、77%ぐらいなんですけど、今後は、やっぱり大体総額これが図書費だなというのはわかるでしょうから、精いっぱい、子供の教育のために図書費のほうへ100%充当されるようにお願いします。

寡婦控除なんですけど、これは何で私が取り上げたかということ、さっきから税務課長が寡婦の要件について言われましたけど、結婚して御主人が亡くなった人、離婚した人とかいろいろあるんですけど、これ矛盾が出てきているんですよね。垂水市に何名のお母さんがいらっしゃるかも聞きませんが、やっぱり、いるかい

ないか、いらっしゃると思うんですけれども、結婚して子供を産んで、御主人が亡くなったとか離婚したとか、そういうふうにすると寡婦控除の適用も受けられるし、寡婦として認められるから、税額も、住民税、そして今度は保育園に入るときのそういう保育料なんかも減免されるわけですよ。ところが、たまたま結婚しないで子供さんを産んだと、そういうお母さんは寡婦控除の適用も受けないし、それで保育料の減免も受けられない。これは法律上の問題で、税務課長にどうのこうのと言ったって始まらないんです。

ところが、さっきの岡山市なんですけど、岡山市は、もう既にそういう人に対して、みなし寡婦控除ということで保育料の減免とか取り組んでいるんですよ。4月から千葉市も取り組むと。それは、だから、行政で、地方自治体単位でやっていかないといけないんじゃないかという思いがあって質問をしているんです。

特に、本当に矛盾なんですよ。結婚して、別れた。でも、婚姻歴があるから、次にまた別な、結婚して別れた女性の人がいますね、今度は結婚しないで赤ちゃんを産んだと。その人は1回婚姻歴がありますね。その人と、最初からもう結婚しないで子供さんを産んだ人とは、こっちは婚姻歴があるから、最初の別れた旦那さんとの子供じゃなくても、この人は寡婦として認定されるから、寡婦控除も保育料の減免、住民税、そういうことも全部受けられる。だけど、婚姻歴がなければ受けられない。この辺を、やはり少子化、いろいろな面で市長も、乳幼児医療費とかそういうことで垂水で先駆けてやられているわけです。これは何名いらっしゃるか、どのぐらいの金額、そんな大した金額じゃないでしょう。だから、これを今現にやっているのが岡山市、あとは4月からやろうとするのが千葉市、これを水迫市長、やっぱりこのぐらいのことは取り組んでいいんじゃないかと、そう思

うもんですから、それについてちょっとお聞かせください。

それから、市長の給与、これは今度提案されているんですけどね、毎年毎年、予算的なものもあって提案される。そのことに関しては反対もしませんし、いいんですけど、1つ気になるのが、市長が本則のほうの条例を変えないで、毎年こういうふうに減額してやる、給与の減額をするというのは、副市長、教育長は、この次、市長選挙に出られたらまた当てはまりますけど、選挙に出られている市長は、減額するということは、合法的な市民に対する何というのかな、買収とは言わんけど、そういうものに当たる、そういう法律論争があるんですよ。だから、その辺のことに関して、だから私は質問したんですけど、だから本則を変えてしまえと。それでなければ、もらいなさいと言うんですよ。

副市長、ちょっと聞きますけど、去年の1月、まだ私と監査におられたんですよ。そのときに報酬審議会に行かれた。そのときに報酬審議会の一員として決められているわけですよ。そのとき、副市長になるとわかっていたのかなという質問をまずしますが、なっていて、自分のものを決めたのかわからんですけどね、そのときはもう、そう市長に言われていたというのか、まずそこと、それと、報酬審議会の議論があって、そこで妥当となっているんですよ。妥当となっている、おれも妥当としたのに、何でおれ、減額されるんだらうとかいう思いはないのか。

それと、市長に、私は財政的なものを考慮、取っ払えば、報酬審議会なり何なりが妥当としたのを無視する形に、ある意味でなると思っているんですよ。それほど、議員の報酬、それから市長、副市長、教育長、その答申を無視して毎年、この辺にどうも矛盾を感じて、それだけ大変な働きをするんだからもらいなさいよと、もらわないと言うんだったら本則を変えるべき

じゃないかなというのが私の思いで、その辺についてちょっと感想を聞かせてください。

時間がなくなるからちょっと急ぎますけど、それから、市庁舎の耐震構造についてなんですけど、この前、桜島特別委員会があったときに、第1回、2月でした。ちょうど委員会を開いている最中に地震が来たんです。それが後から聞いたら震度3、結構揺れたんですよ。そのとき議長も議長席、委員会室に座っておられたんですけど、みんないるし、一番先に逃げるのも格好悪いから、座っていたんですよ、私。だけど、怖いんですよ、この建物。私は自分の家は震度8までは大丈夫だというのがあったから、家の中にいて怖いと思ったことはないんですけど、ここは怖いんですよ。それで、特に田平議員の上は雨漏りもしますしね、一番怖いところなんです、真ん中は。柱もないですしね。それで、一番地震があったときに思うのは、床と天井が落ちないかという思いがあって、もし大きなのが来たら、この中で助かるのはだれかなと、私はこの前考えたら、保健福祉課長と感王寺さん、そこから出られて新館に逃げれば、この2人だけです。だから、その辺について、時間がなくなってきたけど、その点について今後、市庁舎の耐震化、何かいいことはないか、お答えください。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）御質問の子ども手当の取り扱いにつきましては、国のほうからまだ今のところ、要領云々等は来ておりません。ただ、給食費等に使う、制約等につきましてはそんなに規制があるとは聞いておりません。

次に、相談支援センターでございますが、51万4,000円のほとんどが人件費でございます。予算編成の段階で、市の臨時職員の単価等を組んでおりましたので、さらに今回、これからふえると、利用者もふえるということでございますので、複数人の対応とか、それらを踏まえまして、もう少し単価等のアップ等、対応していき

たいと、補正で対応していきたいというふうに考えております。

それと、認定こども園につきましては、今、待機児童、市内一円だけが1人多いと、申込みの段階で、ただ1名定員増加ということで、この認定こども園につきましては、今のところ要望がないというふうに解釈しております。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌）商工業の振興についての2回目の御質問にお答えいたします。

まず、ヒット商品は非常に限られているという御指摘でございます、私もそのとおりであろうと思います。

今回の新商品の開発につきましては、試作した品目が実は137品目ございます。その中で、試食・アンケートまで持っていったのが69品目ございまして、まだ、この中から実際に商品化できるものなどはかなり絞り込まれてくるものと思っております。これ個人的な意見でございますけれども、この中で数点でも商品化できれば成果が上がるのかなというふうに思っております。

次に、商品としてのヒットする要因に、安い、うまいかというこの2点がキーワードになるだろうという御指摘ございましたけれども、この意見も私、そのとおりではないかと思っておりますし、また大変参考になる御意見だというふうに思います。

この商品の値つけにつきましては、この企画した商品を実際商品として作り出しまして、それを例えば道の駅などに置きまして、実際売れるかどうかという試験販売も行いますので、その中で、ある程度の値つけの想定はできるんじゃないかと思っております。

ただ、実際のところは、企画品、提案いたしました商品を事業化する事業所のほうで実際の値段を決めてくるということになりますので、そこで実際、しいた商品が、原価が幾らになり、

もうけは幾らになりと、販売コストは幾らにか、その辺のことを考えて値つけをされることになろうというふうに思っております。

○市長（水迫順一） 私に幾つか振られましたので、お答えをしたいと思えます。

まず、自治体の生産性につきましては、私自身も見させていただきましたが、意外だなという気持ちは議員と一緒にございます。

ただ、15位になりました収集業務、これは前も10万以下の都市のリサイクル部門で全国9位という実績がありますので、この辺は納得がいくところなんですけど、それと、市民が26分別を非常に積極的に今まで取り組んでくれたというようなところからして、当然だというふうに思っております。

ただ、このランクづけの積算が、どのような積算でこういう結果を出されたのか、その辺が判明しません。そういうところについては、やはり実際こういうような評価がされたわけですから、だけど、真摯に受けとめて、課長が言いましたように、民間委託やら、それから指定管理者制度、その辺も今後もまた進めるべきではないかと、さらに進めていくべきじゃないかというふうには感じているところでございます。

それから、わたりにつきましては、今までそういう職務表が国と地方であったわけですが、それが違っておったということでございます。この辺を修正して、市民にも本当に納得のいく、透明性のあるものに今後変わっていくだろうと思えますし、それは、そのことはやっていかなければいけないというふうに思えます。

ただ、一方で、国と地方の職階級にしましても、違いがあるんですね。国のほうは、審議官があったり、局長があったり、また、天下りがあったり、そういうのがあってございますが、その辺も国民から、あるいはまた市民から見ると納得がいくような方向に変わっていくだろうと思えますし、その努力を我々もしなければ

いけない、そういうふうに思っております。

それから、寡婦につきまして、これもちょっと私に振られましたが、市営住宅等の入居基準ということでは、寡婦や議員の言われるような境遇の方でも、入居そのものには制限はございません。しかしながら、住宅使用料すなわち家賃ですね、家賃につきましては、公営住宅法施行令によりまして、既にさまざまな控除が加味された所得税法による収入で算定されることになっており、住宅使用料そのものでの控除は行えないことになっております。つまり、所得税法の控除の対象では、寡婦そのものについては明文化されているものの、言われている境遇の方の控除は考慮されておられません。結果的には、公営住宅法において、住宅使用料の算定の基礎となる収入には反映されないこととなりますので、現法制上では特別な控除ができないということになっております。

市長の給与につきましては、御指摘の意味はよくわかります。ですけど、本市で喫緊の課題としてこのところずっと取り組んできた財政の健全化、持続できる財政に立て直すんだという努力をずっとやってきておるわけでございます。緩やかながら財政がいい方向へ向いてきておるのも事実でございますけど、長の、トップとして、やはり自分から率先してこういう財政に取り組むんだと、意思表示だというふうに思っていたきたい。

そういう気持ちでやっておりますし、昨今は県内のほとんどの首長が、市のほうでございまして、ほとんどの市長あたりの給与カットについては同じような形をとられる、差はございますが、ところがふえてきておるといふふうにも認識しております。

○財政課長（三浦敬志） 市庁舎の補強工事等に関するお尋ねにお答えいたします。

平成22年度より、現段階では仮称であります。耐震改修促進計画を策定しようという計画を進

めているところでありまして、その計画の対象とする建築物の中に、防災上重要な市有建築物として庁舎及び消防署等ほかありますが、を対象としていこうと考えているところでございます。そして、その計画期間中にいつの時点で補強工事を実施するのか、今後検討していくこととなると思います。（池山節夫議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

次は、10時45分から再開します。

午前10時32分休憩

午前10時45分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

7番北方貞明議員の質疑及び質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、質問に入らせていただきます。

きのうから同僚議員が質問しておりますけれども、私の質問と重複するかもしれませんけど、よろしく願いいたします。

本年度の施政方針で、市長はこの7年間、「市民の目線に立った市政の推進」をモットーに、3つの視点、「改革」「協働」「前進」を念頭に置きながら、経済、環境、福祉のそれぞれの領域が調和のとれた市政運営に取り組んできたことと強調されました。これからも、市民が安心して、安全な、また心豊かなまちづくりに一層努力していただきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

桜島降灰について。

私は、この桜島に関しては路面清掃について質問いたします。

ロードスイーパーは、市所有が1台で、本市の民間業者は1台も所有していないのが現状だと思っております。降灰のひどいときは、本市

では鹿児島から借用し、また垂水市の民間業者も本市と同様、鹿児島や他の市・町から借用し、路面掃除を行っています。

降灰は予想ができません。路面清掃車ロードスイーパーは、消防の消防車、救急車等と同様に、いつでも出動できるような体制を整える必要があると考えますが、現状ではすぐ対応ができません。市の考え方をお聞かせください。

次に、浜平のガソリンスタンドについて。

私は昨年の12月でこの問題を取り上げました。12月議会の答弁で納得がいかなかったので、再度質問いたします。

市長は施政方針の中で、消防行政で、「市民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守るため、消防職員・団員の資質の向上のため、消防体制の充実に努め、市民に対する防火・防災意識の高揚に努める」と述べられています。昨年の12月議会で、前の消防長は、浜平のガソリンスタンドの工事は、公衆道路上の工事でありながら、集落の方々に説明する必要はないと判断されたと言われました。現消防長は、12月の答弁を正しいと思われるか、また今後の安全対策に対して集落の方々に説明する必要があると考えられるか、お聞かせください。

次に、食肉センターの衛生管理について。

食肉センターについては昨年12月議会において質問しましたが、その中で、新設民営の期間を5年以内と設定すべきではないかという質問に対して、生活環境課長は、「施設や内部の機械類の老朽化はひどく、あと5年もつかどうか非常に厳しい状態である。新設民営の期間を設定するのは垂水市と畜場運営委員会で検討していただく」と答弁されました。

まず、過去3年間の修繕料の金額と主な修繕についてお聞かせください。

次に、現在の基金残高は約300万円しかないということですが、既に耐用年数を過ぎた機械・設備はないのか。もしあるとした場合、その機

械の名称と予定金額を教えてください。

本市と畜場は市直営となっていますが、実際は施設管理だけが直営で、と畜場内の解体業務は民間業者が行っています。と畜場の施設整備の不備によって、その社員に事故が起きた場合、当然垂水市に賠償責任が起きるのではないかと考えていますが、そのことに対しての考えをお聞かせください。

次に、垂水しおかぜ街道について。

今回、県において、垂水の美しい海岸を活用し、垂水しおかぜ街道構想について、魅力ある観光地づくり事業として県から8,000万円の予算が3月議会上に上程されましたが、現時点でその内容がわかる範囲で教えてください。

次に、老人憩の家について。

垂水市では、老人憩の家は中央地区と新城南地区の2カ所にあります。お年寄りの健康増進、福祉向上の施設であります。多くの方々が利用でき、大変喜ばれています。道の駅を計画されたとき、牛根地区には老人憩の家がないため、道の駅に温泉施設をつくり、お年寄りの健康増進、福祉向上に役立つような計画をされました。道の駅がオープンして数年たちますが、牛根地区のお年寄りが中央地区、新城南地区のように利用できない現状です。福祉サービスとして格差があると思いますが、どのように考えておられるか、お聞かせください。

以上で終わります。

○土木課長（深港 渉） 降灰対策につきましての、ロードスイーパーの緊急的出動への体制整備についてお答えいたします。

御指摘のとおり、降灰時の速やかな復旧に対応するためにロードスイーパーが即稼働できることが重要だと言えます。

本市におけます路面清掃におきましては、昨日も森議員にお答えしましたとおり、対象の市道路線を5つの工区に分け、民間業者に発注し、実施しているところでございます。つまり5台

のロードスイーパーが必要になるわけですが、そのうち、大型車対応となる3つの工区につきましては、最大3台の貸し付けを国土交通省より協力いただいていることから、いつでも稼働状態にあると言えます。

問題は、残りの小型車対応となる2つの工区であります。受注した業者が市場のものを個別に借り受けて対応しております。しかしながら、市場にある小型タイプの台数が非常に少ないことや、ほとんどが年式が古いために良好な稼働状態にあると言えない状況であり、また、借り受けに係ります事務処理や運搬に時間を要することから、早急な復旧という観点から苦慮している現状でございます。

市内業者におきましては、鹿児島市のように定期的な通常清掃を含んで受注することがあれば、ロードスイーパーの購入も検討したいと言う方もおられますが、夏場の降灰の少ない時期も含め、長期的なそのような発注となりますと、財政状況などにより困難と言えるところでございます。

即対応可能な出動態勢の確立のために、理想としましては全車両を貸し付けて稼働させることができたと考えておきまして、大型車につきましては、先ほども申しましたとおり国土交通省よりの借用車と、それから鹿児島市から譲渡予定としております2台でございますけれども、これで対応できるものとしておりますけれども、残る小型車両につきましては、昨年からは国土交通省へも貸し付けをいただけるよう御協力のほうをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○消防長（宮迫義秀） 北方議員の浜平のガソリンスタンドについて、「12月議会で消防長は、工事に対し、安全防災面の説明は必要ないと判断したと答弁されたが、再度お聞きしますが、集落には説明しないのか」との質問にお答えいたします。

消防本部といたしましては、12月議会終了後に、関係課と今後の対応につきまして協議を実施しているところでありますが、地区住民に対しましては、説明会を近日中に開催したいと思っております。

また、今後は、公衆用道路に支障が生じる工事につきましては、事前に関係課と協議し、地区住民に説明した上で対処していきたいと思っております。

以上でございます。

○生活環境課長（迫田裕司） 食肉センターの衛生管理について、お答えします。

まず、過去3年間の修繕料と主な修繕の内容ですが、修繕料は、平成18年度1,260万円、平成19年度2,608万円、平成20年度1,464万円となっております。機械類が古くなっており、また常に約83度の温水により煮沸消毒していますので、機械類の傷みも激しく、毎年約1,500万円程度の修繕料が必要でございます。その中で、平成19年度は屋根の修理に約756万円使っております。

次に、既に耐用年数を過ぎた機械類ですが、冷凍機が既に15年の耐用年数を過ぎております。金額は、設置工事費まで含めて約2,000万円かかりますが、設置するのに約2週間の工事期間が必要とのことです。しかし、2週間も大隅ミート産業のカット工場をとめるわけにはいきません。

次に、施設管理の不備により事故が起きた場合、当然、管理者である垂水市の責任となります。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） しおかぜ街道構想についての御質問にお答えいたします。

このことにつきましては、さきの川畑議員の御質問にお答えしたとおりでございます。今回の県の魅力ある観光地づくり事業での整備予定箇所は、桜島口から荒崎パーキングエリアに至る区間の範囲ということになります。今後、

県においては地元説明会を開催する予定と聞いております。あわせて、関係先や市の役割分担との調整などを行った上で、事業実施箇所の選定や施工方法など具体的な計画は、今後の実施設計作業の過程で決まってくることとなります。

参考までに、本市が事業提案いたしました整備要望をもって概要を御説明いたしますと、護岸背後の通路等の整備及びルート化、並びに園地整備等でございます。

また、今回の事業提案が採択されました要因に、海潟漁港において垂水市漁協が行っております、えさやり体験やかんぱち祭りなど、ソフト面と一体となった活用が今後見込める点などが評価されたものと思いますので、特にこの事業での園地整備等の利活用については、今回のルートの中点における休憩場所ということもございしますが、漁協イベントや漁業体験、漁家民泊によるグリーン・ツーリズムの取り組みなどの活用にも期待が持てるものと思っております。

次に、老人憩の家に関する御質問でございますが、御質問は、福祉サービスとしての考え方の御質問でございましたが、私のほうから、道の駅をそのような形で利用できないかという観点でお答えさせていただきたいと思っております。

このことにつきましては、これまでも類似の御提案がありまして、市内の各世帯に1枚ずつ無料入浴券を配布した経緯がございます。また、現在は、障害者手帳をお持ちの方や付き添い1名に入浴料を100円にするサービスや、老人クラブの団体の方々が昼食をとられた場合に無料入浴券をお配りするサービスなど行っております。

道の駅の温浴施設の運営は、経費縮減への取り組みや利用をふやすために、サービスデーを設けるなどして改善に努めておりますが、非常に厳しい状況でございます。例えば、老人憩の家は、65歳以上の老人クラブや個人の利用において、個人で1回100円、団体で1回1,050円の

使用料ということでございます。道の駅の現在の運営状況はさきに述べましたとおりで、高齢者の利用料金を安くいたしますと、利用者がふえることは期待できますものの、このようなサービスを道の駅で独自で行うことは、道の駅への負担が大きいと予測され、現状では困難と思われます。

以上でございます。

○北方貞明議員 2回目の質問をさせていただきます。

降灰のこと、よろしく申し上げます。昨日でしたかね、鹿児島から中古を購入して、降灰に対しては対応をするということでありました。台数がふえて市民サービスができることには私も大変喜んでいただいております。

私はせんだって議会運営委員会で東京に行ってきた、ある事務所に行ってきたんですよ。そして、私たちのそのメンバーも行ったわけですが、鹿児島の方がその事務所に来られて降灰の話をしたわけなんですけど、先ほどもちょっと課長も触れられましたけれども、鹿児島には民間業者が20社ぐらいで、約20台ぐらい保有しておると。中には3台保有しているところもあるから、民間業者で約50台ぐらいの保有車があるんじゃないかなという話を聞きました。

それで、その中で、私たちの垂水にこの間貸していただきましてありがとうございますと言ったわけなんですけれども、その方に質問したんですけれども、機械は借りたけど、うまくとれていなかったよと、要するにこんなに私が話をしたら、ロードスイーパーは大変技術が要るんですよと、オペレーター養成をやはりせな、きれいにとれないと、そういうような説明をしたわけなんですけど。

鹿児島市はその中で、灰が降るときはもちろん出動するわけなんですけれども、先ほども課長が触れられましたけど、降灰のない時期は路面清掃とかいう形で、車検が、車の検査ができる程

度の清掃作業をしておると。市が財政力が豊かだからそれをされておるかもしれませんが、そういうことで、灰が降ったときはいつでもその保有台数が出動できるような体制をとっているんだと。ということで、先ほども述べましたように、ロードスイーパーは緊急に要るんだから、消防車あるいは救急車のような考え方で市はやっぱり運営せんないかなのかなと、そういうふうな話をされましたので、先ほども触れたわけなんですけれども。

先ほど言いましたようにオペレーターの技術も要るということで、リースを借りてすぐうまくできないらしいですよ。だから、民間の方々も、そういうような降灰のないときでも路面清掃というふうにして市が仕事を出されたら、民間の方々も買われていくんじゃないかと思うんですけれども、その辺のことを鹿児島同様にできないか、それをまずお聞きします。

○土木課長（深港 渉） 2回目の御質問にお答えいたします。

議員の言われるとおり、鹿児島市の場合でございますけれども、人口が多いことから、一般家庭や事業所、当然多くなりまして、また県都でもありますことから、公共的機関なども、機能も集約されておりました、交通影響も含めまして、社会的影響も大きいと考えられるところでございます。自然的に早急な降灰対策としましても、必然になると考えるところでございます。

その対策の1つとしまして、御指摘のとおり、民間保有者も即対応できるように、ロードスイーパーそのものの維持管理も兼ねまして、通常清掃として定期的に稼働させておるのも現実でございます。また、鹿児島市みずからの路面清掃に係ります車両も約50台ほどあると聞いておりました、先ほども議員のほうからありまして、一般論的には財政力の観点が大きいと言えることは事実であると思います。しかしながら、先ほど述べましたように、社会的な平穩を

早急に復旧するというような目的がございますので、そのような対応をされていると推察するところでございます。

先ほどの私の答弁の中で、できるだけ貸付車として対応できたら、即対応できるというような構想を申し上げましたけれども、特にそれにつきましては、市所有の車であるということも含めまして、議員の言われるとおり非常にシビアな運転操作になりますので、その辺の講習といたしますか、それも含めた検討をしてみたいと思っております。

いずれにしても、正式な鹿児島市等の譲渡のそういう契約等がなされましたら、速やかにその辺の体制につきまして確立してみたいと思っております。

以上でございます。

○北方貞明議員 今、課長の答弁で、鹿児島市は社会的影響がとか言われましたが、垂水市も同じ、降灰をこうむれば社会的な影響があるわけですから、その辺は検討してください。

先ほども言われましたように、オペレーターは本当にシビアなと言われました。確かに、私も聞いたように、難しいらしいです。走るだけじゃなくして、路肩のほうには勾配があると、それで調整がかなり難しいんだと。それで横のほうのとれないのは、もうオペレーターの腕しかないんだとそのように聞きましたので、先ほど言われましたように、市の、借りたときは研修とかそういうようなのはされるということで、立派な市の職員でオペレーターを養成してください。よろしくお願いします。

これから県や国へ、これだけひどければ、今までの降灰に対しての基準を見直さねばいけないと私は思っているんですけど、やはりこれは規制緩和を求めていかなきゃいけないかなと思っておるところです。それで、今、垂水市が入っています4市の桜島火山爆発連絡協議会ですか、これでもやはりこの規制緩和を含めて、い

ろいろと市の方々に検討していただきたいと思っております。

それで、その4市で、これだけ灰が降れば、4市でロードスイーパーを購入していく方法はないものかと。これは垂水と鹿児島が一番降灰に対しては被害をこうむるわけですがけれども、鹿屋と霧島、それは少ないわけなんですけれども、購入したときは応分なお金を出し合ってるものいいんじゃないかと思っておりますから、これからはそういう面も、4市でこういう降灰対策のロードスイーパーを考えていただけないものかと思っております。その辺はちょっと考え方は、企画でしょうかね、4市になれば。どちらですかね、土木課長ですかね。ちょっとその1件を答弁をお願いします。

○土木課長（深港 渉） 今言われます4市となりますと、桜島火山活動対策協議会、これに加入しております市ということになりますけれども、実は、議員も言われたとおり、鹿児島市から借用しているわけでございますけれども、この会議とは別に、いわゆる路面清掃を行っている国あるいは県、市を含めた、火山対策連絡調整会議というのが鹿児島県の道路維持課が事務局になりまして、そういう組織がございます。今回の鹿児島市からの借用も、この連絡協議会の中の要綱に応援体制というのがございまして、その中の一環として借用していることになっております。

したがいまして、今御提案のように即4市での購入となりますと、この辺のあたりの要綱の中にあります応援体制を含めたことも踏まえまして協議していかねばならず、また、実際の借用についていろんな、例えば維持管理費的な扱いとか、いろいろ細かい調整がございますので、今現時点で、即これで購入可能かどうかという結論は出せない。あくまでも連絡調整会議、あるいはまたその上の、上のと言いますか、火山対策協議会、それなりで協議していくべき

ものだと考えているところでございます。

○北方貞明議員 今、4市で応援体制をつくってやっていくということですが、よろしくその点をお願いいたします。

今度は要望ですけれども、私も火山特別委員会の委員で前回そこにおったわけですが、私たちが陳情に行くとき、資料を当日、各課からいただくわけですね。これで検討してくださいと出されるわけですよ。これじゃちょっと、その数時間では勉強ができないわけですよ。だから、4市の協議をする前に、垂水市は特別委員会があるわけですから、特別委員会と執行部と要望、陳情、意見を調整して、それから資料をこれから作成していただければ大変ありがたいんですけれども、これは要望しておきます。よろしくをお願いいたします。

次に、浜平のガソリンスタンドですが、近日中に説明会を開くということですが、私は12月に質問して、もうここ3カ月になっているわけですね。なぜそれまでそういうふうに延ばされたのか。

この問題も、私が一般質問をしますよと言ってから動きがまたあったような気がします。前回も、私が質問しますよというとき消防も動かれて、それで土木課のほうも、あら知らなかったということがあったわけなんですけど、消防は迅速に行動するのをモットーにして消火活動、救急活動をされておると思うんですけれども、余りにもこの対応は遅いと思うんですけれども、そのようなことがないようにしていただきたいんですけれども。

それで、先ほど言いました、今後このようなことがあったら地元説明もするというふうに言われましたが、今後こんなのはあったら困ります、本当を言って。この問題は、18年度のこの議会でも言うておるわけですね。それを消防の方々は見落としておるんですよ。これは重大な責任だと私は思うんですよ。消防の方々

が見落とした関係上、今、土木課は大変苦勞されておるんじゃないかなと思うんですよ。私はそんなに思っているんですけど。

今後、そしてスタンド側とどのような協議をされるか、お聞かせください。

○消防長（宮迫義秀） 2回目の質問にお答えいたします。

住民に対して説明会が遅いという指摘をいただきましたけれども、消防本部といたしましては、土木課と協議をして、エコスタンド垂水店の代表者の方と一たんお話をしたいということで、そのお話の中で、いろんな境界線に白線を引いていただいたり、境界が設定されていることを再認識していただくと。それと、公衆用道路上の通行を妨げない行為をしていただくと。それと、同事業所の大規模変更や転売、または事業廃止などの計画があるときは、公衆用道路の管理者、垂水市長ですが、事前に協議をしていただきたいということを代表者と話をした上で、現地、浜平のスタンドで住民説明をしたいという考えを持っておりました関係で、今になってしまいました。

一応説明会は3月12日、あさってですが、13時から実施いたします。

それと、こういう工事が今後あってはならないという指摘なんですけれども、平成18年度も質問したということなんですけれども、この浜平のガソリンスタンドにつきましては、昭和43年7月に県知事あてに敷地拡張を含む変更許可申請が提出されて、許可されています関係で、昨年暮れに出ました変更許可申請、許可をせざるを得ないということで、許可を出しております。垂水市の消防本部が設置されたのが昭和44年4月1日なんですけれども、その以前の変更許可の申請、県知事だったんですけれども、垂水市としてはタッチしていないと、タッチしておっても、県の指示のもと、手伝い程度の関係じゃなかったらどうかと思っております。

以上でございます。

○北方貞明議員 私は余りこの問題には触れなくなかったんですけど、正直言って、ちょっと違うことを言われますから、もう一遍聞きます。

43年に知事が許可をしたからということですけど、その今度は業務は市に移管されたわけ、来たわけですから、垂水市が今度はこの新しいことでは許可をするわけですよ。（「はい」と呼ぶものあり）それで、知事はもう関係ないんですよ。垂水市が責任を持ってやらんならんなわけですから。と私は思うんですがね。

そしてこれは、転売という言葉が今出てきましたけれども、前の経営者は地元住民には、やめるとか転売するときはここはみんなにあげる、ちゃんとするからと言われたんですよ。ただし、言われた人、聞いた人がもうお年寄りだったから、もう亡くなっているから、私の言葉は信用してもらえないかどうかわかりませんが、そういう事情もあったんですよ。やめたときは、ここはちゃんともとに戻すよということだったんですけど。

それで、「知事が」とさっきも言われましたけど、この問題は、県が指示したからこっちへ来て、そのまま許可したと言われますけれども、その前に地籍調査をしておるわけですよ。そこに土木課も、ここは公衆道路ですよということをこちらで認識されておるわけで、市全体が認識されておるんですよ。それを消防が見落としたわけですからね、これは責任大きいと思うんですよ。

そのことに対して今度は市長に伺います。そのことをどう思われますか、市長。

○市長（水迫順一） この問題は本当に、今後どう所有者がかわっていくか、その辺でまた大きな問題になる可能性があるんですね。地域住民にとって非常に問題だということは私自身も認識しております。

今、消防長が申し上げたのは、そもそもの発

端がこういうスタートで始まったんですというのを申し上げたわけです。ですから、このこともしつかり我々はわかって、その上で対処していかなければならないと、そういうふうに思っております。ですから、現所有者から次の所有者に移り変わるときに、本当に地域住民が納得する形で解決ができるかと、その方法へ向けての努力を市もしていかなければいけない、そういうことだと思います。

○北方貞明議員 この問題は、ああだこうだ、余りもう言いません。そうしたら、とにかく早い機会にガソリンスタンド側といい形で和解していただくように、わかっていただくように、早い作業を進めてください。よろしく願います。

次に、食肉センターのことについてです。今、課長からお答えをいただきました。年間1,500万円ぐらいの修理費がかかると、そして今後もちろんかかっていくと思いますけれども。それで、とりあえず早急にやらにゃならんようなのが、冷凍機が耐用年数が15年が過ぎ、約2,000万円ぐらいかかるということです。基金が300万円しかないわけですから、どうされるか私は心配しております。

老朽化がひどくなり、機械類が大変傷んでおる、傷ついておると思います。それで、作業中に機械類の腐食により異物が入ったとか、そういうのは今までなかったのか。

私がなぜこう言うかといいますと、この間、私たちは桜島の降灰のことで両漁協に行ったわけなんですけれども、箱詰めするとき桜島の灰がぼっと入れば、地方に出したとき、衛生管理が悪いと言われるということをお聞きしました。氷に黒いのがまざれば大変目立つと思います。垂水では「たった灰か」というぐらいで流せるかもしれませんが、降灰のないところではやはり衛生管理が悪いと思われると思うんですよ。

だから、と畜場でも、そういう異物が入って返品されたとかそういうのはなかったか。また、その責任はどこが負われたか、お聞かせください。

○生活環境課長（迫田裕司） 昨年、冷凍機のさびが製品にまぎって、返品があったという報告を受けております。なお、大隅ミート産業から請求はございませんでした。

以上でございます。

○北方貞明議員 私は昨年、と場の屋根裏まで上ったわけなんですけど、先ほど言いましたように、老朽化で鉄骨が腐って、本当に崩れるんじゃないかなと心配をしたわけなんですけれども、先ほども池山議員が震度3で怖かったと言われましたけれども、あそこの施設も大変危険な施設じゃないかと思っております。施設の不備により事故が発生した場合は、当然、垂水市の責任だと思っています。基金も先ほども言ったようにわずかになり、これから機械・設備に一般財源を投入せざるを得なくなるときが来ると思いますよね。我が垂水市にとっては、この食肉センターは一刻も早く解決しなくちゃならない問題だと思っております。

12月議会で「5年もつかどうか」と答弁されましたけれども、市長は、これを5年と言わずに、もうそういう時間は待てないんだというようなことで、市長から、あと何年ぐらいで民間業者に任すのかと、そういう考えはありませんか、お聞かせください。

○市長（水迫順一） と畜場の老朽化問題は非常に深刻であるということは、議員指摘のとおりでございます。ですから、それゆえに早く解決しなければいけないというふうに思っておるわけでございます。

まず1番目に、現行、今、大隅ミートさんを中心にと畜場を利用いただいているわけですが、どういう形態での利用になるのか、協同組合でやるのか、あるいはミートさん独自でや

られるのか、その辺が決まらなとなかなか先へ進まない問題だろうと、そういうふうに思っております。その他いろんな問題がございますので、それを運営協議会をどんどん開く中で、今言いましたこと等をまず解決して、そして方向性を決めてから、どんどん協議を進めながら、早急な対応をしていくということが肝要だろうと思います。

ですから、何年以内、3年とかいうようなお話も出ましたが、それは運営協議会の中で、各方面からのいろんな協議を踏まえた上で決めることだと、そういうふうに思っています。

○北方貞明議員 今、運営委員会で決めることと言われましたけれども、この運営委員会は、課長は3月までに開くと言われましたけれども、私もそのメンバーの1人とされておるんですけど、いまだかつて開かれておりませんけれども、いつ開かれるおつもりかお聞かせください。

そして、各課の協議は、このことについて何らかの進捗があったのか。

○生活環境課長（迫田裕司） 前回の12月議会で、年度内には開催しますと約束しておりました。3月中には開催していく予定でございます。

○北方貞明議員 そうしたら、しおかぜ街道に入らせていただきます。

これは昨日、川畑議員も質問されております。場所は、園地、何でしたかね、ちょっと忘れちゃったけれども、そういう施設をつくるという場所は、漁協が所有している海岸側のあの温泉が出る、あの場所ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。あの場所は温泉もあるわけなんですけれども、温泉の活用は考えておられないのか、お聞かせください。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 温泉の活用につきましては、正直申しましてちょっと想定にございませんでした。また、その温泉が、現在所有されている泉源がどのような状況なのかもちよっと把握いたしておりません。

そこにはまた、漁協初め、地元の方々の御意見も参考にしていかなきゃいけないと思いますけれども、また、現在提案している事業の中にも、そういう提案はいたしておりません。

ちょっと答えにならないかも知れませんが、

○北方貞明議員 シーサイドでしたね、済みません、シーサイドということで。シーサイドのことはそれでいいですけども、脇登ですか、あの部分も整備されるということですよ。あの部分は、今、皆さんも御存じのように、何かあの区間は地権者とトラブルが発生しておると思うんですけども、その問題も早目に解決して、県に対して作業が支障を来さないように、その分も解決していただきたいと思います。

それから、私はあそこを通ったとき、これは皆さんも御存じかもしれませんが、海岸のところに墓地があったような気がするんですけども、それも把握されておるか。1基だけなんですけど、あったんですよ。あれは神様と言っていいのか、墓と言っていいのか私にはわかりませんが、こういう問題は早く解決していかなければ大変後々、作業をおくらすことになりますから、この辺をちょっと、把握されていたら教えてください。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 墓地につきましては、先般も現場も調査いたしましたけれども、そのときもちょっと見落とししております。現状でどういうものがあつたか把握していません。

○北方貞明議員 先ほど言ったのは見落とししたというか、まだ確認がとれていないということですけども、こういう問題は、今さっきも言いましたように、早いこと解決していただきたいと思います。

このしおかぜ街道は、垂水にとって、観光客誘致とかそういう面で大変有意義な施設ですから、水産課あるいは観光課、また土木課、力を合わせて一日も早く完成するようによろしくお

願いしておきます。

次に、老人憩の家についてですけども、先ほど言いましたように、牛根地区に最初道の駅を計画されるとき、福祉目的の温泉という形の計画はなされてはあったと思うんですけども、それが今、実現していないのが現状です。

それで、今、2つの地域で、中央と新城南地区で温泉を利用した、物販も入れてですけども、年間約120万円ほどの収入があるということですよ。そして、市からの持ち出しが約500万円ぐらいあると。差し引いて約350万円前後、市からの持ち出しというか、あるわけですけども、これは金額がどうこうと私は言いたくはないんですけども、これは健康増進、福祉目的でそれだけのお金が要するというのは、私はある反面、医療費、いろんな面で削減されたらプラスになるんじゃないかなと思っておるところです。

その恩恵を牛根地区が受けていない。だから、牛根地区もこれに見合うぐらいの、あるいは何分の一かでも牛根地区の方々にサービスはできないものか、それをお願いいたします。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 道の駅の現状は、さきにお答えしたとおりでございます。

そこで、ただいまいただきました御提案についてでございますけれども、まず、市全体として、高齢者への福祉サービスをどこまで対応できるのかという点、また、このことで道の駅の運営に与える影響等を勘案して対応を考えることになるとは思いますが、このような点を考慮し、また財政負担が発生いたすとなりますと、今後、長期的な観点でとらえなければならないと思いますので、今後、道の駅はまた関係課とも協議してみたいと思います。

○北方貞明議員 財政の面で長期的な観点で考えていかななくてはならないと言われましたけれども、私が言いたいのは、何で地域によって格差があるのかと、牛根の方々にも、中央あるい

は新城地区の方々と一緒にサービスを受ける権利があると思うんです。だから、平等に福祉サービスもしていただければと思っておるんですけども。

例えば、今、道の駅が定期検査で掃除をしておりますよね。それに150万円以上かかるということを知っております。それを市が負担して、これはまたちょっと言い方は悪いかもしれん、取引みたいになりますけれども、その分を牛根、150万円工事費がかかる、それで市から道の駅へやる。そのいただいた見返りとしてはなんですけれども、その分で牛根地区の老人、65歳、憩の家を利用される方は65歳に達した、そういう方々にサービスはできないものか。これはもう市長に聞かないかんですかね、そういうような考え方はできないものですか、市長。

○市長（水迫順一） 道の駅の牛根地区の方々のそういう老人憩の家としての利用というのは、今までも堀添議員ですかね、それと森議員ですか、提案がございました。そのことは十分検討の余地があるなということは考えておりました。

ただ、新城のほうも沸かしておるものですから、結構経費がかかるんですね。そうすると、新城も、それから中央の憩の家も、ある程度、いつも来られる方が決まっておるような気もいたします。特定の方々の利用が多いような気がしますので、この辺の反省といいますか、もうちょっと、これだけの経費をかけての福祉ですから、もうちょっと多くの方に来ていただく方策を考えていかなければいけませんし、その方法として、直営でやったほうがいいのか、ある程度どっかに任じたほうがいいのか、この辺もやはり含めて、今後、この2つの施設は考えていかんといかんと思うんですね。

ただ、道の駅は後から、後発でございますので、たまたま牛根地区にそういう施設が、憩の家がなかっただけに、そこの利用をあわせて考えてくれというような御提案でございます。こ

れはその提案は提案として受けたいということで、今言いましたように、検討の余地があるということは今も思っております。

ただ、道の駅は、やはりあそこの独立採算制も、今、課長から話がありましたように保っていかなければいけませんし、市内だけじゃなくて市外の方々が7割、8割と言われておりますので、そういう方々の利用もやはりあわせて考えていかなければいけない。あわせて、温浴施設というのは非常に経費がかかって、なかなか利益を追求することには難しい面があるんですね。そのかわり、物販を兼ねて、物販で効果を出すという考え方でやっておるわけですから、その中に本当に道の駅的なものを持ち込んでいいのかどうか、その辺あわせて、今後も検討せんといかんと。

それともう1つは、あれだけの道の駅の施設ですので、全市民の中の老人対策ということで老人クラブに大いに、年に1回ずつは無料で提供しております。ですから、全市の、垂水市民の中の老人を全域対象にした道の駅の利用ということは現にやっておるわけでございまして、そういうものの中で果たされていないのかどうか、その辺も、どんどん牛根地区の老人クラブにそれじゃ余計、回数を使っただけ方法とか、そういうことはできると思うんですね。ですから、そういうこともあわせて今後、考えていかなければいけないと。ただ、普通の憩の家とはちょっと形態が違うので、その辺はやはりいろんな意見を入れて考えていかなければいけない、そういうことです。

○北方貞明議員 市長が今、道の駅は憩の家とのあれとは違くと、私もそれはわかっておるつもりです。憩の家は福祉目的ですから、道の駅は許可も大衆浴場ということで、それは私もわかっているつもりです。

先ほども言われましたように、温泉施設は利益は上がらないと言われました。これは言うつ

もりはなかったんですが、実は私も聞いたんですよ。管理組合のほうでは、本年度の22年度は温泉部門は2,000万円の赤字が出ると試算をしているということを聞きました。これはもう試算ですからね、一応聞いたことを言った。

それで今、憩の家は決まった人が利用すると。決まった人でもいいんでしょうけれども、それは健康になれば。それは市のほうのPR不足もあると思うんですけども、やはり利用していただくには市からのPR活動も大事じゃないかなと思っていますので、どんどん憩の家を利用される方が多いように努めてください。

それで、大衆浴場という立場であそこはちょっと難しい、道の駅が難しいことは私も認識しておるんですけども、そこで、こういう考え方はできないかなと思っているんですよ。あそこのお湯をいただいて、パイプラインで引いて、松ヶ崎の公民館に引くと。そうしたら、あそこに今度は大衆浴場と分離してできるんじゃないかなと思うんですけども、そういうような道の駅から分湯してもらって、松ヶ崎公民館に憩の家を建設するような考えはないか、今後ないか、ちょっと聞かせてください。

○市長（水迫順一）決して悪い提案じゃないと思うんですけど、近く、お隣でありますので、検討はしてみたいとは思いますが、ただ、足湯があそこの客寄せの、集客の大きな要素の1つになっておるわけですが、足湯自体も、あの60メートルを私は100メートルにする提案をしたんですけど、お湯が足りないということで、60メートルに縮小した経緯があります。

そういう意味からしますと、さらに向こうへ引いてお湯がどうなのか、そのお湯をやはり遠くへ引くということになりますと加熱も必要になってきます。経費的なものもひっくるめて、これはあわせて検討しなければいけないと思いますので、今の時点では、今、道の駅が大改造といいますか、レストランの改造と物販の改造

をやっております。ですから、これが終わって、この効果がどういうふうに出るのか、それで、安定した経営ができるのか、余裕が出てくれば、いろんなこともまた考えられると思うんですが、まずそういうことから先にやってみたい。そのことが先だと、そういうふうに思います。（北方貞明議員「ありがとうございます」と呼ぶ）

○議長（川尻達志）次に、5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。

また変えないといけないかなと思ひましてびくびくしておりましたが、前語りを少しだけを読まさせていただきます。

総括質問2日目、昼食前の時間を少し拝借いたします。平成22年度施政方針と予算については、3月議会初日に実に1時間を超えて市長が熱弁を振るわれております。市長就任以来7年間の実績をもとにされた垂水市の将来を見据えた施政方針であり、同時に、市長2期目最後の予算編成として、水迫カラーがわき出たものと理解したいと思います。

議長より許可をいただいておりますので、早速、通告に従い、順次質問をしていきます。

まず、施政方針についてお伺いします。

在宅をキーワードに置いた視点からの地域ケア体制整備の構築については、昨日の尾脇議員の質問への市長並びに課長の答弁で、在宅医療・地域ケア体制構築は、今後の保健、医療、福祉の問題だけではなく、さまざまな方向からの検証を要し、全庁的な取り組みが必要であり、それらを今、検討中であり、今後の取り組み体制を見守っていくスタートの段階であると理解いたしました。

昨年池田忠先生の「15年後の垂水を目指して」という講演会では、在宅医療の必要性、そのために民間の力だけでは限界があり、行政の

果たす役割が非常に大きい問題であることを熱く語られたことを思い出します。15年後、今、議場におられる大多数の方がまさにその当事者となるかもしれません。今後とも、この地域ケア体制構築については注目をし、多角的な問題提起と解決策について各課の取り組みを具体的に質問できるように、各所管課の、保健福祉課を中心に全庁的な取り組みを真摯に検討、実行されるよう要望して、質問は割愛いたします。

次に、第4次総合計画の主な実施計画について説明をされましたが、まず、「学びあえる地域をつくるために」の中から、1項目ずつ質問いたします。

1番目、水之上小学校に設立される放課後児童クラブについて、希望者数、設立場所、委託先及び管理・指導の人材確保等の具体的内容をお伺いいたします。

2番目、いよいよ4月1日に開校する垂水中央中学校の特色ある教育課程の編成と実施について、教育環境、教職員の人材確保、あるいは勉強、部活動等の教育委員会としてかかわることができる具体的な内容をお伺いいたします。

3番目に、垂水高校について、近年の流れに加え、国の政策である高校の授業料無償化の政策により、存続の危惧を一層懸念される説明がなされております。これまでも存続については何回も質問が繰り返され、そして何回も同じ答弁がされてまいりました。改めてお聞きいたしますが、一体となり、存続のための努力が必要であると述べておられますけれども、その努力はどのようなことをされてきたか、具体的な内容をお伺いいたします。

4番目に、学校教育について、生涯学習の観点に立ち、知育、徳育、体育に食育を加え、調和のとれた教育の充実により、「垂水の子らを光に」の実現を図り、感性豊かでたくましい児童生徒の育成を図ると述べられております。以前より知・徳・体は耳にしておりますが、食育

についても近年重要視されてきております。改めて、食育を加えた具体的な理由をお伺いいたします。

次に、「市民から信頼される・無駄のない行政経営のために」の中から、3項目ほどお伺いいたします。

1番目に、垂水市新定員適正化計画についてお伺いいたします。本年度は、定年退職7名、早期勸奨退職11名の予定の計18名もの職員が市役所を離れられるということで、業務への影響等については昨日の感王寺議員への説明で了解しましたので、別の観点から質問をしていきたいと思っております。

早期勸奨退職者の増加で、適正化計画よりもかなり前倒し的な進捗状況にあるだろうと思っておりますが、ここ数年の退職者、新規採用者、定員総数について、適正計画と比較した説明をお願いいたします。

2番目に、第5次垂水市行政改革大綱及び第2次垂水市財政改革プログラムについてお伺いいたします。議会初日の全員協議会の中で、これらについては詳しく説明をいただきましたが、3点ほど質問をして終わりたいと思っております。改めて御答弁をお願いいたします。

1点目に、これまでの大綱、財政改革プログラムと比較しての差をお伺いいたします。

2点目に、第4次総合計画との整合性についてお伺いいたします。

3点目に、民主党新政権下で不安定な政局の中、地方自治体に及ぼす影響もはかり知れないところがあるのが現状だろうと思っております。政策等が急展開する事態も想定されますが、市民の安心・安全を守る市役所の機能が振り回されることがあっては、市民の生活も不安定きわまりないものにならうかと思われまます。ここしばらくは熟慮に熟慮を重ねた対処方が必要かと思っておりますが、どのようなスタンスで臨まれていくのか、見解をお伺いいたします。

予算と施政方針の2期目の締めくくりとしての市長の見解は、一番最後にまとめてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）池之上議員の放課後児童クラブ設立について、お答えいたします。

今回補助基準の要件をクリアできたことから、新規に設置準備を始めたところでございます。当初は中央地区の幼稚園を利用して開設するよう計画をしておりましたが、園のほうから、指導員の確保、移動時間等の問題で開設を辞退されました。その結果を踏まえまして、平成22年4月1日から、水之上小学校裏門前の施設を利用いたしまして、水之上児童クラブといたしまして開設する予定でございます。

今後の運営につきましては、指導員を2名体制で行い、サポートに、常時ではございませんが、1～2名のボランティアを配置いたしまして、対応する予定でございます。また、夏休み等の長期休暇期間中の対応につきましては、臨時の指導員を数名確保し、対応いたしたいと考えております。

今後の運営でございますが、4月からの運営についてでございますが、利用対象者を小学1年から3年までの児童とし、保護者が仕事等で昼間家庭にいない世帯の児童といたします。

施設の開所日につきましては、日曜、祝日、年末年始を除く日で、預かり時間を平日午後2時から6時まで、土曜、夏休み等につきましては午前9時から午後6時までとすることとしております。

また、運営・支援体制としまして、公民館代表、保護者代表等で構成する児童クラブ運営委員会を設置し、運営を行っていきたいと考えております。

今回対象外となりました他の地域につつま

ては、少数の対象者を補助事業にのせることは困難であるということ等の理由によりまして、ボランティア等による預かり保育ができないか、方策の検討をしていきたいというふうにご検討いただいております。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸）池之上議員の垂水中央中学校の特色ある教育課程の編成と実施についての御質問にお答えします。

いよいよ垂水中央中学校は平成22年4月1日に開校いたします。そして、その歴史の第一歩を踏み出すこととなります。現在はその最終準備に取り組んでいるところでございます。

教育委員会では、垂水の海や山、川などの自然や歴史、文化を生かしながら、それらのすばらしさに気づかせるとともに、農業、漁業などの体験学習を通して、生きる力を備えた、ふるさと垂水を愛し、誇りにする子供の育成を目指しております。垂水中央中学校も、今述べました本市の教育理念を踏まえた取り組みを進めていこうとしております。

御質問の垂水中央中学校の教育課程につきましては、これまで、中学校長を初めとして、各中学校の教頭及び教務主任が中心となりまして、1年間をかけて編成してまいりましたので、その主な内容についてお答えいたします。

まず、学校教育目標でございますけれども、「ふるさと垂水を愛し、知性と徳性にあふれ、感性豊かでたくましく、生きる力を備えた生徒を育成する」となっております。校訓は、「創造」「感動」「鍛錬」の3つを設定し、知・徳・体のバランスのとれた生徒の育成を目指しております。

次に、重点項目は次の5つを設定しております。

1つは、信頼される開かれた学校づくりです。垂水中央中学校の教育理念等を市民に周知し、家庭、地域と連携した学校を目指します。2つ

目に、心に届く積極的な生徒指導と心の教育の充実でございます。いじめや不登校の未然防止、基本的な生活習慣の確立、あいさつ運動、道徳教育の充実を目指します。3つ目は、わかる授業による確かな学力の定着です。わかる、できる、身につく、そのような授業を推進し、さらなる学力向上を目指します。4つ目は、郷土に根差した特色ある教育でございます。郷土の自然、歴史、文化、施設等の活用、郷土の産業などの体験活動、垂水市における職場体験学習等の実施等を目指しております。

5つ目は、教育環境の整備・充実と教職員の資質向上でございます。校内の設営の充実、そして校内研修を通じた教職員の資質向上による学校教育の充実を目指します。特に、平成22年度は地区の生徒指導研究協力校として、来年の1月に研究授業等の公開を予定しております。また、中学校におきましては部活動の充実も大切であります。垂水中央中学校においては生徒数も多くなりますので、多様な部活動が充実するものと期待をしております。

このように、垂水中央中学校の教育課程の特色は幾つかありますけれども、4校の中学校が統合して新設されたことを考えますと、最も重視しておりますことが、先ほどの重点項目の中の郷土に根差した特色ある教育であると考えております。その中で、例えば魚さばき教室の体験学習、あるいは地域教材・人材の活用があります。また、地域との結びつきをさらに深めるために地域生徒会を組織し、地域生徒会の活性化と地域行事への積極的な参加を推進していくことを校長会でも共通理解しております。

垂水中央中学校は、4中学校の歴史と伝統を生かしながら教育課程を編成、実施してまいりますけれども、その過程で、垂水中央中学校にふさわしい教育課程はどうあるべきかを評価し、改善していき、より充実したものを目指してまいりますと考えております。今後とも、垂水中

央中学校の教育活動を御支援いただきますようによろしくをお願いをしたいというふうに思います。

私のほうからは以上でございます。

○教委総務課長（北迫睦男） 垂水高校存続問題の御質問にお答えします。

垂水高校問題につきましては、これまでも多くの議員の方々から御質問や御提案をいただきまして、垂水高校振興対策協議会を中心に、垂水高校の自助努力や行政側の役割、保護者の意識改革の問題等、それぞれの立場での努力やお願いをしてまいりましたが、生徒数の減少の問題もあり、年々入学者数が減ってまいりました。昨年からは普通科も2クラスになったことは御存じのとおりでございます。

今年度は市報たるみずで一年を通じて垂水高校の様子を情報提供し、市のホームページではトップページでの生徒募集を呼びかけるなど、例年になく取り組み等も行ったところでございます。しかしながら、先日発表されました今春の公立高校出願状況では、出願者の増加にはつながらなかったようでございます。解決策がなかなか見出せないのが実情でございます。

○学校教育課長（有馬勝広） 池之上議員の食育についての御質問にお答えします。

教育委員会では、知育、徳育、体育に食育を加え、調和のとれた教育の充実による生きる力を備えた児童生徒の育成を目指しています。食育は、健康な心と体を支えるなど生きる力の基礎となるものであり、その充実に努力してきております。

特に、本市では、平成20年度文部科学省委託事業として子供の健康を育む総合食育推進事業に取り組んでまいりました。本事業では、学校における食育の充実や教職員の資質向上と家庭、地域との連携による食育の推進に取り組ましました。食育は、学校だけでなく家庭でも非常に大切なことです。そこで、先ほどの事業では、学

校だけでなく家庭や地域への、食育の大切さについて啓発を行ってきております。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘）きのうの感王寺議員、田平議員の御質問の答弁と重複する部分もございますが、お答えいたします。

計画当初の平成17年4月1日の職員数が、教育長を除きまして284人でしたが、平成17年度及び平成18年度に早期退職優遇制度を実施し、新規採用者につきましては、消防職を除き、一般職を半補充とし、技能労務職については不補充としてきています。また、本年度も早期退職優遇制度を実施しております、定年退職者7名、早期退職者11名、計18名が退職する予定でございます。

平成22年度の新規採用予定者は、一般職が8名、消防職が4名、計12名となり、平成22年度の職員削減数は6名となる予定でございます。計画職員数と比較しますと、平成22年度の新定員適正化計画の職員数は259名となりまして、22年度の職員数251名を差し引きますと、8名の前倒しでの削減となります。

なお、平成17年度当初計画と比較をいたしますと、これまで33名の職員削減となるようございます。

以上でございます。

○企画課長（太崎 勤）3番目の御質問の中の第5次垂水市行政改革大綱について、お答えをいたします。

現在の第4次行政改革大綱が平成22年3月で終了するため、平成22年度を初年度とする第5次垂水市行政改革大綱を策定いたしました。この第5次垂水市行政改革大綱を第4次大綱と比較いたしまして御説明をいたします。

まず、策定方針としましては、第4次大綱の考え方を踏襲することを基本といたしました。

改革の視点は、1、市民との協働による行政、2、市民の目線に立った質の高いサービスを提

供する行政、3、コスト意識を持ち、経営感覚に立脚した行政とし、従来から継続した基本方針としました。

次に、改革の柱、基本的な方策の中で大きく変更しましたところを御説明いたします。

第1の柱の市民の参画と協働の中での、コミュニティや市民活動団体等の活性化の項目は、従来は、ボランティア・NPOとコミュニティの2項目に分けておりましたが、市民活動団体等という幅広い表現で統合し、各種団体の参画に対応し、共生・協働社会の実現を目標としました。

次に、第2の柱の簡素かつ効果的な行政の推進の中で、公共施設の民営化等項目は、従来の給食センターの業務委託、その他の公共施設の民営化等、指定管理者制度の導入、民間活力導入の推進の4項目を統合したもので、部会等の検証結果を踏まえ、広義の民間活力導入の視点で適切な運用ができるように統合しました。

また、同じ第2の柱の項目、学校規模適正化の検証と推進と、第3の柱である行政体制の整備と職員の意識改革の項目、支所の見直しは、従来では統廃合を検討しますと「存廃について早急に検討します」という表現でしたが、地域づくり、地域振興の観点から、直接的な表現は避けたところがございます。

第3の柱、行政体制の整備と職員の意識改革に新規項目として、行政経営システムの構築を追加し、庁内会議の見直し、行政経営マネジメントサイクルの構築の2点の取り組みを設けたところがございます。

次に、総合計画との整合性については、改革の視点の中に、総合計画に掲げた基本目標、4、市民を大切にすまちをつくる。すなわち「市民満足度の向上を目指していくことを基本方針とする」との表現を加えて、整合性を図れるよういたしております。

また、行政改革大綱の推進計画策定におきま

しては、総合計画の実施計画との関連を整理し、総合計画・実施計画と行政改革推進計画がリンクした形態としたいと考えているところでございます。

次に、「政権交代への対応は」との質問でございますが、本文の行政改革大綱策定に当たっての市政を取り巻く状況の中で政権交代に触れており、「地方自治体の行政運営においても多大な影響が及ぶことが予想されているところで」と記載しております。

対応としては、「これまで以上に国政の状況や社会情勢の把握をしながら、本市が基礎自治体として持続していくためにも、本行政改革大綱に基づく取り組みを着実に進めていく必要があります」として、情報収集と大綱の推進について明記しているところでございます。

また、計画期間につきましては3年間としております。県内他市では期間10年の大綱も見られるため、当初5年間の期間も検討いたしましたが、政権交代等、大きく状況が変化することも想定し、迅速に対応するためにも3年の期間としたところでございます。

○財政課長（三浦敬志） 第2次財政改革プログラムに関するお尋ねにお答えいたします。

本市は、これまでの5年間、財政の破綻を回避し、重要課題に適切に対応できる弾力的で足腰の強い健全な財政構造を構築するため、財政改革プログラムを策定し、市民や議会の協力のもと、歳入・歳出両面にわたり徹底した見直しを進めてまいりました。

その結果として、人件費の抑制、市債残高の削減及び財政調整基金の積み立て増などについては、ほぼ計画に近い実績を上げ、単年度の財源不足を生じない財政へ転換が進みつつあると考えております。

しかしながら、基本的に脆弱な財政構造に変化がないことや、国の財政状況の悪化による地方財政への影響などを考慮すると、さらなる財

政改革が必要と考え、第2次財政改革プログラムを策定したところでございます。

第4次垂水市総合計画との整合性はどうかとの御質問でございましたが、財政改革の目的として、第4次垂水市総合計画の実効性を高め、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を図ることから、第4次垂水市総合計画の基本計画に基づき、まず優先順位をつけながら、計画的な事業の実施を図ってまいります。

次に、現政権の政策に対する今後の財政スタンスはどうかのお尋ねがございました。

昨年の政権交代により、事業仕分けを公開して実施するなど、予算編成過程が大きく刷新されました。また、鳩山内閣が掲げる「コンクリートから人へ」という基本理念にのっとり、子ども手当の予算化や公共事業の削減などが行われ、予算配分方法についてもこれまでとは異なる予算編成となったところです。

一方、財源確保では、税収が減少する中、国債発行額は33.1%増の44兆3,000億円に上り、戦後初めて、当初予算段階から借金が税収を上回る状況になっており、将来に与える影響が懸念されます。このような状況の中で、地方財政への影響というものが近い将来、必ずあるものと想定されるところであります。

あわせて、本市は、人口減によって平成23年度以降の地方交付税の大幅減も予想される中、的確な情報収集と情勢分析による将来を見据えた財政運営と、さらなる財政改革を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。

次は、1時30分から再開します。

午後0時12分休憩

午後1時30分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番池之上誠議員の再質疑及び再質問を許可します。

○池之上 誠議員 一問一答方式でいきたいと思います。

まず、「学びあえる地域をつくるために」というところで、放課後児童クラブですね。一応全部了解をしたいと思います。あと、他地域の動向も、12月の議会では1名、2名ということでしたらいいんですけども、そういうところまで子育て支援が広がっていけばいいなというふうに思っております。それについても、ボランティアというような形で考えていかれるということですので、まず、垂小はやっておりますけれども、水之上小学校の学童保育、始まったばかりですので、きのう尾脇議員がおっしゃいましたけれども、始まったことに意義があるということで、いいスタートが切れるように頑張りたいと思います。私たちもそれなりに応援は一生懸命したいと思いますので、よろしく願いをいたします。そういうところでこの件は終わりにしたいと思います。

次に、垂水中央中学校についてですが、特色ある編成、教育課程ということで、教育長がいっぱい言われました。私も書きとめることもできないぐらいの立派なことで、ちょっと何をしやっとなかと思いつつも聞いていたんですけども、そのうちに、始まっていくうちに、校長先生を初めとして、学校サイドで具体的な案は出るんだろうというふうに理解をしておりますけれども、せっかく開校するわけですから、4校が1中になると、大変な思いでみんな開校を迎えているとなったときに、じゃ教育委員会としてどういうことをされてきたのかなと、具体的にどういうことをしていくのかなということを聞いたかったんですけども、一番わかりやすいのは、じゃ、堀添議員も言っていましたけれども、各中学校から1人、2人は先生を呼んでくださいねというようなことを

おっしゃいました。そういう提案も出ておりました。その辺について、先生たちを集めるというか、そういう人事になりますけれども、そういうふうに関しては教育長、教育委員会、どういふなことをされてきたか、そこだけ1点教えてください。

○教育長（肥後昌幸） それでは、2回目の御質問にお答えします。

垂水中央中学校の教師の配置につきましては、9月議会でも、統合という特殊事情でございますので、県教委に対して「最大限の努力をしてみたい」というふうにお答えいたしました。

これまで私も、大隅教育事務所長を初め、県教育委員会にも幾度となく足を運びまして、お願いをしてみたいました。

教職員の人事作業は現在、最終段階に入っておりますけれども、垂水中央中学校につきましては、統合という特殊事情も配慮していただいて、定数以外にも、統合のための加配教員を配置していただける見通しでございます。

それから、堀添議員から何回もありましたけれども、各中学校から中央中ということもございました。それも努力をしております。

ただ、牛根中からの場合が、これがちょっと非常に複雑でございます、というのは、牛根中学校の場合には、あそこは僻地になるわけですね。あそこから出る場合には、僻地引き揚げということで、教員の要望を非常によく聞いてやらないかんということでございます。そういうことで、中央中から、あそこの場合は人数も少ないわけですけども、ちょっと難しい面もあったと。協和中、南中からは複数配置できるというふうに考えております。

以上です。

○池之上 誠議員 教職員の確保につきましては、教育長みずから、県の大隅、あと県の教育委員会ですか、足を運んでお願いをしているということを聞きまして、そしてまた加配もいた

だけるといふようなことを聞きまして、安心をいたしております。そのことについては努力をされているんだなというふうに思います。

牛根中につきましてはいろいろな事情があるようございまして、それはその先生たちの意向が主になるんだらうなというふうに思います。その中で、確保についてはわかりました。

特色ある教育ということで、教育長が理念と申しますか、いいことをずっと並べられましたが、具体的にどうしたらというように二、三挙げたいと思うんですけど、小さくなるかもしれませんが、答弁をよろしくお願いします。

4中を1校に統合したということは、皆さんも御承知のとおり、まず、行財政改革の中において教育委員会ができること、財政的な面で行うことは、この中学校の統合と給食センターを言われまして、この統合はいろんな検討委員会を経まして、ようやくことし4月に統合するようになっております。4中学校の各地域の人たちが望んでした統合ではないだろうと、まして新設でもないし、そういう意味合いから、この統合中央中学校に対しては、我々議会も市の執行部も大変な責任があるんじゃないかと思うわけです。そういう中で、特色あるということで、小さく言えばいっぱいあるんでしょうけれども、中央中につきましては特別な支援をしていただきたいなという思いがいっぱいございまして。

その中で、勉強につきましては、一番の勉強でわかるのは、高校の進学先が一番の判断、世間からですね、一般的にはそういうのが判断材料になろうかと思いますが、これについては結構いろんな問題も絡んできますので、よしとして、大規模改造をされる中で、仮設校舎とかそういうのもつくらないといけないだろうと。そうなったときに、校庭もある程度そういう校舎に占領されるのではないかという思いもします

けれども、それはそれとして、部活動をする場合、今の現垂水中学校でどうかとなりますと、手狭なんですよ、校庭にしても、体育館にしても、本当に狭いんじゃないかと思います。

そういった中で、近くには、今、テニス部はテニスコートを使っていると思いますけれども、近くには陸上競技場、野球場といろんな施設がそろっておりますので、そういうのを中央中学校の部活動に関しては優先的な、行事があるときはしょうがないですよ、そういうとき以外は優先的に使用させていただくと。もちろん今は使用料をとっていらっしゃるかもしれませんが、当分の間、無償化というように感じていただけないかというふうに思っておりますが、その辺についてはどうでしょうか。

○教育長（肥後昌幸） ただいまの御質問にお答えします。

垂水中央中学校は、垂水市で唯一の中学校となっております。議員がおっしゃいますように、最大限の支援をしてみなければならぬというふうに思っております。御質問の部活動におきましては、市の施設を優先的に使用できる方策はないかということでございまして、中央中学校では22年度、12の部活動と、それから2つのクラブが活動することになっております。また、保健体育の授業もございまして。

そこで、先日、現在の垂中の校長から、市の運動公園等の使用について依頼がございました。施設は、体育館、きららドーム、陸上競技場、野球場、テニスコートなどの使用についてでございますけれども、これは社会教育課の所管でございまして、一般の利用者もありますので、打ち合わせを行うことなどを条件に、使用できるように許可したところでございまして。もちろん使用料は減免措置としたいというふうに思っております。

○池之上 誠議員 知らないところでそういう話があったとは。ありがとうございます。多

分、部活も結構頑張ってくれるんじゃないかと思っております。1つ1つ、支援ができるところはしていただきたいというふうに思います。

これに関しては結構いい回答をもらいましたので、この辺で、もう要望も付さないでおきたいと思いますが、何せ中央中学校で子供たちをまず光にしてあげたいと。そのためには勉強もですが、部活動、これが一番中学校の、学校もですが、子供たちも一番一体感が出るだろうと、早いと思うんですよ。勉強にして、どこどこに何人入ったとか、そういうのは個人的な問題であろうし、一体感が出るのはやっぱり部活動でみんなが頑張ると、そこにみんなが応援に行くということが、この中央中の一番の手っ取り早い盛り上がり方になるんじゃないかなというふうな気がしておりますので、その点についても今、教育長もいろんな減免措置、市営陸上競技場とかそういうところの優先的使用の許可とかしていただきました。本当にありがたいと思っております。

そういうところで、今後とも、この中央中学校については、我々も、市役所の皆さんも責任を持って育てていかないといけないと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思えます。

次に、垂水高校の存続問題に入りたいと思いますが、市報でずっと載っておりました。「垂水SL通信」だったですかね、何とかというので出ておりました。そういうところで、ああ頑張っているなというところで、それについての効果はというところを聞いたかったですけれども、課長が、つながっていないということをおっしゃいましたので、聞かなくてもいいなと思いました。

今、公立高校の入試の真っ最中、きょう2日目でございます。もう多分終わつただろうと、面接の時間かなと思えますけれども、垂水高校の今春の志願者数、幾らだったか。

それと、整理統合基準があるんですけれども、2学級以下、全校6学級以下の場合は、3分の2以上の定数を満たさないときは2年間で云々というのがあります。その辺についてはどうか、お答えをいただきたいと思えます。

○学校教育課長（有馬勝広）では、池之上議員の2回目の御質問にお答えします。

今春の垂水高等学校への出願状況は、普通科の定員40名に対して32名、生活デザイン科は、同じく定員40名に対して20名となっております。

県が平成8年度に策定いたしました整理統合基準に照らし合わせますと、平成22年度は、3年生は普通科2学級、生活デザイン科1学級の計3学級、2年生、1年生においては、普通科、生活デザイン科それぞれ1学級ずつの計4学級で、3学年合計で7学級となります。この学級数は、整理統合基準の対象とはなりません。

平成23年度以降は、1年生から3年生まで、普通科、生活デザイン科それぞれ1学級ずつで、合計6学級となります。これは整理統合基準の対象となり、その年の5月1日現在における全学年の在籍者数が募集定員の3分の2以下の状態が2年間続いた場合は、翌年度の生徒募集を停止されることとなります。

以上でございます。

○池之上 誠議員 この調子でいけばそういうところになってくるんだろうと思っております。

そうした中で、いろんな手法とかそういうところで努力をされているかもしれませんが、私が20年の第4回というか12月ですね、そのときにもいろんな垂高の存続問題で話をした覚えがあります。そのときは市長が最後に答弁されて、学区制の問題を言ったんですけれども、そのときは県の教育委員会の判断に任せるというようなことで済んでおります。

私は、県の教育委員会に任すのは当然だろうと思えますけれども、その判断材料を与えるの

はやっぱり垂水市、地元だろうと思っているわけです。そのために、市長も忙しいですから、県立高校の場合は市長がその担当になるかと思えますけれども、忙しいですから、教育長でも代理に立てて足しげく行ってもらおうと、そういう判断材料をやって、そして県の判断を仰げばいいんじゃないかというような趣旨で言ったわけですけれども、20年の第4回から1年間ちょっと過ぎておりますけれども、その辺の話をされたか、ちょっと聞きたいと思えます。

それと、この前、産業厚生委員会で香川県の三木町に行ったわけですが、その石原収町長だったですかね、所管外のお話だったんですけれども、三木高校というのを誘致したと。そのためにもう何度も行きましたというようなことをおっしゃるわけです。

三木高校も、普通科はなくて総合学科、そして文理科という特色のある学校で、今、進学率も国公立、公立、私学、結構高いところにあります。高松市の隣ということで、いろんな大学の学部もあるということで、本市とは環境が全然違うわけですが、しかし、そこに誘致をするということは、その市長の努力があったんだということを私は思いました。ほかの産業厚生委員会の委員の皆さんもそういうふうにおられたらと思うております。

そういうところで、今さっき言いましたように、やっぱり垂高の存続については、市が努力をするためには、やっぱり学区制を含めて、県の教育委員会の判断を仰ぐための判断材料を、何回も行ってやらないといけないんじゃないかなという気がしておりますけれども、その点について聞きたいと思えます。

○教育長（肥後昌幸）池之上議員が20年の12月議会に質問されたのをよく私も記憶しております。あのときも市長のほうで、学区制については県教委が判断するというのでございました。

それで、議員がおっしゃるように垂水市を全県区にしたら、鹿児島からもこちらを、今10%枠ですので、それが取っ払われるとたくさん受けるんじゃないかというようなことですが、私は逆を考えるんですね。全県区にしてみますと、もちろん鹿児島から入ってくる子供たちもいるだろうと思えますけれども、それよりも、今度は垂水から、中央中から鹿児島の高校に進む子供のほうが逆にふえるのではないかという可能性も考えられるわけですが、これはやってみないとわからんわけですが、その可能性が非常に高い。

実はですね、日置市が今度、23年には鹿児島学区と一緒にあります。そうすると、伊集院高校がございまして、伊集院高校の、今まで行った子供たちが鹿児島のほうに行ってしまうんじゃないかと、非常に向こうの教育長はそれを危惧しております。

県教委に対しましては、垂水高校の場合、ほかに統合する高校がないわけですので、ほかの地区とちょっと状況が違っていると、そういうことも配慮して、存続を何とかお願いできないかということで要望はしておりますけれども、学区の変更等については、私のほうではお願いはしてありません。

現在は、平成23年度からですが、まず垂水高校と連携を密にしながら、まず中央中の生徒が垂水高校に行くような、そういう努力を何とかしていかねばならないというふうに考えております。

以上です。

○池之上 誠議員 垂水高校に何とかして行かさないといけないというのは、もう答えは出ちゃってますよ、出ていますよ、何を言われても出ている。その状況が、今のこの32名という志願者にあられている。そこ辺はびしゃっと受けんといけないと思うんですよ。どこ努力をしてもこういう結果なんですから。

そういうことで、今さっき学区制を言ったんですけれども、私は、鹿児島の子供たちが受けるということは言っていないですよ。鹿児島の学校を垂水が受けることができれば、親御さんがこっちへ来るんですよ、子供を育てている人たちが。県庁あたりの人たちが鴨池のフェリーで渡って、30分、40分ゆっくり通勤して、仕事に行く。安い垂水で子育てをする。何で来ないかという、鹿児島学区のそういう高校に行けないから、来ないわけです。もうこれをずっと私は言っているんです。子供たちだけじゃないんですよ、親も来るんですよ。そうしたら定住のほうにも影響があるんですよ。だから、その辺も考えてやってもらえればいいんじゃないかと。

垂水中央中は、1学年130名ぐらいになりますけれども、そんなみんな鹿児島の高校に行けるような頭やればいいですよ。何人ですか、1%いないんですよ。そのぐらいのことはしてもいいんじゃないかと。夢がありますよ、そうしたら、中央中の子供たちも。鹿児島も受けられると。中央中の勉強も違ってきますよ。私はそういうことを思って、言っているんです。

教育長が学区制についてはと云々言いました。それでなければ、学科を考えてもいい。普通科じゃなくて、実業系の学科であれば全県区になりますから、そういう機構改正もすればいいと。ただ、普通科でこのままで、中央中学校の生徒たちを垂高を受けさせるように仕向けたと言っても、これはもう答えは出ています。それはわかっているらっしゃると思いますので、その辺をもう1回考えていただいて、学区制についても、学科再編についても、できることはその辺で教育委員会としてあるんじゃないかと。市長は忙しいですから、代理となって、窓口になって頑張っていたきたいというふうに思います。垂高についてはそれぐらいで終わっておきます。

次、食育ですね、いろいろと今、食育の推進

ということいろいろな事業をやっているということに聞きました。家庭では「早寝早起き朝ごはん」ですか、そういう標語もあります。そしてまた学校給食も、知・徳・体の3つがありましたけれども、食育というのはその基礎になるということですね、食べることが基礎になると、そういう知・徳・体の基礎になる。そのための重要な食育であるというふうに認識をしておりますが、2回目、給食について、いろいろな時代的な変遷があると思います。その辺を手短かに教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（有馬勝広） 池之上議員の食育についての2回目の御質問にお答えします。

学校給食は、我が国では戦後の昭和21年に再開しまして、昭和29年に学校給食法が施行されて今日に至っております。現在では、あらゆる食品にあふれ、飽食の時代とも言われたり、食事の嗜好が多様化したりするなど、大きな変化が見られるようになってきました。

児童生徒につきましては、偏った栄養摂取、食生活の乱れや肥満傾向の増大などが見られまして、食に関する指導の充実が求められております。そこで、学校給食では、食事への感謝の気持ちとか、児童生徒の健全な育成につながる栄養面を十分考慮した給食が求められております。

現在の給食センターでは、おいしくて・安心・安全な給食の提供という本来の趣旨を常に念頭に置き、学校給食の充実に努力しているところであります。先ほど申し上げましたように、学校給食はこのように教育的な価値がとても高いものだと考えております。

以上です。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。

いろいろ、食糧難の時代から今の飽食の時代になって社会情勢も変わってきている。そういう中で、学校給食が果たす役割は非常に大きいものがあるだろうと思います。

今、2005年の資料ですけれども、学校保健委員会が出したやつですけれども、今の日本の食は、「おかあさんやすめ、ははきとく」というような言葉があるそうでございます。これは後もって皆さん、興味のある方は調べてください。もう時間がありませんので、紹介はできませんけれども、そういうところで本当に、ファミレスとかファストフードとかそういうはんらんしている世の中で、学校給食の持つ意味は非常に大きいというふうに思います。

その中で、今、垂水の学校給食センター、この評価を、ほかのところと比べたらなんですけれども、自分のところの学校給食センターをどのように評価されているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（有馬勝広） それでは、お答えいたします。

給食センターの運営をほかとの比較でどのように評価しているかということでございますが、先ほど述べました平成20年度文部科学省委託事業の子供の健康を育む総合食育推進事業の取り組みと成果などを紹介したいと考えます。

この事業では、地場産物の学校給食への積極的活用、安心かつ安全で魅力ある学校給食の推進、学校や関係機関、家庭、地域との連携による食育の推進を目標として取り組みました。具体的には、市内の生産者の方々との連携や、栄養教諭による食に関する指導の推進、おいしい垂水の味、学校給食週間、調理技師研修会などでございます。

主な成果として、学校、家庭、地域、給食センターが連携して具体的な活動がなされ、児童生徒の望ましい食習慣が身についてきました。また、地場産物の使用も積極的に行ったなどがございます。

ほかの給食センターとの比較というのはできませんが、（池之上誠議員「いいです」と呼ぶ）以上です。

○池之上誠議員 済みませんね、答弁をはしよらせました。ごめんなさい。またゆっくり聞きます。

本丸に入りたいと思います。市長に聞きますね、今度ね、本丸。他の給食センターの評価ということですが、私が聞いたところによりますと、学校給食をつくる中で、そのセンターの中でいろいろあるそうですね。包丁を使って切った野菜と機械で切った野菜、どっちがうまいか、どっちが愛情がこもっているか。それはもう手作業が一番いいだろうと、そういうところで子供の舌にも敏感に反映するというようなことを聞いております。献立にしても、うんにゃそれはもうでけんというようなどころもあるそうです。しかし、この垂水のセンターは、まずそういうことは言わないようにしようというような約束事で運営がされていると。非常に食の安心・安全のためには立派なセンターだろうと思っております。

今言われましたように、地産地消とか百笑クラブとの連携とか進取的な取り組みをされていると思います。そしてまた調理員のそういう意欲ですね、そしてあと協力体制、それも十分にできていると思っております。この食の安心・安全を届けることも、財政以上に市の子育て支援、そういう中でも十分に行政のサービスとして大きいところだろうと思っております。

川井田教育長が財政面からこの給食センターの民営化を言われたわけですけれども、市長もこの前、23年の4月ということで言明をされました。それから財政状況の変化もあろうし、社会情勢の変化もございます。先ほど、12月の議会では大菌議員の答弁にも、あきらめたわけじゃないけれども、いろんなことを勘案して考えますということをおっしゃいました。

けさほど、冬型の寒波が来まして、出るときに白い雪が降っておりました。きょうのキーワードは白かなと思っております。海を見ましたら

白波も立っておりまして。そういうところで、この23年度の民営化の再考、これを白紙（しろがみ）じゃなくて、白紙になおしてもいいんじゃないかと、いろんな情勢にあわせて考えていくことも大切なんだろうと、君子豹変するという言葉がそのまま、いい意味ですよ、うがった意味じゃなくて、いい意味で当てはまるんじゃないかと思っておりますが、市長、その辺をどうお考えになるか、お聞かせください。

○市長（水迫順一） 給食センターの食育を通じた役割、非常に大事なものがございまして、当市のセンターは設備も立派なものだし、みんなの努力があるというのも私自身も認識をしておるところです。

ただ、一方で、財政改革の中で、本当に財政の健全化を目指してそういう検討を続けてきたということも一方であるわけでございまして、そのときの思いから後も、池之上議員初め、ほかの議員からも何人かこのことの追及がございました。そしてまた私自身も、食の安全・安心面で本当に民間委託で十分、100%果たせるのかという疑問というのはいつも持っておりましたし、御案内のとおり、民間の場合は大きな目的の1つがやはり利益追求ですので、利益追求を基本にした、そういう企業等が持続してそういう安全性を担保できるかという問題は十分考えんといかんと。そういう意味で、前回の議会でも申し上げたわけでございます。

ただ、一方で、うちだけじゃなくて全国の中で、民営化を推進してきておる経過がございまして、身近でも曾於市あたりがそういうような民営化を果たしておるわけでございまして、ただ、まだ期間が短い。ちょっとわかりづらいんじゃないかなと、これは私の見解ですけど、そういうような思いがございまして。

その辺の身近にあるそういうようなところを検証しながら、本当にうちはどうやっていくか検討を続けてまいりたいと思っておりますし、大事な

ことは、食の安心・安全と、それから食育のところはどうしても申し上げたいのは、子供たちがああいう子供の時代に食べた郷土の味、これはもう本当に体にしみついておるわけですね。ですから、そういう意味では一生影響を与えるような食育であるということは、やはり頭に入れていかなければいけない。安心・安全もひっくるめてそのことは考えていかなければいけない、そういうふうに思います。（池之上誠議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（川尻達志） 次に、10番持留良一議員の質疑及び質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、許可をいただきましたので、総括質疑、質問を行っていきます。

私たちは今、改めて地方自治体とはどういう組織であるべきなのかという問題が見直される時代に来ていると考えます。それは、構造改革によって地域が壊され、住民生活も壊されてきました。その構造改革の破綻も明確になりました。このような中、地域では、地域経済等、地方自治体の再生へ向けて、持続可能な仕組みや構造をどのようにつくっていくのか、実践的取り組みが始まっています。それは、住民の命を守り、生活基盤を持続可能なものにしていくための自治体をどう構築していくのかということと考えます。地方分権も本格的に動こうとしています。このような時代が大きく変化する中で、議会の役割もしっかりと認識し、建設的提案も行い、責任も果たしていかなければならないと考えます。

それでは、施政方針、予算等について、総括質疑、質問を順次行っていきたくと思います。明確で簡潔な答弁をお願いをいたします。

最初に、持続可能な財政基盤の強化について、3つの点から質疑をいたします。

1番目は、地方財政をめぐる動きから、本市の今後の財政運営のあり方についてです。

政府は、交付税税率の引き上げはせず、地方の財政不足に責任を果たしていません。さらに、財政不足を埋めるため臨時財政対策債を過去最高の7.7兆円発行しました。本市も3億5,490万円計上されています。地方債残高として、平成22年度見込み額で24億7,000万円になり、全体の約25%を占めるまでになりました。元利償還は後年度の交付税で措置されるものでありますが、交付税を先物食いする状態が続いています。このような状況の中、今後の財政運営のあり方をどのように検討されているのか、伺います。

2番目は、歳入確保のため、個人消費を喚起する施策の推進や農林水産業への支援策が必要と考えます。

市長は記者会見で、「経済対策や雇用創出にも配慮し、編成した」と述べられました。しかし、景気政策はやはりハード事業が中心で、個人消費を喚起し、市民生活を支えるソフト事業政策は乏しいと言わざるを得ません。公共事業も雇用創出で税収を上げていくことにつながりますが、一時的なもので終わります。個人消費を喚起する施策は持続可能な経済対策につながり、税収などの歳入確保にもつながっていくと考えます。

そこで、政策として、2点提案をいたします。

1つは、これまで数回提案してきている住宅リフォーム補助制度です。地元の資材や業者を使う制度で、消費の拡大や地元業者の仕事確保、税収にもつながります。早期の導入を求めます。全国の実施状況、経済効果はどうか、また、建設業者数や小規模建設業者数はどうなっているか、伺います。

もう1つは、太陽光発電導入支援施策です。設置について、市内の工務店や電気工事者が取り扱えるような仕組みをつくり、補助金等も活用して、まちの業者に仕事をふやしていく取り組みが、経済対策として重要になってきています。住宅エコポイントの制度事業もスタートし、

相乗的な効果も期待できると考えます。導入支援制度の創設についての展望をお聞かせください。

3点目は、構造改革のもとで壊された社会保障制度、そして広がった格差、貧困化、その点への支援対策こそ自治体が果たすべき責任です。

1つは、高齢者の介護問題です。特に、低所得者の介護の利用料での対策の必要性です。御存じのとおり、介護保険の利用料は所得に関係なく1割負担で、制度での最大の矛盾とされています。国の補助を受けた研究から、課税所得ゼロの人は、課税所得が200万円以上の人に比べても介護が必要になる確率は5倍も高いと報告されています。現場のケアマネさんにも声を聞きました。介護の必要からではなく負担能力から計算し、ケアプランを依頼される。悲しい気持ちになります。最も介護保障を必要としている高齢者、とりわけ低所得者をサービス利用から除外されていると語っていました。

施政方針にも、「生きがいを持ち、健康に暮らすために」と書かれています。高齢者の健康や生活を守るためにも、介護利用料の独自の減免対策は必要と考えますが、見解をお聞かせください。

また、高齢者の年金は1人当たり幾らなのでしょう。利用料減免の全国での取り組み状況とその内容、特徴はどうなっているか、教えてください。

次に、子育ての経済対策支援について伺います。

この支援策については、満足度調査からも重点化施策になっています。また、次世代育成支援行動計画の後期行動計画の策定が始まっています。前期行動計画の経済的支援の中で保育料負担軽減事業として、「子育て支援を推進するために、保育料の見直し、保護者の負担の軽減を図る」となっています。このような経過から受けて、どのように具体化を図ってこられたの

か、お聞かせください。

次に、公契約条例制定へ向けてどのように具体化していくのか、問題について伺います。

さきの議会で認識について伺いました。回答は、制定されれば、公契約の社会的な価値を向上させ、市民が安心して暮らせる地域社会を実現することに貢献すると、期待をされる回答でした。施政方針では、「経済が持続的に発展していくために」と書かれています。まさに、この内容を実現していく保障の1つが、この条例の制定ではないでしょうか。自治体が発注する事業で働く労働者に対し、自治体が定めた一定額以上の賃金を保障する公契約条例制度へ向けてどのように具体化していくのか、見解をお聞かせください。

2番目の質疑は、子育て支援対策について、2つの点から改善や充実を求めて質疑をいたします。

1点目は、子供の医療費の問題です。

県内でも来年度の予算で、子供医療費について大きな変化が生まれています。対象の拡大と自己負担なしへの動きです。これは、垂水がいち早く中学校まで枠を拡大したことが大きな影響を与えたと思います。全国でも、1,800近い市町村が医療費無料化に努力をしています。国においても、我が党の「議員の国の制度で無料に」の追及に対して、優先課題として検討すると首相も約束をしました。地方の動きが政府を動かしている、そういうことではないでしょうか。今、親たちが望んでいるのは、お金の心配がなくて安心して医者にかかれる、こういうことだと思います。

そこで伺います。県下の来年度へ向けて、新たな動きについて教えてください。また、自己負担なしへの支援策が求められていますが、見解をお聞かせください。

次に、学童保育の問題について伺います。

垂水市でも、小学生の放課後生活、地域生活

をどう安全で豊かなものにしていくかが大きな政策課題になっています。来年度から水之上にも学童保育所が開所されることとなり、新たな一歩が始まったと確信をしています。一方では、施設や運営の改善・充実が求められています。厚生労働省は2007年に、望ましい方向を示す指針、ガイドラインを通知しました。これは、学童保育を生活の場としている共働き・ひとり親家庭の子供たちの健全育成の観点から、方向を指針として示したものです。保護者等の意見や要望からも、また行政としても、改善を図ることが必要と考えます。

1点目は、働いている人たちへの環境整備のためにも、時間延長が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

2点目は、現状の施設は大変私は手狭になっていると考えます。安全面等からも厳しい状況にあり、対策が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

3番目に、産業振興対策について伺います。

施政方針では、経済が持続的に発展していくために農林水産業の施策を掲げられています。私も、経済再生・地域活性化における農林漁業の役割は重要と考えます。ましてや基幹産業として位置づけられているのであれば、それにふさわしい予算や対策が必要です。この間、生産基盤や生産振興策は図られつつありますが、担い手対策など構造改革は足踏み状態です。

そこで伺いますが、担い手を確保・拡大していくことが欠かせない課題になっていますが、生産組織等の支援や就農者への支援、参入、定着を支援する施策の現状及び必要性、今後の具体化について、見解を伺います。

次に、農業災害の救済対策について伺います。

私はこれまで、災害から一刻も早く立ち上がって生産活動を再開するためには行政の支援策が必要だと訴えてきました。今回の桜島降灰問題について見えてきた課題や問題点は何か、ま

た、国や県の対策から現状を救済できない問題への支援策の可能性について、見解をお聞かせください。

次に、水産業推進のための漁船漁業の施策の現状と課題について伺います。

従事する関係者も少なく、政策的な点での対応も困難な面があると考えますが、食料の確保、環境の保全、生活向上などの視点から、施策が必要と考えます。

そこで伺いますが、担い手対策や漁船数、漁業者数、取り組みや方向及び課題、対策についてお聞かせください。

4番目は、地球温暖化対策の取り組みについて伺います。

施政方針でも、「実行計画に基づき、温暖化効果ガスの排出抑制のための施策を推進」と書かれています。実行計画も見直しの年度になりますが、実施状況と今後の計画、実施できていない問題、公共施設への取り組み状況について伺います。

最後に、高校生の就職支援対策について伺います。

先般、高校生の就職内定率が発表され、鹿児島県は77.5%と昨年よりも5%悪くなっていました。卒業と同時に失業という事態は、保護者にとっても心を痛めていらっしゃると思います。京都府では、未就職者を雇用し、職業訓練を受ける支援事業を始めています。18の春を泣かせないためにも、本市でも、臨時職員等で支援し、今後の就職活動を応援する対策を講じられないか、見解を伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

○財政課長（三浦敬志） 持留議員のお尋ねにお答えいたします。

政権交代後最初の予算となる平成22年度の予算案は、マニフェストに沿って子ども手当等の新政策が盛り込まれ、当初予算としては、過去最大の92兆3,000億円に膨らみました。一方、税

収は、21年度見込みと同水準の37兆3,000億円にとどまり、埋蔵金の活用で税外収入を10兆6,000億円に積み上げましたが、収入不足の穴埋めをする新規国債発行は過去最大の44兆3,000億円に達しております。

民主党は、野党時代、予算の無駄削減や埋蔵金の活用で20兆円程度の予算捻出ができていました。政権交代してから、削減のための事業仕分けも行いました。しかし、不景気による税収不足で、従来どおりの新規国債発行という方法に頼らざるを得ず、結果的には発行額は過去最高の44兆3,000億円となり、借金依存の構造が一層鮮明になりました。

また、気になるのは、社会保障費が増大したことです。民主党の掲げる「コンクリートから人へ」の方針どおり、公共事業が大幅に削られ、自民党時代から大きく転換いたしました。目玉の子ども手当を含む社会保障費は9.8%増の27兆3,000億円と、初めて一般歳出の過半を占める一方で、公共事業費は18.3%減の5兆7,000億円と、過去最大の圧縮となっております。

また、今回政府は、地方重視の方針から、地方交付税やその不足を補う臨時財政対策債の大幅な増額を行いました。自主財源の乏しい自治体にとってはありがたいのですが、臨時財政対策債は、議員も述べられたとおり、交付税の先食いであり、今後の地方・国の足かせとなってしまうのではないかと懸念されるところであります。

福祉国家を目指すにしても、健全な財政運営がまずは望まれると思います。借金がかさみ、いつつぶれるかわからない国では、人は安心して暮らすことはできません。不景気という現実とマニフェストという理想のはざままで悩み、日本の将来に対して、明確なビジョンを示せぬままの予算案でいいのか、少々疑問に思っているところがございます。

以上です。

○土木課長（深港 渉）次に、住宅リフォーム制度の導入取り組みについてお示しいたします。

この制度には、本市でも行われております合併浄化槽の補助などもこの制度の一環として取り扱っている市町村もあるようでございますけれども、住宅そのものの改修、つまり建築部門についてお答えさせていただきます。

まずは、全国の住宅リフォーム制度実施状況でございますけれども、昨年5月11日現在として、全国商工会新聞で調査されたデータで申しますと、全国で80の市区町村と3つの県が助成制度を実施しておるようでございます。また、その助成率は5%から50%でございます、金額の上限が4万円から40万円となっているようでございます。

なお、現在のところ、住宅そのものの改修では、県内での実施市町村はないようでございます。

次に、経済効果でございますけれども、国土交通省が平成20年度下半期における住宅リフォームについて、全国2,000の住宅建設業者にアンケートを行った統計で、受注額としてお示ししますと、一戸建てから共同住宅などに及ぶ住宅専用としての受注額は、全国全数の推計換算値として約3,100億円、そのうち鹿児島県は91億円という数値を発表しております。

市内における建築業者数でございますけれども、これは市の指名業者としましては21社でございます。小規模建築業者数、いわゆる個人で行われる大工さんのことだと思われましても、この人数は、実際のところ把握しておりません。建築士会の垂水支部へ問い合わせましたところ、会員の中では2名の方が個人として行っておられるようでございます。

本市における住宅改修補助制度、いわゆる住宅リフォーム制度への取り組みへの方向性でございますけれども、国におきましては、雇用、

景気に直結し、地域経済活性化や経済循環につながる内需拡大の一環となる目的も持って、住宅版エコポイント制度も始めるなど、さまざまな住宅改修の支援施策が推進されておりますし、議員の言われるとおり、消費拡大や地元業者の仕事確保にもつながりますことでございますので、県内の市町村の動向も踏まえ、調査研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（迫田裕司）太陽光発電導入支援制度の創設について、お答えします。

平成21年度太陽光発電量の飛躍的な拡大のために、国は、一般住宅への太陽光発電システム設置を支援しています。住宅用太陽光発電システム補助金制度は、国・県を初め、県内では鹿児島市、霧島市、出水市、鹿屋市が実施しています。4市の補助額は、限度額が、出水市の9万円から、霧島市の29万9,000円と自治体によってさまざまです。

太陽光発電は、発電時に二酸化炭素を出さず、騒音もなく、排気ガスも排出しません。とてもクリーンなエネルギーですが、本市において独自の補助金を出すことは、今のところ財政的な面から厳しい状況でございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）御質問の介護の利用料の市独自の減免への取り組みについて、お答えいたします。

介護保険事業が始まった当初においては、全国的な展開としてさまざまな軽減策があったようでございます。本市も部分的ではございますが、軽減策を講じていたようでございます。現在は、給付費の一部を活用した地域支援事業として、介護手当、訪問給食などの在宅支援サービスとしての軽減策を実施しております。

現在、市独自の減免策は行っておりませんが、第5期介護保険事業計画に向けて、平成22年度

はニーズ調査を行い、平成23年度は計画策定を行う予定でございますので、先進都市等の取り組み事例等を研究し、検討してまいりたいと考えているところでございます。これも、直接被保険者の保険料にはね返ってきますので、基金の状況等も勘案しながら対処していきたいというふうに考えております。

次に、課税所得ゼロの人は、200万円以上の人に比べて介護が必要となる確率が5倍にもなるという報告があるがということでございますが、平成20年度の介護保険事業分析報告によりますと、年金の収入額から見るサービスの利用状況は、本市の場合、150万円以下の収入の方の割合が84%で低所得構造となっております。サービスにつきましては、所得の多い少ないにかかわらず満遍なくサービスを受けておられる状況でございます。少なくとも、本市におきましては、所得が少ないから介護の必要な可能性が多くなるという傾向はないようでございます。

続きまして、介護サービスの内容についてでございますが、介護保険の保険給付費には、大きく分けて、法定給付と市町村が独自に行う特別給付があるわけですが、全国の取り組み状況を見ますと、介護保険サービスでは対象とならない寝具乾燥サービスや移送サービスの実施や、法定給付につきましては、議員御指摘のとおり、独自に高い給付水準を設定して給付を行っている市町村があるようでございます。

続きまして、子育て支援体制の充実につきまして、「子育て支援を推進するため、保育料の見直し、保護者の負担の軽減を図る」と掲げているがということでございますが、御指摘のありましたように、次世代育成支援対策行動計画で、これは前期分でございますが、保育料を見直し、保護者の負担の軽減を図るとしております。

このため市では、国の保育基準単価より低く保育料を設定し、一応90%でございます、保護

者の負担軽減を図っているところでございます。後期計画におきましても、引き続きまして、事業継続として保育料の助成を行っていくとしております。改正の見直しなどの必要なものがございましたら、随時対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（三浦敬志） 公契約条例制定へ向けてどのように具体化していくかについてのお尋ねにお答えいたします。

公契約条例につきましては、さきの議会においても答弁させていただいたところであります。また、先月26日には千葉県野田市において、この条例に基づいた全国初の入札も実施されたところでございます。内容といたしましては、平成22年度の市役所本庁舎などの施設の清掃業務委託や運転管理など、15の委託事務事業の入札であります。落札業者は、いずれも国が定めている地域別最低賃金より101円高い、市が独自に定めた時給829円で落札しており、15事業はいずれも継続事業であります。平成21年度と比較しますと、落札価格は合計で約700万円上回っており、賃金確保分が反映したのではとの報道がなされております。

本市におきましても、情報収集を行い、国の指導等にも注視しながら、公契約条例の趣旨と入札制度等との整合が図れないか、検討しているところでございます。

しかし、問題として、1番目に、労働条件に対し、条例による介入が可能か。上乘せ賃金遵守規定を定める条例が法律の目的や効果に影響を及ぼさないか。また、一地方公共団体の区域に限定される条例が労働条件に介入することが法律の許容範囲であるのか。最小の経費で最大の効果を上げることが求められる地方自治法と整合するのかなどであります。

2番目として、ただいま申し上げましたようなことが仮にクリアされたとしても、今日の社

会経済情勢のもと、職員数の増員が容易に見込めない地方公共団体において、多額の処理コストをかけてまでこの条例を制定する合理性があるのか、問題となるところでございます。

労働者の労働条件の向上のための規制は、基本的には一地方公共団体の地域を越えた国全体の政策として実施していかなければ、政策としての効果は薄く、国による公契約法の制定が望ましいと考えているところでございます。

以上でございます。

○市民課長（葛迫隆博） 高齢者の生活を守る対策の御質問の中の年金1人当たりに関して、お答えいたします。

老齢基礎年金は、御案内のとおり満額で79万2,100円となり、月平均で申しますと6万6,008円であります。そこで、平成20年度の実績により、85歳未満の方々の受給状況について説明申し上げます。

受給者数4,369人、総額29億8,343万7,400円となっており、1人当たりの年金受給額は、単純に平均しますと68万2,865円で、月平均で5万6,905円となります。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 子育て支援対策の充実についての「子供医療費のさらなる充実の必要性があるのでは」について、お答えいたします。

最初に、県下の動きについて。御承知のとおり、従来、乳幼児医療費助成は小学校就学前まででありましたが、本市が県内で初めて対象者を中学生までに引き上げ、平成21年度から医療費助成の拡大を行いましたところ、大きな反響を呼んだわけでございます。その後、他の自治体も同様に助成拡大を行うようになりまして、中でも薩摩川内市などは、平成22年4月から、中学校修了前まで全額助成するようでございます。

次に、「財政的な問題から自己負担なしは厳しきはあるが」ということでございますが、こ

の件につきましては、本市同様、2,000円から3,000円の自己負担額を設けている自治体がございます。この4月から自己負担額を撤廃し、全額助成とするところもあるようでございます。いちき串木野市と南さつま市でございますが、ただ、現行制度といたしましたのが今年度からでございますし、医療費の伸び、今後の推移等も十分検証しなければならないと考えます。他の医療制度や事業とのバランスも勘案しなければなりませんので、当面、御指摘の制度改正につきましては考えていないところでございます。

次に、子育て支援対策の充実についての学童保育の充実についてでございますが、放課後児童クラブのガイドラインを受けて、改善や見直しの必要性についてお答えいたします。

国の定めますガイドラインは、児童クラブの規模、設備、施設、職員体制等、実施に適正な基準を示しているわけでございますが、垂水児童クラブは、いずれもガイドラインで示す基準内でございます。しかしながら、平成15年の開設から7年が経過いたしておることから、改修や見直しの必要なものがございましたら、対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、働いている人たちへの環境整備のための時間延長への取り組みについてでございますが、入所者の保護者の就労時間を見ますと、児童クラブの閉所時間を超過する方はいらっしゃるかと報告を受けております。おおむね、閉所時間の午後6時前後には児童を迎えに来ていらっしゃるようでございます。なお、突発的な用件で迎えが出来る方などにつきましては、それなりの対処ができていたとのことでございました。時間的に30分ぐらい延長で預かるということであるようでございます。

以上のようなことから、閉所時間の延長につきましては、今のところ考えておりません。

「おおむね40人程度と示しているが、現状は

安全や衛生的な面からも厳しいのではないかと、対策が必要と考えるが」ということとございますが、現在、垂水児童クラブは40人弱の児童が利用しているわけとございます。学童保育スペースは、ガイドラインの基準とございます児童1人当たりの生活スペース1.65平米を満たしております。垂水小学校では、今のところ1.75平米というところとございます。指導員の方にお伺いしましても、手狭感はないとの回答とございました。今後、入所児童がふえてくるようなことになれば、検討する必要があるかと考えておるところとございます。

以上とございます。

○農林課長（山口親志） 持留議員の担い手対策についての現状及び今後の展開についての質問にお答えいたします。

まず、生産手段としての支援としましては、市、JAが農地利用集積円滑化団体となり、農地の貸し付け等を行うことができる農地利用集積円滑化事業があります。この事業を活用することで、担い手農家、新規就農者、法人、企業への対応が行われるのではとっております。また、担い手農家への資金の相談も行っておりたいと思っております。

次に、降灰対策から見えてきた問題及び市の支援と対策についてであります。確かに、10年前の降灰のひどい状況で農業を支えてきた方々が現在も農業を支えておられまして、高齢化による降灰対策への労働の大変さをお聞きしております。

市議会、県・国の議員の方々の視察等もありません。県で早急な対応をお願いしまして、ビニールの張りかえ補助、施設及び作物の洗浄機械器具としてミスト機、動力噴霧機等の購入補助、施設に堆積の降灰除去作業及び持ち出し等に要する経費の補助等、土壌等矯正事業など要望、協議をいたしております。そのような形で新たな要望、協議に対応していただいております。

すので、国・県への要望を中心に支援を行ってまいりたいと思っております。

以上とです。

○水産課長（塚田光春） 次に、産業振興対策の中の水産業の施策についてお答えいたします。

まず、漁業者の担い手育成対策を今後どのように図っていくかという質問とございますが、担い手対策につきましては、漁業者の経営安定化を図る施策をすることにより後継者育成につながってまいりますので、その施策についてお答えしたいと思っております。

なお、本市の水産業は、大きく分ければ養殖漁業と漁船漁業に区分されますので、その漁業別ごとに担い手の状況をお答えいたします。

まず、養殖漁業の担い手の現状ですが、養殖漁業者は、現在72経営体ありまして、すべてにおいて後継者が育っております。このように、養殖漁業の後継者は本市の産業の中でも後継者が育っている唯一の産業だと思っておりますので、市としましては、大事な産業とございますので、しっかりと支援していかねばなりません。

それでは、養殖漁業の施策としまして、主なものを4点ほど申し上げたいと思っております。

まず1点目は、ブリ、カンパチ等の消費拡大や販路拡大等が大事とございますので、漁協と連携し、販売促進活動を行っております。2点目は、水産振興の新たな施策として、中学、高校の修学旅行生を対象にブルー・ツーリズムの推進を図り、漁業者の収入確保につなげてまいります。3点目は、21年度創設されました国における漁業緊急保証制度の利用により、運転資金等の融資を容易にしたり、また、市では、養殖漁業経営安定化のために、昨年度に引き続き漁協へ短期貸付金を行います。4点目は、ブリ、カンパチ等の水揚げ漁港である海潟、牛根麓の両漁港を、昨年度に引き続きまして整備してまいります。

次に、漁船漁業者の担い手でございますが、

2つ目の質問の漁船漁業の現状と課題と、その施策等についても関連がありますので、あわせてお答えいたします。

まず、漁船漁業の担い手でございますが、漁船漁業は、本市の場合、主に、底びき網、小型まき網、刺し網、はえ縄、一本釣り等を操業しておりますが、そのうち後継者がいる漁業は、底びき網、小型まき網業者がいる程度で、ほかの漁業につきましては少ししか後継者が育っていないのが現状でございます。

そのような中で、漁船漁業の漁船数と漁業者数の過去10カ年を調べてみますと、平成11年で漁船数が429隻、漁業者数が684人で、平成20年では漁船数が404隻、漁業者数が537人で、10年間で漁船数が25隻減少し、漁業者数は147人減少しています。中でも、一本釣りやはえ縄等の漁業者数の減少が著しく、この要因としましては、錦江湾でとれる魚の魚価低迷や魚の不漁により漁家経営が成り立たないのが一番の要因で、それに加え、昔に比べて漁法の大型化に対応できない部分があるのではないかと考えているところでございます。

このような状況下ではございますが、漁船漁業の振興と後継者の育成を図る努力をしなければなりませんので、その主な施策について申し上げたいと思います。

まず1点目は、道の駅たるみずやとんとこ館を拠点に、地元水産物の販売促進を目的に販売員を確保するために、漁協へ雇用の委託を行います。2点目は、豊かな海づくりパイロット事業により、牛根、垂水市漁協管内にマダイやヒラメの放流を行います。3点目は、これは養殖漁業と両方に該当しますが、漁業者が漁業経営に必要な資金を金融機関から融資を受けやすくするために、漁業信用基金協会へ出資を行います。4点目は、漁場の環境をよくするために、これまでも藻場造成や魚礁の設置をしておりますが、今後も長期計画にのせてありますので、

引き続き計画的に実施してまいりたいと思っています。

なお、県のほうでも広域漁場整備事業により、錦江湾内に水産資源の維持と増大を図るため、平成19年から23年度までの5年間に約10億円の事業費を投入し、大型魚礁の設置を年次計画で実施していただき、水産物の生産機能の強化を図っていただいております。

以上でございます。

○生活環境課長（迫田裕司） 地球温暖化対策の取り組みについて、お答えします。

平成19年7月に策定された垂水市地球温暖化対策実行計画は、技術の発展や環境の変化に対応するために、平成22年度には計画内容の見直しを検討する予定でございます。

実施状況については、特にごみの分別について御説明いたします。

本市では、平成14年からごみの26分別を始めしたことにより、市民の環境問題に関する意識が高まっております。ごみを分別することにより、リサイクル率向上と資源の節約につながり、二酸化炭素の削減にもつながります。

ちなみに、ごみが1トンふえると、焼却処理等により約5.6トンの二酸化炭素の増加につながるそうでございます。

今後の計画でございますが、低炭素型まちづくりは、低炭素社会だけでなく、高齢化社会への対応や中心市街地の活性化、快適性の向上など多様な利便性をもたらします。また、まちづくりのあり方によって、都市の温室効果ガスの排出量が大幅に違うことも事実であり、低炭素型まちづくりに積極的に取り組むことが必要であります。今後は、低炭素まちづくりを目指して、土地利用と交通分野、街区、地区単位の対策、エネルギーの面的利用の分野、緑地の保全及び緑化の推進、熱環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、実施できていない実態の問題について

お答えいたします。

地球温暖化問題は、非常に専門的知識を必要といたします。とても素人が片手間でできるようなものではございません。市民の環境保全意識の向上を図り、また垂水市環境基本計画を作成するためにも、専任職員の配置が必要でございます。

次に、先ほどの太陽光発電導入補助金制度や低公害車の導入につきましては、財源問題をクリアすることが重要課題であります。

次に、公共施設への取り組みについてお答えします。

政府は、平成21年4月に取りまとめられた経済危機対策において、スクール・ニューディール構想を提唱し、21世紀の学校にふさわしい教育の抜本的充実を図ることとしました。その中で、学校への太陽光発電の導入を初めとしたエコ改修の整備等を推進することが掲げられております。

先般成立した平成21年度補正予算においては、国庫補助に必要な予算として約4,900億円が計上されています。この補正予算は、従来の国庫補助に加え、地方向けの臨時交付金が盛り込まれており、地方公共団体の負担が大幅に軽減されています。

公共施設につきましては、このような本市にとって財政負担の少ない事業を活用し、温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘） 高校生の就職対策についての御質問にお答えいたします。

世の中の経済や雇用の動向は大変厳しい状況にありまして、市内においても、雇用の場が少ないという状況ではあります。そのような中でこれまで、市長も、大学、高校等の新卒者にはぜひ地元に残っていただきたいという思いから、地元高校生の地元企業への就職お願いもされてきております。また、市といたしましても、働

く場を必要とする住民の方々のために何らかの支援が必要であるということは考えているところであります。

議員の御指摘のありました高校生の新卒者の雇用対策は、重要な問題でございます。ただ、臨時職員の申込者の中には、Uターン者やリストラに遭った方々などさまざまであります。また、現在の臨時職員の中には、家族を養うための生活の糧とされていらっしゃる方もおられます。そういう方々のことも考慮し、今後の垂水市を担っていく若者の地元への就職について、優先的な雇用を含め、どういう支援ができるのか検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 今の高校生の就職対策問題、それから地球温暖化、それから産業振興等については、きのうからの議論も特に降灰問題を含めてありました。それと、あと地球温暖化については問題点が一層明らかになったと思います。そういうことも考慮しながら、改めて、そういう問題点が明らかになったということで、ぜひそれを今後、施政方針にも、特に温暖化の問題では具体化を図っていく、推進していくという立場でありますので、体制の問題とか推進対策とか、そういうことを今後、折を見ながら、また議会場でいろいろ議論させていただきたいと思います。

それからまた、水産の漁船漁業の問題についても、私も改めてその認識をしたところですけども、要はこの問題を取り上げたのは、Iターン者がいらっしゃいまして、結局、十分な支援策がなかったということで、結局あきらめざるを得なかったと、せっかく帰ってきたのに、長崎にも友人がいらっしゃったらしいんですけど、その差が余りにも激しかったと。結局、自分自身が夢と希望を持って来たのに、そういう支援策はなかったということで帰られました。そういうことも含めて、この問題では改めて、こ

の点についても問題が私自身は明らかになったと思いますので、今後、また議会の場でいろいろ議論をさせていただきたいというふうに思います。

高校生の問題については、とにかく卒業と同時に失業ということがないように、高校生の、そういう夢と希望を持った高校生たちをどうやっばりはぐくんでいくのか。課長がおっしゃられるとおりに、将来の担い手でもあります。地域を支える、そういう意味での若い人たちですので、ぜひこれはまた今後、具体化をいろいろな点で図っていただきたいと思います。

もう新しい年度も始まります。そういう意味ではそういう対策も求められていくと思いますので、ぜひこの点については取り組んでいかれたいというふうに要望をしておきたいと思います。一問一答方式でさせていただきたいと思いますが、まず、ちょっと順序は逆になりますけれども、手早いところからちょっとやっていきたいと思ひまして、降灰問題、これはきのうからいろいろ議論がありました。私はやっぱり大事なものは、今の国の採択基準のあり方とか、そういうことも含めて、やはりそういうところまで踏み込んだ声を上げていくことが大事だろうと思います。

そういう意味では、例えば降灰の量の基準の問題においては、灰の量の質も変わってきています。従来にないやっばり量が、大量に降ると。しかし、基準との関係でいくと、グラム数からいくと全然量が、面積が違うということもありますので、やっぱりそういうことも含めて、採択基準のあり方、問題点もきちっと対応していただきたいなというふうに思います。

それから担い手の問題では、先ほど言いましたとおりに、私はこの問題というのは、基幹産業として位置づけているんだと。であるならば、それに必要な予算と対策をしっかりとるべきだというのが私自身の考えであり、また、多くの

市民の皆さんもそうだろうと思うんですよね。そういう意味では、特に担い手の問題においては、私がちょっと調べたところによりますと、鳥取の、ちょっと課長とも話をさせていただきましたけれども、鳥取の日南町などが地域振興公社、財団法人をつくって、1,000万円の財源、JA、森林組合等も含めて出資をしてくれています。それだけの構えと規模でやっばりやっばりしていく必要が、この担い手の問題についてはあるというふうに思います。それがやっばり地域の産業を支えていく大きな役割だと思ひますので、そのあたりはぜひそういう立場に立って、今後ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。これはもう要望だけにしておきたいと思ひます。

それで、まず最初に、歳入確保の問題のところから入っていききたいと思ひんですけれども、先ほどの財政運営のあり方については、課長のそういう立場でぜひ財政運営に取り組んでいただきたいなというふうに思います。それで、特に今、景気対策が非常に重要だということと、またこれと関係して、歳入確保という点では非常に重要なつながりがあるということ先ほどの答弁からも理解したというふうに思ひんですが、先ほど言われたのは、調査研究をするということと言われたんですけれども、具体的にいつまで、どんな形で調査研究し、結果を出していくのかということが問われると思ひんですが、この点についてはどういう方向なのか。

○土木課長（深港 渉） 住宅リフォーム制度の将来に向けた展望といいますか、制度の導入の年度的なことだと思ひますけれども、実際今のところ、何年度にこういう形で確立したいという計画は立てておりませんが、当然、先ほども言いましたように、まねるといふか、そういう意味ではないんですけれども、県内の市町村の動向を踏まえ、また財政的にも考慮いたしまして、できるだけ早目にといいますか、そう

いう形では考えておるところでございます。

○持留良一議員 ありがとうございます。

南日本新聞に出ていたんですけれども、公共事業に頼る景気対策は見直す時期に来ているのではないかと、実効性のある操業支援や住宅改修・補修など、個人消費を喚起する施策にも重点をしてほしいと、こういう形で、今まで住宅改修というのはそう大きなテーマにもならなかったんですけれども、今こういう状況の中で、やはり消費がいかにか大事かと、そのことが税収にも関係してくるといことですので、ぜひ市長、この点については積極的に推進していかれる考えはあるのかどうか、その点だけ、この点については質疑をさせてください。

○市長（水迫順一）非常に個人ひっくりめて、小規模の業者を支援することにつながると、結果として、収入、経済に影響するというお考えの提案でございますが、先ほど課長が1回目に答弁を申しあげましたように、非常に対象者がうちも少ないんじゃないかという気がします。ですから、建築士協会にはただ2人しかまだ登録がないという回答もしたとおりでございまして、そういうところをまず調べて、本当に施策するのであれば効果が出る施策でなければいけませんので、まずその辺の調査からだろうと、そういうふうに思いますし、うちも県内では財政の豊かなほうではございません。まだ県内どこもやっていないことを、こういう面で本当にやっていいのか、まだ経済対策、ほかにやることがあるんじゃないかと、そのように私自身は考えております。

○持留良一議員 わかりました。

次の問題について伺いますけど、高齢者の介護問題について伺いたいと思いますけど、よろしいですか。

○議長（川尻達志）どうぞ。

○持留良一議員 高齢者問題について、先ほど回答でも、事例を参考にしながら、今後、検討

していくという中身だったんですけれども、市長にちょっとお伺いしたいんですけれども、この介護の問題で、利用料の問題で、特にこれは所得に関係なく1割負担をしなきゃならないというような制度になっているんですが、この点について、市長は、この制度の問題、矛盾だとお考えなのかどうか、まずお聞かせください。

○市長（水迫順一）詳しくは保健福祉課長に答えさせようと思ったんですが、いずれにしても、こういう制度ができて、それをやっておるわけですから、これは批判することはできません。（「そのとおりの」と呼ぶ者あり）

○議長（川尻達志）もう4回目、この件は。

○持留良一議員 今、介護の問題をやったんですけれども。

○議長（川尻達志）次にと言わないと、わからなくなる。済みません。

○持留良一議員 先ほど介護の問題と言ったんですけれども。

○議長（川尻達志）はじめをつけてくださいませんか。どうもこっちもわかりづらいです。済みません。

○持留良一議員 3回目でもいいんですね。

○議長（川尻達志）3回目。

○持留良一議員 わかりました。

市長がわからないと言われたんですけれども、（市長「わからないじゃないですよ」と呼ぶ）わかりました。要するに、必要な人が介護を受けられていないという現状の問題もあるわけなんですよね。要するに、例えば支給限度額の垂水市の状況においても、約5割、半分しか、支給限度額の、受けられていないという問題があるんですよ。ところが、一方では、先ほど課長が言われたとおりの、介護に必要なサービスを提供すると、そこのところでギャップが生まれているわけなんですよね。いわゆる低所得者の人は、例えば先ほど年金の報告がありましたけれど

ども、5万円前後のお金と。ところが、払うお金が1万円とか5,000円払っても、あと残るお金は、いろいろさっ引かれていくと非常に苦しいと。そうしますと、受けたい介護も受けられないという現状があると。だからこそ、この問題について、全国でも308近い自治体は何らかの支援策をとっているわけなんですよ。そのことによって健康を守ったりと、医療費の抑制にもつながっていくと、そういう観点を持って、この点について、そういう対策をぜひとられないのかということをお話したんですけども、再度その点について市長のお考えを。

○市長（水迫順一） これは制度ですから、うち自体で矛盾しておるんじゃないかと言われても、それは、矛盾しているとも答えられませんし、矛盾していないとも答えられない、そのように思います。

ただ、本当に低所得者が、年間200万円以上ですか、の収入者に比べて、かなり思う介護のサービスが受けられない、そういう点ではやはり今後、是正していくべき部分はあるだろうと、そういうふうに思います。

○持留良一議員 わかりました。

ぜひこの問題については、そういう立場で今後、計画の中でぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、保育料の問題について、よろしいでしょうか。

○議長（川尻達志） はい。

○持留良一議員 先ほど、現段階では実施をしているということだったんですけど、しかし、行動計画というのがあるんですね。行動計画の中で今まで、現状として各段階で実施をしているという中身なんです。そうすると、今後は検討するというのが21年度の中身です。そしてこの中での使い方というのは、現状、継続、検討という形をされているんですよ。

そうしますと、この行動計画というのは今後、

今実施しているのを検討していくと、いわゆるこの事業内容にあるように、子育てを支援するために保育料を見直し、保育料負担の軽減を図っていくというふうになるはずなんです。先ほど言われたのはちょっと、そういう中身からいくと、現状の、それを継続という形になるはずなんです。だから、ここでは検討というのであれば、当然、保育料の見直しをやっていくというのが当然じゃないか、現状の保育料の中での見直しをやっていくというのが、だれもが受けとめる中身じゃないんでしょうか、どうなんでしょうか。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 御指摘のとおり、事業概要としましては、保育料を見直すと、保護者の負担軽減を図りますということで書いてございます。今回新たに、行動支援計画の中でも平成26年度までの方向性や目標ということで、今のところ事業継続と、引き続き国が示しております90%で行うということを出しております。

ただ、鹿屋市等の保育料につきましては、若干、私どもと1,000円から2,000円程度違うところがございます。それにつきましては、ちょっと早急に検討したいなということは考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 わかりました。

とにかく、この問題については多くのお母さん方も、次の経済的支援としてこの保育料の問題にぜひ取り組んでほしいという要望もありますので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、公契約の問題についてはまた再度、議論の場を持っていきたいというふうに思います。

それから子供医療費の問題について、次にお伺いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（川尻達志） はい。

○持留良一議員 ことしで約12の自治体、そし

て、ことしの新4月の時点になると思いますけれども、4つの自治体が新しく自己負担をゼロにするというような自治体、県下で約12の自治体が子供医療費の自己負担ゼロというような形で動き始めてきています。これは本当に、当然いろんな形での影響が相互し合いながらこういう方向に今、進んできているというふうに思いますが、伊佐市は高校生までというような状況があります。

こういう結果を受けて、当然のごとく県下の多くの自治体の中でも、この子供医療費の問題についてはそういう方向が進むというふうに思うんですが、この現状、いわゆる12にふえたという、この自己負担ゼロが12にふえたというこの点について、市長。

○市長（水迫順一） どの市町村でも子育て環境整備というのは、私ども垂水市がやっているとおりに、重要な政策と認識がしてこられた結果だろうと、そういうふうに思うんですね。ですから、このことは、垂水市としまして一歩先んじてやったということはよかったです、そういうふうに思います。

○持留良一議員 この問題では、一番お母さんたちが望んでいるのは、お金の心配がなく安心して病院にかかりたいということだと思うんですね。そうしますと、やっぱり今の現状の中で、3,000円の自己負担というのがやっぱり大きなネックになっていたり、例えば保険証の問題とか、この間議論がありましたし、また例えば、私なんかにも相談があったのは、なかなか給料がおくれて病院にかかれないう事態があると。そういう事態を避けるためにも、県下で多くの自治体がこういう自己負担ゼロを動かしてきたらというふうに思うんですね。

だからこそ、国もそういう形で今後、検討するというテーマになってきていると思うんですが、そのあたりについてやはり今後どんなふうに、当面なしということでしたけれども、具体

的にそのあたりで方向性があるのかどうなのか、その点についてお聞かせください。

○市長（水迫順一） これは子育て支援を考えると、それは医療費、全く全額保障してあげるのが一番いいと思うんですね。ですけど、今、始まって1年でございますから、そういう推移も分析しなければいけませんし、それと、財政状況の中で勘案していかなければいけませんし、ほかの子育て支援もあるわけですから、その辺との絡みも考えていかなければいけない、そのように思います。

○持留良一議員 もう時間もなくなってきているというふうに思うんですが、この子供医療費の問題というのは、私が調べても、多くの自治体でふえたのは現物給付、窓口給付になったと、いわゆる償還払いから現物給付になったのが本当にふえているんですね。逆に、こういう自己がゼロになると、やっぱり予防、こういう側面を持ってお母さんたちが早く行くと。そういう意味で、そんなに医療費が上がっていないという現状もあります。こういうこともぜひ調査していただいて、今後、子育て支援に当たっていただきたいなというふうに思います。

私は、今回さまざまな点からいろいろ質問をさせていただきましたけれども、とにかく何よりも住民の目線に立って、そしてまた新たなどういう自治体をつくっていくのかが、冒頭言いましたけれども、問われているんだと。そういう意味ではやはり住民の、市民の暮らしを守る、健康を守る、そして何よりも地域振興を図っていくと、そういう立場で今後、ぜひ市政運営には取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上のことを述べて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。次は、3時15分から再開します。

午後3時03分休憩

午後3時15分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

11番宮迫泰倫議員の質疑及び質問を許可します。

[宮迫泰倫議員登壇]

○宮迫泰倫議員 先ほどは雪が降りました。これは宮迫が出るんじゃないで、いい春のお告げだと思います。

垂水には昔から、伊地知家、伊地知氏、肥後氏、それから勝軍地蔵ができて500年以上たっています。それからことは、1611年（慶長16年）垂水城が開城して400周年だそうです。地域の文化、歴史をつくった先輩たちがあって、今の私があると思います。（笑声）いや、ほんのこっです。

きょうは、今私たちが、一番皆さんが気にして、去年の暮れから皆さんの問題になっております桜島豪灰、これは豪灰と言います、特別に、豪雪というのがありますから。これだけ降っておりますので、それを市長の施政方針とあわせて御質問申し上げますので、よろしく願いいたします。

市民の目線に立った市政の推進について。

1、改革、協働、前進とは。2、安心・安全なまちづくりとして、桜島豪灰対策について質問いたします。よろしく願いいたします。

改革とは、「改革なくして発展なしを基本に、大胆な行財政改革を着実に実行し、健全な財政づくりに努めます。市民のために仕事をする役所をつくります」とあります。2番目、協働とは、「市民と行政がお互いに連携・協力し、住んでよかったと思えるまちづくり、元気な垂水を基本理念として、災害に強いまちづくりを進めます」。前進とは、「限られた財源や自然、社会資源の有効な活用、市民の能力・知恵を生かし、市民の生活、地域の日々の発展を目指し

ます」とあります。これら改革、協働、前進とは、具体的にはどういうことを指しておられますか、お伺いいたします。

次に、安心・安全なまちづくりの桜島豪灰対策についてお伺いいたします。

農林、水産、土木関係の質疑は、これはもう昨日から先ほどまで重複いたしておりますので、除きます。市長だけにお伺いします。

安心・安全と言いますが、安心・安全とどちらが先かという、先に安全があり、安全があるから安心があると思います。わかりますか。このことは農業と農村でも言えると思います。農村があり、そこに住んでいる人々が農業を営んでいるということです。人々がいるから、なりわいがあり、農業と言えます。先に人があるということです。市民があるから市政があるということです。まず、そこを頭に入れてください。

安心・安全なまちづくりの豪灰対策は、市民の皆様方との共有課題だと考えております。市長もそのようにお考えかどうか。そして、市民目線でのこの共有課題である豪灰対策はどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

これで、1回目の質問といたします。よろしく願いいたします。

○市長（水迫順一）宮迫議員にお答えをしたいと思います。

前もってのいろんな指摘もあったんですが、内容が変わったりしますので、ゆっくりとひとつ質問していただきますようお願いいたします。

まず、私の施政方針の中で一番重要な3つの視点をお示しいたしました。改革、協働、前進でございます。

このことは、今、議員がその具体的な内容まで触れていただきましたので、あえて触れませんが、この3つの視点を中心に、行政に当たろうということで、これはマニフェストの中でも重要な考え方の視点という意味で、重要な位置

を占めているということをもっと申し上げたいと思いますし、そしてまたいろんな施策の中で、これをそれぞれの部門で織り込んだ改革をやってきたということでございます。行財政改革の中でも、それからまたいろんな計画の中でも、こういう視点を織り込みながら市政運営に当たってきたという言い方にかえさせていただきますので、御理解をいただきたい、そのように思います。

それと、2点目の桜島、あえて豪灰と私のほうも言わせていただきますと、非常に大きな市民生活に影響を与えておる、市民生活全般にわたって大きな影響を与えておるという意味では、市民と同じ考えでございますし、これを何とか軽減も図らなければいけませんし、軽減の中でも重要なのは、やはり産業の振興、それから生活、これらに直接影響するものをいかに少しでも軽減していくかということだと思います。

そういう意味では、市が、本当に10年ぶり、20年ぶりというこの豪灰を機に訴える、国、あるいは県への訴えもしっかり実情にマッチしたものにしていって、その実現のために議会の皆さんの力もいただきながらこれはやっていこうと、そういうふうに思っております。これは、問われた市民と共有した考え方なのかという視点でお答えをしましたので、そういう感じであるということをもっと申し上げたいと思います。

○宮迫泰倫議員 次にまたお伺いします。

第4次垂水市総合計画で、「自立した地域をつくるために」、「学びあえる地域をつくるために」、「生きがいを持ち健康に暮らすために」、「暮らしの安全を守るために」、「自然と共生していくために」、「経済が持続発展していくために」、「市民から信頼される行政経営のために」、「無駄のない行政経営のために」と第4次総合計画の中に8つの基本計画があります。この8つの基本計画には、否定語が後に続く

は思えません。全部やる気のあるこれは基本計画だと思います。

安心・安全な豪灰対策は、市民の皆様方との共有の課題、さっき言われたとおりですね。これは否定的では何もできないと思います。これがもし否定的であれば、何も前に進まないと考えます。そのようなことで、この8つの基本計画と豪灰対策はどのように位置づけておられますか、お伺いします。前向きに、今、8つの計画がありました。これを推し進めるためにはやっぱり豪灰対策は、否定的じゃだめだと思うんですよ。市長のお考えをちょっとお願いします。

○市長（水迫順一） 御承知のとおり、総合計画、第4次になるわけですが、これは本当に市民のお力もいただき、また鹿児島大学のお力もいただきながら、今までにない、業者に丸投げするんじゃなくて、自分たちの手づくりという総合計画をつくり上げたわけでございます。これは、市民の思いが今までと比べて入っていると、そういう総合計画になっていると思っております。

その中で、8つのお話をされました。それとの豪灰との関係で考えますと、やはり安心して住める、住んでよかったと思えるまちづくりを一方で目指しておりますので、そういう意味では、この豪灰対策というのは、先ほどから申し上げておりますように、その影響を軽減することはもちろんですが、これは自然災害でございますので、とめることはできません。受けて、軽減することと、そしてまたそれにかわるもの、例えば対策等を国・県から引き出してくることが非常に大事であるし、そのことが安心・安全なまちづくり、住んでよかったと思えるまちづくりにつながっていくと、そういうふうに思っております。

○宮迫泰倫議員 次はもう提案になると思います。

市民の目線に立った行政をしていただくため

に、農林、水産、土木関係はいろいろ各自でやっておられます。それを1つにどっかできないか。例えば市長直属の部署はできないか。そうすれば、半分は御用聞きに行くわけです、道路でも農家でも何でも。それから残った人は、やっぱり詰めをして、国や県への対策を考える。これはもう、災害対策基本法にのっかってやられれば何のこともないと思うんです。いや、こいはやっせん、こいはだめやと言うより、やっぱりそういう、今、垂水市民が直面している豪灰ですから、そういうお考えはないのか。

そして、もしできればお金の使い道は市長直属の部署、本当はきょうからつくってもらいたいと思います。お金はどうにかなると思うんですよ、市長。ふるさと納税の用途選定委員会というのがありますから、そこで、こうやりたい。そして部屋もそこにありますから。それは具体的なことを言わないとですね、これはいつまでたってもできません。それは4月になっても灰が降るかもしれませんけれども、これは爆発しない限り、いつまでも降ると思うんです、来年も再来年も。そういう対策をやってください。

どこでどういうことをやるかと。例えばホームページで垂水の現状を流せばいいんですよ。今、世界を見て、灰が降るのはこことどっかしかないと思うんですよ。何月何日何時から降りますと、ないですから。あとは中近東とかアフリカで紛争があります。

だから、例えば市長会でも、鹿児島県の市長会に諮られて、これは豪灰です。今度の全国の市長会で、これが垂水に降った豪灰ですと配ったりとかですね。例えば豪雪地帯は、雪の降らないまちに雪だるまを配っておられますね。その逆もできるんじゃないかと。(笑声) いやいや、ほんのこっです。やってみなければ、やっせんやっせんじゃできない。そういうのはできないかとかですね。

それから、やっぱり豪灰は自分たちばかりのものじゃなくて、全国民の人たちにこっちらアピールしなきゃいけないと思います。垂水の市報をとっておられる方にも、欲しい方はお送りしますと言えば、その人たちがまた、あたいげえまちはこげなどが降っているとか、世間で言われれば、みんなに認識が深まるんじゃないかと。それは市長会でもそうだと思うんですよ、垂水はこうなんだと現状を知ってもらえばですね。ただ、今は南日本新聞が言うばっかいですよ。それじゃ困りますから。それで、やっぱり何か自分たちのものをみんなで共有すれば皆さんがわかってくださるんじゃないかと。これはいつまで続くかわかりません。

昔ですね、今、111歳ぐらいなられる榎木十吉さんというおじさんがおられました。7年ぐらい前、亡くなられたんですけども、その方が、大正3年の大爆発の後に牛根地区にビワを植えられて、今も栽培が続いているんですね。そのおじさんが84歳のときから私は懇意にさせてもらったんですけども、そのときでも、やっぱり自分で2町以上のビワ園を経営されていました。

そういう方もいらっしゃるし、何もやっせんやっせんじゃだめですから、市長、今子育て相談センターができて、満足度調査をされています。それにかわるようなものじゃなくて、市民全体が、これは子育て相談というのはお母様方が非常に喜ばれるんですけども、豪灰は市民全体が同じ問題を持つものですから、だから、どこの課じゃなくて、市長直属の何かできないかと。そうすれば、こっちら発信したりですね、今度は知恵をいただいたりできるんじゃないかと思えますけれども、そういうお考えはどうなのか。できたら、さっき言いましたように、否定的な言葉じゃなくて、やりますと言われれば非常にうれしいです。よろしく願います。

○市長（水迫順一）非常に、議員おっしゃるように逆転の発想も持つべきだと思いますし、これは人為的にとめることはできないわけですから、それともう1つ大事なことは、やはり桜島が活動を始めてもう久しいわけですね。そうすると、この活動をしておる火山の周りに、70～80万人の人が周りに住んでおるということは世界的にも非常にまれな例らしいです。

その中で、本当に鹿児島市であったり、桜島自体が鹿児島市でございますから、それともう一番隣接しているのは垂水市でございます。今後この活動が、今、専門家が指摘しておりますように長引く傾向があるということでございますので、これは先ほど言われたようないろんな発想を持って対応していくということは必要だろうと、そういうふうに思います。

例えば市民でも、ここを相談、こんなことを相談してみたいんだけどと個人差があると思うんですね。私のところは灰をなかなか道路まで持っていきませんよと、門のところに来るのは当然していただきたいし、また、家庭の状況によってはその辺の補助的なものはどうかというような、個人的にいろんなことをお考えになっていると思うんですね。その辺を軽く相談をしてもらえると、相談をして市の考えを、またそれに対応した考え方をお答えできるというような場所というのは必要だろうと思いますので、これにつきましては、また来月から年度も変わることで、例えば、しばらくは市民相談サービス課あたりで何らかの相談を受けてみるとか、そしてその相談がふえていく可能性があれば、本当に隣接する活火山を抱えた市として当然、おっしゃるとおり、対応策を講じていくということは必要だろうとそういうふうに思いますので、前向きに、とりあえずできることからやってみたい、そのように思います。

それと、本当に先ほどお話の中で、雪の話がされました。雪のないところに雪を運んどるじ

やないかというお話でした。全くそのとおりだと思うんですね。桜島の観光客を見ますと、道の駅あたりで、噴火すると手をたたいて喜ぶ人たちがいるわけですね。あの人たちは灰を、ほんのちょっとの灰でも100円でも買ってくれるだろうというような気がしますし、全国にそのようなものを募集するというような、ちょっと変わったアイデアも出すのはおもしろいんじゃないかなと。

そういうことをまた担当課だけじゃなくてですね、職員もそこまで考えていくような幅広い知恵を、ソフトな知恵を出し合ってくれるようになっていかなければいけないと思いますし、また市民もいろんなアイデアを、この降灰は本当に続くんだよという思いの中で、何か対策をして、楽しい降灰につなげるということも大事だろうと思いますので、その辺は相談サービス課あたりを中心にちょっと考えてみたいなど、そういうふうに思います。

○宮迫泰倫議員 ちょっと相談を受けるのは困るんです。豪灰は向こうから来るんです。今度はこっちから行くんです。市民の皆さんのところに御用聞きに、それが必要だと思うんですよ。待ったつたら何もできません。そういう意味で、豪灰克服センターとかそういう、仮称ですけれども、直属でできないかという願いをしたんです。あしたにでもつくってもらえば、またそういう部署ができればこれは全国ニュースにのりますがね。

何かやってもらわにゃ、もう、市民相談サービス課もいいんですけども、やっぱりそういうどこかに求心力のあるセクターを持たんな、お互い皆さんと語りながら、そして、来たら、それを処理してどうしたらいいかと、ぱぱっとせんな、1カ月も3カ月もたっおたって機能しません。そうすれば、市長の7年目の総括なんて要らないんじゃないですか、こんなことをやられれば。もう8年目の総括、聞きませんの

で。

やっぱり、きのうからきょうまで議会と市長には3回聞きました。今も言われた。その前もきのう、彼がときも、だれかのときも言われたんですけれども、やっぱりこれは皆さんと共有問題にしていく、議会もそうなんです。皆さんもそうです。そういうセンターがあれば、できれば、そこに、これはどうなっておりますか、こうしたらいんじゃないかとか言えると思うんですよ。それは、もう1回そこら辺を考えて、本当にこっちから出て行って、それを持ってきて、こうします、ああしますと振り分けんなです、待ったって、市民は本当にこのままどうなるのかと。

それからもう1つ、もし桜島が爆発したとき、どっか陥没したらどうなるかということ、それからレベル、今レベル3なんです、4、5になったらどうなるかということ、市民の皆さんに教えてあげるのも、こういう豪灰の部署でもできると思うんです。

それから、通学道路のブロックとか、悪いのがあります、そういうところも、こういう部署があればですね、皆さんがこれはいろんな意味で、いろんな夢を持って、こうしたらいいかとか知恵が出ると思うんですよ。もうお金がないからできませんじゃ困りますので、一応そうして、後は災害対策基本法みたいな感じで国に上げれば、それは何とかかなると思うんです。

日本では豪灰はここだけということ認識すれば、すばらしいまちだと思うんです。それをやったから、やあ業者がどうのこうのとか風評被害があるとか、それを超してしまえば大したことないと思うんですよ、全部クリアすればですね。水産でもそうです。さっきもだれか言われたんですけれども、ハマチの中に黒い灰が入っていた、汚いとか。それも何か施設をすれば、豪灰は入らんとするんですよ。だから、後々豪灰を克服すれば非常にすばらしい夢があると

思いますので、もう1回市長、お願いします。

○市長（水迫順一）即、担当課を、また新たに担当部署をつくるというのにはちょっといろんな検討も必要でございます。ですから、出かけて市民と相談すると、農林行政については農林課、降灰対策の道路清掃関係は土木課とか、そういう割り振りをしておりますので、とりあえずそういうほかに、まず市民からの要望がどうなのかを調査したいと思っておりますから、先ほどから言っております市民相談サービス課が適当なのかどうかもわかりませんが、ある部署にそういう相談センターを設けて、その推移を見て、発展的にしていったほうがいいんじゃないかと。

降灰のその道路の作業問題も、けさほどから、きのうからいろんな質問が出ておりましたし、提案等もございました。これ自体も、1カ所だけつくってそこがすぐ対応できるかっていうと、問題がございます。今までの経緯の中で、やはり土木課に中心的にさせなければいけない、そういう部門もございますし、市で保有する車両自体も、質問があるように、市で、少なくとも国からの3台と、あるいは市のほうで2～3台保有するという方向で、即対応していくという方向で検討していかなければいけません。そういうのも新たな部署で、すぐそこが対応できるかということ、その辺、人的な問題とそういう対応を課でやったほうがより効率的という面もございまして、ソフト面から始めて、相談センターあたりの対応から段階を経てやっていかなければいけないかなと、そういうふうに思っておりますし、非常にありがたい提案であるということは申し上げておきたいと思っております。前向きに検討します。（宮迫泰倫議員「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（川尻達志）次に、4番堀添國尚議員の質疑及び質問を許可します。

[堀添國尚議員登壇]

○堀添國尚議員 平成22年度施政方針が示され

ました。本市をさらに発展させるための長期的なビジョンや、市民の皆さんが現在悩んでいること、また願っていることなど、市長の2期目の最終年度にふさわしい内容であると高く評価いたします。

市長の示された施政方針がより充実した成果を上げるために、私の前に11人の議員の皆さんがいろいろな角度から質問や提案がありました。他のまちでは質問者が少なく悩んでいるまちもあると聞くこともありますが、市民の暮らしを少しでも前進させたい、この一念での質問であり、議会の活発な活動を市民の皆さんも喜んでくださるのではと思っています。私も微力ではありますが、市勢発展につながるよう質問を試みたいと思います。わかりやすい御答弁をよろしくお願いします。

まず、降灰対策について。

桜島防災営農対策事業の採択基準の緩和と充実。

現行60歳未満の年齢の引き上げ。自己負担分25%、分割で支払うことはできないか。土壌検査を実施し、結果によっては中和剤の無料配布はできないか。降灰用のビワ袋の無料配布はできないか。ロードスーパーを購入した場合、一部助成はできないか。降灰の仮置き場を設置してほしい。水道料金の助成はできないか。

環境対策について。

猿ヶ城の活性化施設やバンガローの排水をもう一步踏み込んで浄化することを実行すべきだと思うが。

国道220号の脇登一小浜間のトンネル拡幅により、海岸への埋め立ては自然保護の立場からやめるべきであると思うが。

交通安全対策について。

桜島口の三差路は、線形が変更になってから事故が多発している。対策を急ぐ必要があるが。

教育行政について。

中央中学校の教育方針はどのようなことを考

えているか。これは、先ほどの池之上議員への答弁でわかりましたので省きますが、先般牛根中学校の立志式に出席した折に、壇上に国旗が掲げてありませんでした。このようなことへの学校への管理体制はどのようになっているか、そのことをお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○農林課長（山口親志） 堀添議員の防災営農対策事業の質問について、お答えいたします。

まず、60歳の年齢についての規制ですが、60歳の年齢は、農業者年金受給の関係や、施設8年の減価償却の関係、また組合としての組織構成を考え、60歳の制限をかけているところがあります。もちろん、後継者がいる場合、また後継者として確約書を提出できる場合はこの限りではありません。現在、農業者の年齢の高齢化も指摘のとおりでありますことから、県への要望の中で協議をしてみたいと思います。

次に、自己負担の分の分割支払いについてですが、事業が単年度主義で支払いまでで終了でありますので、負担金の支払いは自己資金による一括支払いか、資金借入れによる一括支払いであります。したがって、資金借入れの場合は当然のこと、分割返済になると思います。支払い方法については、申し込みの段階で導入者と相談をいたしております。

次に、土壌等矯正事業については、降灰による酸性土壌を中和する事業でありまして、土壌酸度矯正における積算基礎が定められていることから、土壌の診断は行っておりません。今回の土壌等矯正事業を行うに当たり、石灰散布前と散布後の各地区の数カ所を土壌診断をしてみたいです。また、無料配布についてであります。現在のところ、各事業と同じく、個人負担25%を予定しておりまして、申し込みの段階で個人負担の25%の説明も行っております。現在は、無料配布については考えておりません。

なお、苦土石灰は1袋当たり510円の個人負担

128円、パーク堆肥、470円の個人負担118円の予定であります。

最後に、ビワ袋の無料配布の件については、現在のところは予算措置しておりません。ビワ振興会と協議し、降灰の影響の実態等を調査してみたいと思います。

以上で、農林課のほうは終わります。

○土木課長（深港 渉） 次に、降灰対策の一環として、ロードスイーパー購入時の助成はできないかとの御質問でございますけれども、この冬場から平成12年以來となる連続的降灰状況であり、市民の皆様における除去作業は大変な御苦勞であるところでございます。実際の作業は、ほうきやスコップなどによる手作業が実態であり、広い宅地や事業者あるいは商店などの規模の大きな敷地では相当な労力と時間を要すこととなり、体力的にも精神的にも苦痛と言えるところでございます。

このような作業に、御提案のような手押し式の清掃車でありますとか、エンジンつき自走式清掃車、これを使用することは、それらの相当な軽減になることはお察しのとおりでございます。一般に市販されております手押し式清掃車には、比較的安価なものもあるようでございますけれども、それは一般的には工場内で使用するような目的のものでございまして、屋外で、しかも降灰用としてはその効能が低いとされておりまして、降灰用に耐えられるようなものでは最低10万円以上と高価であり、自走式となると数百万円というような金額になりまして、個人や事業者におきましてはかなりの負担と言えるところでございます。

しかしながら、垂水市同様の降灰事業を行っている鹿児島市におきましても、御提案のような助成制度は導入されておらず、本市におきましても、現段階では、財政的見地等やあるいは対象が多くなることなどから、制度の確立は困難と言えるところでございます。

次に、宅地内降灰を袋に詰めなくても、そのまま集積できるような置き場ということだと思いますけれども、この設置はできないかという御質問でございますけれども、まず、現状の袋詰めの特長としまして、上へ積み上げることができるため余り場所を占有しないこと、風による飛散や雨による流出がないこと、また、移動時に機械器具類を使用せずに手で移動することができるなどでございます。

確かに、現状のような降灰量が多いときは、一輪車などにより持ち出すことができれば労力や時間的な軽減にはなりますが、そのような集積場所となりますと、まず相応の敷地の確保が困難であると言えるところでございます。一般交通の支障にならず、容易に収集・搬出ができ、しかもショベルカーなど作業できるスペースとなりますと、現状の道路形態におきましては、限定された場所しかないと言えるところでございます。また、飛散や流出防止も考慮した施設となりますと、総体的な数ではかなりの建設費用が入用となります。以上のようなことから、各振興会における専用の降灰置き場の設置は考えていないと言えるところでございます。

以上です。

○水道課長（迫田義明） 降灰対策についての「水道料金の助成はできないか」の質問にお答えいたします。

給水条例第32条によります台風災害や火災発生、また不可抗力による宅地内の給水管漏水事故等の場合は、料金、手数料等の軽減または免除につきまして、市民の皆さんお一人お一人の実情に応じ、実施してきているところでございます。

議員御質問の降灰対策上での水道料金の助成制度でございますが、上水道の給水区域及び簡易水道の給水区域がそのまま本市行政区域と重なっておればいいのですが、集落水道を初め、自前の井戸水、いわゆる電気水道を利用さ

れている皆さんがまだたくさんいらっしゃる中で、本水道事業のみでの対策云々は、不必要な格差あるいは地域的な格差を生む形となりますので、将来的にも厳しいものと考えるところでございます。

なお、降灰量が多くなり出しました昨年暮れからの水道利用者への影響でございますが、さきの大藪議員の質問にもお答えしましたとおり、平成21年の1月とことしの1月とを比較した場合、一月1世帯当たりの平均水道料金の増加は、一番降灰量の多かった海潟地区で200円、中央地区を含めたその他の地区で103円となっているところでございます。

このような状況下におきまして、この桜島降灰は、お金に換算できない精神的な負担、また不快感を与える市民生活への影響ははかり知れないものがありますが、水道利用者の皆さんが節水に御理解、御協力をいただいているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 環境対策についての1点目の猿ヶ城に関する御質問にお答えいたします。

このことにつきましては、これまでも御質問、御提案などしていただき、今後の課題として検討してまいりたいとお答えしているところでございます。

例えば、御提案をいただいております浄化槽からの放流を直接本城川に放流するのではなく、池を設けて、植物の浄化作用などを応用してさらに浄化する方法も一案であろうと思いますが、実際つくるとなりますと、現在の敷地内での設置は困難と思われ、新たな用地取得も検討しなくてはならないようです。このようなことで、現在の方法で現実的にどの程度の水質を保ちながら排出することになるのか、現状を見ながら、今後のことは検討してまいりたいと考えます。

○土木課長（深港 渉） 環境対策に係る小浜

地区の国道改良について、お答えいたします。

本地区は、国道220号早崎改良として国土交通省で事業を推進されておりますが、さきの9月議会でも答弁しましたとおり、全体路線は基本的に海岸部への拡張は計画されておらず、貴重な自然海岸であることも認識されておりますことから、工事による影響も重々考慮されているところでございます。

また、今般行われましたトンネル計画等のためのボーリング調査などは、図上で計画された現況トンネルに近い路線を調査されたものでございまして、位置決定の正式報告は受けていないものの、良好な調査結果であったことをお聞きしております。トンネル部の海岸沿いには市道もありますが、基本的にはこの市道全線についても、現状以上に影響のないよう国道改良されることも確認いたしておりますので、少なくとも現況海岸そのものへの埋め立てなど、直接工事はないものと言えるところでございます。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（島児典生） 桜島口三差路の交通安全対策について、お答えいたします。

垂水幹部派出所及び国土交通省垂水国道維持出張所に問い合わせましたところ、同交差点につきまして、信号機の設置を含む線形改良などに向け、前向きに検討されておりました。また、公安委員会におきましても、三差路にあります4カ所の停止線を、緊急的対策の措置として、3月17日までに倍の90センチ幅へ書きかえられるそうであります。今後とも、関係機関と協議し、交通安全に取り組んでまいります。

○教育長（肥後昌幸） それでは、牛根中の立志式のことについて、お答えいたします。

ちょうど私はあの日、他の用事でたまたま牛根中学校に伺いましたら、立志式をやっておりましたので、私もずっと見せていただきました。たくさんの方の来賓、それから保護者も列席して、

8人の2年生が将来の夢を発表するなど、非常に厳かな雰囲気の中ですばらしい立志式だなというふうに思いました。

そのときに、舞台に国旗がないというふうにも私も気づきました。これを校長にどうしてかというふうに聞きましたら、ちょうど舞台に、「自覚」「立志」「健康」という札が3つありまして、それが張ってありました。これを張るために国旗が邪魔になるといいますか、あるとちょっと張りにくかったので一応外しましたということでございました。設営上のことだったということでございますけれども、しかし、立志式というのもこれは立派な、大事な式でございますので、工夫をすれば国旗もちゃんと掲揚できるわけでございまして、このことについてはきちっと指導をしておきました。

ちなみに、垂水市内の小・中学校で、入学式、それから卒業式等の式におきましては、きちんとどの学校も国旗を掲げてありますし、国歌も歌っております。

以上でございます。

○堀添國尚議員 2回目の質問をいたします。

降灰対策については、きのうからいろいろ同僚議員の質問があったわけですが、余りは期待はしておりませんでした。この質問の内容は、市長も御存じだと思っておりますが、2月7日に森山裕、加藤紘一郎、愛知治郎、これは愛知揆一のお孫さんだそうですが、3国会議員が私たちの公民館に来られて、「ふるさと対話集会」ということで集会を、小さい集会だったわけですが、それを実施していただきました。中で、私が申し上げたことについては、地域の振興会長さん、民生委員さん、第7分団の消防団長さんをお集まりいただいて、事前にまとめたものをそのときに発表したものです。それと、少し重複する形できょうは一般質問を出させていただきます。

ふるさと対話集会のこのプリントは市長にも

おあげしております。どのように後にこのことを見て感じられるかどうかわかりませんが、この一般質問のほかに2つほどまだあります。タンクの設置をお願いしたい。水で洗い流すには大型タンクが必要である。桜島もまだ若いので噴火が続くと思われる。市の除去だけに頼るわけにはいかないの、麓、辺田地区は勾配がついていて、特に麓地区は水が豊富なので、地区住民が協力し合い除去する方法も考えられると。こういうことと、もう1点は、閉校する牛根中学校跡を万が一のときの避難先として維持・保守してほしいと。こういう2点と、今、私が一般質問をしたこの降灰対策のことでありました。

で、今、町なかでは不景気のこととこの桜島降灰に対する不満とか怒りとか、地域差は少しずつはあると思うんですが、特に協和地区、松ヶ崎地区はこの怒りが強いように思います。

そこで、これをやっぱり解決していくということは、補助金を出すとか、無料配布をするとか、こういうこともだろうけど、市役所や議会の動きを住民がわかっていない。ここに来てずっと傍聴されておったら、いかに執行部、議会も真剣に取り組んでいるかということが市民の方々もおわかりになるんだろうけど、傍聴がされていないのでわからないと。

そこで、市長がきのうもおっしゃったんですが、このチャンス、チャンスという言葉を使っていいのかどうか、この悪いことをです、チャンスをとらえて国・県に陳情をしたいというような旨の答弁がなされました。そこで、議員のほうからも、署名活動をしながらそれをしてらどうかというような提案もありました。そこをこの合体させてやったら、地域住民の方々もその署名する折に、降灰対策に対する市の考え、議会の動きというのをおわかりになられるので、少しはその不安も解消されるんじゃないかと、こういうふうに思います。で、その取り組

みについて、市長のほうで答えいただきたい
と思います。

環境対策について。猿ヶ城のバンガローと活
性化施設の排水対策のことですが、これはもう
前々からいろいろ私もお願いをして、課長のほ
うでも前向きに答弁がなされております。この
ことについては、市長は、非常に大事なことで
あるということを前の議会でも答弁がなされて
いるし、ぜひ、高度処理も考えているというよ
うなこともおっしゃっていました。

だから、私が思うのは、そういうことをおっ
しゃっしていながらなぜこれが、垂水の代表する、
新しい中学校の校歌とか、あるいは垂水の標語
である「水清き」とか、そういうことにありな
がら、言葉はあるんですけど、本当に実際の面
で、後ろ向きに前に歩いているような気がして
ならないんです。ですから、これは非常にすば
らしい財産を捨てているようなことなんだとい
うように私は思います。今から先、やっぱり生
き残っていくには、こういう原風景というのを
やはり確保していく必要があるというふうに考
えます。

ですので、先日、実際に猿ヶ城に活性化施設
のその排水施設である浄化槽を見に行ってみま
した。課長のほうは大型のそういう池を考えて
いらっしゃるのかもしれないけど、それと私が
思うのは、流量の問題ですね、あの活性化施設
とバンガローから来る排水の量の問題ですが、
そこが余り私もわからないんですけど、20トン
前後というふうに考えているんですけど、そのこ
とで水道課長にお聞きしたところ、さらさら流
れる程度のものであるというようなことであれ
ば、あのスペースに小さい池あるいは砂利を敷
いた水路をつくることは可能であると、私はこ
ういうふうに見たわけです。

ですので、そこらあたりを専門的な、あの工
事をされた方々の設計図等は私も見てもいない
わけですが、何かの対策をとって、本当に猿ヶ

城のあの水だけは、市長、もう死守するという
ような気概がないといけないんじゃないかと、
このように思っております。そこらあたりをま
た御答弁をよろしくお願いいたします。

それと、小浜の国道の関係についてはよくわ
かりました。ぜひそのようにしていただきたい
と思います。

交通安全対策ですが、前の議会でもこのこと
は質問いたしまして、驚くほど事故が多発して
いると、こういう状況ですね。で、1週間ぐら
い前の新聞でしたか、肝付・曾於に3人の死者
が出て、何か取り締まりを、広報活動を強める
んだというみたいなのがあったわけですね。桜
島口のこの事故というのは、重大事故の発生と
いうのは十分予想されるわけですね。私が質問
をしてからもう3カ月たっておりますよ。だか
ら、いつごろ課長としては、大変、自分で予算
を持っているわけでもないんだけど、関係課と
のその協議の中で見通しとか、あるいはこちら
からそういうことを強力なお願いをするとか、
そういうことをされるおつもりはないか。

教育行政について、先ほどの池之上議員の質
問で内容についてはわかったわけですが、何
かそういう新しい中学校ができて、そういう管
理体制というものがなくて、けじめけじめにき
ちんとしたことをする規律ですね、そういうも
のがないと何か、先ほど教育長がおっしゃった
教育的なそういう配慮が何か色あせて見えるよ
うな気がするわけですね。

それともう1つはですね、前々からお願いし
ておりました、これは市長にも私は責任がある
と思うんですが、牛根中学校からこちらの学校
に、合併の折に先生を1人は、やはり子供たち
が不安定な時期ですよ、だから、そういうとき
に相談のためにこちらに1人、先生を赴任させ
られないかというようなことを2回ほど申し上げ
たわけですよ。そうしたら、非常に大事な
ことであるということで、最大限の努力をする

というふうに教育長は約束をされました。

で、今さっきのお話を聞いていると、何かそのことがちょっと実現不可能じゃないのかなというふうに思ったわけですね。で、教育長はそのことはもう知っていらっしゃると思うんです。ただ、公表できないだけのことであって。

ですから、もしそれが実現できていないようであれば、先ほど牛根中学校の先生たちの意向が大事なんだというような旨の答弁があったわけですが、そうすると、難しいと思った時点で市長ともども牛根中学校に行って、校長を中心にして、だれか1人ぐらいの先生が、私は、牛根中学校の先生たちが子供たちをこちらの学校へやって、そして自分だけがすいすい自分の行きたいところへ行くと、こういう先生じゃないと思うんです。そこらあたりの努力をどうされたのかですね。それと、まだ20日ありますよ、4月まで。今からではもう遅いわけですか。そこらあたりよろしくをお願いします。

○市長（水迫順一）桜島の降灰対策、それと先般のふるさと対話の中で具体的ないろんな要求が出て、私も同席をさせていただきました。火口を間近に控えた地域であるだけに、本当に深刻な意見だったと思いますし、自民党の森山先生初め、加藤さんも本当に初めて桜島のこの被害の程度を知られたんじゃないかと。そういう意味では非常にありがたいアピールができたなど、そういうふうに思っております。このことをいろんな形で国の支援をいただくということにしていかなければいけないんですが、それに際しまして署名まで添えたほうがいいのかどうかは、今後考えていきたい。

例えば特別交付税、これは御案内のとおり、その年に起きた災害に厚くそれを支給していくんだというところがございます。それで、自然災害がここのごとこでございますので、そういう意味ではいい機会だとそういうふうに思っておりますし、2月の2、3だったと思

ますが、特別交付税の陳情に行ってまいりました。そして、これは陳情のやり方が変わりましたので、なかなか思うようにいかない面があるんですが、非常に降灰で大変な状況という写真を幾つか、1枚のB4に添えて、裏面にはいろんな新聞各社の記事も添えて、一目見ただけで、おすごいなというような新たな写真等を掲示したそういうものを持っていきました。総務省にもあいさつかたがたということで、上のほうから課長まで見ていただきましたし、この反響は結構あったと、そういうふうに思っております。

結果が、ことしの特別交付税はもう3月、今月末に交付されますので、その結果を、減っていく中でどれだけうちに対する交付税ができるのか、その辺を実は楽しみにしておるところでございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌）環境対策についての2回目の御質問にお答えいたします。

猿ヶ城、森に係る水の排水処理につきまして、これまでどのような検討をしてみたいかということはさきに答弁させていただいておりますけれども、これまで、環境に優しい処理をできないかということで、蒸発散方式とか土壌浸透方式とかいうようなものが可能かどうかというのを、県とも幾度も検討を重ね、設置できないか検討いたしてまいりました。その過程の中で、構造的な問題、以降の管理の問題等々考えましたときに設置が困難だろうということで、現在の処理方式にした経緯がございます。

それと、池を設置して、二次的な処理についてということでございますけれども、浄化槽の設置届を見ますと、一日の排水量が20立米以下というような流量でそんなに大きい流量ではございませんけれども、これを植物などによる浄化作用できれいにするとしますと、ある程度貯留しなければいけないということを考えますと、そこそこの貯留施設が必要になってこよう

と思います。そういうのを勘案いたしますと、現施設の中での設置というのは難しいんじゃないかということで、先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。

○市民相談サービス課長（島児典生） 桜島の交差点の件ですが、国交省の計画的なものを聞いておりますので、それについてお答えいたします。

まだ4月の予算についてははっきりして言えませんけど、計画的なものとして、22年の4月以降コンサルを入れたいということで計画されているみたいでございます。まだ工法も決まっておきませんので、その工法が決まり次第、計画がまとまり次第、市を含む関係機関と協議をしたいということで、この件につきましては、最重課題として国交省のほうではとらえておりますということでした。

以上です。

○教育長（肥後昌幸） 中央中のことにつきましてお話をしておきますが、前の垂水中学校の校訓が、「自主」「協調」「勉学」「実践」とこの4つだったそうですけれども、この4つを、「希望の鐘」というのがありました。これは、お聞きしますと、水迫市長が中学校3年生のときに、当時の生徒会長が発案でこの希望の鐘というのができたというふうに聞いております。実は私はこれはすばらしいことだなと、垂中の出身者の皆さん方、たくさんいらっしゃると思いますけれども、いつも、朝ですか、この鐘が鳴ると、静止して黙想をしたと。「望みの鐘」ですか、ごめんなさい。ということをしたということで、私は非常にこれはすばらしいと思っております。

今度、中央中学校の校訓が、先ほど申しあげましたように、「創造」「感動」「鍛錬」であります。ですから、これをこの望みの鐘で、4つの誓いを、今度は3つの誓いというふうにして復活したらどうかと、校長に私は提案をして

いるところでございます。ぜひこれを続けたいなというふうに思っております。

それから、牛根中学校の教員のことでございますが、先ほど時間がなかったので一般的なことを申しあげました。具体的なことを申しあげるのはまだ早いんですけれどもね、実は、動かすにも、例えば牛根中からでも、あるいは南中等からでもですけれども、すべて垂水中央中学校に行くわけですね。そのときに、教科によって定員が決まってくるわけです、これは。数学は3人とか、英語は4人とか決まってきます。そうすると、そこに例えば3人必要であるのに、2人しかいないと、1人は転出した。その1が、英語が1ありますから行けるとか、そういうふうにして教科が全部決まっているわけですね。

そうすると、議会ですので申し上げますが、牛根中の場合に今度、異動しますのが、理科、社会、英語、音楽という教科でございます。この教科は、中央中学校にはすべて過員になってしまう。いわゆる、そこに行きますと余ってしまうわけですね。だから、そういうために、今度は中央中の年数が来ていないのを動かしてまで、こうやるということにはできないわけでございます。そのようなことで、実は国語が、今、育休中でございます、この教員は中央中に行きます。しかし、まだこれは育休中でございますので、育休がはれるとそういうことになります。

そのような実情でございます、御理解いただきたいというふうに思います。

○堀添國尚議員 降灰対策のロードスーパーのことなんですけど、これは鹿屋の大型店に4万6,800円で売っております。で、聞いてみたら、降灰用のやつじゃなくて、何かちりとり用の手押しのスーパーだということで、灰は何か漏れてくるというようなことでありました。垂水のある業者が買っているのが、何かインターネットで探して2万円弱で購入したと、これは非

常に性能がいいとこういうことでありますから、いつでも見に来てくださいというようなことでありましたので、また何かの宣伝になるかと思えます。その労働の、灰を集める場合の労働の軽減というようなことで、お年寄りも多いわけですから、何か参考にさせていただきたいと思えます。

先ほど水道料金のことを申し上げたんですが、ただ、これは単に地域の皆さんが、私のところは簡易水道ですので水道料金には響かないんですが、垂水のほうは大変だろうなというようなことで地域の方々が、これもふるさと対話集会の中で入れてあげたらどうかというようなことでしたわけでありまして、ただ、これは1つの不満というんですかね、みんなが思っている、そういうもののあらわれがこの水道料ということになったんじゃないかというふうに思えます。

だから、先ほども申し上げましたとおり、市長はそれなりに一生懸命取り組んでいらっしゃる、特交のほうもまた希望が持てるようなお話ですが、そういうことをしているという情報が市民には伝わっていないようなんですね。そこで、そういうことに対する不満から私にも、「議員がうえ、10人にしっせえ6人分な降灰のほうへ回せ」とか、そういう極端な話をされるわけですし、そういうことですから、もっと市民に、役所がやっぱり取り組んでいる、そういう降灰への取り組みとこのを宣伝されるほうがいいんじゃないかなというふうに、これはお互いに、市民も、こちらのほうもいいんじゃないかなと思いますので、そのことをまた市長のほうでも検討をされたらどうかというふうに思えます。

環境対策ですけど、これはもう非常に僕はもう粘り強くやりたいと思います。実行されるまでずっと言い続けて、市民の皆さんにも、きょうも私の大阪市役所に勤めている同級生がこちらに帰ってきているんですが、そのことで話を

してみたら、非常に大事な財産であるというようなことで、ぜひこれはやっぱり何らかの対策をとっていただく必要があるんじゃないかと、こういうふうに思っていますので、また専門家も連れてきて、その現場を見ながらですね、そういうこともしたいと思いますので、きょうはこのことはこれでとどめておきます。

それと、教育行政のことなんですが、教育長のそういう事情は、もちろん皆さんにはいろいろな事情がありますよね、それはそれとして、非常に合併という牛根にとっては、私どもは賛成はしなかったわけで、強制的にされたというふうに思っているんですよ。そうすると、この8人の子供がこちらへ来て、他の学校の先生は来る。牛根の子供はそこに相談相手とか、そういうものの差が出るじゃないですか。そこから来る、生徒の学校生活におけるいろいろな悪影響が出てくるんじゃないかと、こういうふうに思っていますよね。

だから、教育長がいろいろ取り組まれたそういう努力を全面否定するわけじゃないんですけど、やっぱり大人というのは経過より結果が物を言うと思うんですよ。いかに経過を一生懸命やってみても、結果が出なければそれはない、経過がないのと同じじゃないかというふうに考えます。

ですから、教育長は学力向上と、教育長になられたときに、4中学校の合併を一生懸命やるということだったわけですが、その裏にはやっぱりそういうものがきちんとされて合併という方向に行かないと、教育長が先ほどいろんな校訓やらおっしゃっても、それが果たして、大人がそういうことをいろいろな事情があるということやれないのに、子供たちがそういうことを、大人の姿勢を見て、そういうふうに行くかどうか、そういうふうにならざるに今までの私の経験では思うわけですよ。

ですから、市長、ここはどうですか。市長も

そのことについてのお考えが、これでいいのかどうかですね、この市長のお考えを聞いて、終わりにしたいと思います。

○市長（水迫順一） 前回もこの件を質問されましたので、教育長から答弁があったように、いろんな努力を教育長を中心にしていただいております。要は、教育長もよく言われるんですが、統合してよかったと思える中学校に仕立てていくんだと、をつくっていくんだという考え方で一生懸命やっておられますので、一部、そういうようないろんな規制の中で、できないことも当然あると思うんですね。だけど、それはできなかったことで終わるんじゃなくて、統合してよかったと思える中学校づくりですから、ほかの面でまた考えていないことが加わって、新たな魅力のある垂水中央中学校になっていくだろう、そういうふうに思っております。

○堀添國尚議員 まだ4月1日は来ませんので、まだその結果も出ていないわけですから、望みをつなぎたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川尻達志） 以上で、平成22年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を終わります。

△委員会付託

○議長（川尻達志） お諮りします。

平成22年度各会計予算案を各所管常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 異議なしと認めます。

よって、平成22年度各会計予算案は、各所管常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△日程報告

○議長（川尻達志） 本日の日程は、以上で全部終了しました。

明11日から18日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、3月19日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（川尻達志） 本日は、これもちまして散会します。

午後4時24分散会

平成 22 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 22 年 3 月 19 日

本会議第4号(3月19日)(金曜)

出席議員 15名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠 員)
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	宮 迫 義 秀
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	島 児 典 生	教委総務課長	北 迫 睦 男
保健福祉課長	城ノ下 剛	学校教育課長	有 馬 勝 広
生活環境課長	迫 田 裕 司	社会教育課長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成22年 3 月19日 午前10時開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第1号～議案第11号、議案第23号～議案第35号、陳情第20号～陳情第24号一括上程

○議長（川尻達志）日程第1、議案第1号から日程第11、議案第11号まで並びに日程第12、議案第23号から日程第24、議案第35号までの議案24件、及び日程第25、陳情第20号から日程第29、陳情第24号までの陳情5件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市防災会議条例の一部を改正する条例 案

議案第2号 垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第3号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市特別会計条例の一部を改正する条例 案

議案第8号 大野原辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第9号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の

変更について

議案第10号 垂水市道路線の廃止について

議案第11号 垂水市道路線の認定について

議案第23号 平成22年度垂水市一般会計予算案

議案第24号 平成22年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第25号 平成22年度垂水市老人保健医療特別会計予算案

議案第26号 平成22年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第27号 平成22年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第28号 平成22年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第29号 平成22年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第30号 平成22年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第31号 平成22年度垂水市病院事業会計予算案

議案第32号 平成22年度垂水市と畜場特別会計予算案

議案第33号 平成22年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第34号 平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第35号 平成22年度垂水市水道事業会計予算案

陳情第20号 「我が日本国において外国人参政権を容認するいかなる立法も法改正もしないこと」を要請する意見書を国会並びに関係行政庁に提出することを求める陳情

陳情第21号 快適な生活環境を守るために養豚場の移転を要望する陳情について

陳情第22号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書について

陳情第23号 垂水市議会議員定数削減について
陳情第24号 中小自営業者・家族従業員の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情書

○議長（川尻達志）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長北方議員。

[産業厚生委員長北方貞明議員登壇]

○産業厚生委員長（北方貞明）おはようございます。

それでは、報告いたします。

去る2月25日及び3月10日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、3月11日委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第7号垂水市特別会計条例の一部を改正する条例案、議案第10号垂水市道路線の廃止について及び議案第11号垂水市道路線の認定については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成22年度垂水市一般会計予算案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成22年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案、議案第29号平成22年度垂水市介護保険特別会計予算案、議案第30号平成22年度垂水市老人保健施設特別会計予算案、議案第31号平成22年度垂水市病院事業会計予算案、議案第32号平成22年度垂水市と畜場特別会計予算案、議案第33号平成22年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案、議案第34号平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案及び議案第35号平成22年度垂水市水道事業会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の継続審議となっていました陳情第21号快適な生活環境を守るために養豚場の

移転を要望する陳情については、結論を得るに至らず、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（川尻達志）次に、総務文教委員長田平議員。

[総務文教委員長田平輝也議員登壇]

○総務文教委員長（田平輝也）おはようございます。

去る2月25日及び3月10日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、3月15日委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第1号垂水市防災会議条例の一部を改正する条例案、議案第2号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、議案第3号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第4号垂水市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案、議案第5号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案及び議案第6号垂水市屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号大野原辺地に係る総合整備計画の策定について及び議案第9号内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成22年度垂水市一般会計予算案中の所管費目及び歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成22年度垂水市国民健康保険特別会計予算案、議案第25号平成22年度垂水市老人保健医療特別会計予算案、議案第26号平成22年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案及び議案第27号平成22年度垂水市交通災害共済特別会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第24号中小自営業者・家族従業員の
人権保障のための「所得税法第56条の廃止を
求める意見書」の採択を求める陳情書について
は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審議になっておりました
陳情第20号「我が日本国において外国人参政権
を容認するいかなる立法も法改正もしないこと」
を要請する意見書を国会並びに関係行政庁に提
出することを求める陳情については、採択とし、
意見書案を提出することに意見の一致を見まし
た。

次に、同じく閉会中の継続審議になっており
ます陳情第22号改正貸金業法の早期完全施行等
を求める陳情書については、採択とし、意見書
案を提出することに意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長（川尻達志）次に、議会運営委員長篠原
議員。

[議会運営委員長篠原静則議員登壇]

○議会運営委員長（篠原静則）去る2月25日
の本会議において議会運営委員会に付託となり
ました案件について、3月18日委員会を開き審
査を行いましたので、結果を報告いたします。

陳情第23号垂水市議会議員定数削減について
は、提出者の意見、効率的な議会運営のあり方
など、さらに調査することが必要なことから、
本陳情については、閉会中の継続審査とするこ
とに決定いたしました。

これで報告を終わります。

○議長（川尻達志）これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可しま
す。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、反対の討論を行っていきたくと思
います。

反対する議案は、議案第1号、第2号、第3
号及び一般会計に関する23号について、4議案
について反対の立場で討論をさせていただきたく
と思います。

まず最初に、議案第1号垂水市防災会議条例
の一部を改正する条例案についてであります。

改正案は、防災会議の委員に自衛官を加える
というものです。

防災会議の最大の仕事は、地域防災計画を作
成することです。地域防災計画は、実際の災害
時に有効に機能し、活用できる計画にしていく
ことが必要です。だからこそ、防災計画の作成
における市民参画を図るとともに、市民が見て
理解でき、わかりやすい内容にしていくことが
求められています。それは、市民等の防災活動
への関与なしには防災計画の実行は困難である
ことが、経験的に明らかになっているからであ
ります。

また、災害対策基本法第8条には、自主防災
組織の育成、ボランティアによる防災活動の環
境の整備、その他国民の自発的な防災活動の促
進に関する事項と指摘し、防災活動の主体とし
て位置づけています。だからこそ、同法第7条
で住民等の責務では、公共団体、防災上重要な
施設の管理者等の責務及び住民の自発的な防災
活動に寄与などが規定されています。ゆえに、
防災会議の構成員に市民や防災関係の市民団体、
防災ボランティア組織、防災上重要な事業所な
どを、自治体防災と連携し、効果的な活動を担
保していくためにも体制上重要であり、多くの
自治体でも一層この点については明確にされて
きています。

自衛隊は、日常的に自然災害に対する災害対
策訓練及び研修をしているわけではありません。
自然災害では、自治体が第一義的な役割が求め

られています。政府機関はバックアップするのが使命になっているはずであります。ゆえに、自衛隊はあくまでも協力支援関係として位置づけられているのが役割であり、防災会議の一員として構成されるのは法的にも求められていないし、妥当でないと考えます。

以上の理由で反対をいたします。

議案第2号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、反対の討論を行います。

市長は、答申を受けて、その結果を尊重しながら、給与減額の条例案を提案されてきました。提案理由として、景気の状態や国等の財政状況から見ても回復は困難な中にあり、影響を受ける本市でもさらなる行政改革が必要ということで、三役の給与の減額を改めて打ち出されました。

しかし、報酬等審議委員会の結果を受けとめず、減額されるということは、答申が妥当ではなく、今日の情勢等からかんがみて、検討が必要ということの問題提起していることにはなっていないでしょうか。

行政改革も十数年取り組んできていますが、国の財政状況は、経済の動向から見ても、当分の間、財政改革は続くものと考えます。このような観点から考えたときに、市長を初め、三役の給与等そのものを根本から見直すことが求められていると考えます。県下でも、三役等の退職金等も含めて見直しが始まっています。

ゆえに、行政改革などの今日の状況に見合った取り組み対策が必要と考えます。よって、条例案には反対をいたします。

議案第3号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論をいたします。

予算案の説明で、市税不足や地方交付税等の依存財源になっていることを指摘し、財政健全化のために、人件費の削減を図る一方で重要な

事業に必要な予算措置を行ったと説明をされています。一体どこまで行けばこの論法がなくなるのでしょうか。

この間、人事院勧告のもとで五十数年ぶりと言われる給与構造改革が実施されている中、地方公務員も含めて生活への影響、民間企業者への影響、地域経済への影響等が生まれてきています。一方では、市の財政も逼迫しているときであり、職員も給与を下げるのは当然という市民感情も理解できないわけではありません。

しかし、社会構造上、給与の基本は公務員が物差しになっていることから、民間の給与にも波及してきています。さらに、消費の喚起、内需拡大が景気回復の最重要課題と言われる中、地域経済にも少なからず影響を与えています。また、賃金引き下げはその家族の生活にも影響を与えています。とめどもなく続く財政健全化の弁として利用されるのは問題ではないでしょうか。財政運営でも別途の対策が講じられることが求められています。このような方法は、職員が市民の福祉向上のために邁進できる保障を形骸化していくものと言わざるを得ません。市長は、市職員の生活を守る責任があります。その責任をこのような形で果たそうとされているのでしょうか。

以上の理由から、今回の提案は問題があると考えます。よって、条例案には反対をいたします。

次に、議案第23号平成22年度垂水市一般会計予算案に反対の立場で討論をいたします。

議員必携書では、予算は1年間の収支の見積もりであると同時に、市民に対しては、この年度にどれほどの税を義務づけることになるか、その見返りとしてどんな行政サービスを行い、福祉向上に努めることにするかを約束するものであると述べ、さらに、予算は直接市民の生活を左右し、その福祉のいかんを決するものであるから、市長も、議会も、市民全体の福祉を念

頭に置いて考えるべきであると記しています。

この原則的な点から予算案を審査することと、もう1点は、総括質疑でも述べましたが、構造改革によって地域の協同や暮らしが破壊されていることや、また経済的な激変によって、生きることそのものが困難になってきています。人間の命の存続あるいは暮らしそのものの維持、可能性をめぐって危機的な局面に立っているという認識から、人間生活再生の場として地域をとらえ直し、その中で自治体の役割をしっかりととらえながら審査することが求められていたと考えます。要は、このような認識と立場に立って、市民の命を守り、生活基盤を立て直し、持続可能なものにしていく予算になっているかということです。

また、私は昨年末、2010年度予算編成に当たっての要望書を市長に提出し、今日の財政運営の方向として、環境、福祉、教育を中心として、市民生活をしっかり支援していくことが求められていると要望もいたしました。

では、本予算案はどうであったか。市長は、予算案の説明で、桜島降灰対策や中学校の大規模改造など必要な予算額を確保するとともに、経済対策や雇用創出に配慮し、編成したと述べられました。

しかし、市民の暮らしを守り、地域経済再生のために今、必要なことは何でしょうか。地元新聞は、「景気対策としての公共事業は対症療法的な側面が強く、歳入確保や景気回復など、投資に見合う効果があるかは疑問。歳入の見通しがないまま続けても、貯金を食いつぶし、将来に不安を残すだけになりかねない。公共事業に頼る景気対策は見直す時期に来ているのではないか。実効性のある創業支援や住宅改修補助など、個人消費を喚起する施策にも重点を置いてほしい」とつづっています。

市長も、環境、福祉、教育を中心とした予算のあり方については、この間の議論の中でも同

意されてきました。しかし、今回の予算編成は景気対策に重点を置いた内容で、市民の命を守り、暮らしを応援する生活安定対策は不十分と言わざるを得ません。私は、総括質疑でも、これらの点について2つの観点から問題点を指摘し、また対策についても提案をしながら質疑も行いました。

重要な歳入の確保の点からは、国が多大な財政赤字を抱える中、今後、地方交付税が確保される保障はありません。交付税の多くを償還に充てざるを得ない状況も今後、想定されます。当然、交付税の確保を求めていく行動も必要ですが、持続可能な財政を目指すのであれば、確かな歳入確保のための対策や、そのための道筋をつけることが必要ではないでしょうか。

この間、私は、小規模公共工事の取り組みで多くの人に仕事の確保ができる問題点についても提案してきました。また、今回調査費が予算計上されました橋梁工事問題もありました。そして、総括質疑で提案した住宅改修補助制度等がありました。これらは結果として個人消費を喚起していくことにつながっていくものと、全国の事例からも確信をしています。結果、市政にも貢献していくものです。こういう点から検討したときに、標榜されている持続可能な財政運営ができるのか疑問です。

一方、歳出の面ではどうでしょうか。景気・雇用対策はとられたと評価します。さらに、福祉の面でも保育所の継続入所対策や水之上の学童保育所の改修など、評価する点もあります。しかし、市民の皆さんが最も必要としている生活支援対策はどうなのでしょう。今回この点では、社会保障を最も支援が必要とする人たちが逆にこれらの制度で排除されている事態も示しながら、対策の必要性を訴えました。

介護の問題では、所得に関係なく支払う1割の負担料、この1割負担料が特に低所得者の介護を奪い、結果、健康まで奪う事態になってき

ています。介護制度が始まる前までは、十分と言わなくても必要な福祉が備わっていました。これらの点については全国の328の自治体が、命と生活を守れと高齢者を支援する施策を講じています。この差は、自治体とは何かを問うていると考えます。

さらに、子供の医療費問題で各自治体の取り組みは、自己負担なしの方向がさらに強まっています。これらの動きは政府も動かそうとしています。市長は、地域間の格差をなくすことを掲げてられました。そして、枠として中学校まで拡大され、来年度も引き続き継続されます。この点については評価していますが、保護者が望んでいるのは、いつでもどこでもお金の心配がなく安心して医者にかかれることです。子供の病気は緊急性を要します。委員会でも、方向は違いましたが、対策を講じられないか質疑もありました。

また、懸念として、安易な受診がふえ、医療費がかさむという意見もありますが、中学校まで自己負担なしの無料化を実施している群馬県の医師は、「実際には患者数はほとんど変わらない。むしろ早期の受診で医療費は抑えられるのではないかと語っています。私の調査でも、県下で自己負担なしの自治体で医療費が増加した原因は、窓口が現物給付制度に変更になり利用しやすくなったことや、医療費もその後、大きな変化はなかったということが担当者の聞き取り調査で明らかになりました。

これらの取り組みは、結果として命の保障であり、生活の安定にもつながっていきます。そして、消費に向かい、税収にもつながっていくのは全国の取り組みからも明らかであります。

公契約条例も取り上げました。市長も参加されている全国市長会は、平成17年6月、市長会で政府に対して法律制定を求める要望書を提出をされています。当然、市長も理解され、同意されていると思います。

この条例の目的は、公共事業や受託事務の契約のもとで働く労働者の賃金や労働条件の最低の規制を行うことを目的としています。質疑に対する回答は、事務がふえる、介入できないなど含めて、条例化はできないというものでした。実務がふえようが、市民の暮らしを守るのが自治体の責務ではないでしょうか。介入できないといいますが、市が発注している仕事が適切に実施されているか調査する権限もあります。回答は矛盾するものでした。

この制度の条例化は、労働者の賃金の底上げや労働条件の改善にもつながっていくものです。結果、地域での消費行動も喚起し、市税収にも貢献していくものです。

このほかにも、私は農漁業問題も取り上げました。これらを基幹産業として位置づけているのであれば、それにふさわしい予算措置が必要と考えます。しかし、関係する予算は土木予算が中心で、担い手対策や経営安定対策は不十分と考えます。また、政策課題として優先順位を上げなければならない温暖化対策は、人員不足や財源不足で十分でないことが明らかになりました。職員体制を整備し、政策課題として明確にしていくことが求められています。

以上、主要な点の問題点を挙げました。これらの点からも、今回の予算は、景気・雇用対策に余りにも重点を置いた内容で、市民の最も要求している暮らしを応援する生活安定対策は不十分と言わざるを得ません。また、市長が目的とされている持続可能な地域づくりや財政運営という点でも、それにふさわしい対策は不十分であり、問題があると言わざるを得ません。よって、本予算には反対であります。

これで、私の反対討論を終わります。

○議長（川尻達志） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

御異議がありますので、議案第1号、議案第2号、議案第3号及び議案第23号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号及び議案第23号を除き、各議案は、各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第1号は、起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第1号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり

決定しました。

次に、議案第23号は、起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情第24号を除く、陳情第20号から陳情第23号までの陳情4件を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）御異議がありますので、陳情第20号を除き、陳情第21号から陳情第23号までの陳情3件を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、陳情第20号を除き、陳情第21号は閉会中の継続審査、陳情第22号は採択、陳情第23号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第20号は、起立により採決いたします。

委員長の報告は、採択であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、陳情第20号は採択とすることに決定しました。

次に、陳情第24号に対する委員長の報告は不採択でありますので、この採決は、起立により行います。

本陳情を採択することに賛成の方は、起立願

います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立少数です。

よって、陳情第24号は不採択とすることに決定しました。

△議案第36号～議案第38号一括上程

○議長（川尻達志）日程第30、議案第36号から日程第32、議案第38号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第36号 平成21年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案

議案第37号 平成21年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第3号）案

議案第38号 平成21年度垂水市一般会計補正予算（第10号）案

○議長（川尻達志）説明を求めます。

○財政課長（三浦敬志）おはようございます。よろしく願いいたします。

議案説明に入ります前に、昨年度に引き続きこのような形で最終本会議に追加議案を提出いたしますこと、また、予算案であります追加議案が提出しなければスムーズな予算執行ができないことを御理解いただき、お許しくださいますようよろしく願いいたします。

それでは、議案第36号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案について御説明申し上げます。

第9号案の補正理由の第1点目は、第8号補正予算において御承認いただきました地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加交付額が3月2日に1,396万8,000円示されたことによる補正であります。

2点目は、国の第一次補正予算に計上されていた地域活性化・公共投資臨時交付金の中の安心・安全な学校づくり交付金分1,293万円が

確定したことによる補正であります。

3点目は、一般公共事業債に調整分があったことにより、一般財源に剰余分が出てまいりました。その財源により予算整理を行おうとするものであります。

4点目として、本年度事業費の確定及び繰り越し状況を明らかにしようとするものでございます。

今回歳入歳出とも4,366万4,000円を追加しますので、これによる補正後の歳入歳出予算の総額は92億1,914万円になります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけての第1表歳入歳出予算補正としてお示ししております。

地方自治法第213条第1項の規定による翌年度に繰り越して使用することになりました経費は、5ページの第2表繰越明許費にお示ししております。

繰り越し事業の内容といたしましては、本議会初日に提出いたしました第8号補正予算、それから本日提出いたしました第9号補正予算案による地域活性化・きめ細かな臨時交付金による全事業を繰り越します。またそのほかに、農林水産業費の中の森林整備加速化・林業再生事業、消防費の中の全国瞬時警報システム整備事業、教育費の中の松ヶ崎・牛根小学校、垂水中学校、各校の耐震補強計画委託事業につきましても事業費の全額を繰り越します。繰り越しによる財源は、国庫補助金、県補助金及び一般財源であります。

地方債にも補正がありましたので、6ページをごらんください。

一般公共事業債が認められておりました港湾整備事業ほか3事業は、充当率が90%から100%に引き上げられましたので、一般財源の負担を緩和するため、お示ししております額をそれぞれ追加借り入れしようとするものでございます。

次に、11ページからの歳出事項別明細について説明させていただきます。

財産管理費の積立金の財政調整基金積立金は、冒頭申しあげました国庫支出金の追加確定に伴う交付金や、一般公共事業債の充当率アップに伴い、一般財源に剰余分が出てきたことにより積み立てようとするものであります。

その下の塵芥処理場費以降、説明欄に「財源更正」と記載されている目につきましては、追加交付金や市債を充て、また、小学校施設整備費につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金の確定分を充て、財源更正を行っております。

12ページの農道整備事業費、13ページの道路維持費につきましては、8号補正予算で予算措置できなかった路線等に地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加分を充てております。

飛んでいただきまして、最後の16ページになります。

宅地内降灰災害復旧費につきましては、今回の豪灰に対処するものであります。

歳出に関する説明は、以上でございます。

今まで御説明いたしました補正事業に要します歳入の補正予算は、前に返っていただきまして、8ページからの歳入事項別明細にお示ししておりますように、補正財源は、国庫支出金の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加分、地域活性化・公共投資臨時交付金の確定分、それに潮彩町排水処理施設特別会計を清算することによる繰入金、その他、市債などの特定財源を充て、予算の均衡を図りました。

以上で、第36号の説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○生活環境課長（迫田裕司） おはようございます。

続きまして、議案第37号平成21年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第3号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由ですが、潮彩町排水処理施設特別会計が一般会計へ編入されることに伴う調整によるものでございます。

4ページの歳出から御説明いたします。

3款諸支出金、1目繰出金は、特別会計の廃止に伴い、歳入歳出決算をゼロにする必要があることから、平成21年度決算による剰余金を一般会計に繰り出そうとするものでございます。

次に、歳入の6款繰入金の1目潮彩町排水処理施設整備基金は、歳入歳出の収支の均衡を図るための補正でございます。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ135万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1,047万7,000円といたします。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○財政課長（三浦敬志） 議案第38号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第10号）案について御説明申し上げます。

第10号案の補正理由は、退職願が3月15日に提出されたことに伴い、所要額の補正を行うものであります。

もう1点は、平成21年度の特別交付税が3月16日に決定し、当日示されたことによる補正を行うものであります。

今回歳入歳出とも1億2,104万5,000円を追加しますので、これによる補正後の歳入歳出予算の総額は93億4,018万5,000円になります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正としてお示ししております。

地方債にも補正がありましたので、3ページをごらんください。

退職手当債を3億円借りるようになっておりましたが、5,000万円は一般財源で対処できる見込みであるため、2億5,000万円の起債額といたし

ました。

次に、6ページの歳出事項別明細に冒頭申し上げました退職手当の補正を計上しております。

その下の財産管理費の積立金の財政調整基金積立金は、冒頭申し上げました特別交付税分を積み立てようとするものであります。これによります財政調整基金の残高は6億1,091万6,000円となります。

これらの補正財源は、5ページに返っていただきまして、特別交付税を充て、予算の均衡を図りました。

以上で、議案第38号の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時44分休憩

午前11時 開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第36号から議案第38号までについて、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第38号までの議案3件については原案のとおり可決されました。

△意見書案第23号～意見書案第26号一括上程

○議長（川尻達志）日程第33、意見書案第23号から日程第36、意見書案第26号までの意見書案4件を一括議題とします。

意見書案第23号 「我が日本国において外国人参政権を容認するいかなる立法も法改正もしないこと」を要請する意見書案

意見書案第24号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案

意見書案第25号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書案

意見書案第26号 「陳情の窓口一本化」に反対し、国民の基本的権利の一つである請願権を尊重し、保障するよう求める意見書案

○議長（川尻達志）案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

「我が日本国において外国人参政権を容認するいかなる立法も法改正もしないこと」を要請する意見書（案）

新政権の誕生に伴い、外国人労働者や移民の受け入れ制度を緩和していこうという動きがあり、在日外国人の増加が予想されている。

そうした趨勢を受けて、様々な混乱を招く可能性の高い外国人参政権の導入を推進していこうという動きがあるが、憲法93条2項「住民」は「日本国民である」ことが大前提であり、日本国民でない、外国籍の定住者、永住者等に地方といえども参政権を認めたら選挙権、被選挙権だけの話だけでは無く、公務員への就任、管

理職への登用、首長選挙立候補、自治体への直接請求権、意見提出、参加権等も含まれてくる。

多民族、民主国家大国アメリカでも外国人には参政権は一切与えていない。

在日外国人は、納税の義務と引き替えに得る権利は公共サービスを享受する権利であり、外国人参政権が無いことによって在日外国人が不利益を蒙っているとは思えない。

西洋諸国と違い、日本周辺は政治体制や価値観が大きく異なる諸国と隣接しており、外国人が参政権を行使することによって日本国民に不利益な政治判断が為される危険がある。

よって垂水市議会は政府に対して、外国人参政権を容認するいかなる立法も法改正もしないこと強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

鹿児島県垂水市議会 議長 川尻 達志

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿

総務大臣 原口 一博 殿

法務大臣 千葉 景子 殿

外務大臣 岡田 克也 殿

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書 案

経済・生活苦での自殺者が年間7000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ

金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果をあげつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置される消費者庁の所管乃至共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の問題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

- 1 改正貸金業法を早期（遅くとも本年12月まで）に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。

4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

鹿児島県垂水市議会 議長 川尻 達志

衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 江田 五月 殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿
総務大臣 原口 一博 殿
法務大臣 千葉 景子 殿
金融担当大臣 亀井 静香 殿
消費者庁長官 福島みずほ 殿

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）

本年6月24日、本市議会は、オバマ米国大統領のプラハ演説以降の核兵器のない世界に向けての国際的な機運の高まりをとらえ、「核兵器廃絶への国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書」を可決し、日本政府に、被爆した世界でただ一つの国の政府として、来年の核不拡散条約（NPT）再検討会議において、核保有国を初めとして国際社会が核兵器廃絶国際条約の締結を目指して、国際交渉を開始するよう働きかけることを要請したところです。

本年9月、国連安全保障理事会首脳級特別会合において、鳩山由紀夫首相は被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つとの決意を明確に表明されました。また、日本政府が米国などと共同提案した核廃絶決議案についても、国連総会第1委員会でも過去最多の国々の賛成で採択されるなど、日本政府の被爆国としての取り組みは一つひとつ成果を積み上げてきています。

一方、本年8月、長崎市では、世界の3,241都市が加盟する平和市長会議総会が開催され、2020

年までに核兵器を廃絶するための道筋と、各国政府が遵守すべきプロセスなどを定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を、2010年NPT再検討会議において採択を求めることなどの具体的な提案をもちこんだ「ナガサキアピール」が決議されました。

このような動きを踏まえ、被爆国の政府としての核兵器廃絶の取り組みをさらに確実なものにするために、国会及び政府におかれては、平和市長会議が提案する「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において、同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を初めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年3月19日

鹿児島県垂水市議会 議長 川尻 達志

衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 江田 五月 殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿
総務大臣 原口 一博 殿
外務大臣 岡田 克也 殿

「陳情の窓口一本化」に反対し、国民の基本的権利の一つである請願権を尊重し、保障するよう求める意見書（案）

政府の来年度予算編成にあわせ、民主党が幹事長のもとで着手している陳情・請願の「仕分け」に地方から現場から、「国民の要望をなぜ、政府に直接届けられないのか」と強い批判が出ている。民主党が新たに導入した陳情システムは、民主党・政府に対する陳情・要請を党都道府県連で受け付け、党本部の幹事長室が処理するというものである。

憲法には、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」（憲法16条）と規定している。

このように憲法16条では国民に請願権が付与されている。陳情・要望においても、その精神は同等のものであることは疑いのない事実である。また、陳情・要望及び請願をどの政党・団体を通じて行うかも、陳情者の意思に委ねられている。しかし、今回の「陳情の窓口一本化」は、この精神から逸脱するものと言わざるを得ない。

国民生活はさまざまな問題がある中、住民や各種団体が国政に陳情や要望することが増えてきている。行政は、これらの陳情や要望に応えていく責務があるのに、「窓口一本化」では、窓口を閉ざすことになりかねないし、さらに多様な意見等を認め合う民主政治の原則を壊すことにもなり、憲法の保障する国民の請願権を侵す問題であることも指摘せざるを得ない。

地方議員は住民の負託を受け活動している。当然、地域の問題や住民の声を直接政府に届け伝えることは、選挙で負託を受けたものとしての責務である。よって、行政府として直接地方の声を聞くことを求めるものである。議会人として「陳情窓口一本化」を認める訳にはいかない。ここに、「陳情窓口一本化」を民主党に一本化することに強い反対の意思を表明する。

よって、政府及び民主党におかれては、即刻、窓口一本化を改め、地方の声、国民の声に耳を傾け、国民の請願権の行使を尊重し、保障されるように強く要請するものである。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

鹿児島県垂水市議会 議長 川尻 達志

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿

国家戦略担当大臣 菅 直人 殿

内閣官房長官 平野 博文 殿

総務大臣 原口 一博 殿

衆議院議長 横路 孝弘 殿

参議院議長 江田 五月 殿

○議長（川尻達志）お諮りします。

ただいまの意見書案4件については、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思います。これが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第23号から意見書案第26号までの意見書案4件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、意見書案第23号から意見書案第26号までの意見書案4件は原案のとおり可決されました。

以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、閉会中、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

△閉 会

○議長（川尻達志）これをもちまして、平成

22年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時3分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員